

平成28年 9 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成28年 9 月 14 日 (水)

平成28年 9 月 16 日 (金)

平成28年 9 月 20 日 (火)

平成28年 9 月 30 日 (金)

平成28年 10 月 3 日 (月)

平成28年 10 月 4 日 (火)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成28年 9 月14日 (水)	7 頁
平成28年 9 月16日 (金)	53頁
平成28年 9 月20日 (火)	95頁
平成28年 9 月30日 (金)	119頁
平成28年10月 3日 (月)	209頁
平成28年10月 4日 (火)	313頁

平成28年9月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	9月14日（水）	<p>開会</p> <p>審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第19号 市民環境部関係議案審査 議案乙第19号、議案乙第20号、議案乙第21号 報 告第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>決 議</p> <p>保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議(案)</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第2日	9月16日（金）	<p>現地視察</p> <p>旧不燃物処理場敷地（轟木町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第19号、議案乙第20号、議案乙第21号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>決 議</p> <p>保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議(案)</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p> <p>報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、こども育成課、スポーツ振興課、市民環境部環境対策課、市民課）</p> <p>第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要について</p> <p>私立保育所等施設整備状況について</p> <p>（仮称）健康スポーツセンター整備事業について</p> <p>佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告</p> <p>第2次鳥栖市環境基本計画の見直しの概要について</p> <p>「マイナンバーカード申請が簡単にできる証明写真機」の設置について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>

第3日	9月20日（火）	<p>報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課） （仮称）健康スポーツセンター整備事業について 〔報告、質疑〕</p>
第4日	9月30日（金）	<p>審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕</p>
第5日	10月3日（月）	<p>健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部関係議案審査 議案乙第26号、議案乙第27号、議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p>
第6日	10月4日（火）	<p>現地視察 市民文化会館大ホール舞台機構改修工事（宿町）</p> <p>報 告（市民環境部市民課、環境対策課） 「マイナンバーカード申請が簡単にできる証明写真機」の設置について セアカゴケグモ関連の対応について 〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第26号、議案乙第27号、議案乙第28号 〔総括、採決〕</p> <p>閉会</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成28年9月13日付託]

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号) [可決]

議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) [可決]

議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) [可決]

[平成28年9月16日 委員会議決]

[平成28年9月29日付託]

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について [認定]

議案乙第28号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について [認定]

[平成28年10月4日 委員会議決]

2 議員提出議案

保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議(案) [可決]

[平成28年9月16日 委員会議決]

3 報告

第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要について(健康福祉みらい部社会福祉課)

私立保育所等施設整備状況について(健康福祉みらい部こども育成課)

(仮称)健康スポーツセンター整備事業について(健康福祉みらい部スポーツ振興課)

佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告(市民環境部環境対策課)

第2次鳥栖市環境基本計画の見直しの概要について(市民環境部環境対策課)

「マイナンバーカード申請が簡単にできる証明写真機」の設置について(市民環境部市民課)

セアカゴケグモ関連の対応について(市民環境部環境対策課)

平成28年 9 月 14 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 西依 義規

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 村山 一成

スポーツ振興課長 古賀 達也

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 下川 有美

市	民	課	長	徳	淵	悦	子																	
市	民	課	整	備	係	長	原	隆	士															
市	民	課	市	民	係	長	大	石	昌	平														
国	保	年	金	課	長	吉	田	秀	利															
国	保	年	金	課	長	補	佐	兼	健	康	保	險	係	長	古	賀	友	子						
国	保	年	金	課	年	金	保	險	係	長	山	内	一	哲										
税	務	課	長	補	佐	兼	固	定	資	産	税	係	長	佐	々	木	利	博						
税	務	課	管	理	収	納	係	長	豊	増	裕	規												
税	務	課	市	民	税	係	長	槇	浩	喜														
市	民	環	境	部	次	長	兼	環	境	対	策	課	長	兼	衛	生	処	理	場	長	槇	原	聖	二
環	境	対	策	課	長	補	佐	兼	環	境	対	策	推	進	係	長	竹	下	徹					
環	境	対	策	課	担	当	係	長	野	中	潤	二												

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査、報告

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

報告第17号 専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

決 議

保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議（案）

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前9時59分

開議

中川原豊志委員長

ただいまから、平成28年9月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は3件、ほか、報告事項1件、決議案1件でございます。

審査日程につきましては、本日14日は健康福祉みらい部関係の乙議案1件の審査及び市民環境部関係の乙議案3件の審査を行った後、専決処分事項の報告を受けたいと思っております。

その後、委員会発議予定の決議について委員間で協議を行います。

15日は予備日として、16日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察につきましては後ほど副委員長から説明をいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますよろしくお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

柴藤泰輔副委員長

今のところ、現地視察の場所は決定しておりません。

もし、希望の現地視察の場所があれば委員会終了までに、私のほうまでお伝えください。

（「きょうの」と呼ぶ者あり）きょうの委員会終了までに。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前10時4分開議

中川原豊志委員長

再開します。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

詫間 聡健康福祉みらい部長

おはようございます。

今委員会における健康福祉みらい部関係の議案につきましては乙議案1件となっておりますところでございます。議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉みらい部関係分について、御説明を申し上げます。

歳入7,494万円となっております、歳出4,454万9,000円となっておりますところでございます。

補正後の一般会計予算総額244億5,074万4,000円のうち、健康福祉みらい部関係の予算額は107億1,085万7,000円となっております、一般会計に占める健康福祉みらい部関係の予算割合は43.8%となったところでございます。

なお、詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

健康福祉みらい部

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田忠典社会福祉課長

ただいま議題となっております議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）につきまして、健康福祉みらい部関係分について御説明申し上げます。

委員会資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、平成27年度、国の補正予算として、地域介護・福祉空間整備推進交付金の中に新たに設けられました介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に係る国庫補助金でございます。補助率は100%となっております。

詳細につきましては、歳出のほうで申し上げます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

次に、その下の段、節2. 児童福祉費国庫補助金につきましては、母子家庭自立支援事業補助金として、190万4,000円の補正をお願いしております。これは、ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得することを促進する高等職業訓練促進給付事業に係る国の補助金でございます。

事業の内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。国の補助率は4分の3となっております。歳出のほうで253万8,000円お願いしておりますので、この4分の3、190万4,000円を歳入のほうでお願いしております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金につきましては、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金でございます。開設が予定されております地域密着型サービス事業所の施設整備と開設準備に係る補助金でございます。補助率は100%となっております。詳細につきましては、歳出のときに改めて御説明いたします。

次に、同じく項3. 委託金、目5. 民生費県委託金、節1. 社会福祉費委託金につきまし

ては、毎年実施されております国民生活基礎調査に関して、今年度鳥栖市が調査対象となりましたので、その調査に関する委託金でございます。

次に、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、平成27年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金3,203万4,000円のうち3,162万4,000円が介護保険特別会計分の鳥栖市返還分となっております。

介護保険特別会計の返還金につきましては、当該特別会計の決算によりまして、構成自治体の負担金を精算するものであります。主なものといたしまして、介護給付費及び事務費が見込みよりも少なかったことなどによるものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、普通交付税で算定されております国民健康保険の財政安定化支援事業費の需要額の確定に伴い、今回、減額補正をお願いするものでございます。

当初予算で6,300万円と見込んでおりましたが、5,754万8,000円で確定をしており、差し引き545万2,000円の減額となっております。

なお、この財政安定化支援事業につきましては、被保険者の低所得者の割合、病床数の偏り、高齢者の割合など保険者の責めに期さない財政事情分として補填されるものでございます。

その下、目3. 老人福祉費、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のほうでも申しあげました地域介護・福祉空間整備推進交付金として、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に係る補助金370万8,000円及び地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金として、地域密着型サービス事業者の開設に当たり、施設整備と開設準備に要する補助金3,758万9,000円でございます。

介護ロボット導入事業の補助金につきましては、平成28年9月市議会定例会予算関係説明関係資料平成28年度9月補正予算主要事項説明書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

国の平成27年度補正予算の中に新たに盛り込まれました介護ロボット導入に係る補助金につきましては、介護事業所を展開する市内の4法人から助成希望があり、各法人に92万7,000円ずつの内示がございました。

それぞれの事業所は見守り支援ベッドシステムや移動・移乗支援「マッスルスーツ」導入を予定しております。

次に、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、同じく予算関係説明資料の3ページをごらんください。この事業も平成27年度補正予算で積み増しされたもので、医療法人原田会が開設を予定しております小規模多機能型居宅介護事業所に対し助成を行うものでございます。助成の内訳は施設整備に最大3,200万円、開設のための準備費用として宿泊定員1人当たり62万1,000円掛ける9名の558万9,000円となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費、節20. 扶助費で母子家庭自立支援事業費として253万8,000円の補正をお願いしております。これはひとり親家庭の親の就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担軽減のために支給する高等職業訓練促進給付金に係る経費でございます。修業期間中、非課税世帯は月額10万円、課税世帯は月額7万5,000円が支給されます。

今年度より給付金支給の対象となる資格が拡充されまして、従来からの看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等に加え、准看護師、調理師、社会福祉士などの資格取得も対象となったこともありまして、当初予算で見込んでおりました4人よりもさらに3人多い7人が修業したため、年間不足額の補正をお願いするものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費でございます。

節13. 委託料につきましては、先ほどの予算説明関係資料の4ページをお願いいたします。

予防接種法施行令等の一部改正により、平成28年10月1日から新規にB型肝炎が定期予防接種に追加されることになりました。

内容でございますが、このB型肝炎予防接種は、対象者が平成28年4月1日以降に生まれた生後2カ月から1歳に至るまでの間にあるものとなっております。接種方法は3回となっており、佐賀県内全域の協力医療機関で、個別接種で実施をいたします。経費につきましては、B型肝炎予防接種の開始に対応するための健康管理システム改修委託料及び予防接種委託料を計上しております。

予防接種委託料につきましては、接種対象者数延べ1,408人のうちの60%、844人の接種を見込んでおまして、その経費を計上いたしております。

以上で議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

国松敏昭委員

何点かわからないので教えてほしいんですが、まず、委員会資料で、1 ページの県支出金、委託金の民生費県委託金の社会福祉費委託金、これは社会福祉課かな、御説明いただいた国民生活基礎調査交付金ということで、11万5,000円補正で出されておりますが、その中身について、どういう基礎調査で、交付金だから、当然、いただいているわけですが、その辺のちよっと中身について教えてほしいと思います。

まず1点、それを先に。

吉田忠典社会福祉課長

国民生活基礎調査交付金につきましては、毎年、厚生労働省のほうが実施をしております調査でございます。今回、鳥栖市が平成28年度に調査対象となったものでございます。

その委託金につきましては、調査にかかる費用ということで、調査員に対する日当として、1人1日当たり6,980円の合計で16.5日分が計算となっております。6,980円掛ける16.5日分ということで11万5,170円の委託金が県のほうから交付をされる予定でございます。

国松敏昭委員

調査員の費用ということで、わかりましたが、毎年されているというお話ですが、その中身について、何かそれは、提示できるんですか、我々に。どのようなことを、その調査員がなされているのかということ。

吉田忠典社会福祉課長

今回の調査につきましては、基礎調査といたしまして世帯の方の所得とか貯蓄の調査、そして、社会保障を支える世代に関する意識調査、そして、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査、この3点が調査の内容となっております。

国松敏昭委員

それで、これはどういう……、毎年されているっちゃう話ですが、目的とかその辺はどういうふうになっておるのでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

厚生労働省のほうで、保険、医療、福祉、年金所得等、国民生活の基礎的な事項を総合的に把握し、調査結果は福祉対策、医療保険、年金制度運営、高齢者対策、母子、児童対策などの各種厚生労働行政の施策に利用されているということでございます。

通常は国勢調査等もございますけれども、国勢調査で把握できないところをこの調査のほうで行っておるというところでございます。

国松敏昭委員

対象者は何名ぐらいなるんですか、最後に。

吉田忠典社会福祉課長

全国では27万7,000世帯でございます。鳥栖市におきましては、47世帯となっております。

国松敏昭委員

しつこいようですけど、それは何かめくらめっぽうやない、やっぱり目的があって47所帯だと思うんですけど、何かやっぱり、統計的にそれぐらいとれば出てくるということで、絞ってそういうような数というか所帯の数になっているんでしょうかね。

吉田忠典社会福祉課長

国勢調査を調査対象ベースにしておりまして、その中で今回、鳥栖市の部分で47世帯が選ばれたということでございます。

国松敏昭委員

ちょっと、頭の悪かけん理解できないのか、概要はそんなふうに理解しておきます。

いずれにしても調査する以上は、きちっとした目的、また、どのような政策に使われるというのがあると思うんで、その辺をちょっとわかりやすく、本来はもうちょっと、私にわかるように教えていただきたいかったなという思いでありますので、あとはこういうときにお尋ねするかと思います。

それから、続いてよろしいですか。次は、主要説明書3ページです。

ただいま社会福祉課から御説明いただきました具体的に、医療法人原田会の開設に伴って平成29年4月ですが、これからでしょうが、小規模多機能型居宅介護ということで、事業内容まで詳しく教えていただいておりますが、小規模多機能型居宅介護の現状、要するに、足りないのか、これから必要になってくるからこうやって新たな方がこういう多機能型居宅介護に進出されるのか。その辺の状況がわかれば、現状がわかれば教えいただきたいと思えます。

吉田忠典社会福祉課長

小規模多機能型につきましては、平成18年度から新たにつくられた介護サービスでございます。それまで、例えば、通所につきましてはデイサービス、泊まりにつきましてはショートステイ、訪問につきましては訪問介護等と、それぞれがそれぞれの事業所でやっておりました。

ところが、それぞれの事業者になっておりますと、介護する方がそれぞれの場面で違うということで、国のほうが進めております地域包括ケアシステムというものの中で、地域で安心して暮らすというところというところを勘案しますと、介護する方がずっと変わっていくということで、非常に不安になるということで、なかなか安心した地域での生活を送りにくいということで、この小規模多機能というのは、通いとか泊まりとか訪問とかいうのを1

つのサービス事業所で展開をできるというような事業者になっておまして、今後、このような事業所のほうは、地域包括ケアシステムを進めていく上では非常に重要になってくるといふふうに考えております。

それで、鳥栖市内には現在5つの小規模多機能の施設がございまして、花田内科の施設で6カ所目となっております。

国のほうとしては、地域で高齢者の方が住みやすい地域をつくっていくというようなところで進めておりますので、今後もこのような施設、必要になってくると、私どもも考えているところでございます。

国松敏昭委員

ありがとうございました。これから必要になってくるということで。

次いいですか。最後の1点です。

この説明書の4ページ、健康増進課の件ですが、事業内容の中でシステム改修委託料、予防接種委託料が接種予定者延べ1,408人のうち844人を見てあると。これは、こういう接種待ちゅうのは100%はなかなか難しいと、その根拠をまず教えてほしいんですけど。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

まず、対象者の1,408人っていうのは、平成28年4月1日以降に生まれたお子様が平成29年3月までに受ける接種の延べ人数を出したものでございまして、それが1,408人というふうになりました。

接種率を60%に見込みましたのは、平成26年度10月に水疱瘡の予防接種が定期予防接種として始まったんですけれども、そのときの接種率というのが52.2%でございまして、今回、始まる時に、もう生後間もなく予防接種として受けられている方の人数でありますとか、転入されてこられた方が前の市町で受けてこられたかどうかというのわからないもんですから、一応、前回の水ぼうそうの52.2%というのを参考にいたしまして、今回60%ということで接種率を見込んでおります。

以上です。

国松敏昭委員

本来は対象者は1,408人やけんが、本当は全員を対象にするとは思うんですよね。

だから、なかなかこの辺は、何でもそうですけど、受診率の問題、いろいろの、そういう、物事を進めるためにはパーセント、目安を当然つけなくちゃいかんと思うけど、結局残りの人ですたいね、600人弱かな、そういう人たち。本来の目的はやっぱり100%だと思うんですが、その予算の目安をつけるため、そういうパーセントは当然、その中で目安をつけるためのものは必要だと思うんですけど、こういう、残りと言うか受けられないというか、何らか

の理由があると思うんですけど、その辺の対策は何か考えてあるんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

この延べの1,408人のうち、全員の方に一応個人通知を出すようにいたしております、鳥栖市に転入する前でありますとか、もう保険適用で予防接種を受けられた方については、うちのほうに御連絡をいただくようにしておりますので、その分の方が対象から落ちていくということになると思います。

それから、もし病気とかでなかなか接種がうまくいかないとかいう方につきましては、毎月行っております育児相談でありますとか健診のときに小児科の先生でありますとか、そこで母子健康手帳をチェックしていただいて、まだ接種が完了されていないお子様につきましては、その機会を捉えて接種勧奨を進めていきたいと思っております。

国松敏昭委員

それでは最後ですが、まだそういういろんな要素の中でパーセントは上がると見ていいんですよね。わかりました。

いずれにしても、100%にするのが、数字だけ見れば大事なことだと思いますし、やはり、健康の状況は維持し、子供のそういう……、今、いろんな子供の事故がありますよね、家庭内の問題、交通事故、それから、家庭内のいろんな事情の中で、本当に子供が少ないのいろんな形で、やはり不慮の問題が起きないように、的確にやっぱりやるのが僕は大事だと思っておりますので、その辺は、いろいろ御苦勞があるかと思いますが、極力全員に何らかの形できちっと意思表示をされて、物事が進むようにしていただきたいなということを要望しておきます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

樋口伸一郎委員

4点ほど、順次質問をさせていただきます。事業ごとに言ったほうがいいかな。

社会福祉課のほうで、まずは、地域介護福祉空間整備補助金についてお尋ねをさせていただきます。

主要事項説明書も、ちょっと同時に見ながら説明を、主要事項説明書は2ページですね。補正額370万8,000円の部分なんですけど、まず、この目的が介護従事者の職務負担軽減につながるようなロボット等の導入をすることによって、介護従事者の確保を目的とするっていうふうに書いてあるようにとったんですけど、またそれをほかの介護サービス事業者にも周知しというところで、いい意味で介護従事者の直接的な給与とかじゃない賃金以外での処遇改

善につながっていくのかなという認識をしているんですけど。

まず順番に、ほかの介護サービス事業者、市内でもいいんですけど、先ほど——これ違うんですけど——5事業所、6事業所っていう数が出てきたんで、何かたくさんあるように感じなかったんですけど、まず、市内にある、ここで言う、周知していこうとする介護サービス事業者の数がわかれば教えてほしいんですけど。

お願いします。

吉田忠典社会福祉課長

今回のロボットの導入に関しましては、ロボットの種類がたくさんございまして、今回は見守り支援のベッドとマッスルスーツ、移動の支援をするロボットというふうになっております。

それで、高齢者の介護をするところっていうのは、市内にはたくさんございまして、今回要望が上がっているところは、特別養護老人ホーム、あとデイサービスセンターとリハビリテーション、通所リハビリですね、あとグループホームというところはございました。

しかし、どの介護事業所のほうでもこういったロボットのほうは導入は可能だと考えておりますので、市内の介護事業所ですけれども、高齢者介護をするところは全て対象になってくるものというふうに考えておりまして、具体的に数がいくつあるかっていうのは、すいません、申しわけございませんが、ちょっと今、手元で把握はしておりません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

数は具体的についていうところはなかったんですけど、大小かかわらずそうしたニーズに対応しているようなところでは導入ができるような感じで、進めていくっていうことで理解しました。

この先なんですけど、まず教えてほしいんですけど、導入が実際何か1つでも進んでるようなところとかが——もう機械があるところですね、があればそれを教えてほしいっていうのがまず1点。

それと同時に、このロボットとかの導入で負担軽減、改善をすることが県内でどのくらい行われているのかなあと思ったんですね。

というのが、理由としては、県内でも鳥栖市がこれを先進的にやってるのであれば、これがアピール要素になって、近隣のほうからも介護士さんたちが集まるのかなというふうに思ったので、そこはちょっと教えていただきたい部分なんですけど。

吉田忠典社会福祉課長

1つ目の市内の既に導入している事業所の数でございますけれども、申し訳ございません、

私ども、今のところ把握はしておりません。

ただ今回、こういった事業所に対して公募をかけたところ、たくさんの申し込みがあったということでございまして、ひょっとしたら幾つかのところではもう導入されているところがあるのかもしれませんが。

特にマッスルスーツにつきましては、もう3年ほど前ぐらいから、実際に市販はされているものというふうにお聞きをしているところです。

県内の他市の状況でございますけれども、県内の今回の国の補助を使って介護ロボット導入する市町につきましては、8市7町で合計で46法人が導入といたしますか、補助の内示を受けていると、8市7町、合計46法人が内示を受けているというふうにお聞きをしております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

あんまり何かバンって進んでいるわけでもないという感じですね、46法人あってるのであれば。

ただ、申し込みっていうか、申し込みって言っているのかわかんないですけど、そういう需要があるのであれば、是非進めることで、前向きに進めることで、介護士の確保とかにもつながっていくのかと思いますんで、お願いしたいと思います。

すいません、これ、わかればいいんですけど、これは処遇改善の一つだと受け取ってこれはシステム導入とか、働く環境面での処遇改善なのかなと思うんですけど、介護士の確保とかを目的とした、そういう処遇改善につながるような取り組みが現在あれば、ちょっと教えてほしいんですけど。ちょっと、ここから飛び出した範囲になるかもしれないんですが、具体的でいいです。あるかないかだけでもいいです。

吉田忠典社会福祉課長

今回はロボットの導入ということで、処遇改善を図るところがございましたけれども、このロボット導入以外についての処遇改善ということにつきましては、国のほうで介護報酬のほうの上乗せがあったのが、今年度から報酬の上乗せ等があるようでございます。

あとは、私が把握している限りでは、ちょっと思いつきません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ぜひ進めてほしいと思います。

すいません、続けていいでしょうか。同じ関連です。委員会資料では2ページの項1. 社会福祉費、目3. 老人福祉費の説明欄の地域医療介護総合交付金事業ですね。主要事項説明

書では3ページですかね。

これは1点だけなんですけど、この5事業所、現在あって、6事業所目となる新たな1つの事業所の分だという御説明を先ほどいただいたんですけれども、これ、そもそもこういう地域に密着した介護施設の整備を行う事業者さんが新しく建つタイミングっていうのは、そういう時期があるのか、それとも任意で建つときに応じてこのお金が動くのかっていうのを教えてほしいです。

吉田忠典社会福祉課長

地域密着型と呼ばれる事業所につきましては、例えば、具体的にはグループホームとか、今回の小規模多機能とかいうのがございます。

ただ、その事業によっては、例えば、グループホームにつきましては、いわゆる鳥栖の保健所のほうでは、もう数を決めているということでございます。

この、小規模多機能につきましては、そういった総量規制というのはございません。

それで、小規模多機能につきましては、事業者の方がこういう事業所をやりたいということで保険者なり私たちのほうに計画を出していただいて、私たちのほうが内容をよくお聞き取りした上で、問題がなければ県のほうに補助金の協議を行うという形で総量規制がないものについては、随時行っているというところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

先ほど、御説明の中に地域包括ケアシステムとかの充実を今後図っていくっていう中では、どっちかという、この分というのは、グループホームとかじゃなくてこっちのほうの分というのは、推奨しながら、やっぱり鳥栖市としてもこういうのをどんどんやってくださいっていうふうな方向性でいくっていう認識でよろしいですか。

吉田忠典社会福祉課長

地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者の方が地域で、住みなれた地域で暮らしていくということでございます。

この、小規模多機能につきましては、先ほど申し上げたとおり、通いもできるし、泊まりもできるし、訪問もしてくれるというようなところで、介護する側は同じ方がずっとされるということで、高齢者の方のほうについても非常に安心感があるといったこともありますので、そういったことも含めながら、私たちもこの小規模多機能については、進めていきたいというふうには考えております。

樋口伸一郎委員

進めていく中で、今後何か予定しているような広報とか周知に関する方法とか手法、計画

でもあれば教えていただきたいですけど。まだ現在のところ検討中であれば、それでも大丈夫ですので。

吉田忠典社会福祉課長

介護保険のほうで、民間の活力を利用したことでサービスの質を高めていくというところもございまして、私たちのほうでは、いろんな機会でのこの小規模多機能のほうを進めていくというところはPRはしているところがございます。

特に今、在宅医療とか、在宅介護連携の中で、いろんなお医者様とか、いろんな介護事業所の方とかとも話をする機会がございますので、こういったところも、補助があるとか、こういうふうな状況であるというのをPRをしながら進めていきたいというふうに思っております。

樋口伸一郎委員

よろしく願いいたします。

それで、次が2ページで、次はこども育成課のほうにお尋ねをさせていただきます。

母子家庭自立支援事業費、2ページでこれ、児童福祉費は1つですので説明のほうだけ読ませていただきますけど、母子家庭自立支援というところでさっき御説明いただいた分、支出はわかったんですけど、これがどういう形で……、例えば有資格に関する、就労につながるような支援だと考えたときに、母子家庭のその該当者となる方にどういう形で回っているのかという詳細が少しわかれば教えていただきたいので、少し細かい部分の支出の金額253万円ですけど、詳細を説明いただきたいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、例えば看護師を養成する専門学校等に入学が決まられた時点で申請を出していただくこととなります。

その後は、毎月学校のほうからの出席証明書を必ず提出していただくようになっておりまして、それをもって月々の支払い額を翌月にお支払いをするような形になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ってことは、個人差があるってことですよね。どの部分、例えば学費とか、そういったところは学校によって違ったりっていうのはあるかと思うんで、入学後申請して、毎月こう出すことによって、額が決まるってことですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは学費の現状ではなくて修業期間中の生活負担軽減のために支給するものでございますので、その世帯が非課税世帯の場合は月額10万円、課税世帯の場合は7万500円ということ

で、その学校の学費とは全く関係がございません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

この質問、以上で終わります。

それで、最後に健康増進課のほうにお尋ねをさせていただきますけど、主要事項説明書の4ページでいいでしょうか。

2番の事業内容の①対象者のところなんですけど、これ、生後2カ月から生後1歳に至るまでの間ということで10カ月ということの範囲の件なんですけど、範囲の判断基準って何なんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

設定した理由……。〔判断基準、設定した理由でいいです〕と呼ぶ者あり）対象年齢の設定につきましては、これは国のほうで統一をされている年齢でございます、国がどうしてこの年齢に設定したかっていうことにつきましては、できるだけ早期に3回のB型肝炎予防接種を完了させる必要があるということ。それから、平成28年10月からの施行になりますので、そのタイミングで今年度接種を完了できると判断をいたしました平成28年4月1日以降に生まれた子供ってということで対象とされたと聞いております。

樋口伸一郎委員

これ、国の基準であるっていうことはわかったんですけど、仮に来年、範囲を広げたりするっていうときは、独自、単独ではできないっていうことですか。

それとも、検討して単独で範囲をふやすことは検討可能なのかっていうのを教えてほしいんですけど。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

定期予防接種としては、国が決めた対象年齢を超えることはできないんですけども、例えば、保護者の方が御自分で、自費で受けたって思われる場合は任意接種扱いになります、それは、それこそ何歳でも、成人の方でも受けることができるようにはなっております。

ただ、自費になりますし、もし健康被害が起きたときの保障が定期予防接種として受けるときと任意接種では少し違いがございます。

樋口伸一郎委員

これ、10カ月って意外と長いようで短いようで、子供ってすぐ育っていくときでもあるんで、これ何かもうちょっと、この10カ月超しても、鳥栖市ではゆっくり、ゆっくりじゃだめですけど、できるだけ1カ月過ぎちゃったけれども、できるってような検討を行ってほしいって、最後、要望で終わります。

ありがとうございます。

国松敏昭委員

ちょっと、さっき言い忘れたんで、今の項目です。

今回、新たに定期予防接種が追加されたという、その背景があると思うんです。その背景をちょっとまず。

要するに、こういうことで国が指定して定期予防接種に追加したと、定期予防接種が幾つあるのかもちょっと私も確認せんとわからんけど、そういうことで、B型肝炎、私の知るところによると、大人っちゅうか、佐賀県は多いですよ、ワーストワンですかね、肝炎は。「肝がん死亡率」と呼ぶ者あり)肝がん死亡率がかな。そういう背景があると思うんですよ。

この、もちろん子供に限定したそういうのの背景、どういう状況で国が一律にという定期予防接種をしたかっていう、それをまず教えていただきたいと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

このB型肝炎が定期予防接種に導入される前は、B型肝炎とあとロタウィルスとおたふくかぜの3つが定期予防接種に導入するかっていうことが国のほうの審議会で検討されておまして、その中でB型肝炎がいち早く定期予防接種に導入されたってということにつきまして、ちょっとそこら辺の詳しい状況っていうのは把握はしてないんですけども、ワクチンの効果でありますとかワクチンの安全性でありますとか、そこら辺が考慮されて、今回、B型肝炎が導入されたものと思っております。

国松敏昭委員

ありがとうございました。

1点だけ。そういう鳥栖市の状況は、他市とか他の町に比べて、この辺の数字的に実態状況が多いとか少ないとか、そういうのの細かい分析はされているんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

細かい分析っていうのは、ちょっとまだしてないんですけども、現在のところはわかっているだけでB型肝炎ウイルスとC型肝炎のウイルス、うちのほうで把握してるだけでは200名ずつほどいらっしゃいます。

ただ、特にC型肝炎について申し上げれば、佐賀県内でも東部地区、筑後川沿いにつきましては、C型肝炎ウイルス陽性者が多いということは伺っております。

以上です。

国松敏昭委員

B型肝炎は、あんまりどこも変わらんっていうことですかね、その辺は。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

すいません、ちょっとそこは把握してないんですけれども、B型肝炎はそんなに変わらないんじゃないかなと思っております。

ただ、B型肝炎、C型肝炎につきましても、陽性者の年齢は60歳以上の方がほとんどを占めておまして、ただ、最近につきましては、B型肝炎ウイルス陽性者のお若い方がふえてきているということで。これは性感染症の一つとして、今、B型肝炎ウイルス陽性ということが捉えられているところがございます。

国松敏昭委員

最後ですが、確かにいろんな背景があって、当然、国も指定予防接種をして、本市もやろうとされているわけですが、やるからにはやはり、いろんな状況はきちっと把握していただいて、より効果、本当にB型肝炎ウイルス感染予防の効果を示していただき、より市民が健康面でも安心して暮らせるようにしていただきたいなということで、しっかり取り組んでいただきたいということを申し添えて終わります。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

成富牧男委員

この委員会資料で言いますと、1ページ目の県支出金、県補助金。先ほど出ていました小規模多機能のことですね。

1点だけお尋ねします。この小規模多機能についての指導というか監督というか、そこはどことやっているんですか。

吉田忠典社会福祉課長

小規模多機能型居宅介護につきましては、許認可権といいますか、設置の認可を出すのが保険者となっておりますので、鳥栖広域の介護保険課になっております。

成富牧男委員

私が言いたかったのは、どっちかっていうとちゃんとやっとなのかどうか、まさに小規模多機能が文字どおり発揮されているかどうか。例えば、人員基準とか守られているのか。そういうのをチェックするのはどこですか。すいません、そこんところを。

吉田忠典社会福祉課長

広域の介護保険課になっております。

成富牧男委員

あと1つは、先ほどちょっと最初の話が出たその次、国民生活基礎調査交付金。これは、実際の仕事、さっき16.5日分と言われたですか。これ、職員さんがやるんですか、実際の仕事。

吉田忠典社会福祉課長

今回は民生委員さんのほうにお願いをしております。

成富牧男委員

ならば、今ちょっと歳出のほう見よってわからなかったんですけど、多分、歳出は予算書でいうと29ページのところに出てくる国県支出金、特定財源、この11万5,000円がそれに該当するんですか。歳出の関係で、ちょっと説明してください。

吉田忠典社会福祉課長

今回の歳出のほうは、現計予算内で対応するというふうにしておりますので、歳入にはあるんですけど、歳出のほうは予算上は上げていないという形になっています。

成富牧男委員

民生委員さんの仕事ってありますけれども、民生委員さんの固有の仕事っていうのがありますよね。これについては、特別に民生委員さんに……、どうするんですか、そこんところ。

吉田忠典社会福祉課長

民生委員さんを雇うという形ですね。調査員、国勢調査の調査員として雇う形もいろいろありますので、そういった形で調査員として雇った形にするということでございます。（「ということは、当初予算か何かでその分をもう既に組んであるということですか」と呼ぶ者あり）

今回、鳥栖市の調査が当たるっていうふうにわかったのが年度始まってからでございます。現計予算内で、例えば入札残とかがございましたので、その部分で対応するというふうにしております。

成富牧男委員

歳出のほうにはあえてその分って出さんでもいいわけですね。

吉田忠典社会福祉課長

現計予算内で流用等を行って対応するという形になります。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

内川隆則委員

介護ロボットのことをもう少し詳しく教えてくれんかな。

これ大体、幾らするとかい、もう少し詳しく。

吉田忠典社会福祉課長

介護ロボットが、今回、いわゆるマッスルスーツというのと、見守り支援ベッドというのを上げておりますけれども、まず、見守り支援ベッドシステムにつきましては、ベッドに内

蔵された感知センサーが高齢者の現在の状況、例えば、横になって寝ているのか、あるいは、ちょっと動いているのか、あるいはベッドから状態だけが起き上がったのか、あるいはベッドの端に座っているのか、またはベッドから離れているのか。こういったのを感知して、ナースコールみたいなもので通知をしてくれるというものでございます。

この見守り支援ベッドは、大体30万円程度というふうなことをお聞きしております。

もう1つのマッスルスーツでございますけれども、この原理につきましては、筒状のゴムチューブに、ゴムチューブであります人工筋肉に圧縮空気を注入するというので、それが膨張する力を利用して、それを引っ張る力に変換をいたしまして、背中とか、足に補助力を与えるというものでございます。

スーツ自体はリュックサックみたいに背中に背負うものでございまして、大体重さが9キロぐらいだというふうにお聞きしております。

先ほど申し上げましたけれども、発売開始がまだ3年ぐらい前だそうございまして、価格は大体1台当たり60万円というふうにお聞きをしております。

以上です。

内川隆則委員

ということは、この補助額は1割程度。

吉田忠典社会福祉課長

予算説明関係資料のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、その2ページでございますが、一番下のほうに補助基本額というふうに書いております。

当初、国から示されたのが1事業所当たり300万円を交付するという予定でございました。ところが、制度のほうは報道等で公になりまして、その介護ロボットの業者のほうから各介護事業所のほうに積極的な営業活動があったようでございまして、これ全国的な傾向でございまして、相当数の要望が上がってきたというふうにお聞きをしております。

そこで、国のほうが当初1事業所当たり300万円としていたのを1法人当たり92万7,000円、佐賀県ならば1法人当たり92万7,000円というような形で内示をしてきたというところが実情でございます。

国松敏昭委員

ちょっとすいません、直接関係ないかもわからんばってん、当然、ロボットするにはそれだけの使いこなすための何かそういう流れがあると思うんよ、研修したり。それとか、何種類かあるとでしよう、要するに的確に物事が進むような、そういう流れはどうなっているのかなということをお教えください。

吉田忠典社会福祉課長

このロボット自体がもう既に市販されてるものが対象となっておりまして、扱い方は非常に簡単なものでございまして、例えば、先ほど申し上げましたマッスルスーツというのは背中に背負うと。そして、背中に固定をするというだけでございます。

それで、ベッドのほうも特に大がかりな施設等の改修工事は必要ないというものでございまして、ロボットといいながらも比較的容易に扱えるようなものとなっております。

国松敏昭委員

新しいものだから、いろんなことを想定……、あるたいね。

それで、ちょっと写真か何かなかとですかね。せつかく説明する以上は、目新しいことやろうとするし、予算も半端じゃないし。

だから、それが1つと、何ば心配しよつとかつちゅうとは、確かに導入するのは僕はすばらしいことだと思うんですが、導入にするに当たって、事故とか逆に先のことば心配するわけですよ。

だからきちんと検証して、こういう手順でこうやってやる、事例も実はあっていますとか。そういうのはきちっとね、物事進めるには手順がないといかんと僕は思うけん、あえてこの場で言いよつとですたい。

そういうことで、こういう写真でこういう説明があつて、実はこういう研修をして、それでこうやってやっているのと。

だから、物事がすばらしいけんが、先行してどんどん進めよるばつてんが、何かあった場合、その辺がちょっと懸念性が出てくる場合があるじゃないですか。

そういう意味で、もっと中身を詳しく教えてくださいという意味の質問ですので。その辺、どこまでわかるとるか教えてください。

中川原豊志委員長

どがんですか。（「資料があるはずよ、資料ぐらい出さないかんよ。委員長、それちゃんと」
と呼ぶ者あり）今、マッスルスーツなり見回りベッドなりの内容についての説明が……、できましたらその冊子、写真等の資料があれば、それをもとに、ちょっとどういうふうな、資料があつて、利便性と、それから、問題点がもしあれば。

その辺の説明できるような資料というのはありますか。

吉田忠典社会福祉課長

そうですね、本来、実物が一番よろしいかと思うんですけれども、なかなか実物をそういうこともできませんでしたので。

マッスルスーツのメーカーのほうからは、動画等はあるんですが、写真だけではなかなか難しいところがあるかと思っております。（「ここでタブレットたい」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

写真とかありますか。

吉田忠典社会福祉課長

写真はあります。

中川原豊志委員長

とりあえず、じゃあ写真を。

吉田忠典社会福祉課長

そうですね、写真を用意いたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか、写真で。

国松敏昭委員

しつこかろうばってんさい、もう使いよるところはなかとね、これば。どっか使いよるところとか、それとか、要するに、背景ばもう少し詳しく言うてくれんですか。

わからんではなか、やることはよかとですよ。だけど、何かロボットだけちょろっと予算つけてやってくださいっちゅうのだけじゃなかつち、僕は思うったい。

せっかくいい取り組みをしようと、国がそれは進めよるか、それを導入しよるか、そういうふうなのはようわからんけど、もうちょっと、我々も恩恵にあやからないかんかもわからんし、そういう意味で、そういうのも踏まえて、もう少し中身について御説明いただきたいと言っときます。

あとは委員長にお任せします。

中川原豊志委員長

じゃあ、もしよろしければ、委員会最終日で結構ですんで、この2つについてのもうちょっと詳しい仕様とか、または利便性とか、そういったものについて説明ができるような資料を御準備いただけますか。

吉田忠典社会福祉課長

準備いたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか、委員会最終日までに。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。（「ちょっと1点だけ、もう長くなりませんので」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

この資料の2ページ、一番最後の委託料ですよね、さっき言いよった。

予防接種委託料絡みでシステム改修委託料ってありますよね。これ、43万2,000円、とにかく何かあったらシステム改修委託料ちゅうのが、金額の多い少ないが出てきますけれども、このまま行っただけいいけど、念のためにこのシステム改修委託料ちゅうのは、これ、算出根拠っていうか、それとこれ、要は件数やらが違くとそれに応じて改修委託料、ふえるのか。

近隣との関係で、いやそういうもんじゃなくて、もう数とかは関係なく、一定の改修をやるからこれだけの費用がかかるんですということで、大体ほかの市町も一緒なのか。そこら辺のところを教えてください。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

今回の健康管理システムの改修につきましては、現在使用しております健康管理システムの予防接種のところにB型肝炎ワクチンの予防接種画面がないものですから、それをつくるための改修でございまして、例えば、接種者が何人だからとか、そういう件数で金額が決まるものではございません。

内訳につきましては、設計費用ですとか、できたシステムの総合テストとか、立会とか諸経費っていうふうになってございまして、ほとんどが人件費になっております。（「ですよね」と呼ぶ者あり）

ただ、ほかの市町のちょっと状況はまだ聞いておりませんが、同じメーカーのを使っているところも県内にはございまして、そこに聞いたときには、うちはもう何年かたつんですけど、その市は最近入れていて、予防接種の画面を幾つか最初からもう用意していたと。

だから、今回入るB型肝炎導入に当たっては、新たなその改修は発生してないっていうことはお聞きをしております。

成富牧男委員

いずれにしても、システム改修っていうと、しょんないかなあと、法律が変わったらシステム改修とか必ず出てきますよね、いろいろ条例が改正したりとか。

だから、これについては今、いみじくも人件費というふうに言われましたけれども、やはり人件費を業者の言いなりやなくて、言い値ではなくて、精査していただきたいということと、先を見越してそういうふうに行っている自治体もあるということですから、そういうことを要望して、終わります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中川原豊志委員長

執行部準備のため、暫時休憩します。

午前11時11分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時19分開議

中川原豊志委員長

再開します。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

橋本有功市民環境部長

お疲れ様でございます。

私のほうからは、平成28年9月議会市民環境部関係議案につきまして、その概要について簡単に御説明を申し上げます。御提案いたしております議案乙議案3件及び報告1件となっております。

まず、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入については旧不燃物処理場敷地貸付料及び同敷地の一部売却に伴います不動産売却収入の補正をお願いするものでございます。

また、歳出につきましては、宿町、田代外町及び山浦町の各公民館の改修に伴う補助金の補正、また、次期ごみ処理施設建設事業に伴います鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきまして、神崎市及び吉野ヶ里町が構成団体に加わりましたので、構成団体数の増加により負担金の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、前年度繰上充用金、介護給付金等の確定に伴いまして、歳入及び歳出の関係予算の補正をお願いするものでございます。

次に、議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成27年度決算の確定に伴い、発生いたしました繰越金を後期高齢者医療広域連合に納付するため、歳入及び歳出予算の補正をお願いするものでございます。

最後に、報告第17号 専決処分事項の報告につきましては、本年8月12日、鳥栖まちづくり推進センター分館の敷地内の草刈り中に発生いたしました近隣家屋の窓ガラスの破損に伴います損害賠償について専決処分を行ったものでございます。

以上、9月議会提案議案中、市民環境部関係議案等の概要の説明といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

では、これより市民環境部関係の審査及び専決処分事項の報告を行います。

まず、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、環境対策課分について、委員会資料によりまして御説明をいたします。

委員会資料の1ページ目をごらんください。

初めに歳入でございます。

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入225万5,000円につきましては、その下の項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入、節1. 土地売払収入404万7,000円と関連しておりますので、あわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

別紙の委員会参考資料の1ページをごらんください。こちらのほうに図面を付けております。（「A4の縦の」と呼ぶ者あり）そうです、そちらに。1ページ。

当該土地につきましては、鳥栖市轟木町字一本杉926番地、台帳面積5,102.11平米となっております。

これについて、経過から申し上げますと、昭和47年から平成16年3月まで、鳥栖市の不燃物処理場として使用していた土地でございます。

これは、平成18年には行政財産から普通財産に分類替えをいたしまして、有償で鳥栖環境開発総合センターのほうに貸し付けをしております。

現在まで、鳥栖環境開発総合センターにおきまして浄化槽汚泥処理施設、生ごみ堆肥化施設、作業棟などの用地として利用されておまして、この土地について、昨年3月に同センター側から当該土地の払い下げを受けたい旨の申し出があったところでございます。

なお、参考資料の図面の中で売却地と四角で囲んでおる部分でございます。

この部分につきましては、九州電力の鉄塔用地として貸し付けておったところでございます。

この土地につきましても、九州電力のほうから同様に払い下げの希望が出されておったところでございます。

これに基づきまして、市といたしましても、これまでの経緯などから払い下げを念頭に、廃棄物処理法に基づきます最終処分場跡地指定を受けるなどの準備を進めてまいりました。

しかしながら、手続を進める中で、鳥栖環境開発総合センターへの払い下げにつきましては、随意契約による払い下げ可否及び廃棄物が埋まった土地の市の道義的な責任について、慎重に整理する必要があるとの結論に至りまして、今回払い下げは見送りまして、貸し付けを継続するというところで判断したところでございます。

また、九州電力の分の払い下げの希望があった分につきましては、面積も狭く、廃棄物の埋設がないということから、今回払い下げを行うこととしたところでございます。

しかしながら、鳥栖環境開発総合センターへの貸付継続に当たりましては、この最終処分場跡地指定という県の指定、これを受けたことによりまして、土地利用に大きな制約を受けることとなります。

こうしたことを考慮いたしまして、貸付料の見直しを行うこととしたところでございます。貸付料につきましては、不動産鑑定評価額、平米当たり7,800円に基づいて算定した貸付料を今回、補正をお願いしておるところでございます。

なお、昨年度の実績で申し上げますと、貸付料は年額の453万3,245円というふうになっております。

また、九州電力への売払価格につきましては、普通財産売払要綱に基づきまして、近隣売買実例、地価公示価格、県の基準地価を批准して算出した額、平米1万900円に面積を乗じた

額とし、所要の額について、今回補正をお願いしたものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料のほうは2ページとなります。また、平成28年9月市議会定例会予算説明関係資料、主要事項説明書という資料がございますが、そちらのほうも御参照いただければと思います。ページにつきましては、1ページになります。よろしくお願いたします。

では、御説明いたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11. まちづくり推進センター費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づきまして、町区の公民館を改修するための経費の一部を助成するものでございます。

今回、対象となりますのは、宿町公民館、田代外町公民館及び山浦町公民館でございます。

また、改修の内容につきましては、宿町公民館が屋根、外壁の塗りかえ及び空調設備の更新でございます。

また、田代外町公民館につきましては、公民館の玄関へのスロープの設置ということになってございます。

また、山浦町公民館につきましては、室内の廊下階段等につきましてのカーペットの敷設などがございます。

補助金額の合計につきましては、98万円を計上させていただいております。

以上でございます。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下をごらんください。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目1. 清掃総務費、節19. 負担金、補助及び交付金772万4,000円につきましては、次期ごみ処理施設建設に関して、神崎市及び吉野ヶ里町の参加により、負担額が減額となったために、補正をお願いするものでございます。

1市2町から2市3町の枠組みになったことによりまして、当初の鳥栖市負担額が2,854万円、建設負担割合でいきますと62.8383%から、補正後は負担額が2,081万6,000円、建設負担割合は44.1154%に下がっております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

委員会説明資料の2ページをお願いします。

公民館類似施設整備補助金についてお尋ねをさせていただきます。あわせて、主要事項説明書のほうも1ページを開いてお尋ねをさせていただきます。

自治交流等の拠点である公民館類似施設の改修にかかわる工事ってということなんですけど、多分、あちこちに公民館はあると思うんですけど、まず、どういう基準でここをやるっていうような、順番……、いっぱいあるじゃないですか、市内に公民館が。

この公民館はもうそろそろしないといけないだろうなという判断は、地区がするんだと思うんですけど、たくさん上がってくると思うんですよ。そういう中で優先順位っていう何か決め方とかがあるんですか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

優先順位というものはございませんで、今、各町区から御相談がありまして、それにつきましては、今回、3件ですけれども、全て計上させていただいているというところでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、地区からっていうか、要望が上がってきたら、ほぼ対応をしながら行っているっていう認識でいいんですか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在のところそういう対応させていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、対応させていただいているっていう御説明だったんですけど、中身が屋根とか空調もあればカーペットとかもあるんですけど、そういう細かいところの内容についての判断というのは、どなたがされているんでしょうか。

市がしているのか、それとも業者さんがしているとか、多分、何か小っちゃいことから大きいことまであるかなと思うんですよ。

本当に必要な改修とか、これはまだ大丈夫だろうという改修もあるかなと思うんで、その辺の中身の精査っていうのはどうやって行っているんですか。お願いします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在のところ、町区ないしは班の公民館も含まれるんですけど、そういった方々から相談があったものにつきましては、中身の積算等の資料もいただきますけれども、その中で、この公民館の規則、交付規則がございまして、その中で、増築ですとか改修ですとか項目が分かれておりますけれども、基本的に集会場の、例えば外構ですとかそういったものにつつま

しては対象外ということになります。あくまでもその建物の改修に係るものということで確認をさせていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

例えばですけど、書類上、地区からの要望として、仮にですけど、ここが悪いっていう場所とか、ここが悪いというのが書面上上がってきたとしますよね。書面から改修に至るまでに、その実際の場所の確認とかをされた上で、改修をされているということでよろしいですよ。小さい公民館でも、大きい公民館でも。

お願いします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御相談がありまして、申請に至る前でも、申請後でも、現地に行きまして、公民館も一応拝見させていただきながら、ここは改修ということで確認して、もちろん見積書等も確認をいたしまして、こちらの受け付けをさせていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

適切な改修は絶対必要だと思うんで、ただ、やっぱそれに付随させて、これもうやっちゃおう、これもやっちゃおうというのは、もしかしてある場合も——鳥栖市においてははないと思いますけど、ほかのところであるかもしれないじゃないですか。

やっぱそういう、上がってきた項目もしっかり必要性を確認して改修を行っていただきたいなと思って質問させていただきました。

あと、ちょっとこれ、公民館じゃないんですけどお尋ねです。

公民館類似施設ということで、今、地域には、住民交流等の拠点というところを考えたときに、お寺等はちょっと別としまして、神社とかがあるじゃないですか、地域に。

神社って、実際、地域の方が集まる場所でもあるんで、ここももう大分、地域によっては古くなったりして、改修が必要ですけども、公民館ではないので、なかなか自治会によっては難儀されているところもあるみたいなんですけど、そうしたところ、地域に点在する神社、本当に、地域交流、住民交流の拠点になってるような神社とかの改修についての検討とかはどうでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

神社につきましては、宗教的な位置づけがある施設ということで、今回お願いさせていただいております公民館類似施設に対する補助金の交付規則の中では、取り扱いできかねると考えております。

樋口伸一郎委員

宗教が出てきますね、やっぱり。わかりました。

これからまた個別にいろいろ教えていただければと思いますので、これで終わります。

ありがとうございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

内川隆則委員

今の榎原課長の説明ですが、将来、これ、もうずっと私が市会議員になってから話は始めて、もう二十何年たつような話で、将来どういうふうな結論として持っていくべきか、行かなければならないのかというふうな点について、少し聞いておく必要があると思います。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今回の鳥栖環境開発総合センターに貸し付けている土地につきましては、当然、先般平成27年の委員会、建設経済常任委員会のほうでも御指摘をいただいております。

執行部としても、基本的には先ほど申し上げましたけど、売却をする方向で整理をしておりましたけれども、そうした随意契約の問題とか、廃棄物の埋まっている土地についても、鳥栖市の道義的な責任という点で、今回については、結論が出せなかったといえますか、売却をするまで至らなかったということでございます。

状況から申し上げますと、鳥栖環境開発総合センターさんのほうも、土地については今後、売却ができる時期になれば売却をしてもらいたいという御意向はお持ちですので、私どもといたしましても、その辺の整理ができれば、売却の方向で整理をさせていただければというふうには、今のところ考えておるところでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

次から次に、話が二転三転していきたくないね。

一番最初は、ただで貸しよっちゃかってなって、金とれっちゅうて金とり始めた。

そんならまた随意契約でよかとかというふうな話になって。

そんなら売却しゅっかっちゅうたら、この問題がまた出てきた。

次から次に、何やらかんやら、また出てくるような状況でさい、その辺、全部今までのやつば整理してたい、こうしますというふうな結論に至らんと、もう、あっち飛びこっち飛び話ばやっていくような格好じゃでけんけん。

これはもう、ずっと続く話よ。あんたどんが退職したっちゃでん続く話よ、結論ば出さんと。

そいけん、そういう面を含めてさい、ちょっと、どげんしたら結論に至るかっていうこと

ば、きちんと考えてもらいたいということに、きょうのところはしておきます。

国松敏昭委員

それで、ちょっと内川先輩議員の、今お話あったようなことも私も懸念性が1つと、この売却地の371.3平米、これは、何で売却、ここだけするとかな、ちょっとわからん。

説明あったなら、もう一遍説明してください。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

この土地につきましては、どちらも鳥栖市がもともとは貸し付けを行っておった土地でございます。

そして、それぞれ、九電のほうに宅地については貸し付けていたということで、センターさんに売のお話をいただいたところで、九電さんのほうに打診をいたしました。

結局、周りが鳥栖市の土地から、違う企業さんの土地になると。なるということで、九電さんといたしましても、鉄塔用敷地については、自社所有が基本ですということで、今回、そういうお話があるのであれば、私どもとしても売却をしてもらいたいというふうなお話がありましたので、一体的に鳥栖環境開発総合センターさんのほうに売却するような方向ですとのと合わせまして、九電のほうにも売却のほうで進めておったと。

しかしながら、九電のほうについては、この下には廃棄物が埋まっていないということで、この分については、面積的にも狭いということで、九電のほうに売却を、今回、やって問題はないだろうということで九電のほうだけが売却になったということでございます。

国松敏昭委員

それでは、これは九電のほうに売却すると。この分は、鉄塔の関係で。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうこと。

いずれにしても、今さっき、内川議員がおっしゃるように、何かこう、この図面からいったら、黒かところだけがそういう貸付地、そして、左右、知らんばってんが、今、事務所でしよう。ここはもう本人の所有でしょう。その辺、もっとわかりやすいように、きちっと今後の方向性ば出してほしいということだけ言っときましょう。

終わります。

中川原豊志委員長

ほかはございませんか。よかですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明をさせていただきます。

厚生常任委員会資料により御説明をさせていただきます。まず、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分につきましては、前年度繰上充用金、前期高齢者交付金分、後期高齢者支援金、介護納付金等の確定に伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金、節1. 現年度分及びその下の、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金につきましては、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に、款4. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 財政調整交付金でございますが、これにつきましても、先ほどの国庫支出金と同様に、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

款5. 療養給付費交付金でございます。療養給付費交付金は、退職被保険者制度に基づきまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、後期高齢者支援金が確定したことに伴いまして補正を行うものでございます。

次に、款6. 前期高齢者交付金でございます。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳の方を対象とした被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度に基づくものであり、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払基金から交付されるものでございます。この前期高齢者交付金が確定したことに伴いまして、補正を行うものでござい

ます。

次に、款9．繰入金、項1．一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴うものでございます。この財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰すことができない特別な事情による国保財政の負担増に対しまして、一般会計からの繰り入れが認められているものであり、国からの財政措置が行われるものでございます。

次に、款10．繰越金につきましては、当初予算に1,000円を頭出しておりましたが、平成27年度決算におきまして繰越金が生じませんでしたので、減額するものでございます。

次に、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款3．後期高齢者支援金等、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、支払基金に拠出したします後期高齢者支援金の確定に伴いまして、補正を行うものでございます。

次に、款4．前期高齢者納付金等、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、前期高齢者交付金の確定に伴いまして補正を行うものでございます。

款5．老人保健拠出金、項1．老人保健拠出金、目2．老人保健事務費拠出金、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、老人保健事務費の拠出金の確定に伴いまして、減額補正を行うものでございます。

次に、款6．介護納付金、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、介護納付金の確定に伴う補正でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

款12．前年度繰上充用金、節22．補償、補填及び賠償金につきましては、平成27年度決算の確定に伴い、前年度繰上充用金を減額補正するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。いかがですか。

国松敏昭委員

2ページ、今、御説明いただきましたが、前期高齢者交付金の確定に伴う補正ということで、平成28年度前期高齢者交付金が17億8,000万円ですよね。

それで、ふえてきているということですが、根拠というか、どういうふうな形でふえてきているのかと、今後の前期高齢者交付金の状況をどんなふうにお考えなのか。

その辺、わかれば教えていただきたいと思います。

吉田秀利国保年金課長

前期高齢者交付金につきまして、30万7,000円の増額になっております。

この額につきましては、当初の見込み額、この当初見込んだときが、国のほうから単価であったり、係数であったり、そういったものの概算額を示されますので、それに基づいて計算した結果、当初予算として上げております。

その単価とか係数あたりが4月以降確定しますので、その確定した額によって再度計算しますと、差し引きとして30万7,000円の増額となったということでございます。

それで、この前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの方の前期高齢者の方の全国的な平均で調整を行うものでございますので、一概に鳥栖市の高齢者が多くなったからふえるっていうものではなく、相対的に、全国的に鳥栖市の高齢者の割合がどうなのかっていうところを見て交付されるものでございます。

ただ、実際に鳥栖市の前期高齢者につきましては、ここ数年、伸びているということで、高齢化が進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「いや、よろしくない」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

ちょっと、そうしたら数字的なものは出てこないとですかね。

人口割、ちょっとそれは、個別に聞いたがよかかもわからんばってんが、当初の見込みは、国の計算によって全体的にふえる傾向があるという話でしょう。もうちょっと、何か計算方法、もしくは人口の推移の状況、高齢者率の効果とか。何かその辺の、現実にあった根拠があると思うんですが、その辺はどがんですかね。

吉田秀利国保年金課長

前期高齢者交付金の算出方法といたしましては、日本全国の前期高齢者65歳以上の方を均一に保険者が負担をしましょうという制度でございます。ですから、鳥栖市の前期高齢者が実質多くなったとしても、ほかの自治体で急激に前期高齢者の割合が高くなれば、鳥栖市は高くなったとしても、ほかのところより高くなっていますので、鳥栖市の前期高齢者交付金は少なくなるということです。

相対的なものでの交付でございますので、一概に前期高齢者交付金が多くなったから高齢者が多くなったということではなく、実際、鳥栖市の前期高齢者としては、昨年から比べますと、伸びているっていう状況でございます。

しかしながら、全国的に、よその一般保険者のところの前期高齢者の割合が高くなれば、鳥栖市は伸びても、よそのところは伸びているということで、そちらのほうにお金がいきま

すので、鳥栖市のほうが少なくなるというような相対的な関係でございますので、一概にこの前期高齢者交付金の増減で高齢者の割合がどうのこうのってというようなことにはならないというのがこの制度でございます。（「もういいですよ」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

今の件で言うと、もし簡単な計算式で、口頭で言えるぐらいの私でも飲み込めるようなやつやったら、計算式で言ってもらえばいいんですけど、難しかったら。（「難しかろう」と呼ぶ者あり）

それが1つと、あと1つは、全体のサイクルをちょっと知りたいんですよ。いつ、この確定に伴うっていうふうに書いてあるけれど、年間ちゅうか、単年度でわからないなら、2年間の中でのサイクル。こういうのを確定していくサイクルとかそういうのは。ざくっといいですから。

吉田秀利国保年金課長

まず、前期高齢者交付金の算出方法につきましては、これ、ちょっと非常に複雑でございますので、簡単に説明っていうのは……。 （「いや、もういいです」と呼ぶ者あり）

それから、高齢者関係の納付金についてのサイクルでございます。これにつきましては、前期高齢者交付金は収入のほうですね。

後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納付金——これも支出のほうですけど、これにつきましては、当該年度の概算額をまず計算をいたします。そして、その後、2年後に確定をします。実際、ことしで申し上げれば、平成28年度は概算で交付、もしくは納付をします。

そのときに、2年前ですので、平成26年度が確定をいたしますので、その確定したとき、平成26年度の概算と平成26年の確定の差額を精算した分を、平成28年度で、多く支払っておけば、その分少なく支払っておけばいいというような形での精算を行って、当該年度の納付金関係の金額というふうになります。

以上でございます。

成富牧男委員

今ので少しわかりましたけど、結局、平成28年の例えば、3ページ支出のほうで、一番下、介護納付金、例えばの話ですが、確定に伴うと書きながら、平成28年の介護納付金とか言われたら、何となくわかりにくいんですよ。今、平成28年度だから、説明が入らんとですよ。そういう意味で、ちょっと尋ねたんですけど、あとは、ちょっと勉強します。

中川原豊志委員長

よろしいですか。ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

oo

議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明をさせていただきます。説明につきましては、先ほどの資料の5ページをお願いいたします。

それでは、歳入から御説明をさせていただきます。

款4. 繰越金でございます。

これにつきましては、平成27年度後期高齢者医療特別会計の決算が歳入総額が7億2,518万292円、歳出総額7億2,372万1,095円、歳入歳出差引額145万9,197円と確定しましたので、145万9,000円を補正させていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、節19. 負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、歳入で御説明いたしました繰越金を佐賀県後期高齢者広域連合に過年度分保険料として納付するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

引き続き、質疑を行います。

国松敏昭委員

歳入、歳出ともに145万9,197円。これは、理由は何ですかね。単純な質問ばってんが。

吉田秀利国保年金課長

この145万円につきましては、ことしの4月、5月に保険料として納付されたものでございます。4月、5月に納入された保険料が確定したものでございます。（「が入っとるわけ」と呼ぶ者あり）そうです、その分です。

4月、5月分につきましては、本来、後期高齢者広域連合に納付すべきものですが、3月末で年度が終わりますので、その分は繰り越した上で翌年度に納付するという形になっていて、その分を、歳入、歳出ともに補正をさせていただいたということでございます。

国松敏昭委員

ちよっごめん。

数は何人。ちよっご細かい点、その中身。4月、5月分の中身でどのくらい、どうい。

金額はそんなにないけど、出せると、それ。当然、今回終わって、その数字が出とるんやろけん。出しとろうもん、金額出しとる以上。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）なら、後ほど。後でよか、わかれば。

中川原豊志委員長

よろしいですか。先ほどの、4月、5月分の保険料を収入、並びに人数等の中身について、後ほど御報告をいただけますか。

吉田秀利国保年金課長

後ほど御提出いたします。

中川原豊志委員長

委員会最終日まででよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。

oo

報告第17号 専決処分事項の報告について

中川原豊志委員長

では、次に報告第17号 専決事項の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となりました報告第17号 専決処分事項の報告について、御説明

を申し上げます。資料につきましては、厚生常任委員会参考資料、先ほど、旧不燃物処理場の位置図がございました資料の2ページ目になります。こちらを御参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、御説明を申し上げます。こちらは、事故に基づきます損害賠償額につきまして専決処分したことについて、御報告を申し上げるものでございます。

事件の概要といたしましては、本年8月12日午後4時ごろ、鳥栖まちづくり推進センター分館——こちらは真木町のほうにございますけれども、こちらのまちづくり推進センター職員が草刈り機を使いまして施設内の除草作業を行っていたところ、その草刈り機によってはね上げられた石が隣接する民家の窓ガラスに当たりまして、その窓ガラスを破損させたものでございます。

損害賠償額といたしましては、5万8,968円になってございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。これより、質疑を行います。

どなたかございますか。（「誰でん言わんなら」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

建設課なんかもよくあることたいな。これは大体、同じようなことを繰り返し繰り返しやるがさ、業者なんかはちゃんと養生しながら作業しよっちゃんね、見たことあるね。ちゃんと養生する人がおらんなら、でくるもんかい。こぎゃんなるくさい。どンドン傷つけよっどと一緒やもん。

以上。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

議員御指摘のように、複数の者で、そういった破損させるような、場所等の危惧がある場合につきましては、今回、飛散防止ネットというのを購入いたしまして、2メートルの四角のネットでございますけれども、そちらを利用しながら、そういった危険箇所につきましては草刈りをしていくということで、各センターのほうにも話をして、指導をしているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

我が金じゃなかけんね。用心しとってください。

中川原豊志委員長

あと、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

以上で委員会付託議案及び専決処分の報告についての質疑は終了いたしました。



中川原豊志委員長

引き続き、厚生常任委員会で発議予定の決議案について委員間で協議を行います。

そのための準備のため、暫時休憩をいたします。

午後0時2分休憩



午後0時4分開議

中川原豊志委員長

再開します。



保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議（案）

中川原豊志委員長

続きまして、保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議案につきましてを議題といたします。

副委員長からまず説明をお願いいたします。

柴藤泰輔副委員長

先日、お配りしました保育士確保の政策の促進を求める決議案につきまして、16日、委員会最終日に委員会で採決が必要になりますため、本日中に決議案文の確定をしたいと思います。

すので、内容、先日お送りをした決議案について内容変更とかがあればお示してください。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

では、この決議案に対し、質疑等がございましたら御発言をお願いいたします。

内川隆則委員

これ、誰がつくったと。

中川原豊志委員長

原案ですか。

副委員長、説明をお願いします。

柴藤泰輔副委員長

委員長、副委員長、それと議会事務局との協議の上、作成いたしました。

以上です。

内川隆則委員

私が聞きたいのは、当然、こういう要望、決議はよかろうと思うけれども、担当課がこれを見た上でつくったのかどうかということが、私、一番関心のあるところでね。多分、本人たちも、担当課も、重々わかった上での現状に至っと思うたいね。

なれば、そのためにどういう解決方法があるかということが裏打ちされとかんと、ただ打ち上げ花火だけやったちゅうふうなことでもいかんじゃろうと思うたいな。我々のプライドもあるし。

だから、できるなら執行部も、担当課も見てもろうてたい、これならよかでしょうっていうふうに、我々も作業がしやすくなりますっていう具合になったほうが、我々議会もいいし、担当課もよかろうし、どっちでんよかろうと思うたい。

そいけん、なるべくなら、担当課と精査してやったほうがいいんじゃないかと思います。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ちょっと休憩します。

午後0時7分休憩



午後0時20分開議

中川原豊志委員長

再開します。

では、決議につきましては、正副委員長協議をし、また、執行部と協議をしながら、最終案をきょうあす中に整理をして、皆さんのほうにお示しをするという形でもっていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

では、それをもってまた、最終日、決を採りたいと思いますので、よろしくお願いします。



中川原豊志委員長

では、本日の委員会はこれをもって終わります。

午後0時21分散会

平成28年9月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 西依 義規

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

スポーツ振興課長 古賀 達也

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 徳渕 悦子

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 青木 博美

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

自由討議

議案審査

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔総括、採決〕

決 議

保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議（案）

〔採決〕

報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、こども育成課、スポーツ振興課）

第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要について

私立保育所等施設整備状況について

（仮称）健康スポーツセンター整備事業について

佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告

第2次鳥栖市環境基本計画の見直しの概要について

「マイナンバーカード申請が簡単にできる証明写真機」の設置について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

自 午前9時59分

現地視察

旧不燃物処理場敷地（轟木町）

至 午前10時43分



午前11時1分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。



自由討議

中川原豊志委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託されました議案を含め、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。いかがですか。

成富牧男委員

決議案の内容っていうのは、後からでいい。

中川原豊志委員長

はい。

国松敏昭委員

自由討議ということで、これは委員長、副委員長にお願いしたいこと、今、仮称でございますが健康スポーツセンターの進捗状況とか、自由討議げなけん、入れるのは、それは委員長の判断で結構ですが、これは執行部にそういう状況報告を聞くことはできるんやろうかなと思って。

中川原豊志委員長

今、国松議員から（仮称）健康スポーツセンターの件の進捗状況について、執行部から報告を受けられんかという話でございますが、一応、本日の採決が終わりました後に、執行部のほうから報告事項として、事前に正副委員長のほうには社会福祉課からと、こども育成課から、環境対策課からと市民課からの報告があるというふうに申し出を受けておりますが、その中にスポーツ振興課のほうからも（仮称）健康スポーツセンターの進捗状況の報告をということで、求めるっていうふうなことで、委員会では申し入れをしたほうがよろしければ、申し入れをいたしますが、いかがでございましょうか。

国松敏昭委員

余りぎりぎり、ちょっと私も懸念しとったんですよ、事前に早く言っとかなきゃいかんとかなあと思いつつ、きょうになったわけですけどね。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前11時4分休憩



午前11時10分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほどの国松議員からの（仮称）健康スポーツセンターの件につきましては、委員会の総意ということで進捗状況を報告してくれというのを、本日の総括、採決後に報告をしていただくというふうなことで、申し入れをいたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

委員会中にお尋ねはしなかったんですけど、市民環境部関係のほうで、国民健康保険特別会計決算の補正が出ているじゃないですか。この分というのは、歳入総額と歳出総額で大体マイナス10億円ぐらいのお金が、10億円、11億円、12億円というお金を補正してるじゃないですか、今ですね。

それで、ここの大きい歳入、歳出の差し引き額が、今回11億円になっているんですけど、ここの、やっぱり金額も大きいし、今後、ここの部分っていうのは、市の考え方とかがどういふふう……、負のスパイラルみたいな状態に今後なっていくのかなあと、広域化していくにつれて。

だけん、市の考え方とか、ここら辺はちょっと、市としてはどう考えているっていうのは、説明の中に少し足してもらえんかなあと思ったんですよ。わかりますか。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時11分休憩



午後 1 時10分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

まず、先ほど委員間で自由討議を行いまして、その中で、(仮称)健康スポーツセンターの進捗状況につきまして、説明を求めたいという旨の委員会の話がございましたので、後ほど説明のほう、よろしく願いいたします。



中川原豊志委員長

議案審査中に、まず、委員のほうから介護ロボット導入促進事業関連の追加資料について提出の要望がございましたので、お手元に配付しておと思いますが、ございますか。

それについて、執行部から説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業ということで、資料、全4ページの分を御提出を差し上げております。資料は全4ページでございます。

まず、1ページ目は、国の介護ロボット導入促進事業の要綱をまとめたものでございます。2ページ目から4ページ目にかけては、今回導入予定の介護ロボットの各メーカーのパ

ンフレットになっております。

1 ページ目から御説明いたします。まず、目的といたしましては、介護従事者の負担の軽減を図るということ。そして、その活用モデルを他の介護サービス事業者に周知するという。それによって、介護ロボットの普及及び働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資するということ目的としております。

2 番目、介護ロボットの要件等でございますけれども、1つ目のポツをごらんいただきたいと思います。移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援。これらの介護の中で使われるロボットであるということが条件となっております。

そして、4つ目のポツのほうをごらんいただきたいと思います。電気用品安全法認証、Sマーク、電磁両立性試験等製品レベルでの安全性の検証が行われておることということで、安全性の面からも確立されたものを導入しなさいということになっております。

その下でございますが、導入時にはメーカーの十分なフォローアップ体制がとられているということも要件として上げられております。

そして最後に、介護の利用者につきましては、こういった介護ロボットを活用したサービスを提供するということを十分に説明を行い、同意を得た上で実施をしなさいというふうになっております。

3 番目でございますが、導入後の報告ということで、介護サービス事業者は、このロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを市のほうに報告をするようになっております。市のほうは、そのデータをまとめまして、厚生局長のほうに報告するという形になっております。

4 番目、今回導入する介護ロボットでございますが、2 ページ目が移動移乗支援マッスルスーツになっております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。真ん中右のほうにスタンドアローンモデルとありますが、このように腰補助用マッスルスーツは、背中にしょって使うという形になっております。前に傾いたときに人口筋肉が延ばされ、強い引っ張り力を得るという形になっておりまして、介護者の補助に使うという形になっております。重さのほうは、大体軽いものだと4.5キログラムというふうになっております。

次、3 ページと4 ページをごらんいただきたいと思います。これが見守りベッドのシステムでございます。

真ん中あたりのポイント2のところですが、このようにベッドの上で寝ている方が動き出したり、起き上がったり、ベッドの端に座ったり、あるいは、ベッドを離れたりとこのところをセンサーで感知をいたしまして、その状況を通報するというふうなシステムになってお

ります。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この資料について、確認したいこととか御意見がございましたら、お受けをいたします。ありませんか。

国松敏昭委員

私がお願いした分ですが、資料提出。

それで、これは今後国の指導か何かのもとでしようけど、どんなにふうにしてこれは広がっていくのか。もしくは、行政のもとで何か、これはもう、結構広まっとつとでしよう。状況はどがんね、まず。

吉田忠典社会福祉課長

ベッドのほうは、もう昔といいますか、随分前からあるようなシステムでございます。

それで、マッスルスーツのほうは、ここ数年間にわたって開発されたものと聞き及んでおりますけれども、今後は国のほうとしては、今回の導入でモデル的に導入をして、それを広報する、周知するという事で一般的に広めていきたいと。一般的に広まることで、大量生産等もできて、価格も下がっていくのではないかというふうな形で考えているのではないかと思っております。

国松敏昭委員

ありがとうございます。

それで、この介護ロボット、これは前から、随分前からそういう話をされていたと思うんで、こういうものは。

だけど、問題は国の政策の中で、どこまでが補助事業として、通達が来ておるちゅうかな、業者のほうに。3分の2……、何%やったかな、5分の1、3分の1、10万円、何とかって。

それで、そういう具体的な数字の目標とか、もしくは介護職の人たちの確保のためにこれをどういうふうな普及するとかという、何かそういう具体的な目標はあるとですかね。

これ、ロボットの中身、導入の中身について、今御説明いただきましたが、そういうの、少し方向性というか、その辺の、導入して、やはり介護職の負担を軽減することによって、介護職を確保するという事だというふうに理解するわけですが、このことによって、どういうふうに変化する、または、こういうふうに、将来的に心配されているこの介護職の人たちの負担軽減をすることによって確保する方向性が、どういうふうに見えるのか。

それはここで聞くべきなのかどうかわかりませんが、その辺の方向性が何かわかれば教えてほしいんですが。

吉田忠典社会福祉課長

国は、そもそもは経済産業省のロボットの開発のほうからこの事業が始まったみたいなのでございまして、介護のほうにも応用できるという形で進められたというふうに聞き及んでおります。

それで、具体的なその介護分野におけるロボット導入等の目標につきましては、ちょっと私どもも把握はしておりません。

実際に目標等、具体的な目標があるかどうかについても、申しわけございません、今のところ私の手元にはございません。

国松敏昭委員

それで、鳥栖の状況はわかりませんが、どれだけ介護の従事者というか、そういう世界が、きちんと需要に応えることができるか。その辺は、何か目安とか、そういうのは、方向性、その辺も。地元、鳥栖市における方向性ちゅうのは、何かわかるんでしょうか。

ただ、導入ばせんねというだけの話で、まだ状況は、全てを見らなければわからないのか。言っている意味わかりますか。もし、わかれば。

吉田忠典社会福祉課長

先ほども申し上げたとおり、これがあくまでも今のところモデル事業みたいなところがございまして、そのモデルを国のほうに報告をすると。

改善の効果とか業務の効率化の効果とかを国のほうに報告をするというふうな形になっておりまして、そこで国が周知、こういった効果等を広報するものというふうに考えております。

私たち鳥栖市におきましては、今回モデルっていうところで国のまとめる報告も見守っていきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

導入後の報告の中、(3)ですね、1ページの。

この原則として3年間というふうに書いてある意味を教えてください。3年間の意味でもいいですけど。

吉田忠典社会福祉課長

要綱を抜き出したものでございまして、具体的に原則として3年間っていうところの内容

までは、ちょっと私どものほうでも承知しておりません。

成富牧男委員

原則としてっちゃうことは、例外があるから、当然書かれていると思いますので、そういうところはちゃんと把握した形で事務を行っていただきたいなと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

これ、実際の活用モデルをほかの介護サービス事業者に周知するっていうふうになっていきますけど、このモデルっていうのは、国からモデルになってくださいってきたのじゃなくて、こっちからモデルになりますっていうふうに手を挙げているような感じなんですか。

吉田忠典社会福祉課長

導入に当たっての補助金を交付しますということで、導入をしたい事業所については手を挙げていただいたという形ですので、形としては事業者のほうから手を挙げたという形になります。

樋口伸一郎委員

じゃあ、事業所のほうから自分たちがモデルとなってっていうところで手を挙げてくださって、今後は、多分これ、モデルをほかの介護サービス事業者に周知するっていうのも、指針は国が示すのかなっていうふうな、今のところ予測でいいですか。市じゃ決められないと思うんで。

吉田忠典社会福祉課長

私どももそのように考えております。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、次に委員からの質問があつておりました後期高齢者医療特別会計補正予算関連の答弁が残つておりましたので、執行部から説明をお願いいたします。

吉田秀利国保年金課長

後期高齢者医療特別会計における繰越金245万円でございますけれども、この明細について御説明をさせていただきます。

この繰越金につきましては、平成27年度の年度終了後の平成28年4月及び5月に後期高齢者医療の保険料として納付、納入があつたものでございます。

その内訳といたしましては、4月、5月に収納したのが保険料で187件、297万2,500円。延滞金で1件、6,100円。還付金で223件、マイナスの151万9,403円。合計いたしますと145万9,197

円となっておりますのでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

資料、ございますか、やっぱり、資料は。

吉田秀利国保年金課長

では、簡単な表をつくっていますので。

中川原豊志委員長

資料もやっぱり提出をお願いします。

〔資料配付〕

ただいま説明がございましたので、確認したいこと、意見がございましたら、お受けをしたいと思います。よろしいですか。

委員のほうから4月、5月の保険料の収納額っていうものの説明をくれということだったと思いますが。

樋口伸一郎委員

赤字の還付のところの金額のこれの内容とか理由とかわからんとですよ、これは。

吉田秀利国保年金課長

喪失の理由といたしましては、死亡、県外転出というのがございますけれども、ほとんどは、もう高齢者でございますので、亡くなられたっていうのが大きな異動でございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、以上で後期高齢者医療特別会計補正予算関連についての執行部からの追加説明を終わります。

〰〰〰

総 括

中川原豊志委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

いかがですか。

国松敏昭委員

今、具体的に言わんとわからんっちゃけど、先ほど介護ロボット導入促進事業ということでお話、御報告、補助メニューちゅうかな、資料いただいて御説明いただきましたが、ちょっと私、理解力がないのか知りませんが、もうちょっと、こういう目的、または、状況、導入後の報告、こういうのはやはり資料提供する前に、逆に詳しく教えてもらえば、先に提出されれば、こういうのは吟味することできるんですが、こちらから、なかなか要望せんと出てこないちゅう、その辺が、どうも疑問に思いますので、今後、総括の中で言うべきかどうか分かりませんが、議案の中身について市民の代表である我々にとって説明責任をきちっと果たしていただきたいということをし添えておきたいと思えます。

以上です。1点だけです。

中川原豊志委員長

ほかは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、総括を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第20号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第21号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



決 議

保育士の待遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議（案）

中川原豊志委員長

続きまして、お手元に配付の決議案について厚生常任委員会発議により議長に提出したいと思います。

御異議あればお願いいたします。（「何ば」と呼ぶ者あり）決議案。（「中身ばきちつと言わんね。わかっとうらうばってん、きちつと言わんね」と呼ぶ者あり）

お手元に配付しております、（「題名ばさ」と呼ぶ者あり）保育士の処遇改善と保育士確保政策の促進を求める決議につきまして、厚生常任委員会より議長に提出したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしということで、ありがとうございます。本案は原案どおり可決いたしました。

委員会から議長に提出するという事に決めます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は議長に提出することに決定いたしました。



報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、こども育成課、スポーツ振興課、市民環境部環境対策課、市民課）

第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要について

私立保育所等施設整備状況について

（仮称）健康スポーツセンター整備事業について

佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告

第2次鳥栖市環境基本計画の見直しの概要について

「マイナンバーカード申請が簡単にできる証明写真機」の設置について

中川原豊志委員長

ここで、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨、申し出がっております。お受けしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、社会福祉課ですか。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、今お手元に厚生常任委員会参考資料（議案外）、健康福祉みらい部関係の資料をお渡ししていると思いますが、その中でまず1ページ目、第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要について御説明をいたします。

近年、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、子供、高齢者、障害の有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域で安心して生活できる地域社会の実現が求められており、地域住民、地域団体、行政が連携しつつ、地域の課題を解決し、地域での支え合いの仕組みをつくっていくことが必要となってきております。

このような状況の中、地域福祉計画は安心して生活できる地域社会への理念と仕組みを示すために、社会福祉法に基づき策定をするというものでございます。

その一方で、全ての市民やボランティア団体、福祉サービス事業者等の団体が相互に協力して地域福祉を推進していく活動、行動計画として、地域福祉活動計画を社会福祉協議会が策定しております。

この2つの計画は密接に関連しているということから、整合や連携を図り、合同で策定をしているところでございます。

鳥栖市では、平成23年2月に第2期計画、第2期の鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しておりますが、平成29年3月満了に伴い、来年度の平成29年度から平成33年度までの第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しております。

次に2番目、策定のスケジュールでございますけれども、基礎調査を行いまして、庁内機関でございます推進会議及び幹事会で計画の内容の調整を図りながら、外部委員で構成をいたします策定委員会で専門的、または現場からの意見を聴取しながら計画案を煮詰め、パブコメを経た後に計画完成というふうな流れになっております。

基礎調査におきましては、3つの調査をしております、1つ目は市民アンケートを6月に実施し、市民2,000名の方にアンケートを送付しております。

2つ目の調査として、6月から9月にかけて住民座談会を市内8地区で2回ずつ、計16回実施をしております。

各地区とも1回目で地域が抱える課題を抽出していただき、2回目ではその解決のために住民として何ができるのか、議論をしていただいております。

庁内調査につきましては、これまで行政としての取り組みや課題、地域から抽出された課題に対応する施策の検討などをこれからも随時行っていく予定でございます。

具体的な策定スケジュールにつきましては、一番下でございます。

庁内の推進会議と外部委員の策定会議をそれぞれ4回開催をする予定でございます。

議会のほうへは、12月にパブコメの最終案を御提示差し上げる予定としております。

そして、3月に計画の完成と、こういう形で考えております。

以上、第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要でございました。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この件につきまして、確認したいこととか御意見ございますか。

樋口伸一郎委員

済みません、住民座談会のところでお尋ねなんですけど、これ、市内8地区、各2回っていうことで、これ、もうことしの分は終わってるというか、僕、御参加はさせていただいたんですよ、この住民座談会に。

ちょっと、その参加の中で、確かにその地区における課題の抽出や解決策の話合いをしているんですけど、あまりにも時間もなくて、型式上、端的に進めていった形がしたんで、この辺で課題の抽出とかを、もっとちゃんとできる方法じゃないんですけど、その辺をちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思いつつながら、限られた時間の中で、次に行きます、次に行きますというような状態の座談会だったので、ほかの地区は知らないんですけど。

そのあたりの中身はどういうふうに、そのままやっていく感じですかね、今後も。今後っていうのは、もうないんでしょうけど。

こうした課題の抽出とか、パブリック・コメント等も一緒になると思うんですけど、そのあたりの考え方を教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

住民座談会は、住民の方が実際に感じられている課題とか、解決策、住民の方で何ができるかっていうふうな解決策を拾い上げるということで、こういった形式は今後も進めていきたいと考えております。

ただ、議員御指摘のとおり、私たちのほうの事前の調整不足のために、例えば時間が十分足りなかったりとか、議論がなかなか集中できなかったりとか、そういった運営に関する課題点というのはたくさん見つかりましたので、今後はそれを一つ一つつぶしていきながら、よりよい住民座談会になるように努めていきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

よろしくをお願いします。

今後はパブリック・コメントというか、似たような意見等を聞いていくこともあるかと思うんで、是非よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

成富牧男委員

まずお尋ねしたいのは、ここに地域福祉計画・地域福祉活動計画となっていますね。密接な関係があるからということだと思いますが、これは、それぞれの……、上に書きちゃんね、趣旨で若干書いてありますけど、その福祉計画と地域福祉活動計画の関係、そして地域福祉活動計画をつくるのは社会福祉協議会ですよ。なぜ社協なのか。そこんところが1つ。

それから、さっき出た住民座談会ですけど、これ、例えば、まち協なんかとの関係、どういう形で、30人程度で選ばれているのか。

それから、第2期の計画の総括といいますか、そういうのも含めて、座談会というのが設けられたのか、そこんところ。

大きく3つぐらい言いましたかね、お尋ねします。

吉田忠典社会福祉課長

まず、鳥栖市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係ということでございますが、地域福祉計画、市がつくる計画のほうは、どちらかというところ。そして、地域福祉を進める上で、仕組みづくり、そういったところを策定をしていくと。

一方、地域福祉活動計画につきましては、いわゆる行動計画のようなところがございます。地域住民、あるいは地域の団体、そういったところがこういった形でこの計画のために参加できて、理念の実現のために参加していけるかといったところをまとめていくというふうな関係性がございます。

2つ目が住民座談会とまち協との関係でしたけれども、住民座談会を2回行いまして、1回目は地区社協の方を中心に集まっていたと、第2期計画の総括をしていただいたと。

というのは、前回、第2期計画をつくる時に、地区社協の方を中心に住民座談会を開いたということございまして、地区社協の方が中心となってつくった計画を、5年たった後、じゃあ今どうなってるのかというような形で、また地区社協の方を中心として検討していただいたということでございます。

2回目につきましては、その1回目の地区社協の方に総括していただいた第2期の計画及び地域の課題について、今度は、第2回目はまち協の方、まちづくり推進協議会の方にお集まりいただいて、まち協のメンバーの方でこういった施策といいますか、こういった行動が考えられるのかといったことを議論していただいたと。そういうふうな座談会の形式にしております。

以上です。

成富牧男委員

1つ抜けていたのが、地域福祉活動計画をなぜ社協がするのか。

福祉活動っていっぱいいろいろありますよね。それで、根拠とかもわかれば、お願いした

いんですけど。この地域福祉活動計画、社協が担う根拠がわからねば、そこまでじゃなくてもいいんですけど。なんか、あんまりなかなか見えんのですよね、表に。私たちが見よらんっちゅう側面が強いとは思いますが。

吉田忠典社会福祉課長

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民地域において社会福祉に関する行動を行うもの、社会福祉を目的とする事業者等が協働して、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動行動計画であるというふうなところを、全国社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定指針という中で定めておりますので、そういったところから社会福祉協議会のほうで地域福祉活動計画というのを定めた、策定をしているという形になります。

成富牧男委員

やはり、社会福祉協議会の位置づけに関係することだと思うんですね。

だから、根拠法令も含めてっていうふうに申し上げたんですが、いずれ、これでき上がってもいいですから、またあらましか、パブリック・コメントのときでも、いつか、もう1回多分、そういう機会があると思いますので、そのときに、でき上がった文書にも多分、そこらへん載るかと思えますけど、もうちょっと社協、要は私が言いたいのは、やっぱりうまく回さんといかんからですね、鳥栖市と、それから社協との関係。そこら辺もはっきりしておかなければならないというふうに思いますので、次の機会に、ぜひそこら辺、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかはよろしいですか。

[発言する者なし]

では次に、こども育成課からですかね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

こども育成課から、私立保育所等施設整備状況について説明をさせていただきます。同じ資料の2ページから5ページまでになります。

今年度、新たな施設整備、保育所の施設整備として、3福祉法人による新設の保育所、それから、既存の幼稚園が認定こども園への移行することに伴い、園舎の施設整備、この4件について、当初予算で施設整備補助金をお願いしていたところでございます。

この各法人の施設整備の進捗状況でございますが、この2ページから5ページまでの資料は3月当初予算を御審議いただいたときにお渡しした資料にその後の経過をつけ加えたものでございます。

2ページをごらんください。まず、社会福祉法人健翔会につきましてでございますが、中ほどの予定定員までは変わっておりません。

その予定定員の下をごらんください。交付申請日、交付決定日、着工日等が記載されておりますけれども、この2ページ、3ページ、4ページの3社会福祉法人につきましては、大体5月から7月ぐらいまでの間に正式に補助金の交付申請をいただいたところでございます。したがって、7月から8月にかけて交付決定をしております。

どの方法人も8月の末から9月の初めにかけて、入札を行って業者の選定を行われているところでございまして、9月の下旬には、この3つの新設保育園着工の予定でございます。

一番下の段の総事業費につきましては、交付申請時に正式な事業計画、設計等を提出していただいて、国の施設整備補助基準に基づきまして、負担割合下のほうに国、事業者、市、書いておりますけれども、こちらのほうが確定した金額でございます。

この3つの新設保育園につきましては、予定どおりということで、現在進められているところでございます。

5ページ目をお願いいたします。既存の幼稚園が認定こども園に移行するというので、学校法人法神辺学園でございます。こちらのほうが平成28年度中に施設を整備し、平成29年度から認定こども園として事業を開始する予定でございましたけれども、この5ページの資料の一番下を書いてございますけれども、建設予定地と下水道との接続に関する技術的な課題が予想をはるかに超えた時間がかかったということで、平成28年度中の事業完了が困難になったということで、本年は一旦取り下げをして、来年度、新たに施設整備をしたいということで、事業の1年延期が申し入れされました。これによりまして、神辺幼稚園の施設整備については、今年度は取り下げということで決定をいたしました。

したがって、当初予算でお願いしておりました整備補助金につきましては、この神辺幼稚園の分が2億1,700万円程度ございましたけれども、この分につきましては、9月の議会には間に合いませんでしたので、12月の補正で減額とさせていただく予定でございます。

この3つの保育園、新設新設保育園は予定通りでございますので、平成29年度からの児童の確保予定につきましては、266名の予定でございましたけれども、神辺幼稚園の分が40名減りましたので、確保予定数は226名ということになります。

こども育成課からは以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、確認したいことや御意見ございましたら、お願いいたします。

成富牧男委員

お先に失礼します。

2つぐらいお尋ねします、まず、このあいりす保育園ですけれども、私はちょっと懸念しているのは、この田代本町って、ちょうど書いてあるところ、これかぶってますけど、信号機のことなんですけれども、ここって国道34号線との交差ですので、非常に待つかんといかんわけですね。

これって例えば、ここに保育園が建てば、それが少し緩和されて、もう少し調節は可能なんでしょうから、そういうのはできるんですかね。

何かもう、慌てて、朝ってというのはみんな急ぐでしょ、お母さん、お父さんもおもしろいけど。

そうしたら、こっちの、上のほうに、狭いところに行ったりとか、事故のもとになるのではないかなという懸念をしております。

だから、これは車両の通行量に応じて、調整がきくのであれば、それはもう私の実感なんです、あそこ、今ちょこっとしかとおりよらんけん、はよういかんか、はよう青になれっちゃうぐらい暇がかかります。あそこ、知っている方は、それわかると思いますけど。どうなんですか、あそこは。

中川原豊志委員長

わかりますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

どこの保育園も同じでございますけれども、保育園を新設した際には、送迎の車の行き交いか、ほかの近隣の住民の方の交通の問題とかがございますので、地元の説明会等のときにも、十分その辺は地元の意見を聞きとっていただくことと、それから、交通指導員とか、交通関係の方の御意見も十分に聞いた上で、そこの調整をしてくださいということで周知をお願いしております。

また今後も進捗状況は随時お知らせをしていただくようにしておりますので、その中で指摘するべき点がございましたら、市のほうからも十分指摘をしていきたいと考えております。

成富牧男委員

要は、ぜひ交通安全上、警察のしかるべきところの担当になるんでしょうけれども、絶対、今の感覚じゃ厳しいと思いますね。ぜひ役所も含めて入ってもらうぐらいの感覚で、内部の、例えば建設課との調整とか、ぜひやっていただきたいなと思います。

それと、うちの近くの、神辺幼稚園の分なんですけど、この特記事項のおくれた理由、これって、その手を挙げたとき、それから、手を挙げたのを精査するときのヒアリングとかで

もわからんやっただんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

下水道の本管とこの幼稚園に高低差があることはもちろんわかっておりましたので、接続をする際に何らかのそういった技術的課題が出てくることは、もちろん設計段階でわかっておりましたけれども、方法が幾つかあって、それにかかる経費もかなり違ったりとか、工事に要する時間もいろいろ違うということで、その辺を事業者さんと設計士さんと、それから市のほうの担当課のほうも含めたところで、何回も協議をされたようで、それにすごく時間がかかったと聞いております。

成富牧男委員

いわゆる想定外というのものもあるのかもしれませんが、これ、県が最終的に採択したんですか。この土地にこういう形で建てられるならよかろうっていうのは、県のほうの最終的には権限ですか。

単純なお尋ねですけど、これ、その手を挙げたところの採択、事業を認めたわけでしょう。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

事業を採択したのは、鳥栖市でございます。

成富牧男委員

すいません、それから、県と市の役割のところから教えてください。

それと、その採択をする際には、こういうのは、そぎゃんところは大丈夫ねとか、一定の確証を持ってするのが普通……、そうじゃないと、こういうふうに1年おくれるわけですよ。

しかも、下水道といえば、同じ庁舎の中で情報のやりとりもできる関係にあると思うんですけど、そこんところ。

だから、要は、もうちょっとどうかできなかったのかっていうことと、その時点では、それは十分クリアしていると思ってたけど、こうこうこうでできなかったっちゃうのか。そこんところ、わかったら教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この下水道との接続につきましては、設計をされる方の話でございますけれども、こういうふうにつながろうと思っていたということに関して、ちょっと予想以上の経費がかかるということが一つ、ネックになったというお話を聞いております。

ほかのやり方等を下水道課のほうと何回も協議をさせていただいて、最終的にこのやり方でというのを決めたということでございます。

成富牧男委員

別の聞き方をしますけど、あんまりそういう詳細にわたったところまでを確認して、あなたんところにお任せしますって事業者さんに言うのではなく、何と何と何があれば認めるんですか。そこまでは必要ないっていうことですか。

そういう詳しい、さっきのここにあるような下水道のっていうのじゃなくて、もうちょっとその手前であらまし、これとこれとこれとこれを満たしておけばOKしますとかいうのがあるんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

計画をされた段階で、その事前という協議はお受けするんですけども、うちが採択をする場合には、まずそういう細かいところまでクリアしていますということまでは要件とはしておりませんが、例えば、そこが開発行為の許可がいるところであるとか、農地転用の許可が要るといようなものであれば、それは一定、許可が取れるという見込みといたしますか、そこはきちんと担当のところと話をさせていただき、県の許可がいるものであれば、県ときちんと協議をしていただいた上で、うちのほうに申請をしていただくという形にはなります。

成富牧男委員

別に、うちの近くにあるけんいろいろお尋ねしているんじゃないんです。

それで、今後はこういうことも、やっぱりちゃんと事前のチェックの中に入れとかないかなっていうのは、認識はお持ちですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

一定、その一番最初の基本的な計画の段階で、その辺のチェックはうちのほうでもさせていただいて、きちんと、例えば、建設なら建設課のほうと話をしてくださいとか、その原課ときちんと話してくださいとか。その辺の話は、常にやりとりしながら、最終的な申請に向けて、準備を進めていただいているところでございます。

成富牧男委員

いや、そうじゃなくて、結果、こういう形で出てきたでしょう。

出てきとるから、今後、やっていく場合に、またこういうふうに市としても計画しとったやつが少なくなったわけですから、そういう意味で、なるべく……、そげんいうたって出てくるかもしれんですよね、それこそ想定いいしてないようないろいろな問題が。

だから、なるべく前さばきをして、考えられることは、きちっと確認した上でやるべきだと思っんですけどという意味ですけど、今後。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

おっしゃるとおり、私たちが通常わかる範囲のことについては、前さばきをしているつも

りでございます。

それで、こういった不測の事態が起きたようなときは、私どもも十分相談を受けて、一緒になって協議をしていくというつもりでございます。（「わかりました、なら、1個提案します」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

それで、例えば建設課、下水道、水道とか、そういう関係するであろう市役所の部署が入って、例えば主管としては、こども育成課で音頭とってでもそういう協議をするとかいうのが必要ではないでしょうか。

もう答弁は要りません、そう思います。

中川原豊志委員長

いいですか。ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

3つお尋ねさせてください。

まず3ページからいいでしょうか。かなさ保育園のことなんですけど、交付金額等と試算額のところでお尋ねをします。

3ページと4ページちょっと同時に見ながらなんですけど、総事業費がかなさ保育園は2億1,335万円ですよ。

それで、4ページのしんとすげんき園さんが2億1,008万5,000円になっていて、両方、大体2億1,000万円の金額が総事業費でかかって、大体、この案分率っていうか負担割合を見ると、国、県じゃなくて、国と事業者と市って書いてあるところがありますよね。ここが3ページと4ページは、大体同じくらいの割合になっているんですよ。

若干、しんとすげんき園のほうが300万円程度少ないのかなという見方をしていたら、それを踏まえて2ページに戻りますと、2億112万円っていう総事業に対して、これ、今度逆に国と市が多くなって、事業者割合がへっているように感じるんですよ。何か案分率が違うように感じていて。電卓持ってないんで、教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この総事業費というのは、その保育園を建てるのにかかる、本当にその金額でございます。

補助金につきましては、一定基準がございまして、これについては認めます、こういうものについては認めませんというのがございますので、事業者さんがこういう保育園です、こういう設備で、こういう材質を使ってって考えてあるのが全て補助の対象になるわけではございませんので、そこそこで違ってまいります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、3ページ、4ページはあいりす保育園さんに比べて範囲の中に入るものが少なかった分が事業者負担がふえているっていうことでいいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

補助の対象にならないものは、もう事業者負担となっております。（「了解です」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

2点目いきます。

同じく、これ前ページ、4ページまででいいんですけど、2ページ、3ページ、4ページの施設型給付費の年額です。

これ、金額はちょっと置いておいていいんですけど、括弧の中に上記定員合計の場合で試算って書いてありまして、こちらのあいりす保育園さんは75人に対して9,232万円、それで、かなさ保育園さんは80人に対して8,650万円、しんとすげんき園さんは、同じく71人に対して6,395万円なんですけど、しんとすげんき園さん、あいりす保育園さんの割合比率を見ても金額はかなり違いますし、年齢制限等の割合があるのかなと思って、その御説明をお願いしたいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この予定定員というのは、あくまでも施設数を立てる上で、例えばあいりす保育園さんでありますと、0歳児を15人入れられるようなスペースを確保していくということでございます。実際、募集をして、ここに入所される方が、例えば0歳児は15人はいるとは限らないわけですし、この全体のバランスも、このとおりに恐らく入らないと思います。

ただ、この給付費の試算は、このとおりに入った場合は、この金額が給付費として支払うこととなりますということで。

あとは、年齢によって1人当たりの単価がかなり違いますので、それによる差でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。わかりました。

これ、やっぱ年齢、確かにあいりす保育園さんは15人で、0歳、満杯に入ったとしたら0歳の負担率もふえるので、それなりに上がっているんだと思うんですけど、括弧内の上記定員合計の場合だと、合計数字しか見ないじゃないですか。

だから、この書類を今後使っていくのであれば、その年齢割合っていうのをちゃんと入れとかないと、そこしか見なくなるんで、僕はそこ、入れていたほうがいいかなと思うんです

よ。僕みたいな人間が多分、そこ聞くかなと思ひまして。いかがでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

以後、わかりやすい資料の作成に努めさせていただきます。

樋口伸一郎委員

簡単でいいんで、もう年齢という言葉を入れておけば、単語を入れておけばいいかなと思ひましたんで、ちょっと御提案をさせていただきます。

最後、3点目が、5ページの神辺幼稚園さんの件でお尋ねなんですけど、先ほど、御説明の中で単語を使いますと、2億1,000万円前後の金額と、補正っていう単語が出てきたんですけども、こちらの総事業費が3億円程度かかるようになっていまして、見込んでいた予算があると思うんですけど、12月で補正されてくるであろうその予算額をちょっと教えていただきたいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

神辺幼稚園に関しましては、この交付金額と試算額のところに括弧で負担割合、県幾ら、事業者幾らというのが書いてございますけれども、この分が予定されていた補助分になります。事業者は別として、この県と市の分を足した金額が、市で予算措置をしていた分になります。

樋口伸一郎委員

この足した額が、今回間に合わなかったんで、12月の補正で上がってくるということですよしいですね。

以上で終わります。ありがとうございます。

国松敏昭委員

それで、その認定こども園の神辺幼稚園ですが、交付金の試算で、総事業費、これ、幼保と近隣への庁舎新設移転という。比較しちゃいかんばってん、1億円も違うんじゃないですかね、総事業費が。

その根拠は、幼稚園の近隣地に園舎新設移転されるから、これだけ大きくなっとなつてますか、事業費が、そういうこと。どがんふうに解釈したらよかかな。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは、幼稚園の園舎の分まで含まれた総事業費でございます。

補助の対象となるのは、幼稚園の建て替えに関する補助金もあるんですけども、あと、保育園の分、認定こども園の場合は、幼稚園の分と保育の分がありますので、保育の分に限った補助金となっております。

中川原豊志委員長

事業費……。〔意味がわからん。何で一億円違う〕と呼ぶ者あり〕〔わかっとる者が答えたらよかろうもん〕と呼ぶ者あり〕総事業費が1億円違うっていうのは。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

申しわけございません、ちょっと言い方を間違えました。

総事業費が1億円違う理由ということでございますけれども、ここの定員のところは、保育園の分のみでございますので、これに既にある幼稚園の分、この分が、実際子供が入る人数になりますので、その分の園舎の建設費になりますので、ほかの保育園に比べると、園舎自体がもっと大きい規模の園舎ということになります。

国松敏昭委員

その違いでこの負担割合が、県の1億6,197万8,000円の3分の1、2分の1の違い、また市の負担の補正割合の12分の1と4分の1の違い、その内訳を、そういう解釈の仕方負担割合が変わってくるちゅうこと。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

そういうことでございます。

国松敏昭委員

もう1点、ごめんなさい。

それで、事業延期理由ということで、下水道……。ちょっと、成富議員と重複するかもわからんばってん、技術的な課題云々ちゅうけど、もう一遍、なんでこの技術的な課題ちゅうのは、ようっと聞きよらんけんか知らんけど、ここんところ、もう一遍、説明ばしていただけますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ちょっと私、技術的なことは詳しくございませんのであれですけども、下水道の本管と、それから土地の間に高低差がございます。

本館のほうが高いところに通っていて、下のほうに、低いところに土地がありますので、そこに盛り土をして、同じレベルにするっていう方法もあるかもしれませんけれども、あとポンプアップで上げるという方法もあるそうでございます。

それから、配管をもっと下のほうまで持って行って、高低差の少ないところをつなぐという方法もあるそうございまして、その中で一番金銭的な面、工期の面、その辺の負担が少なくて済むような方法を探していたということでございます。

国松敏昭委員

決定したらんとですね、さっきの3通り、ポンプアップ分、それから高低差を埋めるために、本管より少し上げてのものになっていく。そすともう1つ、その辺、ちょっとまだ。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

現時点では、もう解決の方法は決まったということの報告を受けております。（「どういうふうに」と呼ぶ者あり）下水道本管までのつなぎを長く、もっと下のほうまで持って行って、そこでつなぐという方法に決まったというように聞いております。

国松敏昭委員

本管を、要するに自分のところの今の園舎のように、下にある本管までつなぐっちゃうこと、今の話は。

詫間 聡健康福祉みらい部長

取り出しの関係でございますけど、本管は道路沿いに埋設されておりますけれども、現時点においては、盛り土を施工した後で取りつけなければならない状況でございますけど、ポンプアップを断念したと。

そういうことで、下流部分まで本管を取りつける自然勾配でできるようなところで、造成もなしでとりつけられるようなところで接続を行うっていう工法に変わっているってことです。

国松敏昭委員

具体的にどのぐらい伸びると。どのぐらい距離ば伸ばさんとそこにつなげんとねじゃん。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

申し訳ありませんが、今、ちょっとそこまではわかりません。

国松敏昭委員

補助を、お金入れる以上は、技術的なこともアドバイスすべき立場にあるかどうか知りませんが、そういうところもきちっとチェックしていかないと、人任せじゃなくて、事業所任せじゃなくて、その辺までシビアにきちっと見ていかないとかならないですか。だから、あえてその中身についても問いよるわけですよ。金ば入れとつとやけんがさ、国、市、もちろん事業者負担もあるばってんさ。

これ、大事なことですから、きちんとその辺は、担当課もしくは担当課のアドバイスを受ける建設課かどうか知りませんよ、関係プレーとってから、きちっとやらないかんじゃないですか。

そういう曖昧なことじゃなくて、やらないと。あんまり言いたくなかばってん、今の話題のような形になってくるじゃないですか、いろいろと。

そういうことできちっとやってもらいたいということで、あえて中身についてお尋ねしたわけです。それについて、きちんと回答できるようにしてくださいってこと。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

平成29年度の事業としての提案をいただきまして、詳細な事業計画を出していただきますので、それを確認いたしまして、またきちんと説明ができるように準備をしておきます。

成富牧男委員

そしたら、そのときの説明の中に、これ、どちら……、例えば、車、結構多いんですよね。これ全部で何人ですかね。

この下の1号の90人を加えればいいんですか、40人、130人ですよね。私、不勉強やけん、この40人ばかり頭にずっとあったけど、園舎新設移転だから、130人ですよね。（「130人」と呼ぶ者あり）

そうすると、これ、車……、今、説明はできる範囲で、ちょっと心配なんで尋ねたいんですけど、車はどっちから入って、今、神辺公民館の前をほとんど駐車、一次ですけどね、送り迎えのときに埋まりますもんね。

それから、ここにある神辺町、赤の範囲のなかの、神辺町のちょっと左にある、なんて書いちゃっかわからんところ、ここら辺にもいっぱい車がとまるんですよね。

ですから、車はどこ……、この、今言った信号機の手前のこの神辺幼稚園さん所有の土地だけでは、恐らく足りないと思うんですけど、どういう……、進入路とか、この赤い区域の中に、一部設けられるんですか。その際の進入路はどこになるんですか。

何か、そこらへんが、非常に心配、逆に心配になってきたんですよ。ここも大分、段差ががたつとあるでしょうが。そこの段差がどげんなるのか、きょうわかる範囲でいいです。わかる範囲で言っていて、具体的な話をまた、修正のきく段階で説明をいただきたいなと思っております。きょうわかる範囲でいいです。

中川原豊志委員長

わかる範囲で。（「わかる範囲で、どっちから入るとって、改めて。結構、あっちこっち駐車場は」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

すいません、ちょっと手元にそういった詳細な資料がありませんので、これは、確認してまた報告ということでよろしいでしょうか。

成富牧男委員

それこそ、目の付けどころの一つで、きちっと確認をお願いいたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。進んでよかですか。

〔「よかです」と呼ぶ者あり〕

では、次に、スポーツ振興課の報告を。

古賀達也スポーツ振興課長

スポーツ振興課でございます。

お手元に資料はお配りしておりませんが、(仮称)健康スポーツセンターの整備事業の進捗状況でございます。

6月末で実施設計が終わりまして、例えば、いろんな材質であったり、設備であったり、ろ過装置と熱源等、詳細な設計が出来上がりまして、それをもとに、現在、建築工事関係の費用等について積算を精査しているところでございます。

以前、お示しいたしました平面図をもとに、いろんな配置等は入れておりますけれども、まずは、工事費を詳細に、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の積算を現在行っているところでございまして、今後、補正予算のほうで提案をしてみたいというふうに考えております。

また、当然、補正予算、提案するに当たりましては、実際の工期であったり、契約の方法であったり、実際の運用、教室の開催や使用料、実際の運営体制等は必要でございますので、そちらもあわせて今、ほかの温水プールの施設を視察したり、庁内の関係課のほうと個別に協議をしたり整理している状況でございます。

なお、具体的な工事費等の予算を提案するに当たりましては、できるだけ早目に、市議会のほうにも、資料を提示して御説明してみたいというふうに考えているところでございます。

そのような状況でございまして、今議会には資料として提出いたしておりませんが、現状といたしましてはそのような状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

せっかくですんで、この件につきまして、確認したいことや御意見ございましたら、お受けいたします。

国松敏昭委員

なかなか口頭では頭に入らないし、状況を知りたいということで、経過報告の資料、もしくはそれに準ずる物が出せるか出せないか、ちょっと協議して、委員長から執行部に言ってください。

中川原豊志委員長

今、経過についての資料等が提出できないかという御意見がありますが、この場では……、改めて時間を取ってでも、よろしいですか。

そういった報告ができるような資料が提出できるのか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

古賀達也スポーツ振興課長

具体的に配置図、平面図、立面図等については提出することが可能かと思えます。

時期につきましては、今議会中の委員会でございましたら、準備できますけれども。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午後 2 時 25 分 休憩



午後 2 時 35 分 開議

中川原豊志委員長

再開します。

それでは、スポーツ振興課より報告がありました（仮称）健康スポーツセンターの進捗状況につきましては、資料等がまだ提出ございませんので、資料等を含めて、改めて20日11時から報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

成富牧男委員

その中にまた追加と、執行部のためにもお願いしたいんですけど、今後のスケジュール、それと、そのスケジュールに沿って、議会に何をかけるかと。一番大きいのは、予算とか何とかなんでしょうけども。当初予算になるんですか、工事は。

古賀達也スポーツ振興課長

12月補正で考えたいというふうに思っております。

成富牧男委員

というふうなこともありますので、そういうのも含めて、そして、その際には、給食センターがらみでいろいろあっていますけれども、やはり工事の発注方針とか、それから施工監理、これについての発注、業者についての発注方針とか、そういうのも含めて、それがいつごろ、どうするのかとか、スケジュールとか。

それとあと1つ、ここでも大分議論になったアクセスの問題、ソフトの問題ですよ。それについて、どういう検討状況にあるのか。それもぜひ、その中に入れていただきたいと思い

ます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「そいけんもう、しとらんならしとらんっちゅう報告」と呼ぶ者あり）
（「いやいや、担当替えて言うたやんね」と呼ぶ者あり）（「担当替え」と呼ぶ者あり）

古賀課長、よかですか。大丈夫ですか。

古賀達也スポーツ振興課長

今、御意見がございました部分を含めて、資料について精査して、提出したいというふう
に思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしく申し上げます。

ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

では、改めて次の項目、環境対策課よりの報告でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それでは、事前にお配りしております議案外の資料のほうをごらんいただければと思いま
す。2点ございます。

1点目が佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告。2点目が第2次鳥栖
環境基本計画の見直しの概要についてということで。

1ページ目のほうをまずお願いいたします。先に書いております平成28年2月15日以降の
協議会設立からの経過につきまして、平成28年5月10日の安楽寺町での住民説明会という
ところまでは前6月定例会のほうで御報告をしておりますので、その下のほうから御説明を差
し上げたいと思います。

平成28年5月26日に第3回の佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会がございました。
この中の協議といたしましては、資源物、2市3町における資源物の分別区分の変更につい
ての方針案の承認ということで、まだ収集方法については継続協議ということになっており
ます。

2点目が、新組合設立までの組織体制ということで、これは、平成30年1月に一部事務組
合の立ち上げを一応予定しておるということで、それまでの間、平成29年からの立ち上げま
での間の職員組織体制といたしましては、構成市町からの派遣職員ということで5名体制と
するというので、内訳といたしましては本市、鳥栖市のほうが3名、そのほかに神埼市が
1名、みやき町が1名を派遣するということになっております。

ただし、今現在、建設対策室ということで3名体制で鳥栖市の職員が組織をしておるという事になっております。

その後、平成28年7月1日でございますけれども、組合議会の臨時会が開催されまして、これは1市1町、神崎市、吉野ヶ里町からの事務委託に関する規約案とそれに対する補正予算案の審議をされまして、可決をしております。

これでいきますと、平成28年7月22日でございますけれども、環境省へ循環型社会形成推進地域計画の変更承認申請と。これにつきましては、国の交付金に伴います地域計画ということで、これまでの1市2町で出しておりました計画を、2市3町ということで変更申請をしております。

そして、その後、平成28年8月24日、ここに最後書いておりますけれども、下野町のほうで住民説明会を開催いたしております。約30名の皆様に御参加をいただいたということ。

今後でございますけれども、一応、今、10月にあさひ新町のほうでも住民説明会をとということで、区長さんのほうともお話をさせていただいておりますので、日程調整つきしだい、あさひ新町のほうでも開催をしたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

続きまして、2ページ目をお願いいたします第2次鳥栖市環境基本計画の見直しの概要についてということで、現在、鳥栖市第2次環境基本計画につきましては、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画として、策定しております。

しかしながら、今年度が中間年の5年目に当たるということで、見直しをする時期ということでございます。現行計画の基本的な枠組みを継承しつつ、取り組みの進捗状況や社会状況の変化に対応するために、今回見直すものでございます。

策定のスケジュールでございますけれども、下のほうに書いております。

現在、市民アンケート調査、これは各区長さんのほうにお願いをいたしまして、アンケートをとっております。対象760名のうち690名から回答いただいたと。そのほかに、事業所300事業所にアンケート調査をいたしまして、151事業所から回答をいただいております。

こうしたもの、アンケート結果の集計をいたしまして、こういうものに基づきまして、9月中に計画の素案の作成ということを考えております。この素案につきましては、庁内の推進会議及び鳥栖市の環境審議会というようなところで見直しを図りまして、最終的には12月に素案を完成させたいということで、それにつきましては、12月の議会のほうで御説明をさせていただくということで考えております。

その後、1月に入りまして、パブリック・コメントの実施ということで、意見集約と素案の第2回目の見直しを行いまして、庁内推進会議、鳥栖市環境審議会等を経まして、3月に

は後期計画の策定を行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、確認したこととか御意見ございましたらお受けをいたします。

国松敏昭委員

言いにくいかどうか知らんけど、1 ページ目の経過報告の中で、一番下です。下野町の住民説明会を開催したと。

どういうやりとりがあったのか、出席していませんのでわかりませんが、問題点、あったのかなかったのか。言いにくかろうばってん、聞けたら。

どの辺をクリアすれば住民が納得されるのかとか、その辺の報告。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

住民説明会の中身につきましては、施設の安全性等とか、あそこになぜ設置したかとか、そういうことについても御説明を差し上げました。

その中でやはり、施設自体の安全性については、以前の施設とは違うというようなことで、一定、住民の皆様にも御理解をいただいております。

しかしながら、やはりアクセス道路の問題、これについては、皆様御心配があるというふうに感じております。

そのほかに、周辺環境整備をどうするのかとか、施設自体の中にそうした住民利用できるようなものを何か持って来てもらいたいとか、そういう御意見のほうが多かったということで、今後そうした御意見については、施設整備計画なり、今、進めております道路整備の中で対応してまいりたいということでお答えをしておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「あとは個別に」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

住民説明会のことでお尋ねなんですけど、これは10月にあさひ新町でも予定をされているということだったんですけど、例えば、線路の施設側にあるあさひ新町と、一部ちょっと儀徳町がいたり幸津町が入ったりもしていると思うんですね。

これ、住民説明会っていうのは、仮に希望があった場合は行っていただけるんですか。あさひ新町、下野町以外からでもですけど。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

住民説明会につきましては、各町区のほうからそういう御要望がありましたら、出向いて御説明を申し上げたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

もし、やっぱり臭いとか、空気の問題とかもあって、範囲って限ることが難しいと思うんですよね。

だけん、もしあったら、そういうのも御対応いただければなというお願いをさせていただきます。

それと、次のページの策定スケジュールの件でちょっとお尋ねなんですけれども、一番下、ここ表があるんですけど、この流れで後期計画の策定まで行くときに、市議会の報告は12月に1回予定が書かれているように書かれているんですけど、ここは今、素案の完成のところで1回報告を受けて、あとは後期計画が策定されてから知ることになるのかなと思ったので、大体、後期計画の策定があったとき全体勉強会じゃないですけど、そういうしたところで、パブリック・コメントを受けてからの話、受ける前の話を聞かせてもらったりしているんですけど、パブリック・コメントの後にどういう意見があったのかとかいうのは、いろんな事業において議員さん方から質問を受けるところなので。

どっちみち2月の素案の見直し、②があるじゃないですか、そのあたりでの議会への報告とかはなくてもいいのかなと思ったんですけど。この流れだと、もう真ん中で報告を受けたら、多分計画は策定されるかなと思ったんで。そのあたりの策定スケジュールについて、御見解をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

現在では、議会のほうに御報告といいますか、その素案の分を報告を、説明をさせていただくということで、そのあとの流れについては、庁内推進会議とパブコメの意見集約、もう次になると3月の議会の中で計画のことを御報告させていただいて、上げるということになっております。

それで、地域福祉計画等についても、ほかの計画についても、現在のところは同じようなスケジュールになっておりますので、そこら辺も含めたところで、これだけ2月に例えばやるとかということじゃなくて、できればほかの計画、幾つかこのほかにもあると思います、ほかの委員会の中でもですね。

だから、そこら辺と合わせたところで、そういうのが可能かどうか、もう一回検討させていただきたいというふうに考えます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

パブコメの意見集約というのは市民の声とかになってくるところなので、多分、議員さん方によってはここが気になる方もおられると思うので、ぜひ御検討をよろしくお願いします。以上です。

中川原豊志委員長

あとはいいですか。

[発言する者なし]

もう1点、市民課よりの報告でございますが。

徳淵悦子市民課長

市民課でございます。

マイナンバーカードの申請が簡単にできる証明写真機を市民コーナーに設置いたしましたので、その御報告をさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、裏表で印刷しておりますけれども、裏のほうに、当該の写真機の外観と内部を表示しております。

まず、設置の目的からお話をさせていただきます。平成27年10月5日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が施行され、交付申請に基づいて、平成28年2月から本市のほうでも順次マイナンバーカードの交付を行っております。

ただ、本市の申請率っていうのが、7月末現在で4,800名ほど、申請率6.6%ほどで、全国平均の8.2%を下回っております、上昇する兆しがなかなか見えませんでした。

それで今後、マイナンバーカードの利用促進策の一つとして、印鑑証明等のコンビニ交付も2月から開始いたします予定になっておりますことから、まずはマイナンバーカードを皆様に持っていただきたいということから、交付申請の率向上のために、マイナンバーカードの申請が簡単にできる証明写真機を設置いたしました。

設置場所は、最初に申しあげましたように市役所1階の市民コーナーのほうの血圧計の横のあたりに設置しております。

利用は平成28年8月10日午前8時から開始しております。

利用時間ですけれども、午前8時から午後7時まで、これは火曜日が7時まで開庁しておりますので、その時間に合わせております。

料金につきましては、申請1件につき700円かかります。

設置業者でございますけれども、DNPフォトイメージングジャパンでございます。

設置しております機種は、証明写真機で、K i - R e - i という機種になります。

特徴といたしましては、車いすでも利用できるユニバーサルデザインのもので、画面表示

及びアナウンスは7カ国語に対応しております。

当該機種の官公庁への設置状況ですけれども、全国の官公庁もしくはその周辺のコンビニ等に68カ所、九州、山口では福岡市の東区役所など9カ所に設置がされております。佐賀県内の官公庁では、鳥栖市が初めてかと存じます。

費用負担は、市の財政的負担はございませんで、業者から、土地の使用料8,262円、建物使用料3,956円及び電気料といたしまして2万506円、合計で年間3万2,724円を収入として受け入れることとなっております。

稼働実績といたしましては、設置から9月8日までの1カ月間で125名の使用がありました。うち、マイナンバーカードの申請が74名となっております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この件につきましても、確認したいことや御意見等がございましたら、お受けをいたします。

樋口伸一郎委員

ちょっと確認というか、教えていただきたいです。

これ、僕も見に行ったんですよ機械を、すごいなと思って、K i - R e - i ですか。

それで、ちょっと中身を見させてもらったんですけど、何か、マイナンバーカードに記載する写真っていうところだったと思うんですけど、イケメンモードとかあるんですよ、こう、押したら。それで、あのイケメンモードとか編集した写真もマイナンバーって載せられるんですか。それだけです。教えていただければと思うんですけど。

徳淵悦子市民課長

申請書から直接、QRコード読み込んでしていただく場合には、キレイモードですと、ちょっと健康なお顔の色から、色白まで選んでいただくことができるのが1つと、もう1つは、通知カードについていた申請書を使わずに、白紙の用紙をお持ちの方もいらっしゃると思います、引っ越しとかをされて、QRコードが使えない場合。そういった場合には、美白モードとだったりとか男前とか、そういった写種を選んでいただくこともできます。

樋口伸一郎委員

使えるということでもいいんですか、それを使って問題ないと。

徳淵悦子市民課長

それを使われても問題ありません。（「ええ、わかりました。」と呼ぶ者あり）（「何のための写真かわからん」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

私も、どっちかっていったら教えてもらいたいですけど。ごめんなさい、2枚目。

写真、ここにマイナンバー個人番号カードと。これ、さっきの話ですけど、マイナンバーが記録されたやつを何かするんですか。

徳淵悦子市民課長

通知カードの下の部分に申請書がついたかと思うんですけども、そこにQRコードっていうのが載っておりまして、それを自動で読み込んで、データを送信するような仕組みになっております。

成富牧男委員

それは、マイナンバーのデータも含まれているわけですか。

徳淵悦子市民課長

申請書IDというものがございまして、そちらを読み込んで送るようになっておりまして、恐らく、カードの裏面にはマイナンバーが載ってまいりますので、マイナンバーのデータも含まれているのではないかと思われるんですが。

成富牧男委員

ちょっと、懸念を表明して終わりますけど。いいのかなと思いましたが、あれだけマイナンバーについて、取り扱いについて、いろいろ言われている中で、この業者さんがそういうナンバーとかを取得できるような……、それは何かブロックじゃないけど、何かされているってことですか。

徳淵悦子市民課長

カードをつくっておりますJ-LISと直接専用回線で結んでおりまして、セキュリティーも保障されているっていうことで、一応、聞いております。

それで、開発についてもJ-LISとの共同開発でやっているということ聞いております。

成富牧男委員

いずれにしても、ちょっとまずいですねと思いました。

それともう1つ、報道によれば、なかなか申請しても時間が……、これは実際、マイナンバーカードが欲しいっていう人の話ですよ。

申請しても、結構何か滞って、トラブルも含めてあっているような話も聞きますが、鳥栖市の場合は、そこら辺の状況、申請しているのに何カ月間ぐらまだ来んとか。そこら辺の何か状況がわかったら教えてください、その影響とか。

徳淵悦子市民課長

以前は確かに2カ月、3カ月かかっておりましたけれども、最近はもう1カ月以内ぐらいで届くようになっております。

成富牧男委員

わかりました、了解です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

内川隆則委員

このことは、私は新聞で知ったんですけれども、議会も可決してね、ただやっか、金もうけになっちゃっか、飛びつけ、飛びつけちゅうふうな格好で、やられたような感じがします。

今、初めて聞いたんですけれども、マイナンバーを通知した上で写真が撮れるわけならば、マイナンバーについてのセキュリティーというのは、大変危険が伴うんじゃないかと、今、私は思ってるんですけれども。

なぜ、こういう大事なことを、議会も可決して、簡単にしてしまうのかということについては、これは市民にとっては、大変危険なことではないかというふうに思いますが、その辺、どういうふうな判断だったんでしょうか。

橋本有功市民環境部長

今回、設置いたしましたのは、先ほど目的のほうでも御説明申し上げましたように、なかなか申請率が上がらないということから、簡単に申請ができるということで、所管のほうでも考えて、費用もかからないということで設置をさせていただいております。

それで、セキュリティーにつきましては、先ほど徳淵課長が申し上げましたように、J-LISのほうと、その業者のほうと、マイナンバーを当初運営する際から申請がしやすいようなやり方ということで、共同して開発をしていっているということもございまして、我々は、セキュリティーは基本的には問題ないと思っております。

それで、内川委員がおっしゃっていた議会のほうに御報告というのは、確かに我々のほうももちろん、庁内の中ではマイナンバーの本部会議の中で設置について議論をさせていただいて、承認を受けた上で設置をいたしておりますけれども、設置する際には、議会のほうにも事前の御報告がなかったことについては、御詫び申し上げたいと思います。

ただ今回、こういう形で御報告させていただいて、御了解を得ることができればなど考えておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

私は、さっきがさっきまで、普通の市販されているので、100円入れて免許証をとるような、ああいうやつかと思っと思った。市民の皆さんもそういうふうを受けとめとっちゃろうというふうにするわけですよ。

だから、始めて、マイナンバーをカウントした上で、こういう写真が撮れるっていうふうなことについては、市民の皆さんは、非常に、私が思うには慎重にされているからこそ申請が少ないというふうな意味でもあると思うわけですよ、とりたくないけん、単なるとりたくないけんというふうなことじゃなくて。

カードをつくれれば、カードを保管しなきゃいかん、どこに保管するか忘れちゃいかんというふうなことにつながってしまうので、しないわけですよ。

だから、そういうやつがあるのに、こういうふうにして簡単に変な業者に、わけわからん業者に番号を教えるということはもってのほかというふうな思いがいたしますので、それは市民の皆さん方に通知されることについては、覚悟を持って対応してもらいたいというふうな思いです。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかはよろしいですか。（「一言だけ」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

写真のこと、笑い話のごとしていましたけど、何のための写真かわからんですよ、イケメンなんかとか、何とかにできるとか。

それはやっぱ国のほうにも、私もマイナンバー推進する立場やないですけど、ちょっと、余りにも何か、おふざけっぽく聞こえたので、それやったら、もう写真いらんじゃないかという話になるじゃないですかと私は思いました、聞いていてですね。

以上。

中川原豊志委員長

よろしいですか。答弁は要りませんね。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

それでは、以上、報告関係終わります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

中川原豊志委員長

あと、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということに決しました。



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 3 時 3 分散会

平成28年 9 月 20 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 西依 義規

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課担当係長 時田 丈司

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

報告（健康福祉みらい部スポーツ振興課）

（仮称）健康スポーツセンター整備事業について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

3点目の屋外プールでございますけれども、屋外に夏季に限定したスライダープールを設置したいと考えております。面積につきましては、約180平米で水深は0.6メートル、0.4メートル、0.2メートルの3段階としたいというふうに考えております。

屋外プールへは専用の動線を確保いたしまして、更衣室、シャワー室、トイレを別途整備することといたしております。

その他の施設といたしましては、1階に事務所、それから、管理事務室、監視員室、男女更衣室とラウンジ、器具庫等を整備することとし、2階にトレーニング室とスタジオ、会議室等を整備するものとしております。

男女更衣室内には浴室、それから、シャワー室を整備するものとしております。

また、特別の多目的部分での更衣室等を別途整備することといたしております。

2階のトレーニング室の面積は約250平米、スタジオの面積は約150平米としたいと考えております。

次に、2ページ目でございます。全体的なレイアウトになりますけれども、現在の市民プールの北側に建設を計画いたしております。

建設の工事に当たりましては、県道17号から工事車両を搬入することとし、現在の市民公園第2駐車場に橋梁を整備したいというふうに考えております。

工事期間中につきましては、現在の市民公園第2駐車場の北側を工事車両の通行エリアといたしまして、先頭と終わりのほうに警備員を配置して、安全対策を施したいというふうに思っております。

次に、3ページをお願いいたします。全体的な配置図でございますけれども、現在の市民プールの北側の芝生広場に設置をしたいというふうに考えております。玄関のほうを南側からのアプローチというふうな形で考えているところでございます。

続きまして、具体的に4ページの平面図をお願いいたします。1階の平面図でございますけれども、北側、南側の玄関から入り口といたしまして、すぐ右手のほうに下駄箱を設置したいというふうに考えております。

それから、下駄箱の後、受け付けをいたしますけれども、受付の反対側、下駄箱の上のところに券売機を設置して、そちらで券を購入していただいた後、受け付けをこちらの受付のほうでしていただきたいというふうに考えております。

受け付けの終了後に、温水プール利用者につきましては、2階のトレーニングルーム、スタジオ等の利用者につきましては、右手のほう、廊下を行っていただきまして、男子更衣室、女子更衣室、また、多目的更衣室を別途用意しているところでございます。

それから、夏季の屋外プールにつきましては、そちらの受け付け後、ラウンジと書いてお

るところのちょっと下のほうに入り口がございますけれども、こちらのほうから出ていただいて、こちらのほうはひさしをした上で、下のほうはゴムチップになっております。こちらのほうを行っていただいて、更衣室のほうに、屋外の更衣室のほうに行っていただくような計画をいたしているところでございます。

それから、プールにつきましては、更衣室から着替えられまして、そのあと強制シャワーを通った後に、プールのほうに入っていきますけれども、幼児プールの手前のほうに入水のレーンを設けているところでございます。

それから、ジャグジーを手前のほうに配置いたしているところでございます。

なお、プールにつきましては7レーンを予定いたしておりまして、先進地の温水プール施設視察を行いましたところ、手前の2レーンを歩行専用、真ん中を泳ぐ方、それで、奥の何レーンかを自由な部分というふうな設定をしてある部分もございます。

こちらにつきましては、固定ではなくて、その利用形態によりまして、その都度その都度、プールのレーンの使い方については変更をしてあるということでもございましたので、そういう部分を参考に、活用法について整理をしていきたいというふうに考えております。

それから、2階でございますけれども、基本、受付の横にエレベーターを設置しておりますけれども、基本、ラウンジ横の階段——受付横の左手ですね、階段で2階に上がっていただきまして、こちらで手前をスタジオ、奥をトレーニングルーム、トレーニング室と考えております。

トレーニング室につきましては、機器を配置いたしまして、その手前に受付を設けまして、いろんな機器の操作方法であったり、指導等を行うことといたしているところでございます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、こちらが立面図と断面図でございます。

基本、シンプルなデザインといたしているところでございます。

なお、下のような形で、屋外の更衣室棟の部分でございます。

それから、続きまして6ページをお願いいたします。(仮称)健康スポーツセンターの建設工事全体の行程表の案でございます。

まず、全体の整備工事につきましては、約1年と申し上げておりましたけれども、現状で14カ月を予定しておるところでございます。

今後、事業費につきましては、予算査定等を経まして確定してまいりたいと思っておりますけれども、12月の補正予算で予算計上させていただきたいというふうに考えております。

橋梁工事につきましては、建設工事の前に、先ほどの市民公園第2駐車場の西側の橋梁を設置するために、12月予算計上を、年を明けまして入札、工事ということで、平成28年度内完了を目指すところでございます。

続きまして、建築工事でございますけれども、こちらにつきましては、基本、金額的には5億円以上になる見込みでございますので、共同企業体、いわゆるJVでの工事施工契約になるかというふうに考えておりました、予算計上後、年を明けましてJVの広告、それから入札を経まして、議会の議決をもらう必要がございますので、3月定例会で議決をいただきまして、着手したいというふうに考えております。

また、電気設備につきましても、金額的にJVになる予定でございますので、こちらについて公告入札を実施したいというふうに考えております。

こちらにつきましては、議会の議決が必要な予定金額といたしまして1億5,000万円を下回る見込みでございますので、入札後、建築工事と同様な着手で考えたいというふうに考えております。

機械設備工事につきましては、こちらにつきましてもJVのほうで契約を発注したいというふうに考えておりました、入札後、議会の議決を経まして、着手をしたいというふうに考えております。

建築工事につきましては、屋内プールに12カ月、それで、屋外プールにつきまして約7カ月、同時並行で工場を進めてまいりたいと思っております。

最後に、外構工事を2カ月程度で仕上げをしたいというふうに考えているところでございます。

電気設備、それから機械設備につきましては配管、配線等を約9カ月、それから、機器の設置等、備え付け等で約5カ月を予定しているところでございます。

また、開館準備等につきましては、工事を来年の5月末を予定しておりますので、その後、開館準備、それから、7月に開館というような形での予定をさせていただいております。

なお、既存プール、現市民プールにつきましては、平成29年度の当初予算で計上させていただいて、解体、簡易舗装を実施したいというふうに思っております。基本、来年度使用可能であれば、来年度も現在の市民プールについては開業をいたしまして、終了後、9月から解体等を実施したいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この際でございます。確認したいこととか、御意見ございましたら、お受けをいたします。

国松敏昭委員

私がお願いしておりました、御報告いただきましてありがとうございました。

それで、何点かにわたって確認、もしくはお尋ねということで進めていきたいと思っております。

まず、平成30年度の開館やけんが、夏に開館するということがまず1点ですね。

よかですか、次に続けて。

中川原豊志委員長

はい。

国松敏昭委員

中身についてですが、私は、一貫して利用するためのアクセス、その辺は、当然、環境評価というか、アクセスはいろいろ検討されてきた。その経緯が1つと、それから、利用するための人たち、どういう形で利用できるのか。

今の状況、御存じのように、このスポーツセンター以外の施設も全部ここに集中しておりますので、常々お話、私が質問していたのは、そういう道路網っていうか、行き来するための人間もさることながら、交通形態とか、その辺をどんなふうと考えてあるのかっていうのを質問してきたと思いますが、その点が、これと整合性あるかどうか知りませんが、これとの関係、私はきちっとそれも踏まえて進めたいという意向もお話をしておりますが、その辺で、この項目の中には、当然、スポーツセンターの管轄じゃないとはいいいながら、関係が出てくると思うんですよ。

今、先ほど、公園橋梁工事ということで、この橋梁を工事されると思うんですよ。これは当初から入っていたのか、追加されているのか、ちょっとその辺の事情も聞かなくちゃわかりませんが、いずれにしても、そういうことで、これを利用する人たちのためのアクセスはどんなふうにお考えなのか、ここで聞けたらお聞かせ願いたいと思います。

その他のほうは、また後ほど時間を取らせていただいて発言をしていきたいと思います。

古賀達也スポーツ振興課長

(仮称)健康スポーツセンターへのアクセスの関係でございますけれども、まず、橋梁のほうにつきましては工事車両搬入のために仮設等でいくのか、本設でいくのかというようなことございまして、こちらにつきましては公園の管理である維持管理課と協議をいたしまして、工事後もこちらのほうを利用して駐車場へのアクセスの橋梁ということで、本設で実施をするということで協議をしたところでございます。

また、既存の、現在の市民プール等につきまして、こちらの施設の利用のための駐車場等として確保したいということで、現在の市民プールにつきましては、開業に合わせて駐車場として整備をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、人の動線につきまして、種々検討いたしまして、駐車場からの動線を考えまして、南側に入り口を設けたところでございます。

なお、通常のこちらでの利用につきまして、いろんな交通手段での利用が考えられるとこ

ろでございます。

まずは、現在の市民プール、体育館等の利用につきまして、既存の駐車場から人が流れてくるというところございまして、現在の市民プールを駐車場として整備するとともに、既存の体育館の北側の駐車場の利用から、そちらのほうから利用を考えているところでございます。

あと、そういう部分では公園の部分である維持管理課とそういうアクセスについて協議を行ったところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

ありがとうございました。

それで、今、御説明いただいた駐車場としては、体育館のこの市民球場、こっちのほうから利用するということですが、そうしたら、市民会館のほうからはもう利用できないというふうに認識してよろしいんでしょうかね、今のは、まずは。そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。南側から利用すると。

中川原豊志委員長

いいですか、北側からは入れんとですかちゅうことですか。

古賀達也スポーツ振興課長

原則、南側からの利用になります。

国松敏昭委員

それで、金額的なことはお答えできるかどうかわかりませんが、当初、お聞きしたところは18億円、建物だけだと思うんですが、本当にそれだけで済むのか。後から追加、追加ということにならないのかという思いもあります。概算ですから、どう変わるかわかりませんし。

また、今の状況っていうのは、オリンピックの関係どうのこうのということもあって、社会情勢の中で、資材の高騰とか労務単価の見直しとか、いろんな社会情勢の中で変わってきているんじゃないですか。その辺をどう加味され、見られるのかなと、ここで。

そういう質問がいいかどうかちょっとわかりませんが、あえて、そういう大枠の中の数字をお聞きしとったもんだから、その辺の整合性はどんなふうに考えてあるのかなあと。思って。もし、お答えできれば教えていただきたい。

古賀達也スポーツ振興課長

工事に当たりましては、御質問ございましたように、労務単価であったり、資材というような部分で、例えば、地震の関係での問題であったり、オリンピックの関係での問題であったり、いろんなことが想定されるところでございます。

基本、工事の積算に当たりましては、単価等をその都度設定をなされておまして、この設計の単価によりまして、金額について、現時点で精査を行っているところでございます。

現時点では、トータルでの既存のプールの解体工場の除きまして、橋梁から機械まで4工事と、あと施工監理の部分を含めまして、約18億円で、現在、この前から御説明しております金額については、余り高騰と申しますか、変更はあっていないところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

私だけ質問しよったらいかんでしょうけど、わかりました。

当然、解体もここには入っているし、それは予算、概算予算ちゅうか、それを含む、試算をされていると思うんですね、当然。

この全体工程の中の既存プール解体工事ということで、項目は挙げてあります。それは当然、概要は出ているのか、組んであると思うんですが。あえてここでは言えなければ結構ですけど、わかれば教えてください。

中川原豊志委員長

解体工事も含めて。「項目の内訳ば言うてもらったがいい」と呼ぶ者あり) 工事項目の内訳がわかれば。「概要はわかりましたけど、全体工程のなかでの解体を」と呼ぶ者あり) 解体ばですね。

古賀達也スポーツ振興課長

工事費につきましては、まだ概算でございますけれども、橋梁について公園橋梁工事が1,000万円程度でございます。

建築工事につきましては、12億円程度でございます。

それから、電気設備につきましては、1億4,000万円程度、それから、機械設備につきましては、4億3,000万円程度、それから、既存プールの解体につきましては、まだ実際に設計等を行っておりませんが、見込みといたしましては、解体で5,000万円、舗装で5,000万円、計1億円程度かかるのではないかとというふうに考えております。

こちらの既存プールの解体につきましては、18億円、これまで申し上げました健康スポーツセンターの整備事業の18億円とは別で考えているところでございます。

あと、施工監理につきましては、2,000万円程度をかけるのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

橋梁が幾ら。

古賀達也スポーツ振興課長

橋梁が1,000万円でございます。

国松敏昭委員

建設が12億円、電気が1.4億円、機械が4.3億円、解体に1億円か、こういうふうな概算ですね。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか。

成富牧男委員

すいません、今まで答えておられる部分も、今回ではなくて、今までのも、確認の意味で。

まず、1ページ目の整備概要のところ、敷地のところの当分の関係でずっと整備するってなっていますが、当分の間ということは、基本的には、今、特別何か別のことをやる……、将来、こういうことも考えているとか、スペースを考えているとかがあれば。

続けて質問して、それと、次は、4のその他の施設、今、体育館にあるトレーニング室の中にあるいろんな機材で利用できるのがいくつか聞いた、できるのがあるかどうかということ、それと、並行して利用、つくるようになるのか、体育館のトレーニングルームと新しいところのやつ、並行して使えるのかどうかと。

それとあと1つ、大きな項目としては、そのアクセスっていうことを言われましたけど、アクセスの問題ということで、多分、少しここでも議論されたと思うんですけど、例えば、各市内の全域から、ここに来やすい、利用しやすいアクセス、そのためには、場合によっては今あるミニバスとか、ひょっとしたらもうちょっと大きいバス、そういう何か足の問題、そういうのはどう考えてあるのか。

もう1つ、最後。施工監理っていうのが出ましたけど、これについては、施工監理と設計は分離した形を前提にされるのか。いわゆる施工監理業務委託の発注方針といいますか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

以上。

古賀達也スポーツ振興課長

まずは、現在の市民プール、当面の間、駐車場ということで申し上げておりますけれども、既存計画はございませんけれども、今、鳥栖市といたしましては、県のほうに県立体育館の建設の要望をいたしているところでございます。

現状の市民体育館につきましても、築年数、大分たっております、県立体育館の用地としても活用できるのではないのかというふうな形で現在の市民プールについては、その活用

については、現時点ではそのような考え方もありますけれども、これについてはまだ、県のほうで建設されるとかそういう部分もございませんので、未定でございます。ただ、考え方としては、体育館の建設用地としても考えられるのではないかというふうなことを担当課としては思っているところでございます。

それから、現在のトレーニングルームの機材関係の利用につきましては、大分年数もたっておりまして、結構、故障等もしております。

そういった意味で、新たな健康スポーツセンターにつきまして、それまで、何とか持ちこたえさせようということで、修繕等に努めているところでございまして、機材等については、新たに購入でいくのか、もしくはリースでいくのかということについて、現在、検討しているところでございます。

また、現在のトレーニング室の利用につきましては、トレーニング室の利用について、多いときで50人、60人、1日当たり利用があつたりするところでございます。

そういった関係で、新たな健康スポーツセンターのトレーニング室だけで対応が可能なのか、現状のトレーニング室と並行して利用するのかについて、利用を実態等を調査し、どのような形で既存のトレーニング部分を活用していくのかについては、機材を含めて検討したいというふうに考えております。

それから、先ほどアクセス、利用しやすいミニバスの活用等について、足の問題でございまして、現状、バス等の担当の国道・交通対策課と正式には協議をいたしておりませんが、実際にどのような形が可能なかというような話でのお話はさせていただいているところでございます。

ただ、現状、全てをバス等の利用と考え、足を確保できるのかといった部分は難しいのではないかというふうなことは考えておりますけれども、先ほど申しあげましたように、利用者の方への交通問題については、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、4点目の施工監理についてでございますけれども、基本は施工監理につきましては、指名競争入札で実施をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

それで、アクセスの問題は大分議論されているわけですから、やっぱり、そして前回も、一致して庁内の関係機関等、十分話し合っていきなさいという話でしたので、今の正式にはまだ話していないちゅうのは、いかがなものかと思えます。ぜひ正式な協議をしていただきたいと思います。それはぜひお願いします。

そして、新たな手段……、そうせんと、本当、足のある人だけの……、これ何十年持つんですか、30年、ざっとでいいけど、しばらくまだずっと使うわけでしょう。

それで、そもそもの発想が高齢者の……、若いときからずっとしてこそ健康長寿になれるんですってことでしょうけど、いずれにしろ、年寄りも使わないかんわけですたいね。

年寄りが平成32年やったですか、鳥栖も25%ぐらいになるわけでしょう、65歳以上が。だから、もうちょっとして、免許ば返上せないかん人も出てくるわけですから、そういうのも含めて、少し先を見据えて、せっかくこれだけの金を使ってつくられるわけですから、していただきたいなと思います。

もうこれで終わりますので、もう1点だけ、委員長、いいですか。

人員体制ですね、これもかつて聞きましたけど、1つは今、準備されている体制からふえるんでしょうか。

今何名でやられて、今後、全体のスポーツ振興課として、人員は大丈夫なのかとか、この準備、今からかれこれありますよね。来年4月に人員要望とかする考えとか、それがいいのかどうか1つ。

それと、健康スポーツセンターの、基本的にプールですよ、プールを回していくための人員体制についてももう1回お願いします。

古賀達也スポーツ振興課長

建設に当たりまして、スポーツ振興課としての人員体制ということでございますけれども、本年4月から、建築担当の職員の配置がございまして、その職員を中心に、建築、整備については、事務を行っているところでございます。

職員の人員につきましては、全体的な部分がございまして、現状で可能であれば、現状の体制で行ってまいりたいと思っておりますし、不足するようであれば、人員の確保についてお願いをしてまいりたいと思っておりますけれども、現状では、現在の人員体制で業務の見直しを行いまして、対応して参りたいというふうに考えているところでございます。

また、今後のプールの管理体制でございまして、こちらにつきましては、受付等の事務、それから、プール等の監視業務、それから、トレーニングやプール、スタジオ等の指導の業務が考えられるわけございまして、こちらにつきましても、現在も体育施設等につきまして、嘱託や外部、民間への委託で対応しておりますので、そのような観点で、体制については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

スタジオとトレーニング……、要はプールについては、基本、今までの、どちらかといえ
ば、現場は民間委託なり、いろいろな民間の、言うなら活力かなんか知らんけど、そうい
うのを利用してやるんだということではないですか。

なら、正規の職員ちゅうのはここにはもう1人も配置されないってということでしょうか。

古賀達也スポーツ振興課長

現時点では、正規職員の配置については、予定をしていないところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

意見だけです。要は、それなりの、これだけの金を使うプロジェクトですから、ぜひ、瘦
せ我慢はせずに、必要な体制をとってから進めていただきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか。

樋口伸一郎委員

ちょっと、どうでもいいようなハード面の質問から入っていきたくと思います。

図面の3ページの図面で、子ども用プールの角がとれて、Rにはなっているんですけど、
これ、深さが300ミリ、450ミリ、600ミリで15センチずつ深くなっていってますよね、滑り台
の屋外プールなんですけど。

ここの15センチの段のところっていうのは、階段状になっているのか、それともスロープ
になっているのかっていうところを。

古賀達也スポーツ振興課長

段はできますけれども、途中で冊で仕切るような形になります。

樋口伸一郎委員

じゃあ、通行はできないということで認識をしたので、もし通行するのであれば、下の見
えないところは、やっぱりスロープとかでつないでいったほうがいいんじゃないかという提
案をしようと思っていました。

ちょっと、それは以上です。余談から入ったので。

じゃあ、一番最後、6ページのことで質問なんですけど、全体工程表なんですけど、これ
は平成29年度から見まして、4月の建築工事から矢印がありまして、電気設備工事、機械設
備工事、同時スタートの状態でラインが3本入っていると思うんですけど、この建築工事、
掘り方からして基礎入れてってしていたら、多分、本当の工程表って多分、多少ずれてくる
と思うんですよね、始まりが。掘り方が入って、若干、基礎のコンクリートを打つときに配

管設備とかを追いかけてやっていく状態なので。

ただ、今同時に書いてあって、平成30年度の夏に開館があるので、ここがすごい突貫工事みたいなイメージがするんですよね。全体を同時にスタートさせてるんで、1年ぐらいあるようですけど。掘り方とかそういうのから順次いったら、すごい最後ら辺が追われたような工程になるんじゃないかなあと思うんですけど。そのあたり、この工程でも大丈夫なんですか。すごい突貫になりそうなんですけど。

古賀達也スポーツ振興課長

スケジュールにつきましては、これまで1年程度というふうな形で申し上げておりましたが、今回、工程等を勘案いたしまして、基本、余裕を持ったところで14カ月の工程を組ませていただいたところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

何かどうしても、この開館にあわせて組んでくるところなのかなってというふうなイメージも受けたので。

ただ、議決を伴ってくる予算計上とかを見てくると、当初でも建ててくることも検討して可能ではないのかなと思ったんですけど、そうすると今度、開館に間に合わなくなるということで、多分、ここで補正を入れてきているんだと思うんですけど。

今、議会の中でも、庁舎の問題とか、給食センターの問題とかもあって、緊急を要するような、優先順位としては本来上に来るべきものが、この工程でいっているから、これが圧迫して、そうした本当にすべき検討とかができないんじゃないかなあと思っただけです。

そのあたりは、やっぱこれ開館をずらして、そういう本来、今すべきようなことを検討するってというのは、もう不可能ってことですよ。

古賀達也スポーツ振興課長

絶対できないかということ、できなくはないかと思っておりますけれども、基本は、切れ目なくプールを利用していただきたいということで、平成30年7月中を開館としたいというふうに考えております。そういう中で、工程のほうを検討したところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これはこれで、進めていくべき工程であれば進めていって、有意義な施設にさせていただきたいというのは思うんですけども。

やっぱり、ここで言うことじゃないかもしれないんですけど、こうしたことが仮に圧迫し

たとして、圧迫されることによって本来すべきような検討ができないようなときは、その辺も、周りの整合性等も含めながら進めていただきたいなど。結構お金がかかる事業ですので。

ということで、質問させていただきました。終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

国松敏昭委員

さっき、既存プール解体工事に伴い、今後、駐車場として利用すると。

利用側としては、駐車場として利用するけど、そこに利用する人たちは原則として南から入るということですが、現状の中で考えれば、有り得んこっちゃんね、はっきり言って。北側からしか入ってこんだろうと、僕、思うよ。本当にそれでいいのかなと、ちょっと今、さっき答えもろうたばってんがさい。こっこの都合で物事は進むのかなというのが1点。

それから、12月の予算計上をされるということですが、この予算計上、概要はここで言えるかどうかわかりませんが、わかりますか。この公園橋梁、建築、電気設備、機械設備までされているけど。

だから、何のための補正で、ここに金額を出される、ここに書きやるじゃんね、予算計上、12月中にするっち。そこの中身についてまで答えることはできますかちゅう話。

古賀達也スポーツ振興課長

スケジュールで予算計上と書いておりますけれども、先ほど概算で申し上げましたけれども、公園橋梁から機械設備、施工管理等についての工事費なり委託料について、12月補正予算で計上したいと思っております。

金額につきましては、現在精査中でございます、先ほどの概算の概算的な部分しか申し上げることができないところでございますけれども、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「もう一遍、1番目」と呼ぶ者あり）

利用形態につきまして、西側から入って駐車場を利用する形態、それから、北側のほうから入ってこられて利用する形態とございます。これにつきましては、現状では南側の入り口を予定しておるところでございます。

なお、北からの入り口になりますと、球場とこちらの施設建設のところには高低差が非常にございまして、階段等を途中で設けるといふ部分がどうなのかというような部分がございまして、南側からの入り口とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

あえて言えば、利用する側からすれば、当然、北側から入ると思うんですよ。だから、トータル的に、これは担当課ではなかなか答えにくいと僕は思って、でもあえて質問しているんですよ。

なぜならば、市民はどがんしたっちゃ、やっぱり市民文化会館の西側から来ると僕は思うんですよ。

だから、あそこのトータル的な中で位置づけばきちんとしなければ、物だけつくっても、きちんとそういう、利用者が困ったり、あとから苦情が来たり、ああやっぱこうすればよか、ああすればよかっていうのが出てくると、僕は思うんですよ。

もちろん、お金がかかったり、ほかの担当部署との調整が必要だと思うんですけど、そこも踏まえてやらないと、何のためのプールだったのかなと。ただ単に、代替、今の市民プールの代替として、ちょっとましなのをつくったのかなというぐらいしか捉えられんじゃないですか。

だから、あえてこういう意見を言う場をいただいて言えることは、ともかくこのプールを利用するなら、利用する、きちっとしたアクセスをやっぱり検討し、大局観に立って物事進めんばいかんと。

そのために、逆にお金が必要なんだったら、延長しても、延期してでも、そこら辺がきちっとまとまった時点でゴーサインをすとか。そこら辺までやらないといけないんじゃないかなという、もうずっとそれを思っているんですよ。

その部分的な質問を成富議員もされた、ほかの議員もされた。

だから、施設のみ、目的は確かに健康のためとはいいながら、長寿社会のためのものだから、そういう大義名分はよくわかるんですけども、本当にこれを健康スポーツセンターとしての機能を100%、もしくはそれに近い状況で活用するためには、そういうことの大局観にもうちょっと立たないと。

本当の趣旨と離れた状況になるんじゃないかなという懸念でございますので、そういうことで、再度お答えいただければ。

担当課長、もしくは部長からでもお答えいただきたいなと思って、再度、口酸っぱく申し上げておきます。

古賀達也スポーツ振興課長

今、御意見いただきました部分につきまして、公園の全体的な利用というような中でのアクセス方法等もございます。

現状では、南側の玄関ということで考えておりますけれども、全体の施設利用に当たりまして、どのようなアプローチがあるのか、また、その対応が可能なのかどうかを含めまし

て、関係部署と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

国松敏昭委員

じゃあ、具体的に今の答弁に対する、本当にそういう場をつくれる。今の、言葉だけに終わったらどうしようもないけん言いよつとたい。回答だけでは、今のことだけじゃ、どうもちょっと心配だから、部長、ちょっとその辺、答弁ばせんね。本当に今の課長の言い分で物事が進んでいくのかどうか。

詫間 聡健康福祉みらい部長

国松委員の質問に対して、担当部長としてお答えいたします。

ここの市民公園一帯、市民文化会館初め、市民体育館、野球場、また、テニスコート、市民プールと、こういった施設があるわけですけれども、こういったアクセスの関係、特に8月まで開園しておりました市民プールというのは、利用者の立場、またテニスコートは一番奥にありますし、野球場についてもなかなかアクセスしづらいと。都市計画の中での公園という位置づけの中でございまして、文化会館での催しがあれば、駐車場が満杯になると。

ましてや第1駐車場、第2駐車場含めたところでのこういった交通アクセス施設の利用のアクセス関係、非常に問題があるかと思っております。

スポーツ振興課だけではなく、私どもの担当する健康福祉みらい部文化会館等も含めたところでの、こういったアクセス、必要になると思いますので、このあたりについて、関係部署、こういったところでの協議が必要になると思いますので、この分、健康スポーツセンターの開設、また、今後の予定される施設に対して、公園一体という考えで協議を持ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

今のお言葉は、重く受けとめ、議事録にも残りますので、きちっと今後、また見守っていきたいということを申し添えて、これ以上、質問はしません。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

内川隆則委員

私から言わせてもらうならば、結論から言いますと、こういう特殊な施設ですので、初めての経験でもあるかと思えるので、今まで経験をしてきたような、事業経験をしてきたような人たちとか、あるいはそれに詳しい人たちとかいうふうな人たちに、一旦見てもらうとか

いうふうな協議の場が必要ではないかというふうに思います。

案の定でしたが、私そういうのが必要じゃなかったかなと思って、案の定でしたが、給食センターでした。

体育館とか、教室とか、図書館とか、そういう類のところは、そうやたら特殊なものではないので、必要ないかと思うんですけど、そういうふうなところについては必要じゃないかと思います。

私は、3カ所ぐらい、長崎市と山形県と、どっかと、3カ所ぐらい見てまいりました。

そこで、思わぬ気づきをしたのは、夏場、満杯になってシャットアウトするそうです。2カ月間、いわゆるプールに入れん、更衣室が満杯になるというふうなことになる時期があるそうです。

だから、そういった人たちの対応をどういうふうにするのかというふうな、今まで、この屋外プールでは考えられんことですよ。

それと、盗撮か見学か、見学に来ているのか、試合とか何とかがあつて、見学に来ているのか、盗撮しに来ているのかというふうなやつで、こういうふうには盗撮をされないようにしておりますとかいう話があつたりして、私が素人、気づいたところで、このような2点が言われたので、話が前に戻りますが、ぜひそういう意見を言える人たちに覚えてもらう必要があるんじゃないかというふうに思います。

私ごとですが、最初、仕事に採用されて行って、おまえちょっと立会監督行ってけえっち言われてから、行ったってわけわからんわけですね。業者のほうがもっと詳しいわけですよ。

だから、そういうふうになるケースというのは、市役所の職員としてもあるんじゃないかというふうに思います。

ぜひそういう点は、どうかなというふうに私は思っていますが、いかがでしょうか。

古賀達也スポーツ振興課長

今回、健康スポーツセンターの建設に当たりましては、先ほども申しあげましたけれども、建築担当の職員を配置しまして、そういう設備であつたりという部分の建設での管理体制を強化していきたいというようなことで思っております。

また、これまで体育館、学校ではございますけれども、学校の体育館であつたり、学校のプールであつたり、そういう建設に携わった職員もおりますし、また、建設課のほうの建築関係の部署にも協力をしていただいております、いろんな形で打ち合わせをさせていただいているところでございます。

また、議員御指摘の夏場の問題であつたり、見学、盗撮の問題につきまして、確かに屋外プールと屋内プールが併設のところ、夏季期間中は屋内プールを休館にしているようなケ

ースもあるというふうに聞き及んでおります。そういった部分については今後、運営面について、それについても、十分把握し、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

経験者がいっぱいおるのでというふうな話でしたけれども、私は老婆心ながら言っています。それでよかて言うならよかです。そういうふうなことで言ったつもりでありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

中川原豊志委員長

ちょっと、私からもよかですか。

今、ずっと予算関係のところ、話ば聞きよったんですけれども、総額的に18億円予定がされているという話ですけど、この予算については、県とか国の補助とか交付金、全くないんですよね。

全部が一般財源等になるという話を聞いたと思うんですが、まず、その確認だけさせてください。

古賀達也スポーツ振興課長

国の補助につきましては、学校施設関係の補助金のメニューがございます。

しかし、具体的には、その採用される段階というのが、こういうプール関係については、学校施設のほうに優先になりますので、非常に採用されない見込みが強いというふうに思っております。現状では、一般財源のほうで対応せざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

一般財源の中で、18億円前後かかるわけですけれども、それを使うに当たって各委員からもいろんな不安な質問が出ておったと思うんですけれども、そういったものを踏まえて、12月に予算計上するっていうふうに、逆に言うと、僕は慌ててせんでもよかやんねっていう、もう少し慎重にしてもよかつちやなかやろうかというふうな気がするんですよ。

樋口委員が言われたごと、開園時を合わせてあそこになったかもしれんばってん、やっぱり慎重に予算執行するに当たって、開園時が遅れても、それは構わんと。

ですから、もう少し慎重にやってほしいというのと、できれば、言い方悪かばってんが、庁舎の問題とかいうのも一般質問の中でかなり出ておりました。そういったものにも、検討

できるような形で予算を少しでも削るとか。

もしくはほかの方法で、はっきり言いますと、ごみ処理場が6年後、7年後に計画がされていますんで、それと合わせるまで待てんとやろかと。4年、5年待つことというのは、絶対無理なんですかというのを、ちょっと確認させてもらいたい。そんなに急いで健康スポーツセンターばつくらやんね、5年、6年待てんですかというところをちょっと確認をさせてください。

課長でよか。

古賀達也スポーツ振興課長

現時点では、健康スポーツセンターについて、計画的な整備の中で12月に補正予算を計上いたしまして、平成30年度を開館ということで進めているところでございます。

なお、今回、健康スポーツセンターの整備に当たりましては、現在の市民プールにつきまして、非常に老朽化が進みまして、これ以上の使用にはなかなか耐え難いというような状況でございますので、このような建設のスケジュールを進めさせていただいているところでございます。

また、全体的な事業の進め方につきましては、庁内全体での計画等の中で判断をしていくことになるかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

部長からも何か聞きたいなと思っておりますが。

詫間 聡健康福祉みらい部長

ただいま、担当課長のほうから、この健康スポーツセンターのあり方についての考え方等も述べたところでございます。

確かに、市民プール、老朽化いたしておりまして、スライダープールを初め、なかなか維持管理等も大変な時期になっておるものと私自身も思っておるところでございます。

また、市内の全体的な大型事業関係も実際的には進んでおるわけでございます。

例えば、新産業集積エリア、鳥栖駅周辺の開発、あと、4月から庁舎の関係について一般質問等もいただいております中で、そういった施設の関係に対する整備、今後、目白押しになってくるのかなというところもございますけれども、政策的なものとしての決定の中で、この健康スポーツセンターということで、庁内機構の中で進めているというところでございます。計画どおりに開園等を進めまして、お示しするとおりだとスケジュールで事業に着手してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

先ほどの質問については、あくまでも要望としておいていただきたいというふうに思います。

ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

この件につきましては、ぜひ事あるごとに報告をいただきたいなど。このままの予定ですと、本当に12月予算計上と、そのときになって、まだこの前の話が進んどらんやんかいというような状況になると、ちょっと待てよというふうなこともあるかもしれません。

ですから、その辺、われわれが今、不安視しているところについては、ぜひ予算計上までに払拭できるような報告をいただいた上で予算計上をしていただきたいというふうに私は思いますんで、緊急の報告会でも結構でございますんで、事あるごとに報告会でもしていただきたいなど。

また決算の中で時間がとれば、それも結構かなと思いますんで、よろしく願いをおします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、以上でスポーツ振興課からの追加説明を終わります。



中川原豊志委員長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これをもって閉会いたします。

午後0時1分散会

平成28年 9 月30日 (金)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 西依 義規

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 林 康司

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課担当係長 時田 丈司

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前 9 時 55 分

開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

本日より、平成 27 年度の決算審査に入ります。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託案件につきましては、3 件でございます。

審査日程につきましては、本日 30 日は議案乙第 26 号の審査を行い、月曜日、3 日には議案乙第 27 号及び議案乙 28 号の審査を行い、4 日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから説明をいたします。

審査日程につきましては、以上のように決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

成富牧男委員

日程が、これは私の感じなんですけど、ちょっときょう 2 つの部やるっちゃうのは窮屈かなって感じがするんですけど、そういう場合には、今までもそうでしたけど、もう当然、ずれこむというのは前提と考えていいですか。

中川原豊志委員長

あくまで日程案ということで、今、提出させていただいておりますが、議事の進行上、本日の日程がスムーズにというか、予定どおり行われないう場合は、途中のところでも切らせてもらうということも検討したいと思っておりますが、よろしいですか。

成富牧男委員

それで結構なんですけど、あと 1 つは、きょう 1 日目を頑張ろうということで、だからといって何時までもならんように、それも含めて最終的には委員長に一任しますが、よろし

くお願いしたいです。

中川原豊志委員長

そのような形で進めさせていただきたいと思います。

では、そのほか、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

では、異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察等について御説明をお願いいたします。

柴藤泰輔副委員長

現地視察について御説明いたします。

今のところ、文化会館の大ホール舞台改修工事費が候補に挙がっておりますが、執行部のほうはよろしいでしょうか。

そうしたらまず、現地視察、最初に文化会館大ホール舞台改修工事について現地視察を行いたいと思いますが、そのほか現地視察候補がありましたら、本日の委員会終了までに、私のほうにお伝えください。

以上です。

中川原豊志委員長

では、現地視察につきましては、今、副委員長が御説明しました内容で進めさせていただきたいと思いますが、またほかの候補がございましたら、本日委員会終了までに副委員長のほうまで御報告をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前 9 時 59 分休憩



午前 10 時 1 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

まず、審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

詮問 聡健康福祉みらい部長

おはようございます。

健康福祉みらい部関係の平成27年度の決算審査にあたり、一言御挨拶とその概要を申し上げます。

健康福祉みらい部は、社会福祉課、こども育成課、健康増進課、文化芸術振興課とスポーツ振興課の5課で構成されておるところでございます。

この5課におきまして、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、相談、支援に関する業務、健康づくりに関する業務、文化芸術に関する業務、スポーツに関する業務など、日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

歳入につきましては、保育所保育料、体育施設等各種使用料、各種国、県負担金、補助金、市債など52億1,711万2,598円でございます。

また、歳出は96億410万1,432円でございます。一般会計全体に占める割合は約41.5%となっております。

主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、臨時福祉給付金、児童扶養手当、子どもの医療費、市立保育所等運営費負担金、児童手当、子育て世帯臨時特例給付金、生活保護費が主なものでございます。

以上、決算の概要について申し上げましたけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。と代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



健康福祉みらい部

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

それではまず、歳入について御説明をいたします。

鳥栖市歳入歳出決算書57ページ、58ページをお開きください。

まず、款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目2. 民生費負担金、節1. 社会福祉費負担金でございますが、主なものといたしましては、老人保護措置費負担金でございます、養護老人ホームに措置された方の負担金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費負担金の主なものにつきましては、1行目の保育所に在園する園児の保護者が支払う保育所保育料でございます。保育料は世帯の収入に応じて、18の区分に分かれております。また、第2子は2分の1の減免、第3子以降は無料となります。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目2. 民生使用料、節1. 社会福祉使用料でございます。主なものといたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用しておりますので、その使用料、また、老人福祉センター使用料となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

そのページの一番下でございます。

目3. 衛生使用料、節1. 保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの診療報酬と窓口での受診者の自己負担分でございます。

村山一成文化芸術振興課長

決算書の59ページ、60ページをお願いいたします。

目5. 教育使用料でございます。

節1. 社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料につきましては、両施設のホールや会議室等の諸室使用料でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下でございます。

節2. 体育保健使用料につきましては、株式会社サガン・ドリームスのスタジアム事務所使用料、常設看板やピッチ看板等のスタジアム広告物等特別使用料及びスタジアムを初めといたします18施設の体育施設使用料でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、61ページ、62ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金でございます。

主なものといたしまして、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国、県で負担することにより、国保基盤を安定させるための国民健康保険基盤安定負担金、そして、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております特別障害者手当等の国庫負担分、また、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具など障害者自立支援給付費に係る国庫負担分となっております。

身体障害者の障害軽減、機能回復の障害者自立支援医療費に係る国庫負担分、そして、次のページとなりますけれども、障害児の通所、相談支援に伴う障害児施設措置費に係る国庫負担分でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費国庫負担金のうち、1行目の施設型等給付費負担金につきましては、民間保育所の運営費に対する国庫負担金で、国の負担率は2分の1でございます。

2行目の児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育するひとり親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、負担率は3分の1でございます。

その2行下、児童手当費負担金でございますが、中学生までの児童を養育している方に、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でございます。国の負担割合につきましては、児童の年齢や世帯の所得階層などにより分かれております。交付区分に応じて、45分の37、または3分の2の負担率となっております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴います国庫負担金でございます。

続きまして、同じページの項2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金のうち、主なものといたしましては、消費税の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する事業の実施に伴います臨時福祉給付金給付事業費補助金、そして、2つ下でございます障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活、または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に伴います地域生活支援事業補助金、そして、一番下になりますが、高齢者介護施設のスプリングラー

設置に要する費用を助成する地域介護福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費国庫補助金のうち、1行目の母子家庭自立支援事業補助金は、ひとり親家庭の父、または母が就職に有利な資格取得のために、2年以上資格養成機関で修業する場合に、就業期間中の生活費等の負担軽減を目的として給付金を支給する事業でございます。この事業に対する国庫補助金でございます。補助率は4分の3となっております。

その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業及びファミリーサポートセンター事業等の子ども・子育て支援法に基づく子育て支援事業の実施に対し交付される交付金でございます。補助率は3分の1となっております。

その2行下、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金につきましては、消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として支給される、給付金給付事業に係る国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費国庫補助金につきましては、セーフティーネット対策支援である生活保護適正実施推進事業に伴う国庫補助金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下の目2. 衛生費国庫補助金、節1. 保健衛生費国庫補助金の主なものを申し上げます。女性特有のがん検診推進事業補助金は、がん検診のうち、子宮がん検診、乳がん検診に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、65ページ、66ページをお願いいたします。

目4. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金のうち、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、住民税額に応じ、補助金を支給する事業に対する国庫補助金でございます。国の補助率は3分の1以内となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

67ページをお願いいたします。

目3. 衛生費委託金、節1. 保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金は、一般環境経由したアスベストの曝露による健康被害の調査に対する委託金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負

担金につきましては、国民健康保険軽減分に対する国民健康保険基盤の安定負担金及び障害者自立支援給付費、障害者自立支援医療費、障害児施設措置費に係る負担金等の県の負担割合に伴うものとなっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費県負担金のうち、1行目の施設型給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に民間保育所の運営費に対する負担金で、県の負担分は4分の1となっております。

同じ節の一番下の行の児童手当費負担金につきましても、国庫負担金と同様に児童手当のうちの県の負担分となっております。負担割合につきましては、交付区分に応じて45分の4、または6分の1の負担率となっております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております居住지가明らかでない保護者等の保護費等に要する県負担金でございます。

次に、69ページ、70ページをお開きください。

項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金につきましては、主なものといたしまして、民生委員・児童委員活動等交付金、重度心身障害者医療助成事業費補助金、そして、すぐ下になりますが、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業費補助金、その2つ下になりますが、地域密着型介護施設の整備に対する助成でございます地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金などがございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費県補助金のうち、1行目のひとり親家庭等医療費補助金でございます。母子、父子家庭等の医療費助成事業に係る県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

その下、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子どもの医療費助成事業のうち、未就学児分の医療費助成事業に係る県補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

その2つ下、子ども・子育て支援交付金につきましては、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業及びファミリーサポートセンター事業などの子ども・子育て支援法に基づく、子育て支援事業の実施に対し交付される県の交付金でございます。補助率は3分の1となっております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費県補助金につきましては、住宅支援給付等事業実施に伴う県補助

金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下の目3. 衛生費県補助金、節1. 保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談や健康診査、訪問指導に対する補助金でございます。県の補助率は3分の2でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に75ページ、76ページをお願いいたします。

真ん中のほうでございますが、款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金でございますが、上から5段目でございます、地域福祉基金利子となっております。

次に、77ページ、78ページをお願いいたします。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目3. 民生費寄附金、節1. 社会福祉費寄附金につきましては、障害児通園施設等の運営に対する寄附金となっております。

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

一番上でございますが、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入の内、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料でございまして、介護給付費の3%を地域支援事業に充てて、介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節2. 衛生費受託収入の休日救急医療センター運営受託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町の負担分でございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じページでございますが、項6. 雑入、目4. 雑入、節1. 生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下、節2. 保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館からの電気代、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料等でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、83ページ、84ページをお願いいたします。

節4. 雑入のうち、下のほうになりますが、民生雑入の社会福祉課関係分でございます。一番下、ひかり園に対して支給されております介護給付費である障害児通園施設介護給付費及び次のページ、86ページになりますが、上から3つ目、介護施設等整備補助金返還金は、

平成22年度に国庫補助によりスプリンクラーを設置した事業所が、事業を廃止するため、補助金を返還したものでございます。

その下、高齢者福祉施設雑入は、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る燃料費、光熱水費等の負担分となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その6行下になります。子どもの医療費雑入につきましては、高額療養費分の返還金でございます。

その3行下、保育所職員給食費につきましては、公立保育所4カ園に勤務する職員から、給食費として徴収したものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

その5つ下になります。平成26年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による精算に伴う返還金となっております。

古賀達也スポーツ振興課長

89ページ、90ページをお願いいたします。

上から5段目でございます。ベストアメニティ株式会社からのスタジアムネーミングライツ料、その次の段でございます。スタジアムを初めとする10施設23台分の自動販売機の収入、それから、その一番下でございますが、スタジアムのサガン・ドリームス事務所等の光熱水費の雑入が主なものでございます。

そのページの一番下でございます。款22. 市債、項1. 市債、目4. 教育債の節3. 保健体育債につきましては、市民庭球場改修事業及び（仮称）健康スポーツセンター整備事業に伴います市債の借り入れでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。

まず、社会福祉課関係分でございますが、125ページ、126ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、平成27年度の健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員や再任用職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員を含めました36名の人件費となっております。

次に、節13. 委託料のうち、主なものは、民生委員・児童委員活動委託料でございまして、地区会長活動費及び民生委員・児童委員活動費となっております。

続きまして、次のページ、127ページ、128ページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものを御説明申し上げます。まず、真ん中ほどでございますが、社会福祉協議会補助金でございますが、社会福祉協議会の運営費補助といたしまして、人件費に対して補助をしているものでございます。

その下、ふれあいのまちづくり事業補助金は、地区社協のコーディネーター活動費及びふれあい事業に対して補助をしているものでございます。

そして、全日本同和会補助金は、人権同和対策等の活動に対する補助金となっております。

その下、民生委員・児童委員連絡協議会補助金は、民生委員・児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助をとっております。

次に、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費、保険基盤安定出産育児一時金、特別繰出金などとなっております。

次に、同じページ、目2. 障害者福祉費でございます。主なものについて申し上げます。

まず、節7. 賃金につきましては、鳥栖三養基地区障害程度区分認定審査委員会事務局の嘱託職員1名、障害者自立支援事業嘱託職員1名及びひかり園の指導員として、嘱託職員6名分の賃金となっております。

次のページ、129ページ、130ページをお願いいたします。

節13. 委託料でございます。主なものといたしましては、屋外での移動が困難な障害のある方に対して、ヘルパーによる移動支援を行います外出介護委託料、その下でございますが、鳥栖三養基地区総合相談支援センターによる障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要な援助を行います相談支援事業委託料となっております。

その2つ下、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や、生活訓練を行うものを助成するものでございます。

その下、社会福社会館内の障害者福祉センターの管理及び機能回復訓練、各種講座、厚生相談事業等を社会福祉協議会に委託しております指定管理委託料となっております。

次に、131ページ、132ページをごらんください。

節19でございます。節19. 負担金、補助及び交付金でございますが、中ほどでございます地域活動支援センター補助金でございますけれども、在宅の障害のある方が、通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や、地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

そして、下のほうにございます福祉タクシー助成金をにつきましては、身体障害者1級、2級、療育Aなどの方へのタクシー運賃の基本料金を助成する助成金となっております。

次に、節20. 扶助費の主なものでございます。

まず、重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者の医療費の保険診療に係る自己負担額から500円を引いた額を助成するものとなっております。

次の障害者自立支援医療費は、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療費は、白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

その下、障害児施設給付費につきましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなど、通所支援に係る給付を行うものとなっております。

その下、障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害程度や、社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定をされる障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける地域相談支援給付などがございます。

次のページ、133ページ、134ページをお願いします。

一番上、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付、あるいは貸与することで日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベッド等に対して給付をするものでございます。

飛ばしまして、下のほうですが、特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給することで、福祉の向上を図るものとなっております。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成26年度分の障害者関係の国庫及び県負担金の返還金となっております。

次に、目3. 老人福祉費でございます。まず、その主なものといたしましては、節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ支給事業等の事業費の支弁分の人件費として高齢者福祉係職員の給料等の一部に充てているものでございます。

次に、節8. 報償費につきましては、合計1,154名の方に支給いたしました敬老祝い金及び65歳以上の寝たきり老人等への見舞金となっております。

次に、同じページが一番下、委託料ですが、主なものでございます。次のページをごらんいただきたいと思います。

135ページ、136ページになりますが、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯で食事の調達等が困難な方に対しまして、食事の提供や安否確認を行います食

の自立支援事業委託料、そして、社会福祉協議会に委託をしております在宅の独居高齢者等の生活状況を把握して、孤独感の解消や安否の確認を行いますふれあいネットワーク事業の委託料、そして、次の在宅のひとり暮らしの高齢者で、日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するために警備会社に委託しております緊急通報システム事業委託料でございます。

次の介護予防事業委託料につきましては、要介護や要支援状態にある、リスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の改善指導を行います二次予防事業の元気づくり教室、また、主として活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とする、いきいき健康教室などの事業実施に伴います介護予防教室の委託料となっております。

次の節19. 負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明申し上げます。

まず、介護保険事業に伴います介護給付費等に関しまして、鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金となっております。

そして、その下でございます。高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっております。1人当たり2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

続きまして、シルバー人材センターにつきましては、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

1つ飛ばしまして、敬老会補助金でございますが、これにつきましては、敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円の補助を行う補助金となっております。

次に、その下でございますが、地域福祉基金活用事業補助金及びその下でございます老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対して、健康及び生きがいづくり事業等に要する経費や運営費を補助するものでございます。

その下、地域介護・福祉空間整備補助金でございますけれども、これは、既存の小規模福祉施設のスプリンクラーの設置を助成する補助金となっております。

その下、地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備事業）補助金につきましては、地域密着型の介護サービスでございます小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の整備経費と、開設準備のための経費を補助しております。

同じページの一番下ですが、節20. 扶助費につきましては、在宅の65歳以上の高齢者の所得税非課税の寝たきりの方に対する紙おむつの支給事業となっております。

それと、次のページになります。137ページ、138ページをごらんください。

上のほう、老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で、環境上、あるいは経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

ります。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料の主なものにつきましては、平成22年度にグループホームのスプリンクラー施設を整備いたしました。グループホーム事業の廃止に伴い、国庫補助金を返還したものでございます。

次に、目4. 老人福祉センター費でございます。まず、節7. 賃金につきましては、中央老人福祉センターの嘱託職員2名分の賃金となっております。

次に、節11. 需用費につきましては、主なものとしては、中央老人福祉センターの燃料費や光熱水費となっております。

同じく、節13. 委託料でございますが、これは中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う委託料となっております。

次に、139ページ、140ページをごらんいただきたいと思います。

目7. 臨時福祉給付金給付費でございます。主なものとしては、まず、節3. 職員手当等につきましては、臨時福祉給付金の支給事務に従事する職員に支給した時間外手当となっております。

節12. 役務費につきましては、申請書等の発送に要した郵便料などがございます。

節13. 委託料につきましては、臨時福祉給付金給付事務を管理するシステム導入の委託料となっております。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、臨時福祉給付金といたしまして、1万671名の方に支給している給付金の総額となっております。

次の節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、昨年度臨時福祉給付金の国庫補助金の不用額に伴う返還金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、同じページでございます。

項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費について、主なものを申し上げます。

節1. 報酬のうち婦人相談員報酬につきましては、婦人相談員1名分の報酬でございます。

節7. 賃金は、子育て支援コーディネーター2名分、母子自立支援員1名分、子どもの医療費助成に係る事務補助職員1名分の賃金でございます。

次のページ、141ページ、142ページをお願いいたします。

節12. 役務費のうち主なものにつきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料でございます。これは、現物給付している未就学児分の医療費助成に係るレセプト審査及び支払い事務の手数料でございます。佐賀県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に支払っているものでございます。

その次の節13. 委託料のうち主なものを申し上げます。

1 行目の医療費助成申請書点検整理業務委託料につきましては、償還払となっているほうの子どもの医療費助成と、ひとり親家庭等医療費助成に係る申請書の点検整備及びデータ入力等の業務の委託料でございます。

その下の社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に児童センターの管理運営を委託しているものでございます。

その2つ下、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育て支援相互援助活動などの育児サポートセンター事業として社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

同じページ一番下の節20. 扶助費のうち、1 行目の児童扶養手当につきましては、18歳になる年度末までの間にある児童を扶養しているひとり親家庭の父または母に支給される手当でございます。支給対象となった世帯は約600世帯、児童数にして約940人でございます。

その次の母子家庭自立支援事業費は、ひとり親家庭の父または母が看護師などの就職に有利な資格を取るために養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために支給するものでございます。

その次のひとり親家庭等医療費は、母子及び父子家庭等のひとり親家庭等に対する医療費助成でございます。

平成27年度の受給資格者数は、父または母が755人、児童が947人でございます。

その下、子どもの医療費につきましては、通院は小学生まで、入院は中学生までの子供に対する医療費助成でございます。助成延べ人数は、13万61人ございました。

その下、未熟児養育医療費は、入院養育が必要な未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行うものでございます。支給件数は55件ございました。

続きまして、143ページ、144ページをごらんください。

目2. 保育園費について、主なものを申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費までは、保育所職員45人分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、嘱託、日々雇用等の保育士及び調理員の賃金でございます。

次に、節11. 需用費のうち主なものは、給食等の食材を購入しております給食費でございます。

次のページ、145ページ、146ページをお願いいたします。

節13. 委託料の施設管理委託料のうち主なものは、各保育園の衛生害虫駆除、消防用設備等点検、警備、芝生の管理などに係る委託料でございます。

このうち、芝生管理委託料につきましては、小鳩園、白鳩園、鳥栖いづみ園の3カ園分

ございまして、決算額は223万5,600円でございます。

次に、節18. 備品購入費につきましては、公立保育所4カ園のAED購入費及び白鳩園のガスオープンと冷凍冷蔵庫の購入費でございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、2行目の施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度により、施設型給付費、給付及び地域保育型給付を受ける市内の私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所、この地域型保育事業所は、いわゆる無認可保育所と言われていたものが、地域型保育事業所に移行したものでございます。市内は17カ園、また、児童の受け入れをお願いしている市外の保育所、こういったところに対する運営費負担金でございます。

その2行下、私立保育所特別保育事業等補助金でございますが、私立保育所が実施する延長保育や一時保育、休日保育、障害児保育、地域子育て支援センター事業などに対する補助金でございます。

次に、目3. 家庭児童相談費でございます。

節1. 報酬につきましては、家庭における児童養育相談業務や訪問指導などを行っております家庭児童相談員2人分の報酬でございます。

次に、児童手当の主なものについて申し上げます。節2. 給料から節4. 共済費までは、児童手当担当職員の1人分に係る人件費でございます。

147ページ、148ページをお願いいたします。

節20. 扶助費の児童手当につきましては、児童手当法に基づき、支給対象となる中学生までの子の養育者に対し支給するものでございます。平成27年度の支給実績は、年間で延べ児童数、13万857人、これを月平均にいたしますと、1万904人でございます。

次に、目5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費の主なものについて申し上げます。

節7. 賃金につきましては、給付金受付等の担当の臨時職員3人分の賃金でございます。

節13. 委託料につきましては、臨時特例給付金給付業務に必要な給付金管理システムの導入に係る委託料でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金でございまして、支給の対象となりましたのは、平成27年6月分の児童手当を受給されている方で、支給額は、児童手当の対象となる児童1人当たり3,000円でございます。支給決定した児童数は1万1,310人ございました。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、同じページの項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、保護係職員5名分の人件費となっております。

ります。

節7. 賃金につきましては、自立支援相談員1名、就労支援相談員1名の賃金となっております。

次に、149ページ、150ページをごらんいただきたいと思います。

節20. 扶助費につきましては、住宅を失った方で、申請日から2年以内に離職した方で就労能力及び就労意欲のある方に対しまして、賃貸住宅の家賃を給付いたします給付金となっております。

次に、目2. 扶助費、節20. 扶助費につきまして、主なものといたしましては、生活扶助につきましては、月平均256世帯、住宅扶助給付につきましては248世帯、医療費扶助につきましては287世帯、介護扶助給付につきましては62世帯などとなっております。また、生活保護の月平均の世帯数につきましては、317世帯となっているところでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

151ページ、152ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費の主なものについて御説明申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費は、健康増進課15名、国保年金課5名の20名分の人件費でございます。

節7. 賃金は、母子保健事業の健診、相談、訪問などに従事する保健師、助産師、看護師等の臨時職員の賃金でございます。

節11. 需用費は、主なものとしていたしましては、印刷製本費、光熱水費、修繕料等でございます。

次に、153ページ、154ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、まず、2行目の保健センター管理委託料につきましては、保健センターの清掃業務委託料等でございます。

2行下の休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の救急体制として、一次救急医療を行うものでございます。

妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施をいたします妊婦健診14回分、乳児健診2回分の健診委託料でございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

久留米広域小児救急医療支援事業協力金は、夜間の小児救急医療を確保するため、聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。

2行下の鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営費補助金は、県や三養基郡の3町と分担しております同校への運営補助金でございます。病院群輪番制運営補助金は、休日の二次救急医療機関として、輪番制で対応していただいております医療機関への運営補助金でございます。

節20. 扶助費につきましては、妊婦健診費は指定医療機関以外で受けられた妊婦健診費の償還払いでございます。不妊治療費は、高額な不妊治療費の一部助成金でございます。

次に、目2. 予防費の主なものについて御説明いたします。

155ページ、156ページをお願いいたします。

節7. 賃金は、成人の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師、看護師等の賃金でございます。

節8. 報償費は、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節13. 委託料でございます。

2行目の健康管理システム改修委託料につきましては、社会保障・税番号制に伴うシステム改修料でございます。

6行下の健康診査委託料は、20代、30代及び健康保険未加入者の方の健康診査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

がん検診委託料は、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん検診委託料、乳、子宮がん検診の無料クーポン券の印刷及び封入封緘委託料でございます。

一番下の行の予防接種委託料は、定期予防接種の14種類、妊娠安心風しん予防接種事業における2種類の予防接種の委託料でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

決算書のほう、飛びまして、209ページ、210ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4の幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、2行目の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に就園する満3歳児から5歳児までの保護者に対し、世帯の所得に応じて保育料等の補助を行うものでございます。補助対象園児数は、市内、市外の私立幼稚園に就園している1,124人でございます。

村山一成文化芸術振興課長

続きまして、ページが飛びますが、233ページ、234ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項4. 社会教育費、目6. 文化振興費の主なものについて御説明いたします。

下の段のほうになります。

節2. 給料、節3. 職員手当等、それから、次のページをめくっていただきまして、節4. 共済費でございますが、これにつきましては、文化芸術振興課の職員9名分の人件費でございます。

同じページの節7. 賃金につきましては、文化会館の当直管理業務を行う嘱託職員1名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なもの、ガス代などの燃料費、電気料などの光熱水費でございます。節13でございます。

主なものにつきましては、2段目になりますが、市民文化会館管理業務等委託料でございます。

主なものとしたしましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務の委託料でございます。

それから、市文化事業委託料につきましては、市が主催をいたします文化事業の企画実施に係る事業を行う団体に対して委託するものでございます。

その下のピアノコンクール委託料につきましては、例年9月から11月に行っておりますフッペル鳥栖ピアノコンクールの実施に係る委託料でございます。

その2段下の市民文化祭委託料につきましては、11月初めに行っております市民文化祭を開催するための委託料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、2段目でございます市民文化会館トイレ洋式化改修工事費につきましては、文化会館大ホールの和式トイレ8基を洋式化するための工事費でございます。

その下の市民文化会館大ホール舞台機構改修工事費につきましては、大ホールの舞台機構のうち、絞りどんちょうの改修に要した工事費でございます。

節18. 備品購入費につきましては、次のページをお願いいたします。

小ホール舞台照明器具の購入費でございますが、スポットライトなど、111台の照明器具及び附属設備などを購入する費用でございます。

同じページの節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、子どもミュージカル、鳥栖市民劇団など4団体の文化団体に対して行った補助でございます。文化の向上に寄与する団体の活動に対して補助するものでございまして、対象経費は、印刷製本費と会場使用料でございます。

続きまして、目7. 定住・交流センター費について御説明をいたします。

節7. 賃金につきましては、定住・交流センターの貸館業務及び図書コーナー業務を担当

する臨時嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11の需用費の主なものにつきましては、電気料などの光熱水費や消防設備などの修繕料でございます。

節13. 委託料につきましては、定住・交流センター施設管理運営等委託料が主なものでございまして、館内の清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務を行うための委託料でございます。

239ページ、240ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費につきましては、定住・交流センターの空調機のエアフィルターを更新するための工事費や、定住・交流センター及び都市広場の和式トイレ4基を洋式化するために要した工事費が主なものでございます。

以上でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その2つ下でございます。

項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

節1. 報酬につきましては、スポーツ推進委員48名分の報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費、次のページ、共済費までですけれども、スポーツ振興課職員10名分の人件費でございます。

241ページ、242ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、本年3月12日のサガン鳥栖ホームゲームで鳥栖市民デーを株式会社サガン・ドリームスに委託して実施した地域交流推進事業委託料、昨年10月17日、18日に鳥栖市、神崎市など三神地区で開催され、19種目、32種別に447名が市代表として参加しました第68回県民体育大会の大会出場委託料、また、スポーツフェスタとして開催されました第54回市民体育大会の開催委託料が主なものでございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県の補助金2,000万円と協調いたしまして支出しておりますサガン鳥栖を通じて子供たちの夢を育て、地域に根差したスポーツ文化を育てることを目標といたしましたサガン鳥栖の選手との触れ合いサッカー教室、公式戦の招待、集客イベント事業などを行っております佐賀県プロサッカー振興協議会への負担金、それから、昨年の11月8日に鳥栖市から121名が参加し、小郡市で開催されました第25回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭の負担金、それから、一番下の段でございますけれども、市体育協会への補助金が主なものでございます。

次に、243ページ、244ページをお願いいたします。

一番上の段でございます。

スポーツ大会出場費補助金でございますけれども、空手、バドミントン、ボクシングなど、10の各種全国大会等に県代表として出場されました44名に対するスポーツ大会へ出場補助金が主なものでございます。

次に、目2. 体力づくり運動推進事業費について御説明申し上げます。

節8. 報償費につきましては、市民体育センターや各地区で行っておりますミズ・フレッシュスポーツ教室、太極拳やヨガの若さはつらつ教室、また、緒方孝市のベースボールクリニックなどのスポーツ大会等や、スポーツ推進委員の指導によります地区スポーツ教室の講師謝金等が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、昨年8月30日に264名の参加を得て開催いたしましたクロロードスポーツ・レクリエーション祭の鳥栖市の選手選考会の開催委託料、それから、本年3月に767名の参加を得て開催いたしました市のスポーツレクリエーション祭の開催委託料、また、市民体育館諸室のトレーニングルームでの指導委託料、それから、本年1月17日に1,432名の参加を得て開催いたしましたロードレース大会の委託料が主なものでございます。

次に、目3. 体育施設費の主なものについて御説明申し上げます。

一番下の節7. 賃金につきましては、各体育施設管理のための21名の嘱託職員及び市民プール開設時、6名の臨時職員分の賃金でございます。

次の245ページ、246ページをお願いいたします。

節11. 需用費につきましては、消耗品は芝管理に要する肥料代、また、施設の電気、水道、ガス、また、施設の建物備品等の修繕代を支出いたしております。

節12. 役務費の通信費につきましては、各施設の電話、インターネット回線料でございます。

手数料につきましては、芝かすの処分手数料が主なものでございます。

節13. 委託料の施設管理委託料につきましては、各施設の警備、電気空調、機器設備、消防設備等の保守点検、清掃、樹木、草刈り等の管理が主なものでございます。

設計等委託料につきましては、健康スポーツセンター建設工事の設計業務の平成27年度分及び地質調査業務等の委託料でございます。

次のスタジアムネーミングライツ企業特典委託料につきましては、2016シーズン分として、株式会社サガン・ドリームスに委託し、スタジアム内広告横断幕の掲示を行っております分を支出いたしております。

節14. 使用料及び賃借料の事務機等借上料につきましては、芝管理用のダンプやプールの券売機のリース料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、体育センターの床改修、市民球場の防球ネット増設、

市民プールの補修など、体育施設の営繕工事費、それから、平成26年度は北側を実施し、平成27年度は南側コート4面と練習コートの人工芝化をいたしました市民庭球場改修工事でございます。

節17. 公有財産購入費につきましては、鳥栖市土地開発公社保有のスタジアム第4駐車場として利用しております用地約1万平米を平成26年度から年次的に買い戻しております、平成27年度は約2,300平方メートルを購入いたしているところでございます。

節18. 備品購入費につきましては、バスケットボールの競技時間測定器の購入費でございます。

節27. 公課費につきましては、施設芝管理用公用車の自動車重量税でございます。

以上で、健康福祉みらい部関係の御説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

お疲れさまでした。

執行部の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前11時13分休憩



午前11時24分開議

中川原豊志委員長

再開します。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑につきましては、項目ごとに少し分けて質疑をしていただきたいというふうに思います。

まず、民生費、歳入も項目に合わせて、歳入のほうをお願いしたいと思います。歳出でいきますと125ページ、民生費、社会福祉費の項1. 社会福祉関係、だから、ページ数でいきますと、歳出の139ページの児童福祉費の前まで。よろしいですか。

そのところまで、まずちょっと質疑をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

質疑のある方につきましては、ページ数、項または目をよろしく願いいたします。

では、質疑をお願いします。民生費の社会福祉費。

柴藤泰輔委員

1点だけお願いします。

135ページ、136ページの上から3番目の緊急通報システム事業委託料で、これ、以前お聞きしたとき、たしか3つ警備会社入っていると聞いているんですけど、それぞれ入札だったと思うんですけど、大体1件当たりの金額ってわかりますでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

緊急通報システム事業につきましては、現在、1社と契約をしております。

それで、平成27年度の契約の金額につきましては、1件当たり939円、月額939円となっております。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

この1社ということなんですが、月939円って結構安いかなと思うんですが、その対応については大丈夫なのでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

対応につきましては、基本的には、利用者の方からのボタンを押してのコールがあっからの対応になります。

それで、基本的にはそういった対応ですので、ふだんから待機という形になっておりますが、それほど多くの出動があるわけでもございませんし、ちなみに、出動が大体年間15回前後だというふうにお聞きをしているところです。

中川原豊志委員長

いいですか。

柴藤泰輔委員

わかりました。

これ、15回ということなんですけど、これ、1社ということで、入札だと思うんですけど、警備会社、どちらか教えてもらうことはできますか。

吉田忠典社会福祉課長

富士警備保障となっております。

柴藤泰輔委員

これ、機器は警備会社負担なのか、行政負担なのか、そこまで教えていただいてもよろしいでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

機器につきましては、警備会社負担というふうになっております。

柴藤泰輔委員

警備会社負担ですね。こちらが心配することじゃないんでしょうけど、リース料から考えれば、939円というのは、かなりやっぱ安いと思いますんで、安いほうがいいんでしょうけれども、この金額を安くすることによって、何らか機器の不具合とか、そういうのがないような感じで対応をお願いしたいと思います。

吉田忠典社会福祉課長

御懸念の委託料のことですけれども、実は昨年、平成27年度から長期契約っていうのを結びまして、3カ年の長期契約というふうな形でしております。その結果、落札額が下がったというふうを考えております。

樋口伸一郎委員

ちょっと、ごちゃごちゃなるかもしれませんが、順番に行きます。

126ページから、民生委員・児童委員活動委託料のところからいいでしょうか。126ページの下からです。備考欄の5段目ですね。民生委員・児童委員活動委託料というのを。

ちょっと、説明の中であったかもしれないなくて、私が聞き損ねているかもしれないんですけど、確認で、民生委員さんの市内の数とか、児童委員で活動なさっている方の細かい数字がわかれば、まずは教えていただきたいんですけど。何地区あって、全体で何名っていうところまでわかれば、まずちょっと教えていただきたいです。

すいません、お手数かけます。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

民生委員・児童委員は、まず小学校8校区に分かれまして、各地区で民児協の運営をしていただいております。全体で定数が143名です。ちょっと今、2名の方が欠員状態で、141人で動いてあります。

民生委員さんは児童委員も兼ねております。

141名のうち、16名は主に児童の関係を行います主任児童委員が16名含まれております。

それ以外の方は、地域の担当の民生委員・児童委員さんということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、今現状、各地区でも町とかでもこの民生委員さんの数っていうのが、担い手がいないとか、そういった状況で、いろいろお聞きをするんですけど、この決算額に関しては、ここ数年で大体どういうふうになっているんでしょうか、推移とか。

143名分全額じゃなくて、141名の現在の実質的な数字があると思うんですけど、その額の推移がどうなっているか、御説明をお願いします。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

委託料自体は、民生委員さんの活動費の分ということで、人数は定員数143名、お渡ししております。

それで、一応定額があるんですけども、金額は変わらない状況です。定数が平成27年4月に弥生が丘地区が1地区ふえましたので、それで主任児童委員がそのときに2名増加になっていらっしゃると思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、もしかしたら、わかんないですけど、減る見込みもある中で定額でこの額を納められているということなんですけど、これはその校区ごとの地区に渡されているところがあると思うんですけど、その残額というのは、繰越額でそこが持っているようなイメージなんですか。返金とかじゃなくて。

定額の分をもらって、人数が減っている分とかの残額というのは、どこに行っているのかなと思って。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

人数が減ってる分は、ほかの地区の民生委員さんの方がその活動を補填していただいているってところで、定員分の委託料をお支払いしているという状況です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、そこはちょっと極端な話、1人での職務というか、それを2人分やったりしているところもあるってことですよね。ちょっと大変な部分も補ってもらっていると。3人で補う地区が2人になった場合は、2人で3人分のことをやっているって認識でよいかですね。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

そちらはもう、地区の全体でということでもありますので。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

じゃあ、それを踏まえて、次のページ、128ページに行きまして、節19の負担金、補助及び交付金の中で、一番下にまた民生委員・児童委員連絡協議会の補助金というのがあるんですけど、こちらのほうも同じところに多分行っている金額ということでもいいですか。さっきの金額とまた、流れですけど。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

補助金、負担金につきましては、民生委員・児童委員連絡協議会、鳥栖市の協議会がござ

いますので、そちらのほうに活動運営費、協議会の運営費として補助をいたしております。

ただ、そちらの中から、各地区の単位の民生委員・児童委員協議会といいますけれども、各単位ごとの補助金も含まれておりまして、それは各地区にまた振り分けてお出ししている状況です。

樋口伸一郎委員

その内訳はわかりますか。口頭説明だと多分、長くなるかもしれないんで、その内訳がわかれば。各地区にこの民児協の地区の配分というところですけど。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

平成27年度は、一律で27万8,000円だと思うんですけど、ちょっと、もう一回確認します。済みません、いいです、27万8,000円で。

樋口伸一郎委員

その27万8,000円がもう地区分担っていう感じですか、考え方は。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

じゃあ一応、これにつきましては、すいません、お尋ね、確認だったので、以上で終わります。

それと、そのまま2つ目もいいでしょうか。

あとは、128ページなんですけど、同じく。備考欄は同じなんですけど、下から5段目の社会福祉協議会の補助金、これ毎回だと思うんですけど、人件費のほうで、等ですかね、上げられている金額だと思うんですけど、内訳っていうか、もう少し細かく御説明いただきたいんですけど。金額がちょっと大きいので。

まず、そこから御答弁をお願いいたします。

中川原豊志委員長

社会福祉協議会の補助金ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

128ページの社会福祉協議会の補助金の詳細について。

吉田忠典社会福祉課長

社会福祉協議会への補助金につきましては、会長、事務局長、あるいは職員等、その方の人件費の9割相当分という形を補助しているということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それと、社会福祉協議会には委託金とかも、さっき歳出のほうで御説明をいただいたんですけど、さっきの民生委員関係も社会福祉協議会関係も一緒なんですけど、それぞれ、社会福祉協議会で言えば、社会福祉協議会に歳出している分っていうのは、全てで幾らになるの

かっていうところが、結構、飛び飛びで見ていく分があったんで、全部合計したら社協さんに対して、人件費及び委託費とかで全体で幾らぐらい払っているのかっていうのを知りたかったんですけど。

お願いします。すみません。

よかったらでいいんですけど、社会福祉協議会のこの決算額になった人件費の中の構成がわかるような書面とか、その金額で足した分の書面、一括して幾らかかっているっていうのがあれば、説明いただくよりわかりやすいかなと思ってるんですけど、いかがでしょうか委員長。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

資料の請求ということで、要求いいですか。

今、樋口議員のほうから、社会福祉協議会補助金の人件費相当に当たる構成員とその支給額、支給額についての資料の提出の要求がっておりますが、資料提出できますか。

吉田忠典社会福祉課長

資料のほうは提出できると思います。

ただちょっと、集計等でお時間いただきたいと思います。

中川原豊志委員長

じゃあ、一旦休憩します。

午前11時41分休憩



午前11時59分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど、樋口議員のほうから、社会福祉協議会関係の詳細なる資料の提出が要望として出ましたんで、その資料の提出お願いしたいと。（発言する者あり）

社会福祉協議会、そのほかに、文化事業関係の収支のわかる資料、並びに同和関係の資料及び食の自立支援事業の内容についての資料の提出も同時に請求したいと思いますんで、午後からまた資料の提出のほどをいただきまして、質疑のほうに移りたいと思いますんで。

ここで一旦休憩します。

午後0時0分休憩



午後1時12分開議

中川原豊志委員長

再開します。

休憩前に資料の請求をしておりました件について、お手元に届いていると思いますので、まず御確認を願います。

では、休憩前の質問の中に、まず、鳥栖社会福祉協議会関係の資料の提出のところで今回の資料提出を求めたわけですが、まずこの社会福祉協議会につきましての資料の説明を先にお願ひしていいですか。

吉田忠典社会福祉課長

皆様のほうには資料をお配りをしておと思いますが、御確認をまずお願ひをしたいと思います。

まず、横になっております1枚紙でございます。鳥栖市社会福祉協議会の事業というものでございます。

次に、資金収支計算書っていうのが平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、いわゆる平成25年度の社会福祉協議会の収支決算書になっております。

次いで、同じく平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、いわゆる平成26年度の決算書でございます。

そして、もう1つ同じように、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの収支の決算書でございます。

それと別に、平成27年度の社会福祉課の委託事業、補助事業でございます平成27年度福祉ボランティアのまちづくり事業報告書でございます。

そしてもう1つ、平成27年度ふれあいのまちづくり事業報告書。

この合計6点、社会福祉協議会関係の資料6点になっております。

それではまず、鳥栖市社会福祉協議会の事業というA4横の資料について御説明いたします。

鳥栖市からの委託事業及び補助事業につきましては、鳥栖市社会福祉会館の指定管理の委

託料、そして、社会福祉協議会への補助金、そして、ふれあいのまちづくり事業の補助金、4つ目に福祉ボランティアのまちづくり事業の補助金、そして、ふれあいネットワーク事業、そして、介護予防教室（ふまねっと）がございます。そして、こども育成課の事業でございますファミリー・サポート・センター事業の委託料と。この大きく7つが補助事業、あるいは委託事業でございます。

平成25年度からそれぞれ額のほうを記載をしているところでございます。

6番目の介護予防事業につきましては、平成26年度からの事業実施という形になっております。

次に、5番のふれあいネットワーク事業ですけれども、定額でございましたけれども、平成27年度は弥生が丘地区が1カ所できましたので、その部分として増額をしているというところでございます。

あとは、収支計算書のほうをごらんいただきたいと思います。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの分でございますけれども、ここの中、収入のところに経常経費補助金収入というのがございまして、その市区町村補助金収入、その中の市の補助金収入というのが、平成27年度、市のほうから補助金を出した金額に一致しているというところでございます。

そして、受託金収入というのがございまして、市受託金収入が市のほうが社会福祉協議会のほうに委託した委託金という形で、平成27年度の委託料の合計額と一致をしていると、このような形になっております。

そしてさらに、平成27年度の社会福祉課からの補助事業といたしまして、ふれあいのまちづくり事業というのに対して補助金のほうを交付しておりますけれども、この事業につきましては、各地区のほうでいろんな福祉の事業を行っております、その地区社協等の運営に係る補助金というところが主な事業となっているところです。

続きまして、ボランティアのまちづくり事業でございますけれども、福祉活動を行う上で、ボランティアの育成というのが非常に大切でございまして、社会福祉協議会のほうでボランティアをしっかりと育成をしていただいているところでございますけれども、その育成にかかる費用について補助金を交付しているというところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、説明ありましたけれども、質疑等ありましたら。

樋口伸一郎委員

資料の御準備と御説明ありがとうございました。

もう一回、ちょっと確認なんですけど、さっき御説明いただいた経常経費補助金の収入のところと受託金収入のところ。

ちょっと早くてついていけなかったんで、教えていただけないでしょうか。すみません。

吉田忠典社会福祉課長

資金収支計算書の経常経費補助金収入のところをごらんいただきたいと思います。

平成27年度の市補助金収入というのが、決算額4,106万5,000円となっております。

こちらの社会福祉協議会の事業ということで、この事業名の横に区分ってございますけれども、その区分のところの補助金と書いてあるところがあるかと思います。

具体的に言いますと、2番目の社会福祉協議会補助金、そして、ふれあいのまちづくり事業補助、福祉ボランティアのまちづくり事業と、この3つの補助金を合計いたしますと、4,106万5,000円という形になっているというところでございます。

同じように、委託料につきましては、こちらの収支計算書のほうの受託金収入のところの市区町村受託金収入で市受託金収入2,491万7,000円とございますけれども、こちらの市のほうで委託している委託料の合計が2,491万7,000円になるという形になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、この横資料のほうに戻りまして、ちょっとここ御説明いただきたいんですが、弥生が丘がふえたことによって増額した分もあるって言っていたんですけど、平成25年度、平成26年度分で増減しているところがありますよね、減りながらまた上がってっていうところ。

この金額の増減というのは、一概に見込めないと思うんですけど、この事業等報告書がありますよね、別に。

このまちづくり事業報告等、ボランティアのまちづくり事業はあるんですけど、これは補助金の枠の事業だけをこういうふうに報告書は上げていただいているということによろしいんですか。委託に関しては、もうこういう資料はなくて、補助金に関しての分がここにあるということでもいいですか。

吉田忠典社会福祉課長

今回、今の時点でご用意できましたのが、補助金の分だけという形で御理解いただきたいと思います。

樋口伸一郎委員

了解しました。

それで、お尋ねなんですけど、この横資料のほうに戻りまして、事業の補助金なら補助金

のところでもいいんですけど、1個1個の事業の金額の、例えば上限とか、事業によつてのボーダーラインみたいなのはあるのかどうかっていうのと、これは事業内容によつては幾らでも出せる額っていうふうな扱いなのか。

大体500万円とか、200万円というふうにかかっているんですけど、そこら辺の上限とかはもう設けずにやっておられるんですか。

吉田忠典社会福祉課長

この補助金につきましては、事前に社会福祉協議会のほうから事業内容等と予算書等の提出いただき、私たちの中でも中身を検討させていただき、必要な額ということを補助予算額に計上をしたという形になります。

樋口伸一郎委員

そうしたら、一応、積み上げの根拠はあって、それをきちんと精査した上で、根拠に基づいてこの額を出しているということで認識をさせていただきます。

それで、あとこの各地区のほうに配分されている金額とかがあると思うんですけど、そちらというのは、一定なんですか。各地区にいろんな、この鳥栖市の社協から配分されてる分というのもあるかと思うんですけど、その分に関してはもう一律でこの中身はなされているのか。そこ、ちょっとわかる範囲で。金額までは要らないので、その辺の配分率みたいなのを教えてくださいませんか。

吉田忠典社会福祉課長

各事業の報告書の一番裏のほうに金額の精算っていうのがございまして、ふれあいのまちづくり事業補助金の精算額が360万円という形になっているところです。

各地区ごとにどれぐらいずつ配分しているのか、ちょっと私どもも今、手元に資料がございませんので、確認ができないところですが、基本的には、やはりある程度同額、定額でされているんじゃないかというふうに考えております。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

各地区に配分っていうのは、ボランティア事業のほうは、地区ではしませんで、各ボランティア団体になります。

ふれあいのまちづくり事業は、各地区に地区社協のコーディネーターさんの方の人件費分になってきます。

それから、ふれあい事業がありますので、それに対して、補助金額が出されているということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。理解できました。

この事業内容とか、きちっと精査した上で出されている補助金であったら、適切になっているっていうふうに思うんですけど、各地区のほうでは、何か地区の温度差もあって、地区の社協ではお金がないとか、この地区はお金があるっていうところと、お金がないっていうところと。

ここの今、表面上、一番上のお金っていうのは見えるんですけど、そこからの流れがわからない部分というのもあるんで、一応、この決算に基づいて、その辺の各地区の状況とかも、できれば鳥栖市の社会福祉協議会さんから吸い上げるような形をとって、決算額を出していただくというか、各地区の状況が一定に配分しているのであれば多分、事業内容によって地区でかかってくる金額も少し違ってくるのかなと思いますんで。

そのあたりって地区ごとの状況というのを知ること大事なんじゃないかなと思うんですけど。そこら辺はもう市としては把握はしていないということになるんですよ。ちょっとこれ、確認ですけど。

吉田忠典社会福祉課長

市のほうでは、いろんな活動の内容の報告は受けておりますけど、その実態といいますか、実際にその活動において、例えば補助金が足りないとか、足りているとか、そういったところまでの生の声といいますか、そういったところまでは把握ができておりません。

今後は、地区社協等とも話をしながら、各地区の状況等を確認し、把握して、適切な予算執行になるように努めていきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

ぜひ、お願いします。ここに表だって出ている金額って、結構大きいじゃないですか。

この額だけ見ても6,000万円単位で出ていっているの。やっぱその地区の社協さん、一番枝分かれした下のところまで、やっぱきちんと御説明ができるような、6,000万円という金額が鳥栖社協さんのほうにお金が動いているんですけども、それが説明できるようにも、一応心がけていただきたいなっていうところ、思いますので、ちょっと質問させていただきました。

これに関しては、私は以上です。

国松敏昭委員

関連してですが、把握できていない、中身を知らんっちゃうのは、ちょっとそれは、そういう発言はいかがなもんかと思うけど。どがんですか、その辺は。

把握してからしか物事進めんとやないと。そんならもういらんじえ、職員は。その辺はちょっと怠慢じゃないと。もうちょっときちっと、中身も。

血税よ、はっきり言って。それなら、きちっとせな。

反論ばしてください、反論。ないと、今のに対して。

吉田忠典社会福祉課長

把握していないと申し上げましたが、そのお金の流れの中で、各地区のほうの実際の生の声といいますか、お金が足りないとか、足りているとか、そういったところまでは、私たちのほう、実際は十分把握はできてないというところでございます。

お金の流れとしては、各地区にこういうふうにいるっていうのはわかるんですけど、そのお金の中身、その各地区の方それぞれが考えているところまでは十分把握できていなかったというところでございます。

国松敏昭委員

担当は誰ね、担当は把握しとっとやろうもん。課長が知らんだけやないと、そういうのは。違う。その辺どうですか。

どの方が担当されとると。職員の名前言わんでいいけど、主査がしよるとか、主任がしよるとかあるやんね。

あなたが知らんだけやないと、そういう中身の状況の把握までは。どがんですか、その辺は。

吉田忠典社会福祉課長

私も直接事務を担当してもらって、別の者が担当をしているところでございますので、担当の職員が把握しているのかどうかも、ちょっと私のほう、済みません、申しわけございませんが、わからないところがございます。

国松敏昭委員

そしたら、全部中まで、全部報告、我々求めるよ、そんないい加減なことをしよったら。いい加減かどうかは、そりゃ人によって判断の仕方わからんし、違うと言いながらさ。

部長、その辺はどがんふうに監督しよっと、上は。ちょっと問題やないと、それは。

詫間 聡健康福祉みらい部長

今の国松委員の質問に対して、お答えをいたします。

今、社会福祉課長が答弁いたしました把握の度合いの関係についてでございます。

事務事業の関係について、それぞれの各課長、担当係長、担当者とその部分は把握をしているものというふうに認識をいたしております。

そういった管理のもとで、この業務を遂行しているものと思っておるところでございます。

以上でございます。（「以上」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

すいません、何度も。

この事業報告書の中にもあるように、やっぱ鳥栖市の社会福祉協議会で重立った事業として、これは各地区に振られて各地区でもなさっていると思うんですよね。

こうした事業もそうですけど、ほかにもいろんなことを鳥栖市から発信した、社協さんから発信されたことを、各地区でやってたりすると思うんですよね。

そこに必要なお金っていうのは、ここで積み上げた根拠と一緒に、やっぱりその地区にかかる費用というの、きちっと流れていくパイプをつくつとかないといけないかなと思います。ですから、その地区でやっていることっていうのが鳥栖市の社協さんから発信されている大事なことになってくるんで、それに基づくとお金が隅々まで行くように、ちょっと、お金がない、あるっていうのも、先ほど申し上げさせていただいたんですけど、その把握っていうのを、ぜひ決算額を出す上ではやっぱりしとっていただきたいなっていうことで、お尋ねさせていただきます次第です。

答弁はいいです。

中川原豊志委員長

じゃあほか、質疑ございますか。

成富牧男委員

今、社協の分が話になってますんで、社協の分でお尋ねをします。

ページ数でいうと、決算書で……、ちょっと待ってください、今の資料でいきます。

ネットワーク台帳及び訪問表の集計っていうのがありますが、これはふれあいネットワーク事業委託料の分でしょうか。まずお尋ねをします。（「何て」と呼ぶ者あり）

ここに、平成27年度ふれあいのまちづくり事業報告書の中の、通年って書いてある、一番最初の枠の中の通年っていうところに、(1)、(2)の新規ネットワークとかネットワーク台帳とかあるけれども、これは、いわゆるふれあいネットワーク事業委託料をまず指しているのかどうか。

吉田忠典社会福祉課長

ふれあいのまちづくり事業報告書の中の(1)各地区社会福祉協議会は下記のとおり事業を実施しましたとの中の一番下の通年のところの(2)、ネットワーク台帳及び訪問表の集計というところでございますでしょうか。

成富牧男委員

そうです。

吉田忠典社会福祉課長

この部分につきましては、ふれあいネットワーク事業の中で、各地区の社会福祉協議会を通じて、見守り活動をされておりますけれども、その中の訪問したときの台帳とか、訪問

したときの気になった点を記載した訪問表というところの集計というところでございます。

成富牧男委員

それでお尋ねしますが、これはずっと、私はもう、最初、議員になったころから言っていますけど、せつかく256万円、ネットワーク事業ですよ、委託料に256万円もかけて、ちょっと、後から、今度答弁していただくときに、平成27年の実績も数字的なやつをお願いしたいんですが、そこで、具体的に誰々さん誰々さんとわかっとなるわけですよ。

そういう人たちを、それこそさっきの話やないけど、せつかくそういうふうにして、この人はどうだ、あの人はこうあるというかなり詳しい話を調べていただいているのに、それを前、私一般質問か何かしたときには、主管課、主管の担当ね、高齢者の担当の中では数字でしか把握してないっていう回答をいただいたんですけど、それはもったいない話だと思うんですよ。

今からますます、地域包括システムとかつくっていかないか途中で、誰々さんがっていうのを、そして今回、介護保険と組合と高齢者担当のほうは、何かシステムつながって、簡単に言うと両方で簡単に見られるように、できるようになった、連携できるようになったと聞いていますけど、この分がもったいないと私は思うんですよ。

この分についても、ぜひやっていく必要があると思うんですよ、具体的に。何人、どこどこ地区は何人、誰々さんと誰々さんは何人、せつかくそこ、持つとるわけでしょうが、社協は持つとるわけでしょう、さっきの話にあるように。

それはぜひ、そっちの原課の高齢者……、そもそも、その老人福祉法とかからいえば、高齢者把握っていうのは、もう行政の基本的な義務ですよ、今でも。今、だんだんだんだん離れて包括のほうにいたり、いろいろ離れて介護保険にいたり離れてますけど、やっぱり高齢者把握していくちゅうのが、一番基本的な、行政がやるべき事業だと思っています。

それで、そのことをどういうふうに……、もし、そりゃ先の計画にもちゃんと載せておりますということなのか、全く考えていないのか、そこら辺をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

今、ネットワークを組んでおりまして、いろんな、民生委員さんを初め、地域の方々に見守りの御協力をいただいております。

委員御指摘のように、今まではその数字だけの把握でございましたけれども、これ、平成26年度の半ばぐらいからだったと思います、今まで、社会福祉協議会の中だけの情報共有に終わっていたものを、私たちのほうも情報を欲しいというふうに社会福祉協議会のほうに申し入れをしまして、ネットワークさんたちが気づいた点、そういったその訪問表とかの中でも、ちょっとこれは注意すべき点がある場合には、社会福祉課のほうまで御報告をいただ

くようにお願いをしたところでございます。

毎月1回報告が上がってきますけれども、大体5件、6件くらいの方について注意を要するというふうな御報告をいただきました。いただきまして、私たちのほうも、その方については、例えば地域包括支援センター等と情報を共有いたしまして、地域包括支援センターのほうでは、訪問等を実施していただいたりして、私たちのほうも十分注意を払っていらっしゃるとうところでございます。

このように、御指摘いただいた点につきましては、私どもも一つ一つ改善をしているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

成富牧男委員

今、週1回っち言いんしゃったかね、報告は。

吉田忠典社会福祉課長

毎月1回の報告でございます。

成富牧男委員

ごめんなさい、月1回でしょう。だから、それじゃだめだと思うんですね。

改善していくつもりだっていうふうに言われましたけど、実際、介護保険とこっちができとるのであれば、3者からやっぱり情報共有ができて、どこからでものぞかれるような、そしてリアルタイムで更新できるような、もうファクスとか使いよらんとでしよう、今もファクスですか。

そういうのはもう、この時代に、ICTって一生懸命言われる時代ですから、そういうところにこそ省力化、そして、忙しい社会福祉課はもっとほかのことに時間を割けるように—その中の1つですけどね、されるべきだということを申し上げます。

この件に関しては、以上です。

中川原豊志委員長

この点については、もうよろしいですか。

じゃあほか、質疑ございますか。

樋口伸一郎委員

決算書のページで言いますと、132ページでお尋ねをいたします。

備考欄の一番下の枠の中の、障害者自立支援給付費の件なんですけど、この自立支援給付費に関してなんですけど、これ、昨年もどこかで聞かせていただいたと思うんですけど、自立支援給付費のここ3年間ぐらいでもいいんですけど、5年間でもいいんですけど、3年間ぐらいの推移を教えてくださいたいというのがまず1点目なんです。

それと、その金額によって、今現状、その自立支援を必要とされる障害者の数ですね。

2つをまずは教えていただきたいです。3年間ぐらいでいいんで。お願いします。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

障害者自立支援給付費の3年間の伸びについてなんですけれども、障害者自立支援給付費の中の介護給付費と訓練等給付費につきましては、平成25年度が8億6,600万円、平成26年度が9億3,600万円、平成27年度が9億8,300万円になっております。

また、それ以外に相談支援給付費につきましては、平成27年度までに全てのサービスを受けられる方に計画をつけるというふうに法律が変わりましたので、伸びといたしましては、平成25年度が180万円、平成26年度が930万円、平成27年度が1,100万円になっております。

あと、必要とされるサービスについてですけれども、最近伸びている分につきましては、就労関係のサービスが伸びておりまして、今回の伸びでいいますと、就労支援のA型事業所とB型事業所というのがありまして、その分が合わせまして3,000万円弱ふえている形になっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

人数を。

中川原豊志委員長

よかですか。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

サービス等を利用している方の人数につきましては、実人数につきましては、平成25年度が471名だったのが、平成27年度につきましては488名、延べといたしましては、平成25年度が8,452人だったのが平成27年度には9,326名という形になっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

これ、今、お示しいただいたんですけど、金額も全体的に見れば、今上がってきている状態ですね。

それで、人数のほうも、分母っていう言い方が適切かわかんないですけど、その人数も上がってきているっていうことで、両方比例して上がっているってことで考えた上で、結局、両方上がっているから言えるかなと思うのが、この自立支援給付費ですので、できれば極力、就労支援であったり、自立につなげていくことで、この金額というのは、理想論ですけど、押さえていくことも可能になってくるのかなっていうふうに思っています。

でも、実際のところ、なかなか自立をしようと思っても受け入れ先がないとか、いろんな

ハードルがあるいっぱいあるかとは思いますが、実際、自立をすることで減らしていくってところについての考え方って、今、どうですか。

両方、金額も伸びている、人数も伸びている中で、今後、自立に関して、よりそこに近づけていくことで、伸びていく中でも、それを最小限に抑えるってということについてなんですけど。そのあたり、担当課としていかがお考えですか、この決算額上。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

障害者につきましては、今、施設から地域に移行するというので、障害をお持ちの方で、精神の病院に入院されている方の、1年以上入院している方の9割については、地域に移行していこうという形で進めております。

そういう中で必要なのは、住む場所という形、グループホームですね、そういう住む場所と、あと就労する場所ということで、先ほどお話しさせていただきました、就労のA型事業所、B型事業所等が必要になってくるというふうに考えています。

その中で、訓練をすることによりまして、A型事業所から一般の就労につなげていったりとか、そういう形で、障害をお持ちの方が地域のほうで就労できて、自立支援給付費等から外れていくような形で推移していけばいいなというふうには考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ぜひとも、ここは金額がふえていって、人数もふえていく、人数もふえていくって考えたら、もう金額はふえるっていうのが妥当な考え方なんですけど、そこ、何とか理想論に近づけるべく、人数がふえても、よりこの鳥栖市の中では自立に近づける環境をつくって、その金額を最小限に抑えるってということで、3年間ぐらい推移を聞いた次第です。

今後、来年に向けて、伸びていく人数に関しては、仕方がないことだと思うんで、やっぱりその伸びていく金額に関しては抑える方向で考えながら、来年に向けて取り組んでいってほしいと思います。

以上です。答弁はもう、これ大丈夫です。

中川原豊志委員長

ほかありますか。

成富牧男委員

歳入のほうで言うていいですか、82ページ、地域支援事業受託料。一番上ですね、3,599万6,664円。

これ、報告の中で本当は言っていたかかったんですけど、平成27年度っていうのは包

括が3つから4つに分かれたときなんですよ。

ですから、その3つから4つになってどうだったのか。数字的なことも含めて、課題があれば課題も含めてやけど。当然、報告があつてしかるべきだと思いますので、よろしく願いします。

吉田忠典社会福祉課長

説明の際に、地域包括支援センターが平成27年度から、3カ所から4カ所にふえたということについて、申し忘れておりましたことを、おわび申し上げます。

地域包括支援センターにつきましては、平成26年度まで市内に3カ所ございました。

平成27年度になりまして、4カ所にふやしたわけでございますけれども、田代、基里地区が1つだったのを、田代、基里地区が当時、田代地区、基里地区、若葉地区、弥生が丘地区と、4つになるというところで、1つの包括支援センターで4地区の区長会あるいは民生委員の協議会等に対応するのは大変だろうということもございまして、包括支援センターを1カ所ふやしまして、田代、基里地区を1つ、若葉、弥生が丘を1つというふうに2つに分割をしたところでございます。

分割した若葉、弥生が丘地区につきましては、弥生が丘地区につきましては、まだ高齢者の方が少ないということもございます。

逆に、若葉地区のほうは高齢化率がどんどん高くなっているということもございまして、若葉地区のほうの高齢者についてのいろんな課題が非常に大きく出てきているところでございまして、そのあたりは、今までの田代、基里地区の包括、1カ所ではなくて、そこで分散されたということで、きめの細かい対応が以前よりはできたというふうに考えているところです。

ただ、基里、若葉、弥生が丘地区につきましては、高齢者の数がほかの地区に比べると少のうございますので、国の配置基準によります専門職の配置が今のところを2人にとどまるということもございまして、若葉、弥生が丘地区のほうでは、非常に人的にも厳しい中で、非常に大変な業務をやっておられるということもございまして。

私たちのほうも、できるだけの支援をしていきたいと思っておりますけれども、4カ所に分けたということで、地区の住民の方には、包括支援センターが近くになったというような声もお聞きしておりますし、結果的には、私どもとしては、住民のためになったのではないかと考えているところでございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

今の話は、4つに分かれて、住民の方にとっては、よかったということと、ただ、国の基

準が2人でもいいのですよね。それちょっと答えていただきたいんですが。

国の基準で2人っていう、もちろんそれ、間違いじゃないですけど、2人じゃないといけんよという話とはちょっと違うと思うんですが。

その確認と、把握してあったら、さっき、苦勞してあると。

確かに、社会福祉士がおられないっていうことでの困難を私も聞いてます。そういうことだろうとは思いますが、そちらのほうで御苦勞されているっていう中身も、もし、少しわかってるのであれば、それも含めてお答えください。

そして、もうなるべく短くしたいので、今後、そういう現状、御苦勞もされているという現状を踏まえて、どのように考えているのか。

こないだの一般質問に対しては、簡単に言うと、これからちょっと必要性は検討していきますというふうなんで、私がちょっと皮肉って、これからって、これから、はあって言いましたけれども、そこんところですね。お答えください。

吉田忠典社会福祉課長

包括支援センターに配置する職員の基準につきましては、国のほうが基準を示されておりますので、私たちとしては、その基準にしたがって配置を進めていくという姿勢は変わりなく、今後も進めていきたいと思っております。

当然、ほかの包括支援センターに比べると、人的なところがほかの包括支援センターより1名少ないということもございまして、大変だということも私どもの通常の業務の中でも御意見をいただいているところでございます。

当然、私たちのほうも、そういったところにつきましては、十分な支援をしていきたいと思っておりますし、人的な支援というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、業務の中で、私たちのほうでできるところは、支援を厚くして、やっていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

ちょっと、正確にお願いしたいんですが、国の基準っていうのは、高齢者がこの人数からこの人数の間やったら、2人でも包括をつくっていいよっていう話じゃないですか。

そのため、2人でもいいよっていうのであって、3人にしたらいかんよっていうことじゃないというふうに私は理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

地域包括支援センターの圏域、エリアにつきましては、国のほうが示している基準によりますと、おおよそ中学校区単位をめぐるというふうなところでございました。

そこで、鳥栖市におきましては、4カ所というところでやっているというところでござい

ます。

基準につきましては、おおよその中学校単位の中で、それぞれ地域によって人口が違いましょうから、基準としては、65歳以上の人口の方、具体的な数字は、ちょっとろ覚えで覚えてませんが、ある一定の人数であれば、3人以上配置しなさいというふうになっております。

ある一定の人口以下ですと、2人でもいいですよというような形で、もちろん委員がおっしゃったように、2人でもいいですよっていうところに3人を配置するということについては、国は全然、問題視はしていないというところでございます。

成富牧男委員

国の縛りはないと。3人にするかどうかは、まさにその必要性、必要性について検討していきますという、前の答弁と同じだというふうを受けとめておきます。

それで、やはりこれ、何回でも言わないかんので言いますが、皆さんが言うように、これから地域包括システムを確立していくときに、地域包括支援センターの役割というのは、これまでも増して重要になってくるんですよ。そこはどうですか。

吉田忠典社会福祉課長

委員御指摘のとおり、今後、地域包括支援センターが地域包括支援ケアシステムの中心的なところで活動をしていただくというところの認識は、私たちのほうも持っております。

もちろん、国のほうも、今後の地域包括ケアシステムの構築に当たっては、いろんな人的なところの配置も求めていくようなことを聞いておりますので、包括支援センターに限らず、地域っていう枠組みの中で地域包括ケアシステムのほうを実現していくと。

そういう姿勢は変わりはありませんし、その中の中核として、包括支援センターというところにつきましては、現行のお仕事のほかにも、業務のほかにも、いろんなところがまだ今後ふえていくとは考えておりますし、その点でも、私たちのほうも地域包括支援センターがうまく運営ができるように協力をしていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

この件についての質問は、もうこれ1回でやめますけれども、要は人的な問題でいうと、前から言っている、包括もありますけど、皆さんのところ、社会福祉課の高齢者担当、私の調べたところ、こないだ一般質問でそちらから調べてもらったときには、県も含めて原課に、例えばうちで言ったら、高齢者の担当のところ。そういうところに全て……、あと1カ所ありましたよね。ほとんどのところが、保健師さん、正規の保健師さんがいらっしゃると。鳥栖市はいないわけですね。

全国的な調査を聞きますと、幾つか調べましたけれども、大体85%ぐらいのところ、原

課に保健師さんをちゃんと置いてるということですよ。そういうところのほうが、総じて効果、全体の成果が上がっていると。総じてですよ、全部がそうとは言いません。ここはここで、それなりに頑張っておられるわけですから。

それで、そういうのも踏まえると、来年、それこそ来年度の予算に向けて、そういうことも、十分さっきの3人目を支援センターに置く話もそうですけど、予算要求に当たっては、十分検討をしていただきたいなということを要望しておきます。

この件については、以上です。

樋口伸一郎委員

次、行っていいですか。136ページをお願いします。備考欄で、3つ目の枠です。一番大きい枠の中で、上から3段目の高齢者福祉乗車券助成金についてです。よろしいでしょうか。

これ、御説明の中で、ちょっと間違ったら御訂正までお願いしたいんですけど、75歳以上で、2万1,000円を上限にでしたかね、ミニバスに関連して助成しているものだというふうに認識を今、しているんですけど、これ、単純計算をしたとしたら、この760万円程度を2万1,000円で割っていいんでしょうか。まず、そこからお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者福祉乗車券の、まずシステムといいますか、仕組みについて申し上げますと、今、1冊5,000円の乗車券、回数券を1人年間6冊まで購入できるようになっております。

総額3万円、5,000円掛ける6冊、3万円でございますけれども、購入されるときには、1冊5,000円の乗車券を1,500円で販売をしていると。

つまり、3割相当で買えると、利用者の方はですね、3割相当で買えるという形になっております。

利用者は福祉乗車券を利用されるときは、その回数券を料金箱の中に入れて、不足する分については現金とかでお支払いをしていただくという形になっておりまして、バスの中、ミニバスと西鉄の路線バスも使えますけれども、バス会社の事業者のほうから私たちのほうに毎月その回数券相当分の金額の請求が、使った回数とともに来るという形になっておりまして、私たちのほうは回数券の額面に応じて、補助金っていいですか、助成金を支出していると、バス会社のほうに支出しているという形になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ今、ミニバスと路線バスも出てきたんで、ちょっと中身が2つに分かれたようなイメージになったんですけど、このミニバスに関してなんですけど、ミニバス、幾らでしたっけ、1回乗車、200円。（「200円です」と呼ぶ者あり）200円ですので、この路線バスとミニバスの

シェアですね、760万円の、おおよそでいいんですけど、どれくらいとかわかりますか。

おおよそいいです。これもう、細かくじゃなくていいんで。

吉田忠典社会福祉課長

ミニバスにつきましては、乗車券での御利用の方が6割から7割程度でございます。

路線バスのほうにつきましては、高齢者以外の方も結構お乗りになりますので、あと広域線といいまして、鳥栖市外に行くところもございますので、大体10%程度だったかと記憶をしているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

6割前後ですね、おおよそでいいんですけども、760万円、仮に単純計算、半分にして、380万円を1回の乗車金額で割ったら、4ブロックこのミニバス、走ってますよね、鳥栖市が。4ブロックでそれを割ると、50人……、結構な数になるんですよ。

それで今、実際コミュニティバスの利用者状況を見ると、すごい少ない地区もあるし、多い地区といっても、この金額を単純に乗車金額で割れば、全然到達しないような数が出てくるんですよ、単純に割ったらですね。

だから、お尋ねしたいのが、本当にいいことだと思うんですよ、高齢者福祉乗車券っていうところでは。ただ、実際に利用されているかっていうところですけど、その75歳の方が、いただいた方が全部利用しているっていうのは不可能かもしれないですけど、ほぼ利用されているっていうのか、ただ、いただいて、全然使っていないという状況もあるのかなと思っただったんですけど。そのあたりの現状って、どのように把握されていますか。

吉田忠典社会福祉課長

福祉乗車券につきましては、回数券を私どもで販売をしているという形になりますので、基本的には利用される方のみ御購入されるという形になります。その方が大体75歳以上の10%弱だったかと思えます。

ですから、高齢者の方でも車に乗られる方もいらっしゃいますし、車に乗れない方は、こういう福祉乗車券を利用してバス移動されているという形になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ普通に、少なめに単純計算しても4地区の平均で13人とか14人になるんですよ、平均ですね。

少ない地区とか多い地区とかは関係なく見ても、このサービスだけで十何人も1日に乗っているという計算になるんで、やっぱりそのあたりっていうのも、利用することで、お年寄り

の方が運転することを避けて、安全面に寄与できるとか、そうしたところの検証も必要かなというふうに思っていました。

あと1個は、販売をされているということだったんですけど、その販売も使用、使途に関しては任せますと、販売をいたしますということで、売っているのであれば、先ほど御説明の中であったように、1,500円で買えるってということなので、3割負担で。

やっぱり利用者が少ない中で、それをどんどん売ることその残り——7割ぐらいですかね、の負担している部分の金額というのは、伸びてきているけれども、実際使った費用、助成した費用に対しての効果が余りあらわれていないっていう認識にもつながりますんで、できるだけこれを販売した方々には利用してもらうような促進をすることで、ミニバスの乗車率も向上につなげるとかを——ミニバス担当課が違うかもしれないですけど、そのあたりはこっちの課でもできることなのかなあとあって、ちょっとお尋ねをさせていただいたんですけど。

そのあたりに関しては、何か御所見等を伺いたいんですけど。

吉田忠典社会福祉課長

ミニバスのほうは、国道・交通対策課のほうで実施をしております、先々週ですか、バスの日イベント、17日ですかね、バスの日イベントを開催をしております。

これは、公共交通機関の利用促進という側面もございまして、そこで私たちのほうも、高齢者福祉乗車券のPRも兼ねて、ブースの中で販売もしておるということでございまして、私たちも福祉乗車券の積極的な御利用を呼びかけておるところでございまして。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ぜひこれ、こうしたいい取り組みなんで、そうした周知とかPRに努めて、これを買った方はもう、ぜひぜひ使ってくださいよ、安全ですからっていうぐらいのPRをして、ひいては乗車率向上にもつなげていくような感じで、また来年の決算に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

以上です。

成富牧男委員

すいません、今のミニバスの運賃助成事業ですけども、これ、ミニバスと路線バス、バスが通りよらんと使えんわけですたいね、当たり前ですけど。

これ、1回言ったと思いますけど、私んところは通りよらんけん、あがんとばいろいろつくったとか自慢してもらおうたって何にもならんって、私が怒られたことがあるんですよ、高齢者の方から。

ですから、一方で今回、山都町のほうにミニバスの路線、延伸されたんですね。そういう、一方で努力があっているのはわかりますけど、やっぱりこの助成事業が生きるようになるためには、やっぱりもう少しきめ細かな路線がミニバスには要ると私は思います。

これから絶対、高齢化率が落ちることはないでしょう、ないと思うんですよ。だから、皆さん方も枕言葉のように、特に私たち、2025年に75歳になる、もう目の敵のごと、このごろ私たちは言われるんですよ。

そういう中で、絶対外れん事業と私は思うんですよ。逆に言うと、もう高齢者全体の事業が、中身はいろいろ考えにゃいかんでしょうけど。

そういう意味で、さらに、例のミニバスも含めた公共交通連携計画、これは、おおむね10年ごとの見直しで、平成三十何年かでもう見直さないかんときに來とるわけですね。

だからやっぱり、そういう見直しの場に積極的に参画して、この高齢者事業、福祉計画を推進する所管として、計画にもしっかり参画していただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者福祉乗車券につきましては、高齢者の足の確保という点も、委員からも今後ますますふえていく事業であるというふうには認識をしております。

公共交通の体系につきましては、別の課でやっているところではございますけれども、もちろんその体系、計画等の策定に当たりましては、今後、高齢化率もますます上昇していくということは想定されておりますし、高齢者の福祉の視点からも、ぜひ必要な施策になるということは担当課のほうも当然、理解はしていることと思っておりますし、私どものほうでも積極的に発言を施策の反映を進めていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

ぜひ、そうしていただきたいと思えます。

それで、いいですか、次。ほかにあれば、先にいいですけど。（「休憩たい。休憩ばしてもらわんと」と呼ぶ者あり）休憩、いいですよ。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 2 時 11 分 休憩



午後 2 時 20 分開議

中川原豊志委員長

再開します。質疑を続けます。

ほかに質疑ございますか。（「138ページまでやろう」と呼ぶ者あり）

139ページまで。

成富牧男委員

次に、ちょっと決算書じゃなくて、主要施策の成果の説明書の31ページの介護予防事業、このことについて、お尋ねをいたします。

これ、いろいろ回数とか参加者数とか書いてありますね。

まず、私、目的のところすごいこと書いてあるんで、目的に、高齢期での要介護状態の発生をできる限り抑制し、ここはもうよくわかります。

その次に、要介護状態であってもその進行を防ぎ、さらには軽減を目指すことで、可能な限り云々と。

私は、後段の部分ちゅうのが、非常にこれ、よく見たら厚労省の文書がそのまま来て……、当然ですけどね、それがいかんっち言いよるんじゃないですよ、来ています。

それで、進行性を防ぎ、さらには軽減を目指すことってなって、最終的に可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援すると、これが目的ですよ。決算ですから、こういう目的でこの事業をしましたと、していますと。

その結果、こういうふうになりましたと、ならんといかんと思いますけど、なかなかそれは、もちろん、1年でなるという話でもないだろうとは思いますが。

まず、最初に聞きたいのは、さらには軽減を目指すって、その進行を防いで、さらには軽減を目指したような例は出てきましたか。

吉田忠典社会福祉課長

介護認定に当たりまして、例えば、要支援2から要支援1とか、要支援1から要支援状態じゃなくなったというところにつきましては、今のところはないようでございます。

成富牧男委員

そいけん、目的に無理してあてはめて、介護状態、介護保険から卒業させるということは絶対あってはならないと思います。

それで、お尋ねなんですけど、ここに先ほど言ったように回数それから参加者数っていうのを挙げてありますが、これは、同じく鳥栖市高齢者福祉計画の33ページのところにずっと書いてありますね、いきいき健康教室……、この計画にちょうど対応している部分だけでも

いいですけど、こっちの主要な施策を見ながら、こちらの計画のほうに、それぞれ目標を掲げてあるじゃないですか。

例えば、いきいき健康教室について言えば114回、1,500人。これ例えば、クリアしとるっちゅうことですか。その数え方は一緒でいいんですか。

だから、こういうのをぜひ、もし1,500人というのが2,730人っていうのが延べのことじゃなかったら、これ、ふえとるっていうことになるんでしょう、目標よりも。

そういう関係でずっと言ってもらえませんか。目標はこうだったけど、こうなりましたっていう感じで。

もし、大きく目標から落ち込んでいるようなのがあれば、例えば、元気づくり教室ですよ、これは大体高齢者の5%ぐらいですか、国が目指しているのは。それから見ると、かなり、そこまでいってないかな。

だから、そういうやつも含めて、ちょっとコメントを入れて、数字とコメント。

吉田忠典社会福祉課長

主要施策の成果の31ページでございます。

介護予防事業の事業内容として、主な介護予防事業といたしまして、6つほど挙げてございます。

そこには平成27年度の実績を挙げておりますが、成富委員が御指摘されました鳥栖市高齢者福祉計画のほうにもこれらの事業は計画として挙げております。

計画の数値と実際の実績をそれぞれ述べていきたいと思っております。

いきいき健康教室につきましては、平成27年度の目標といたしまして、開催回数は114回、参加者数は1,500人。実績は、開催回数は同じ、参加者数については2,730人となっております。

この参加者数が伸びた理由といたしましては、いきいき健康教室を私たちのほうが出向いていきまして、出前方式を充実させたということでございまして、いろんな老人会とか、そういった部分の会合の中で時間を拝借をいたしまして、教室を行った結果、参加者数が伸びたという形になっております。

次の元気づくり教室でございますけれども、目標の数につきましては、12クールの開催で220名の参加者数を目標としておりました。回数については12クールを達成いたしましたけれども、参加者数につきましては207名ということで、13名ほど届かなかったというところがございます。

この元気づくり教室につきましては、13回の連続した教室でございまして、その中で、講話とか、口腔機能、あと栄養改善運動機能というところがございました。

どうしても13回となりますと、夏の終わりにかかったりとか、夏のまだ残暑が厳しいときから始まったりとかいうこともございまして、なかなか参加者が最後まで続かないといったところもございます。そういった意味で、220名の目標が207名にとどまったというところがございました。

次に、ふまねっと教室でございます。ふまねっと教室につきましては、計画は、190回で1,900人の予定でございました。回数としては188回、2回ほどちょっと台風とかそういった自然現象といいますか、そういったところで休会、休んだというところもございます。

参加者数につきましては、目標の1,900人から大きく2,766人というところで伸びております。

ふまねっとにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしております、民生委員さんといろんな方の御協力をいただいて、非常に楽しく運動ができるというものでございますので、比較的、定着率といいますか、参加者の数が多かったものと考えております。

次のロコトレ教室でございます。目標値は32回の開催に対しまして、参加者数は330人というところでございました。目標値、回数は達成しておりますし、参加者数は、ほぼ倍近い641名ということではございました。

ロコトレ教室は、もともとを県の事業だったものを市が引き続き受け継いだというところもございまして、指導者の方が佐賀大学の教育学部を卒業された若い方を中心に講師をしていただいているということで、お年を召した方も若い方と触れ合う機会ということもございまして、参加者数が伸びて、また、近年の健康づくりの趣向もありまして、伸びていっているものというふうに考えております。

シエンひろばにつきましては、550人の参加の目標を立ててございまして、328名という形になっております。

毎月1回、まちづくり推進センターのほうで開催をしております、ボランティアの方に御協力いただいて、折り紙とかあるいはタブレットなんかの新しいものも取り組んだりをしておりますけれども、なかなか参加者が伸びないということがございました。どうしても、毎回同じことがどうしても続いてくるっていうところもあって、参加者の方が続けて参加というのがなかったのかなというふうに考えているところです。

通いの場立上げ支援につきましては、これが平成27年度の途中から始めたものでございまして、福祉計画のほうには、目標等は掲げていなかったところではございますが、大体各8町区の公民館等で鳥栖っ子体操というのを作りまして、実施しております。

そこでは、民生委員さんを中心にボランティアの方々が自主的に集めていただいて、介護予防に努めていらっしゃるというところではございますけれども、私たちとしては、平成27年

度は7カ所うまく立ち上げることができたんですけども、平成28年度、今年度の話なんですけれども、今年度はまだ1カ所しか立ち上げられてないというところでありまして、もうちょつとこ入れが必要かなと考えているところです。

以上でございます。

成富牧男委員

目標自体がどうかというのがあるにしても、非常に目標を大きく上回っているのもあるわけですから、ぜひそういう説明も欲しかったなと思います。

それで1つだけ。この会議の場立ち上げ支援っていうのは、新しい総合事業との関連があるんですか。あるのであれば、それを若干、もう簡単でいいです、ある、ない。

吉田忠典社会福祉課長

この通いの場立ち上げ支援といいますのは、新しい総合事業の中の、いわゆるB型といわれるサービスでございます。

ボランティアとか、住民たちによる自主的な取り組みということを新しい総合事業の中で進めていく形になりますけれども、その中に位置づけていきたいと考えております。

成富牧男委員

わかりました。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

じゃあ、私のほうから1ついいですか。

先ほど、資料の提出を求めておりました136ページ一番上の食の自立支援事業委託の件でございますが、まず、資料の確認をさせていただきたいと思うんですが、ここで、実人数っていうか、要は延べ人数を書いてあると思いますが、平成27年度、食数で6万3,676食、これ、実際の人数ですよ。延べじゃなくって、何人の方が利用されているのか。

1日平均なら1日平均で結構です。1日平均がわかれば、ちょっと出していただきたいというのと、それから、委託料、今年度でしたら2,292万3,000円、平成27年度やったらね。

これの受託先と、受託先の選出方法っちゃうか、入札なのか、随契なのか。そこをちょっと、確認をまずさせてください。

吉田忠典社会福祉課長

実人数でございますけれども、こちらに掲げておりますのは、毎月の実人数の年間の合計でございます。実人数を申し上げますと、毎月こう変動がございまして、各年度末におけ

る実利用者数を申し上げます。

平成23年度が255人、平成24年度が246人、平成25年度が261人、平成26年度が239人、平成27年度が241人となっております。

そして……、「ちょっと質問させて。今、その数字の200ってどこの」と呼ぶ者あり)

申しわけございません。もう1回説明しますと、実人数のほうは、これ毎月の実人数の12カ月の合計分にしておりますので、平均で言うならば、「平均の話」と呼ぶ者あり) はい、先ほど私が申し上げましたのは実際の実人数、毎月こう変動がございますけれども、各年度末の数字をちょっと申し上げたものでございますので、「平均じゃなくて」と呼ぶ者あり) はい、各年度末の数字でございます。「3月っていうこと」と呼ぶ者あり) そうです。

ですから、この資料のほうに挙げてます実人数を12で割っていただくと、毎月の平均数という形になる、実人数の平均数となるかと思えます。申しわけございません、大変、混乱を招く資料でございました。

それとあと、委託業者でございますけれども、現在、2つの社会福祉法人のほうに委託を行っております、それは随意契約ということでお願いをしているところでございます。

その理由といたしましては、食事を調理して、その調理に当たっても、刻み食とか、減塩食とか、それぞれの方に応じた食事をつくっていただくということ。そして、食事を届けるだけじゃなくて、当日、食事を手渡して、安否確認をしていただくということ。

そして、その利用者の食事の状態、例えば、たくさん残しているとか、そういった状況も把握しながら、変化が見られた場合には、市とか関係機関のほうに連絡をするようにしていただくというようなことがございまして、そういったことができるのが社会福祉法人じゃなかろうかと考えているところでございます。

それとあと、食事の配食でございますので、民間の企業になった場合に、例えばその事業がうまくいかなかったりして、急に事業の中止とか廃止とかなったときに、食事の手当てができないというおそれもございますので、そういった意味から、社会福祉法人のほうに委託をしているということでございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

まず、業者のほう、社会福祉法人ということですが、2社の名前、はっきり出せますか。

吉田忠典社会福祉課長

椎原寿恵会、いわゆる真心の園、それと、健翔会、ひまわりの園、この2つでございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ここでちょっと、私の所見ですけどね。

例えば、二千数百万円使って、人数からすれば、二百四、五十人の方が利用されていると。多分、この二百四、五十人の方というのは、もうほとんど固定の方だというふうに思うんですけどね。

ただ、この二百四、五十人の方に対し、2,000万円のお金、単純に言えば、月10万円ぐらいかかるわけですね。

それを使ってまでやんなくちゃいけない事業なのかなという、一つちょっと思うところがあります。

それから、随契でということですが社会福祉法人がされているんですけれども、真心の園、並びに健翔園、2つとも包括支援センターの方なので、実際、こういったところを回ったりするような業務とダブるようなこともあるのかなと。

そうしたら、言い方悪いんですが、そういったところにそういうふうな仕事してもらおうと、割引があるぐらいならわかるんですけれども、同じような仕事をして、また委託料、そこに払っているというふうな、随契で。

ちょっと以前から疑問視しとったんですけれども、ここ数年見てみますと、多いときは、平成20年度ぐらいはもう3,600人ぐらいの利用者があっておるんですけれども、平成27年度はもう2,900人ということで、徐々に減ってきております。

減ってきている理由というのが何かわかれば、教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

この食の自立支援事業、スタート当初は、平成6年ぐらいから、単にお弁当の配食だけでございました。

それが平成19年度から食の自立支援ということで、この資料に書いておりますとおり、在宅の高齢者に対して食事を提供することで食生活の改善、あと健康増進を図ると。

そして、在宅での日常生活を支援するという形を目的にしております。

それで、今まではただ単に食事を配るだけでございましたけれども、これからは自立をしていただくということで、自立のためにお手伝いという形で、平成22年10月から点数表っていうのを導入いたしまして、食数の適正化をしております。

つまり、その方の健康状態とか、生活状況に合わせて点数をつけまして、その点数によって、1週間最大10食というような、10食から3食とか、そういった形の食数を制限をしているということもございまして、平成22年度以降から食数が減ってきたという形になっております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

多いときは、委託料として一番多いのが平成15年ですか、4,830万円とかいうふうに多いときがあったんで、それなりにやっぱり効果というのはあったのかなというふうに思うんですけども、徐々に減ってきている。

これは、10年以上前というのは、周りに宅配をする、宅食をする業者というのはそんなに多くなかった。だけど、今、最近ではいろんな業者の方、もしくは福祉関係の業者も踏まえて、宅食をしていただける民間のところが増えてきておるといふふうに思います。

その中でも、食事の内容とか安否の確認とかをする業者もあるというふうにお聞きをしておりますんで、随契で同じ業者にずっと今後されていくのはどうなのかなというふうに思うところと、この財源っていうのは自主財源ですよ、補助事業じゃなくて。

吉田忠典社会福祉課長

これは、地域支援事業っていうって、大もとは国の補助事業という形になります。

中川原豊志委員長

そこはちょっと認識不足でございましたけれども、どちらにしましても、今後、今までの、それなりの成果はあったのかなというふうに思いますんで、今後については、発展的にこの事業をどうするのか。

または、先ほど言いました随契のところについて、本当に随契でいいのかというのを踏まえて、今後の考え方をちょっとお示しいただければというふうに思います。

部長でも課長でも。

吉田忠典社会福祉課長

随契として、先ほどその随契の理由を申し上げたところでございます。

確かに現在、配食事業者のほうが非常にふえておるといふこと、そして見守りもあわせてしますよということもございます。

あとは、私たちの一番危惧しておったのが、食事を扱うということで、企業によってその急激に事業がうまくいなくなるっていったところもございますので、そういった点はクリアできるということであれば、門戸を広げるということについて検討をしていきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員長

よろしく申し上げます。

私は以上です。

ほか、ございますか。

成富牧男委員

ちょっと今の件について。

さっき、2カ所に随契でされていることについて、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

最初に言われた、そこに、社会福祉法人にしているっちゅう理由が、簡単に言うと、つぶれんけんて言われたんじゃないんですか。

そういうことになると、今例えば、保育関係なんかは、どんどんそれを進めているわけですね。社会福祉どころか株式会社でもいいよということをやっているわけですよ。わけですよっちゅうか、やってますよね。そういう方向とも違うと思うんですよ。介護もそうですよ。

だから、さっきのようなことを随契しとる理由、第一の理由に挙げられるのはいかなものかということ、何か言うことがあればお願いします。そう思うんで。

吉田忠典社会福祉課長

先ほど申し上げたとおり、食、配食というところで、急激な変化があった場合には対応ができなくなると。そして、食事というところで対応できなくなった場合には、本当に生命にかかわるようなところまでいく可能性も十分あるということは申し上げたとおりでございますけれども。

それとまた含めて、先ほど申し上げたとおり、見守りもしていただくと。

そして、食事、弁当の残し具合とか、そういったのも食欲の状態等もあわせて見ていただくと。

そういったところも含めて、総合的に勘案して、随意契約という形でしているところでございます。

成富牧男委員

今、こういうことまでされるので、されるのでって言われましたけれども、それは、委員長も言われたように、今、民間でもうそういうのを売りにしてやっているわけですね。

私は、だから民間にっていう意味じゃないですけど、さっきのような理由は随契の理由には当たらないなということです、それと、随契のことで言うと、包括ですよ。

ちょっとこの、いわゆるアセスメントとかやるんでしょうけど、食の自立支援事業の流れ、その該当者決定の流れといいますか、そこんところを教えてくださいませんか。

そういうことは、包括の関係じゃどうなるのか。包括が決めるんですか、それとも役所が決めるんですか。

吉田忠典社会福祉課長

食の自立支援の流れについて申し上げますと、例えば、民生委員さんとか、あるいは私たちのほうの情報等でひとり暮らしになっているとか、食事が自分で準備ができないような状

況であるという方を把握したときに、まず包括支援センターのほうで訪問をしていただきまして、アセスメント、いわゆるその方の状況について調査をしていただくと。

そのアセスメントとともに御本人さんの申請をいただきまして、私たちのほうでそのアセスメントの内容等から適正な食数を判断して、御本人に通知し、また事業者のほうには、何月何日からこの方の食事の配食をお願いしますと、こういうふうに伝えて、そういった流れになっております。

成富牧男委員

これ、別なことでも、例えば、自分の、行政の囲い込みとかいうのが、介護保険の場合でも言われていますけれども、これも下手すると、下手するというか、結局、結果、基本的にはもう事務的に信用せざるを得ないですよ。

そのこの包括でアセスして、この人——さっき点数制かなんか言いんしゃったかな、それで、大体機械的に判断、向こうから来ているのを見ながら判断するという形になっているんですか。

吉田忠典社会福祉課長

アセスメントが、高齢者の方の状態を判断するのは包括支援センターのほうで実際に訪問をしていただいておりますので、そのあたりの、上がってきた内容は、私たちのほうで十分吟味いたしまして、適正な食数等を算出しているところでございます。

成富牧男委員

その今の十分吟味するというのがどれぐらいされているのか、甚だ疑問なんですけれども。忙しいけん、皆さんのところは。

それで、いずれにしろ、やはりこれについては、どういう方法でやるかっちゃうのは、1つの方法としては、例えば、メリット、デメリットありましようから、例えばの提案。

例えばでいうと、ちょうど介護保険みたいな感じで、統一仕様書を出して、こういう仕様でできるとか、いろんな状況、食事の中身もそうやけど。そういうやつで応募してもらって、手を挙げてもらって、いわゆる指定制にするという方法も1つあるんじゃないかと。その中に社会福祉法人も入っていいじゃないですか。とにかく、今、かなりずっと続いとつとやろう。

だから、それは改めたほうが、私は、同じところに、同じ法人につっちゃうのは、結果、そこがとってもいいわけですけど、ほかのところの参入の機会っちゃうか、もちろんそれは厳しくはチェックしてもらわにやいかんですよ。

だから、条件も、ほかの社会福祉法人でもうとめておくということもありましようし、いや、もう思い切り営利法人でもいいやというところ。そこら辺はもちろん、いろいろ検討し

ていただいていいですけど。

今の2つの法人がずっとっていうところ、ほかのところが入れないということについては、やはり今後、検討していてもいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。これ、最後の質問。

吉田忠典社会福祉課長

成富委員のような御意見は、私たちが幾つかお聞きをしているところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、現在は見守りをさせていただくとか、食欲の状況の確認をさせていただくとか、あるいは、もし変化等が発見された場合には、早急に関係機関との連絡をさせていただくとか、そういったところで現在のところはうまくいっているということもございます。一方で、御指摘のように新しい事業所のほうに門戸を開くということについても、そういうふうな条件が十分担保できるということを確認した上で、検討はしていくべきものとは考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。（「そんなら、よかですか、最後。あるならいい」と呼ぶ者あり）（「もう終わるっち言うたやん、今んとで」と呼ぶ者あり）（「いやいや」と呼ぶ者あり）（「終わるっち言うたやんね」と呼ぶ者あり）（「いや、これは終わり。同和がまだ」と呼ぶ者あり）（「休憩しゅい、そんなら」と呼ぶ者あり）（「休憩は、こっちに言って」と呼ぶ者あり）（「どうせ長くなるもん」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

成富牧男委員

よかですか、休憩せんで。（「休憩すつとやろうもん」と呼ぶ者あり）（「ちょっとその前に、今の件で」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

一遍、この委員会で食事ばしたらどげん。給食サービスば。（「ちょっと、そんなら休憩ばすい。休憩した後、話してよかろうもん」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ちょっと、休憩します。

午後2時53分休憩



午後 2 時 59 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

ほかに質疑ございますか。

成富牧男委員

ちょっとだけ、一回だけ。今ので聞きたいのは、相手がおんやったときはどげんしょんしゃつとですかっということば。宅配しに行って、相手がおらんときにはどうされているんですか。

吉田忠典社会福祉課長

基本的には、いないときには、またほかのところに配達した後にまた配達に行くとかはしております。

それでもいらっしゃらないときには、ボックスみたいなところに入れておくとか、そういった対応をする場合もございます。

成富牧男委員

夏場とか大変ですよ。

それとか、留守って思ったら中で、ちょっとあんまりいい状態じゃなかったとかいうのも考えられましょし、大変だと思いますけど。

それでは、同和の分を。決算書でいうと128ページ。全日本同和会補助金400万円についてお尋ねします。

まず、この資料の説明を簡単に。何か変わったところ、前年度の決算の提出された資料と比較して何か変わったところがあれば、先に説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

皆様のお手元には平成27年度全日本同和会の鳥栖支部の予算書及び収支報告書が表紙になっておる資料をそれぞれお出しをしているところでございます。

まず、予算書につきましては、収入支出等ございまして、その裏には事業計画書というところで、各種活動、例えば会議等、研修会大会等おおよその日程を上げているところでございます。

そして、もう1つの収支報告書につきましては、1枚目が決算書になっておりまして、2枚目が事業の報告書となっております。

昨年に比べますと、事業報告につきましては、日数等、あと行った場所等、参加人数等の

詳細をお示ししているというところでございます。

そして、収支報告書の最後のページでございますけれども、これは平成27年度鳥栖支部で相談事業を行ったその結果となっております。

資料については以上でございます。

成富牧男委員

前回に比較してっていうことで、収支報告書の2ページ目とか3ページ目とかついているんでしょうけど、これって、例えば市役所のこういう、きょうの決算報告やったら、何が幾らっていうのも出てきますよね。そこら辺は把握してあるんですか。

例えば、2枚目でいきますよ、全国大会、東京3名参加、単価とかわかりますか。単価ちゅうか、全然わからよね、これ、大会費。43万2,500円、3名の単価とか、これば3で割れっちゅうこと。助け舟出しよるみたいですけど。

吉田忠典社会福祉課長

2枚目の事業報告につきましては、昨年の決算委員会におきまして、種村副市長ができるだけ詳細な資料の提出をするというふうにお答えを申し上げまして、私たちと鳥栖支部とでお話し合いを持ちまして、鳥栖支部のほうも県内他の市町の状況の調査の上、支部のほうでできるところで出していただいたというものでございまして、その事業報告のさらに細かいところまでは私どもも把握はしておりません。

成富牧男委員

何ですか、そういうふうにつくってくださいって言われなかったということですか。

例えば前回、平成28年度当初のときなんか、佐賀市ではこういうふうに具体的に数字、金額も挙がっていますよっていうふうに言ったと思いますけど、そこまでせんでいいっていうのが今の執行部の考え方ですか。

吉田忠典社会福祉課長

私たちのほうで鳥栖支部のほうでできるところというところで御相談をした結果、こういう形になったというところでございます。

成富牧男委員

私、ちょっとその姿勢、御相談ちゅうのは、ほかにも広い意味で使うからいいですけど、まさに御相談されたんじゃないのかな、御相談という言葉がですね、気になります。

本来は、こっちが……、例えばほかのいろんな補助団体に対して、それと同じレベルですか、これは、決算上。

いつも言いますが、いろいろありますよね、老人クラブもありましょうし、ここに参加しておられる所管が持つてある団体さんに決算書、それから計画書、補助金を次に出すとき

に求められると思うんですけど、そのレベル、これ、それと同じレベルですか。

吉田忠典社会福祉課長

決算書のレベルにつきましては、各団体それぞれのレベルがございまして、鳥栖支部のレベルもその中の1つというふうに考えております。

成富牧男委員

じゃあ、これでいいと考えておられるんですか。さっき言ったのは最終的にはそういうことですけど。

吉田忠典社会福祉課長

鳥栖支部の収支報告につきましては、私たちのほうで求めた結果、こういうものが出てきたということで、私たちは認識をしております。

成富牧男委員

同和って考えんやった場合、こんなに甘いやつでいいんですか。例えば全国大会、普通東京のどこどこか書きますよね。東京なら東京、何人で単価が幾ら掛け3なら3とか、この旅費も、大会というのも旅費幾ら、それから、分担金幾ら、ほかに何がありますかね、そういうのが要るやないですか。そがんと何もなしに認めるわけですね。（「トイレ休憩お願いします、長いごたっけん」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

休憩します。

午後3時9分休憩



午後3時20分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田忠典社会福祉課長

成富委員のこれでいいのかという御質問でございますけれども、私どもは、収支予算書の中に事業計画書が上がってきまして、その事業計画のとおりにより事業実施がされたということ、そしてその決算等につきましては支部の中で審査等を経て上がってきたものと考えておりまして、私たちはこれで補助金の交付を認めているということでございます。

成富牧男委員

ごめん、ちょっとそれ、今の答えになっとらんけん、揚げ足取るごたるばってん、事業計画書に予算規模は889万2,540円よ。今の答弁やったら、そのとおりのやつができていますのでちゅうと、あたかもその800万円規模の……、私この、何で800万円に来て、それが371万7,000円で減らされんのか。

それでこれ、いつもこげん出しんしゃろうが。前回もこんな感じやったもんね。これ、2年目やけん、そうたいね。

そいけん、500万円のときも同じように、例えば800万円とか900万円のごたる数字出して、もうそれしか出さんとわかっつとに。

何かそこら辺が納得いきませんが、次いきます。

あとは、ずっとひっかかるとるのが、やっぱり今までから見たら、大分進んでいるのは認めます、こういうふうにも細書いてあるから。

ただ、金額が全く入ってないちゅうのは、まだ不十分だというふうに、私は思います。

それと、あと1つ進んだのを休憩中に聞きましたけど、請求書に全然住所の記載がなかったんですね、補助金の申請書か。それについては、ちゃんと住所を書くように指導したということですので、それもどこの誰のどこちゅうのは解決した。これも前進だと思います。

それで、あと1つ、どこの誰っていうやつについても、これはもう質問はしませんが、今の休憩中の話では、どこの分については、県連合会の規約を、言うならば準用して使いよるみたいなことですので、類推じゃなくて確認をきちっと相手とやってください。

それで、あとは、私が一番気になっているのは、すぐ最後、詰まったら最後に言われていた、何でそんな感じでここの団体とは……、そんな感じちゅうのは、こういう不十分な決算書、予算書で支出するのかっていう話ですよ。

それについて、大体詰まったときの決まり文句で、信頼関係を築いているからというふうに言われるわけですが、これは私、今までちゃんと質問したことは、こういう場ではなかったんじゃないかと思いますが、それは、どういう意味なのか。

他団体についてはそれが無いから、もうちょっと詳しい決算書なりを求めているっていう意味ですか。どういう意味ですか。

吉田忠典社会福祉課長

御質問の信頼関係というところでございますけれども、同和問題に関しましては、生まれや出生地など、差別された側からすれば触れられたくないような大きなものでございまして、対応に当たっては、慎重な態度で臨まないと、逆に大きな傷をつけたり、また差別の芽を温存してしまい、新たな差別を生み出すというようなこと、また差別の悪循環ということが考

えられます。

このような状況の中で、私たちと全日本同和会ということで、全日本同和会のほうには行政の補完的役割をしていただいているということで、差別の実態とか、生活環境の調査とか、行政ではなかなか取り組みが難しい問題に独自に対応をしていただいているということでございます。

これらのような取り組みが積み重なっていくと、その結果、私たちのほうと同和会とのほうでも信頼関係という形になっております。

そういった意味で、意見交換や協議を行いながら、私たちのほうも一緒に同和関係の推進に取り組んでいるというところで、信頼関係を持っているというところでございます。

成富牧男委員

終わりがかったんですけど、いや、私が聞いているのは、さっきはレベルはいろいろみたいな感じで、これも一つのレベルみたいに言われたけど、決算書には大体金額が入ってくるやないですか。それで、少し明細も入ってくるし、そういうやつがあるけど、それに比べたら、これは今回でもまだ甘いと思いませんか。

それを前提に、さっきお尋ねしたのは、団体とは信頼関係を築いており、適切に処理してきたものと考えておりますという、ちょっと的外れの答弁をこれまでずっとして、今も答えになっていないんですよ。

はっきりそこんところ言っていたきたいんですよ。ここは特別だからしているんだ、ならそれでもいいです。そういうふうに答弁されても構いませんので、例えば、さっきから言っている老人会もあるし、シルバーでもいいですたいね、シルバーもこのレベルですか。

個別に、ですかって、これはもう……、それで、信頼関係を築いており、適切に処理してきたものと考えておりますっちゃうのは、別の訳し方をすれば、ほかんところは信用できないっていう意味ですか。だから、もう少し詳しい説明が記述された内容の決算書なり事業報告書なりを求めているということですか。どういう意味かって言っているんです。

このくだりっていうのは、こんな程度の決算書で、事業報告書でお金を出していいとねっちゃう話ですよ。

もちろん、これはそれ。それから、事業量ももちろん入っていますよ。

さっき、あたかも補完的役割と今までずっと言ってこられたその内容が、今書いてあるのもそうですけど、全くボリュームが乏しいんですよ。

市が、行政がやっているのは、特に鳥栖市がやってんのは、別にどこかの地域改善対策事業じゃなくて、今、行政はもう人権啓発、そこに重点を置いておるわけですよ、重点っちゃうよりも、そこなんですよ。

その事業ちゅうのは、この中でどれだけやられているかちゅうとそれこそチラシまきぐらいでしょう、私に言わせれば。だから、そういう問題もあります。それは、事業に対しての額の問題です。400万円も出している額の問題。

そういうふうに、甘い。甘いにもかかわらず、ここは信頼関係を築いているので云々というその意味は、どういう意味ですかと。

ほかと違う、違うから特別に信頼関係があるから、この程度でいいんですよ、この程度の事業量でもこれだけのお金を出しますよ、これは部長が前、財政課長をされていたんで、自分で言っておられたと思いますけど、大体、自分たちの会費がですよ、1割も満たんような団体にお金をこれだけやるっていうのは、やっぱりおかしいと。

それで、おかしいのをそのまま認めるのは信頼関係でしょう。

だから、ほかのところとは信頼関係が格段に違うということですか、そんなら。ちょっと言い方変えますけど。

ほかのところは、ないわけやないけど、格段に違うんですか。老人会も古い歴史がありますよ。他にもいろいろあるでしょうが、母子寡婦福祉連合会とかいうのもあるのかな、いろいろありますよね、団体は。

中川原豊志委員長

よかですか。

休憩します。

午後 3 時30分休憩

〰〰〰

午後 3 時32分開議

中川原豊志委員長

再開します。

答弁をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

信頼関係につきましては、行政の補完的役割をしていただくということで、なかなか行政が取り組みにくい、いろんな調査を会のほうが実施をしているというところがございます。

そういった、なかなか行政が取り組みにくいというところを取り組んでいただくというふ

うなところは、信頼関係がないと、なかなか取り組めないところというふうに考えておりますので、そういった点では、私どものほうで、同和会との信頼関係を築き上げているということでございます。

決算書等につきましては、各団体それぞれいろんな補助金を鳥栖市からは出しておりますけれども、全日本同和会が特別ということでもなく、例えば社会福祉協議会とか、シルバー人材センターとか、そういった法人のところは、きちっとした決算書等を出さなきゃいけないというふうになっておりますが、民間の一般の団体等につきましては、私どものほうでも、その団体とも信頼関係を築いておりますし、同じような決算書をいただいているというところでございます。

成富牧男委員

そこまで言われるんなら、もうちょっとした答え出たら戻らんとやったばってん、いろいろな調査をしていただいておりますって、それ、具体的に言えると。

具体的にっていうのは、そういうところも含めてよ。それに載っとつとは、相談件数やろう。何ばしてもらいよつと。

吉田忠典社会福祉課長

行政の補完的役割というところで、全日本同和会はいろんな調査をしております。

職業実態調査とか、生活環境調査とか、地域の差別の実態とか、会員の生活状況とか、家族構成とか。

そういった調査をしていらっしゃって、その調査をもとに、私たちのほうにも口頭ではございますが、御報告をいただいているというところでございますして、その調査をもとに、私たちのほうともいろんな協議とか、意見交換をしているというところでございます。

成富牧男委員

ここに今、改めて見たら、相談等件数ちゅうことで、この資料ですよ、収支報告書の最後、ここにちょこっと載っておりますよ。例えば3月は、職業実態調査、転職、来客2、回数3。数えて幾らになりますか、合計したら、この調査って書いてあるところ。それで、これ結局、内部の人でしょうもん、せいぜい。地域を何か見て……、地域はここでは指定していないから、ないはずですよ。

それで、同和団体の鳥栖市支部相談等件数ってなんですか、これ。内部のことだったらまたおかしくなりますけど、この職業実態調査とかいうのは。

それはあくまで属人、人だけであって、地域、ここら辺のおられる人を歩いて一つ一つ実態調査したちゅうことじゃないですよ、そうしたら。

どっちなんですか。できるんですか、第一、ここに上がつとる以外。

吉田忠典社会福祉課長

調査の対象にといたしましては、会員等とお聞きをしております。

成富牧男委員

会員等と言うたのかな、会員等。

だから結局、いざこう詰めていったら、お聞きしております、類推しておりますと似たような言葉にならざるを得んわけですよ。だから、そんな甘いことでいいのですかって言いよるとですよ。

総括的に言うと、全体的には進んでいますけど、それから実態調査とかいうのは今また国のほうでまたぞろ同和問題を今から永久化するような法案が出されていますけど、鳥栖市の場合は地区指定があつてどうのこうのちゅう改善事業をしようたわけでもないじゃないですか。今さっき言ったように、こういう実態調査とかはもう時代おくれですよ。これは地区があつたから実態調査ちゅうのが存在したわけですよ。

そこんところを、やっぱりもう少し……、せっかく今、踏み出してあるのは認めます。認めますけれども、今のところをさらに、本当に、あんたたちはちゃんと、なんばしよつとねというところえぐり出していただいて、それにふさわしい、一遍に、ちょっと切ることは難しいと思いますけれども、私自身は、これ必要ではないと思う、今の実態からすると。

それから、本当に最後にしますけど、今のここの実態、同和会の会員は、何世帯、何名で、例えば、大人と子供ちゅうていいかな、未成年と大人の割合とかはありますか。もうこれで終わります。

吉田忠典社会福祉課長

全日本同和会鳥栖支部の現在の会員数でございますが、平成27年度末で12世帯30人でございます。（「内訳はわからん」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

すいません、大人、子供ちゅうか、およそでいい。

吉田忠典社会福祉課長

家族構成等を把握はしておりません。（「子供さんもおるわけですか、未成年も」と呼ぶ者あり）把握はしておりません。

成富牧男委員

せめてそこまでしてください。

本来から言うと、これぐらいやったら氏名ぐらいまでね、ちゃんと、男、女、氏名ぐらいまでできるはずですよ、つかもうと思えば。そうせんと出されんぐらい言うていいっちゃないですか。せめて、丸々でもいいけん、男、女、子供とか。家族単位でこうこうして、今言

われた12世帯30人、こうするぐらいはよかでしょうもん。名前は要らんよと。

ぜひやっていただきたいんですが、最後の答弁をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

同和会のほうが同和問題の早期解決に向けて取り組んでいる団体ということでございます。

その会員さんのいろんな信条とか家族構成等は、私たちのほうとしては、家族構成までは把握する必要があるのかってというのは、ちょっと疑問には思っております。

もともとその同和問題、非常にデリケートな問題でございまして、家族等、お名前とか、そういったところまで把握するのが果たして必要なのかどうかってというのは、疑問に思っております。

成富牧男委員

あとはもう言いつ放しにさせていただきます。同和問題は同和問題はって、私はもういっつも同じこと言わないといかんけど、今、福祉関係はデリケートな問題をいっぱい抱えてあるではないですか、そこそこ。子供、それから、障害者、高齢者、DV問題とか、もういろいろ抱えてあるやないですか。ここだけがデリケートじゃないですよ。

ここ具体的に挙げられんけど、ほかのところは皆さんに質問したら全部挙がってくると思えますよ、いろんな困難事例とかも含めて。

だから、そういう意味で、もうそろそろ同和は極めてデリケートでとかいうのをやめてほしいと、やめないかんですよ。

それと、さっき言ったの、私、名前をとか、せめて何人で何世帯っちゅうなら、その世帯が何人おるでなくてもいいですたい。何世帯、全部で大人が何人、子供が何人とか、高校生以下何人とか、そのぐらいでもわかれば。そういうぐらいやったら、別にプライバシーも何もなかでしょうもん。

終わります、よかです。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、質疑ございますか。

それでは、決算書の139ページ、臨時福祉給付金給付費のところまでの質疑ということで考えておりましたけども、ここままで質疑はないということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

139ページの目7まで。（「そこまで」と呼ぶ者あり）はい。（「なら、ちょっと質問しよう」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

お疲れでございますでしょうが、1つ。

139ページまで。

中川原豊志委員長

139ページの……。

国松敏昭委員

ということは、140ページ入るわけですね。

中川原豊志委員長

はい。

国松敏昭委員

ということで質問させていただきます。

ページは、140ページの臨時福祉給付金の事業費補助金、64ページに国庫補助金かな、これは、ということで入っております、140ページにおいては、その給付金として平成26年国庫補助金返還金もここに上げてあります。数字はそこに書いてあるとおりでございますが。

この進め方っていうか、どのように展開されたのか。概要を教えてくださいたいと思います。

もう少し詳しく言うと、トータル的に何名該当して、何名が受給されたのか。（「資料」と呼ぶ者あり）あ、全部書いちゃう。載つとるね。（「人数と内容も」と呼ぶ者あり）人数書いちゃう。内容も書いちゃう。

これはちょっと、もう少し……。（「32ページにあります。主要事項の」と呼ぶ者あり）主要説明書。

ちょっと貸して、ほんなら。この内容ば聞こう、ほんなら。それで、主要説明書、何ページかな。（「32ページです」と呼ぶ者あり）32ページに書いてありますが、それで、知りたいのは、該当者が何名、で何パーセント、これが、91.9%か。その後の残りの人は、これは、どんなふうな周知の……、まず、周知をされたのか、ちょっとそれを教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

平成27年度の臨時福祉給付金につきましては、1万1,682名の方に、まず申請書を送っております。そして、申請書が届かなかった方が57名、そして、辞退をされた方が40名いらっしゃいました。その結果、1万1,585名の方が申請を行っております。そして、その申請を行った方のうち、50名の方が不支給となっております。

これは、申請後に被扶養者であると、住民税の課税の方に扶養されているということが判明された方とか、交付決定前にお亡くなりになった方とか、そういった方が50名いらっしゃったということで、最終的に1万6701名の方に支給をしているところでございます。

国松敏昭委員

それで、140ページの予算書、平成26年の国庫補助金返還金とは、413万1,000円というのは、どんなふうに分けたらいいのかな、予算書の中身について。

吉田忠典社会福祉課長

平成26年度の国庫補助金の返還金でございますが、「こりゃ何ね」と呼ぶ者あり）これは平成26年の臨時福祉給付金を支給をいたしておりますが、そのときに国庫補助金をいただいておりますけれども、実際の支給等がそこまで到達せずに、413万1,000円余ったということで、お返しをします。

前年、平成26年の臨時福祉給付金の精算に伴う返還金となっております。

国松敏昭委員

今ごろするったい。その辺がちょっとようわからんやったんで。

それで今、いろいろ説明、ちょっと私、書きとどめなかったんですが、100%、なかなか難しい要素が今、説明されたと思いますが、その返還金はどこに、今度は来年に来るわけ。国に、その残りの支給されなかったのは。

吉田忠典社会福祉課長

平成27年度に支給をしなかった分等は、平成28年度の予算の中で返還金を上げる予定、今、12月の補正で上げる予定にしております。

中川原豊志委員長

いいですか。

国松敏昭委員

今のは、もうちょっと、んんっていうところがありますので、それはもう個別的に。

そうすると、次に質問をします。156ページですが……。

中川原豊志委員長

じゃあもう、次の項目で。「そうか、そがん言いよったね、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。あと、139ページまでの項目の中では、質疑はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

では引き続き、児童福祉費関係のところの決算のところを議題とさせていただきますので、147ページの目5．子育て世帯臨時特例給付金給付費のところまでと、学校教育費の中の、一部あったよね。「209ページ」と呼ぶ者あり）

児童福祉費関係のところの質疑をお願いします。

並びに、209ページ、210ページの、目4．幼稚園費も含めたところでの質疑をお願いした

いと思います。（「何ページから何ページ、ちょっともう一遍」と呼ぶ者あり）

139ページの下段から147ページ、148ページの中段以降の生活保護費の上まで、並びに209ページ、210ページの教育費の中の目4．幼稚園費。ここは、ちょっと関連ですんで。このところで、質疑をお願いします。

樋口伸一郎委員

よろしくお願ひいたします。

これ、関連の歳入からいいですか。同じ観点で。

中川原豊志委員長

いいですよ。

樋口伸一郎委員

決算書の、まずは64ページをお願いいたします。

節の2の一番上です。児童福祉費国庫負担金の中の備考欄の一番上ですね、施設型等給付費負担金が、国の割合が2分の1でこの金額、約4億円になっています。4分ので計算すると、これ4分の2ですね、2分の1なんで。

それを踏まえて、68ページをお願いします。

款16．県支出金の中のまた節2の児童福祉費県負担金の中で、備考欄の施設型等給付費負担金ですね。これ、県が4分の1ということで、さっきの4分の2と合わせて、4分の1ですね。これ、約2億円ということで、大体比率、合っています。

これを2つ踏まえて、今度、ページ数は146ページ、歳出のほうでお願いいたします。

これは、一番上のほうから、負担金、補助及び交付金の中、節19の中に、また備考欄に施設型等給付費がありまして、こちら、説明の中では、市内17カ園と市外の分もあるということだったんですけど、こちらの市外の分の数っていうのを教えていただければと思います、まずはですね。市外分。

これでいいですかね、主要施策の成果の35ページの分ですね。じゃあちょっとそれ、飛ばします。これ、見たらわかるんで。

それで、今さっき、国の補助が4億円と、下飛ばしてですね。

それで、県が2億円ということで、今度、市の支出としては、施設型等給付費の中が13億円あるんで、ここ、少し細かい、13億円の御説明をまずはいただきたいんですけど、13億円になっているんで、全体がですね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

施設型等給付費につきましては、おっしゃるとおり、国が2分の1を、県が4分の1、市が4分の1の負担率となっております。

ただし、市がお支払いする施設型給付費の中には、保護者の方が支払われている保育料、これが含まれております。

市が負担すべき金額と保護者の方が支払いをされた、保育料、これが入っておりますので、4分の1という計算にはなりません。

樋口伸一郎委員

そのシステム、わかりました。4分の1にはならないんですね。4分の1プラス保育料ですよね。

それで、そこの線引きというか、そこは、この額ではもう、合算してしかわかんないってことですか。もう足した額でしかわかんない。

大体保護者の分がこんくらいで、保護者負担のほうがこんくらいで、こっち側がこんくらいってというのは、わかんないですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

歳入のほうの一番最初になります、58ページの、一番上から2番目の、節2. 児童福祉費負担金の中に保育所保育料というのがございます。

この中の4億500万円程度が現年度分の保育料収入額でございますが、この中には、公立保育所の保育料も含まれておりますので、ちょっとその公立保育所と私立の保育所の保育料を分けては数字を上げてはおりませんので、すぐには回答しかねますけれども、この中の私立の保育料の分を先ほどの施設型給付費の中に含んでいるということでございます。

樋口伸一郎委員

65%わかりました。

13億円、それでも届かんちゃんないかなあってというふうに、単純に今、頭ん中で整理していたら思ったんですね。

なんか、施設型給付に一本化されちゃってしまっって、もう全部合算されとるイメージがあるんで、歳入によって入ってきた額とか、保育料の部分とか、今、御説明いただいたんですけど、きっちり合わないイメージがあるんですよ、その13億円出している部分が、合うんでしょうけど。

今、御説明いただいた分の国と県と歳入で言うと、さっきの4億円足しても10億円ぐらい、11億円ぐらいですよ。

出している金額は、13億円でしたっけ。13億円ぐらいになっているんで、そこちょっと、かみ合わないなあと思っているんですけども。

僕にわかるように答えていただけんでしょうか。

中川原豊志委員長

よかね。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

補足させていただきます。

国2分の1、県と市が4分の1という負担割合につきましては、公費負担分に対しての負担割合でございますので、その部分については2分の1、4分の1をきっちりと決算ができております。

ただし、鳥栖市の場合におきましては、保育料の独自軽減を行っております。その保育料の独自軽減分につきましては、全額市の負担となっておりますので、正確な数字は持ち合わせておりませんが、概算で申し上げますと、市の負担が3分の1ぐらいになろうかと思いません。

ですから、2分の1、4分の1ではなく、実負担としては市が3分の1ほど負担している形になりますので、きっちりと分けられないところになろうかと思われま。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

95%わかりました。上がりました、30パーセント。

それで、その3分の1っておっしゃったのは、独自分も含むっていう認識でいいですよ。ありがとうございます。

そういう認識をさせていただいたんで、ここは納得したんですけど、この施設型給付費が平成27年度から解消されて、実質この決算が出るまではどういうふうな状況になるかわからないっていう中で、ずっと今、行って来たんですけど、改めてこの決算が出まして、金額が実際、その施設型給付費を受け取ったところが、今までと比べて実際的に1割程度の増額につながったのかっていう、結果だけ教えていただければと思うんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

私立保育所10カ園を平成26年度と平成27年度で比較をしてみました。それで、私立保育所10カ園、平成26年度にお支払いをした運営費負担金、それが9億7,900万円、約ですね。平成27年度にお支払いした金額が11億7,400万円です、総額ですね。これを比較いたしますと、増加率が大体1.2ぐらいありますので、各保育園で見ますと、大体1,000万円ぐらいが多く収入をされていると思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

一応、増加につながってるという、概算で理解させていただいたんですが、この施設型給付費をこれまでに受け取られていたところが、平成26年度以前に比べると約10%増額したん

ですが、その各私立保育所の中身の使途については、把握っていうのはなされているんですか、この施設型給付費の使途については。

園ごとにばらばらなのか統一しているのかっていう程度でもいいんですけど、そのあたり、いかがでしょう。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

毎年監査をいたしますので、当然、前年度分の施設給付費分に係る決算状況の中で、人件費がどれだけとか、そういうものは書類を詳しくいただくことになりますので、そこで確認をさせていただいているところです。

樋口伸一郎委員

そうしたら、その分の細かい部分というのは、ここではなくてもいいんですけど、聞きに来たらわかるっちゃうことでよかですね。また個別に聞きに来たらでいいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

はい。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、その部分は、ちょっと個別にお伺いをさせていただきたいと思います。

賃金的な処遇改善につながっている部分も、もちろんこの増額した分の中であるというふうな理解でよかですよ。

また「はい」だけでもいいです。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この施設型給付費の中には、必ず処遇改善分としてその部分が見込まれておりますので、その処遇改善分は、賃金の引き上げの財源として使うこととなっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、今回の定例会の中で、決議案の可決もございましたので、施設型給付費で補えない部分というのは、これ以外で検討していただけないかなっていう、ちょっと要望をつけ足して、次の質問に行かせていただきます。

関連ですけれども、146ページのその下なんですけど、備考欄でそのままいきますと、私立保育所の特別保育事業等の補助金で、これ、一時保育であったり、延長保育であったり、子育て支援とか、ファミサポ入らないかな、とかいう説明があったんですけど、今現在、それを行っていて、この補助金をいただいている数を教えていただきたいんですけど。

この件につきましては、その数だけでよろしいですので、内訳を、細かくじゃなくていい

です。何箇所ぐらいの感じでよろしいので。市内、市外分けて、わかれば、できれば教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まずは、延長保育事業に関しては、市内の民間保育所、それから、地域型の保育所が実施をしております。

保育園数ですね、12カ園が延長保育を実施しております。

それから、一時預かり事業につきましては、8カ園実施をしております。

病後児保育事業につきましては、1カ園。

障害児保育事業につきましては、5カ園実施をしております。

地域子育て支援事業、子育て支援センターを運営しているところが、7カ所。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

これに関しては、以上です。

次の148ページをお願いいたします。すいません。

中川原豊志委員長

私のほうから、関連でよかですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

146ページ、先ほどの施設型給付のところでもございましたけれども、決算関係の資料で施設型給付費、この不用額7,567万4,740円、これが施設型給付費の不用額というふうに出とったんですけれども、何でこんな不用額が出るのかっていうのと、この不用額というのは、今後どうなるのかっていうのをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この不用額につきましては、不用額調書の中にも、主な理由というのを書いておりましたけれども、理由は、国による施設型等給付費の制度決定がおくれたためでございます。

まず、この不用額7,500万円の中の内訳を申し上げます。

この不用額は施設型給付費の不用額、これが6,700万円。

それから、特別保育事業補助金の不用額が800万円でございます。

それで、なぜこのように大きな金額が不用額として上がってきたのかという理由についてでございますが、まず、施設型等給付費につきましては、この積算基礎がございます。

まず、子供1人当たりの教育、それから保育に通常要する費用、これをもとに算定をするようになっております。

これを公定価格と言いますが、この公定価格の中身が、まず基本単価、基本分ですね、それから処遇改善、それからもう1つ、いろんな、そこで実施する事業に対して、ある

いは、いろんな職員の配置等に対して、加算分がつきます。

この3つの合計金額に児童数を掛けたものが、その保育所の施設型等給付費になります。

こういった計算でするんですけれども、平成27年度に新制度がスタートいたしまして、国のほうも大まかなことまでは、ぎりぎりで決定をしていたんですけれども、もう新制度がスタートしてから、いろんな細かいところを決定をするような、走りながら決定をするような形でしたので、まず基本単価についてはわかっておりましたけれども、処遇改善分については、まず全くわからない状態、金額等もわからない状態。

それから、加算分、例えば、事務職員を専任で置いているかとか、あるいは主任保育士を専任で置いているかとか、そういったことに対して、いろんな項目について加算がつくようになっておりますけれども、この加算を認めてもらうためには、いろんな要件を満たしていなければなりません。その要件の詳細が、まずわかっておりませんでした。

この辺が、少しずつ国から発表されたところがございますけれども、まず、12月補正の段階ではわかりませんでしたので、大体の概算というところで補正を一旦したところがございます。足りないというふうなことがないように、上限額に近いところで補正をしたところがございます。

それから、もう1点は、平成27年度の人事院勧告によりまして、公定価格の中に1.9%の積み増しをしますということが12月の段階で国のほうから方針として示されましたので、これについて、3月の補正で1.9%の積み増し分をまた補正をお願いして、つけていただいたところでございます。

結果的には、最終的に先ほどの処遇改善の部分とか、加算の要件とか、その辺がはっきりわかったのが、平成28年2月でしたので、3月の補正で減額をするということは間に合いませんので、それから、この1.9%の積み増しについても、方針としては1.9%ということで国のほうから発表されたところがございますが、結果的に決定した積み増し額は、保育所で1.29%、幼稚園で1.49%と、1.9%よりも低いパーセントで確定をいたしましたので、3月で補正を組んでいた部分についても、残額が出てしまったところがございます。

これを合わせて、6,700万円の残が出た理由でございます。

それから、もう1点、特別保育事業の補助金につきましては、これは延長保育事業とか、一時預かり事業とか、こういったものに対する利用の対象児童が見込みを下回ったために合わせて800万円程度の不用額が出たということでございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

何か、説明を聞いていますと、要は施設型給付に移行に当たって、市のほうで独自に規定

に基づいて予算組みをしたんだけど、話の中では、処遇改善が思ったよりも少なかったから減っちゃったというふうに聞こえんでもないんですが。

処遇改善をしなくちゃいけないっていうふうなところにおいて、処遇が十分できなかったのかなというふうに聞こえちゃうんですけども、そういうことじゃないのかなと。

ただ、そこが、例えば今後、多分この不用額については繰り越しというふうな形になろうかなと思うんですが、決算上ですね。

ただ、それが今後また、施設型給付費等に組み込むことができるかどうか。完全に一般財源の中に繰り越しとして入るのか、その辺のところの確認をもう一度させてください。

詫間 聡健康福祉みらい部長

今回の施設型給付金の不用額7,567万4,000円、これは一般財源のほうに入ってます。繰越金ということで、9月の補正、平成28年9月の補正予算額に入ってる繰越金の中に含まれてくる形になりますので、あくまで一般財源という取り扱いになってまいります。

以上です。

中川原豊志委員長

せっかく処遇改善をしましょうというときに、そっち入れてから、これをまた出すのは難しいかもしれませんが、先ほど樋口議員が言いましたように、平成29年度以降、ぜひ処遇改善に取り組んでいただく中で、対策を考えていただきたいなというふうに思います。

一応、私のほうからは以上です。

樋口伸一郎委員

すいません、続きで。

一般財源のほう、少し割合減らしてでも独自の何かできないかなっていうふうに思いながら聞いておりました。

同じ項目なんですけど、先ほど御説明いただいた中で、公定価格というのが出てきて、確かに平成27年度は不明確な部分があって、概算でしか出せない部分があったと思うんですけど、その中で、できるだけ上のほうの数値で概算をしていたためっていうのはあったんですけど、大体、その6,700万円の合計額に対して、本来もらうべきだったところの箇所数が10カ園ぐらいになるんですかね、施設型給付費っていうのは。

その1カ園当たりのもらう額が減った積み上げが6,700万円っていう、簡単な考え方だと間違っていますか。ちょっと確認です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

もらえるはずのものがもらえなかったというのは、ちょっと語弊がございますが、先ほどの処遇改善につきましては、国のほうも、かなりこの施設型給付費等のほうに、公定価格の

中に大きく盛り込むように、今してきているところですので、これはかなり、先ほども1カ園にしてみれば1,000万円ぐらいの増収になっているということを申し上げましたが、この中のかかなりの処遇改善分が盛り込まれているわけでございます。

もう1つ、各種の加算分というのがございまして、そこそこの保育園がいろんな職員の配置であったりとか、いろんな事業をしたりとか、そういったものをすれば、加算分がそこにまたついてくるわけですが、この加算分の積算基礎というか、これを左右するのが処遇改善費なんですよ。

ですから、どちらかというと、もらえるはずのものがというよりも、処遇改善の部分ではなくて、加算分が認められたか認められなかったか。その辺が係わってきているわけですが。

一つのことを認めてもらうのに要件が幾つもある、クリアすべき要件がございまして、そこを全部加算が認められるという形で概算で計算していたけれども、実際、いろんなことが決定したら、該当しないものがあったり、減額になったり、そういったものがあったということでございます。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

先ほど説明いただいた中で、施設型給付費等では1,000万円程度、10パーセントぐらい増加しているということだったので、これがもらえるはずだった分をもらえなかったという認識はしておりませんで、むしろこれを全部配っちゃったら多過ぎだというふうになると思うんですよ。

ただ、さっき言われていた加算措置の部分に関しては、さまざまな加算措置をされた場合でも、それは配給できるようにしていたということで組んでた分を、実際の分は、全ての加算措置をされなかった分が積み上がってきているというふうな認識をしましたので、こちらに関してはこれで終わります、すいません。

主要概要説明書の、飛び飛びになりますけど、同じ関連です。

35ページですけど、先ほどちょっと、数のことで触れたんですが、そのままこの35ページを使いまして、合計の事業内容、2番の中の一番下の合計の中に、合計、一番下の延べ人数の一番右下の角が2万1,296名という数が出てますけど、この上に、市外の保育所への委託676名というふうに書いてあるんですけど、これ、どうやって市外の状況を把握されているのかと、委託内容というのか、詳細を教えてください。まず、そこから入ります。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この市外の保育所への委託というのは、鳥栖市に住まれている方のお子さんで、例えば、

みやき町の保育所に在園されている保護者の方の勤務の都合であったりとか、どうしても市内の保育所で入れなかったとか、いろんな理由で市外の保育所に委託をしているものでございます。

したがいまして、運営費の負担については、在住している自治体が負担をすることになりますので。

樋口伸一郎委員

そうしたら、希望者っていうか、どうなるんでしょうね。これ例えば、御勤務の都合上、市外に通いたいですっていう場合があったら、そうした方には市外の保育園を御案内しているっていう状況なんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、例えば、みやき町の何々という保育園に入りたいという申請がうちのほうに出てまいりますので、うちのほうからみやき町のほうに、受け入れができるでしょうかということと問い合わせをいたしまして、受け入れができるということであれば、そこでうちのほうは入所決定をいたします。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

市外も対応可能ということで、認識ばさせてもろうたです。

そして、この件なんですけど、平成27年の決算時点でいいんですけど、今この受け入れ状況としては人数、書いてあるんですけど、この数字が出ている中で、逆に今度、この中で待機児童数、平成27年度の決算時点での待機児童数と、潜在的保育ニーズを含む待機児童数を教えていただきたいんですけども。逆ですね、市内の状況ですけど。

中川原豊志委員長

平成27年度末、もしくは平成28年度当初でもよかですか。（「最新でいいです」と呼ぶ者あり）最新ということで、わかる範囲で。（「決算時点で把握できなければ、最新で。何年何月時点ということでよかです」と呼ぶ者あり）わかる範囲で。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

8月15日時点の数字でございますけれども、入所待ち児童数が226名、それから、いわゆる待機児童が7名です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたこれ、8月って言ったのは、平成28年ですね。

ということは、平成29年度の新規保育園及び認定こども園ができたなら、この226名、潜在的

保育ニーズを含む待機児童226名が解消されるっていう考え方になるんでしょうか。いかがでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

年齢とかにもよりますので、そのまんま100%解消するというわけにはいかないかもしれませんが、かなり解消がされるのではないかと考えております。

樋口伸一郎委員

すいません、もう1個関連なんですけど、これ、平成27年の決算出るまでは、たしか潜在的な部分は500名強の数字もちらほら出てきてたんですけど、その分の約半分の数字が既に減っている、決算時に減っているのは、無認可が認可になったとか、そうしたところでしょうか。御説明をお願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今申し上げた入所待ち児童数とか待機児童数は、実際に申し込みをされていて、保育園のほうに入所ができない方々の数字でございます。

潜在的待機児童というのは、申し込みはしていないけれども、もし保育園に入れるのならば、自分は仕事をしに行きたくて預けたいと、そういった要望のある方を含めて、潜在的待機児童数として500名を上げていたところでございます。

樋口伸一郎委員

すいません、じゃあ入所待ち児童が226人ということで、実際、その記入されていない方っていうか、そうした方はまだ500名ぐらいおられるということで認識しとっていいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

総合計画のときにもちょっと御説明をしたんですけど、この500名という数字は、子ども・子育て支援事業計画をつくるときに、国のほうが算式をつくって行って、それに当てはめた形で計算して出した数字でございますので、保育園に入れるなら仕事に行きたいという方の実際のアンケートなり調査なりで、つかんだ数字ではございません。

樋口伸一郎委員

でも、そのやりとりをしてきた中では、その五百数十名っていう数がいかなる手法でか出されていた数字なので、それに基づいてやりとりをしてきたんですけど、だったら、もともともう226人の待機入所待ち児童だけをあらわしていたほうが、えらい複雑じゃないですか、待機児童は7人なんですけど、入所待ちになると226人になって、国のあれこれになると500名という数は実質去年出てきていた数ではあるんで。

何かその辺、ちょっと取りまとめてわかりやすくして、実際、何ぼの数字を改善していくべきで今動いてるのかっていうところは、ちょっと具体的にこの決算の数と照らし合わせな

がら、今後見ていかないかなかなと思うんですけど、そのあたり、いいですか。

もう五百数十名という数字は忘れてもいい数字になるんでしょうか。ちょっと極端ですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

全く何の根拠もなくそういった計算式等がつくられているわけではなく、いろんな調査に基づいての計算式ですので、全く、もう事実とは異なる数字だとは思ってはおりませんけれども、今の段階では、少なくとも実際の申し込みをされている方が230名ぐらいいらっしゃるわけですので、申し込みをされても入れない方々でございますので、新規の保育園に関しては、その解消のために有効なものだと考えております。

もちろん、これから先のことについては、そういった入所の状況等も見ながら、また、申し込みの上限を見ながら考えていくべきことと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この226名に対して改善できる分だけやろうということで、今後、進んでいくというふうに認識しますが、その国の計算式じゃないですけど、それで出た数字も、もし預けられる環境があれば働けるっていう意味合いでは、働ける方がふえて、税収もちょっとずつふえてくるとかなって、くるかもしれないんで、やっぱ、去年まで使ってた五百数十名っていうのも含めながら、今後やっていってもらいたいと思っております。また改めて質問させていただきます。

それで、次のページをお願いいたします。次にいきます。37ページです、主要施策の説明書ですね。37ページで、148ページなんですけど、備考欄の子育て世帯、臨時特例給付金給付事業なんですけど、これは先ほど副議長からも御質問あったかと思うんですけど、支給対象者と決定者の支給率95.07%で、もらえていない方の理由を教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この支給対象者につきましては、6月の児童手当を受給される方というのが対象者となりますので、その人数でございます。

支給決定者につきましては、こちらのほうから対象者全員の方に通知を差し上げて、申請をしてくださいということで御案内の通知をした結果、申請をされてきた方々が1万1,310人いらっしゃると、それで、支給決定をしたということでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。

じゃあ、ほぼ必要とされる方には配布ができていうことで理解をさせていただき

ます。

決算書の最後です。決算書の209ページ、210ページでお願いします。目の4 幼稚園費です。備考欄の幼稚園就園奨励費補助金ですけど、これ、1,124人が対象となられたっていうことだったんですけど、支給率っていうか、大体必要とされる方に対しての支給率っていうのが、まず1点知りたいのと、ここの補助金は、ここ数年で今回の決算を受けてどういうふうに推移してきたかっていうのを御説明いただきたいです。

2点、お尋ねいたします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ちょっと、支給率というと、今数字を持ち合わせておりません。

おっしゃっているのは、恐らく、幼稚園に在籍する園児数に対して、どれだけの園児が補助の対象となったかということでございますけれども、今ちょっと、その詳しいデータを持ち合わせておりません。

それで、この何年間かの推移ということでございますが、前年度と今年度の数字は持ち合わせておりますので申し上げますと、前年度は対象等となった園児数が1,336人で行いました。

今年度は1,124人で行いますので、若干減っているという形になります。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは、また担当課のほうに直接お聞きすれば、教えていただけますよね。もうちょっと前からの推移とかもわかるってことでよろしいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

詳しいデータは担当課のほうで持っておりますので、御報告できると思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

この支給率って、ちょっと質問の仕方が悪かったんですけど、そちらと合わせてまた改めてお尋ねしますので、そのときはよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

成富牧男委員

主要施策の成果の説明書、35ページですね。

公立保育園の定数割れ、保育士の、一般質問をしたので重複しないように、私が今から考える、いろいろ質問する——きょうは質問しません、質問するに当たっての、ちょっと確認

をしたいんですが。

小鳩園で、例えば定員130人ってあるやないですか。それと、ありますよね、いづみ園225人、合わせて515人か。

これ、いろいろ言われましたけど、私が確認したいのは、小鳩園が、これ、建ったときの定員ですか、定数ですか。

もしそうだとすれば、そのとき想定していた、例えば0歳、1歳、2歳、そこら辺の、当初分けてあった部屋があると思うんですよね。それは、わかるんでしょう。

だから、何かに基づいてこの定数、定員があるわけでしょうから、そもそもはどうだったのかちゅう質問。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、この経緯についてでございますけれども、各保育園が建ったときの定員からすると、随分ふえております。

それで、だんだん保育園を希望される方がふえてきたのでだと思いますが、どの保育園も――下野園は別でございますが、ほかの保育園も増築を行っておりまして、定員をふやしております。

最初のころは0歳児は預かっておりませんでしたので、一番最初のころは、0歳児以外の保育室を前提に部屋割りをされていたと思います。

成富牧男委員

今のお答えでいいんですが、要はこの定員130人とか、110人とか、50人とか、225人ってあるのは、恐らく施設を分けて何平米以上とかありますね、最低基準。

そういうのに基づいてできていたと思うんですが、そのとき、それが根拠になっていると思うんですけどね、定員。それはまずそれでいいんですよ。

そうなった場合、今のお話ですと、どの時点でもいいです、0歳児以外で想定し、施設をつくってましたならそれでもいいんですけど、この130人の根拠、そのときには、0歳児を、0歳児はなかったのかな、0歳児はあったのかな、要は、1歳児、2歳児を何名、3歳児、4歳児以上を何名、3歳児何名、4歳児、5歳児を何名とか、要はこの130人を積み上げる根拠があったと思うんですよ。それをそれぞれ知りたいんですけど、今わかりませんか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今、資料、持ち合わせておりません。「厚生労働省の基準も変わったやろう、どっちみち」と呼ぶ者あり）（「いや、変わっとうらうばってん、変わっとうけん、建築当初でよかつちゃん。」と呼ぶ者あり）（「建築当初からは違うけん」と呼ぶ者あり）（「(だけん、それも言いよんしゃっけん」と呼ぶ者あり)

成富牧男委員

それぞれそこに書いてある4園の定員数の根拠といえますか、もともとのそういうふう
定員を設定したときの部屋割ちゅうかな、年齢ごとの。

それはぜひ、きょうじゃなくていい、出せるなら、ぜひこの決算委員会の中で出してもら
いたいと思います。

そうしないと、この問題は、やっぱり普通の市民の人が聞いたら定員割れしとると、100
人割れとると。

それが保育士さんを擁すればいいんだというけど、なら何人保育士を確保したらこれが解
消するのちゅうと、0歳、1歳、2歳とか、確かにそうですね、何歳が入ってくるか
によって違うというふうにいつも言われますけど。

例えばこれ、小人数級して考えますと、教育委員会の、あそこは1名でもオーバーした
ら、学級数をふやさないかんようになるとですよ。

せいけん、本来はちょこちょこせないかんから、なるべく受け入れんと思っ
たら、そうは問屋が卸さんのでしょうか。その理屈上ですたいね、理屈上は施設を扱わに
ゃいかんのかなと思うんです。

ちょっと、そこんところを整理したいんで、今言った、自分自身で整理したいので、そも
そのこの定例の根拠となる部屋割りちゅうか、年齢とその部屋割りと保育士さんの数、
そういうのを、ぜひお願いします。すぐ出らんなら、もう出らんち言ってもらっていいで
す。

中川原豊志委員長

資料ですか。（「資料、資料」と呼ぶ者あり）

決算において、やっぱり必要ですか。（「いらん、そげんとは。そげんともろうたって、0
歳児の余計おったら、それなりの部屋に」と呼ぶ者あり）（「いや、だから、そうしたらね」）

ちょっと、休憩します。

午後4時39分休憩

oo

午後4時44分開議

中川原豊志委員長

再開します。

今、成富議員のほうから、公立保育所の4園について、定員と、定員の根拠となる資料の提出をということでございますので、委員会最終日まで間に合いましたら、御提出のほうをよろしくお願ひしたいということをお願いしておきます。

ほか、質疑ございますか。

成富牧男委員

その前の34ページの子どもの医療費助成ですね。

これの、今、県のほうが現物給付について前向きに、手が挙げれば、それはいいよっていうふうになってるというふうに認識してますけど、その今の進捗状況っていうか、見通しつちゅうか、それについてお尋ねします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

県のほうがリーダーシップをとって、県の医師会と調整をいたしまして、その辺はもうほぼ調整がついたということで、県もメディア発表したわけでございますけれども、県内の20市町意向調査によると、もう全ての市町が現物給付のほうに向って検討を始めているということでございます。

あと、事務的なところとか、そのシステム改修等が必要になってくるのかとか、必要であれば、どういったものが必要かとか。

その辺の状況を十分、今、検討をしながら、わからないところは、また部会的に集まって話をしている状況でございますので、もし鳥栖市のほうが現物給付のほうに行くということであれば、例えば条例改正等が必要となりますので、12月の議会までには4月からするのか、それとももう少し延期になるのか、その辺は決めておかなければならないと考えているところでございます。

成富牧男委員

行くとするばと言われましたけど、行きたいのでっていうことと理解しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ありますか。

柴藤泰輔委員

1点だけ、済みません。142ページになりますが、児童扶養手当の件で、細かい人数とか、金額とかはこれに書いてあるんですけど、これ相談を窓口でされてあるんですか。すみません。相談窓口で受けてあるんですか。カウンターのところ。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ひとり親の方の場合の相談窓口は、もちろんこども育成課の窓口でも、お尋ねになられれば対応いたしますけれども、母子自立相談員というのが奥のほうにありますので、そちらのほうに御案内をして、相談を受けることもございます。

柴藤泰輔委員

それは、もう完全な個室で受けることができるということですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

奥に相談室がございますので、そちらのほうで受けることが可能でございます。

柴藤泰輔委員

結構、デリケートなことも聞かれるから、ある別の場所に行ったとき、かなりカウンター越しに並んでいる中でいろいろ聞かれとって、かなり本人さんが嫌だったと思うんで、そういうことがないようにお願いしておきます。

それで、もう1点。

146ページの節18の備品購入費で、AED4カ園に、これ購入ということなんですけど、まず、1つ当たりの単価を教えてください。

田中大介こども育成課子育て支援係長

4台で73万4,400円でございますので、1台当たり18万3,600円でございます。

柴藤泰輔委員

これ、耐用年数は何年になっていきますか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

5年だったと記憶しております。

柴藤泰輔委員

これ、メンテとかはどうされていますか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

遠隔での監視と、機器自体のセルフメンテナンス、セルフチェックがございますので、バッテリーとパッドの交換時期到来前には把握できるようになっております。

柴藤泰輔委員

例えば、そういう毎月の本当はメンテが理想的なんでしょうけど、緊急の際に使えなかったとかそういうのは、これあったと聞いたもので、保育園でそういうことがないように、しっかりしたメンテをお願いいたします。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

では、引き続きですけれども、そのあとの147ページ、生活保護費関係から、国民年金事務取扱費、災害救助費までの、151ページの上段のところまでのところで質疑がございましたら、お受けしたいと思います。

衛生費は、のけさせていただこうかと思っています。（「生活保護費だけになる」と呼ぶ者あり）生活保護だけ。

失礼しました、生活保護費のみですね。生活保護費、147ページの生活保護費の、「こい、5時まで」と呼ぶ者あり）150ページの下、生活保護費のみですね。

国松敏昭委員

質問します。

生活保護費の決算認定資料、よろしいですか。

8ページ、生活保護の推移ということで、ここに資料として提出されておりますが、ある面では、年度ごとに、平成23年を基準に考えると、平成24年、平成25年がマイナス14所帯、平成26年が12所帯、平成27年が14所帯、ずっと下がってきていますですね。

人口はふえているのに、その要因というか。

例えば、雇用がこれだけ大きくなってきているから、そういうことで仕事につく人がふえたのか。

その辺の、根拠というか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

鳥栖市の生活保護については、平成19年のリーマンショック後、世界的な不況により、平成23年度末で景気の関係とかで、あと雇用、有効求人倍率とかの雇用情勢というのが、生活保護等の関係に密接に関連しておりまして、その当時でやはり最悪の保護率、7.32パーミル——パーセントでいえば0.732%なんですけれども、過去最高を記録したような状況になっております。

それで、それから緩やかな景気回復のほうには向かっているんですけども、平成24年8月に、ハローワーク鳥栖と市の一体的実施ということで、ジョブナビ鳥栖ということで、分室を庁内に開設しております。

そこで、専門のナビゲーター、就労のナビゲーター等を配置して、生活保護に至る前の、生活保護の相談者、保護受給者への就労支援を、保護の福祉事務所の、社会福祉課の窓口からそちらのジョブナビ鳥栖のほうに、もうワンストップで相談にこられた方を案内できると

いう環境が整っております。

そうした施策をとったことで、景気回復による有効求人倍率の上昇を背景に、平成27年度末では、そこに示してますように、保護率は5.33パーミルまで減少しております。

保護率の減少の要因としては、やはりこういった雇用関係が、鳥栖市のほうは恵まれておりまして、実際、最も高かった、平成23年度では、鳥栖管内の有効求人倍率は0.63倍、県内で0.64倍というような状況で、また全国でも0.68倍と、1にいかないような状況が続いておりますけれども、こういったときは、やはり仕事がないという理由で、生活保護受給者が増加しております。

しかし、景気の回復とともに、有効求人倍率については、平成27年度末で1.21まで上昇しております。それで、うち45歳以上の中高年の有効求人倍率についても1.01ということで、1を超えている状況になっています。

こういった働ける年齢層の雇用関係がよくなったということで、またそれとあわせて、特に仕事をなかなか得にくい方についても、そういった窓口、福祉の窓口にこられたような方についても、そういったジョブナビのほうに案内して、そういったことで、減少のほうに移行しているような形になっております。

国松敏昭委員

ちょっと、うがったじゃなかばってん、基準がね、相談件数も減っているけど、本来は受給の線が厳しくなったのかなという、ちょっとわからんから、その辺の基準は変わっていないのか、今までどおりなのか。

今、様子は確かにそうだと私も認識して、冒頭にそういうことも、踏まえて質問したわけですけど。その辺はどんなふうですか。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

面接相談等の、そういった保護の基準とか、そういったものについては、変更はあっておりません。

確かに、相談の数は減っておりますけれども、昨年4月から生活困窮者の自立支援法ということで、そういった困窮者への相談の窓口ということで始めております。

その分が、主要施策成果の38ページのほうにありますけれども、そちらのほうに、平成27年から始まった生活困窮者の自立支援制度の分の実績がございまして、延べの相談で、生活保護の相談とは別に297件ということで、相談は広く受け付けておりまして、そういった中で、ほかの社会制度等で利用できるような情報提供とか、関係機関との連携支援を図るとともに、実際、就労支援として、対象者31名に対して19名の就職、あと、住居を失いそうな方については、新規で12名、継続で5名という形で、そういった就労支援と家賃の給付も含

めた支援を行っています。

国松敏昭委員

ありがとうございました。

成富牧男委員

相談件数、①生活保護のところの、これは、ずっと減って行って、申請する率については、基本的に上がってきよるという感じやけど。

これ、書類の分だけですか。それとも何か、口頭で相談とか。この相談件数は、どういう基準で相談件数に上げてあるのか。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

相談件数の分については、福祉事務所の窓口に来られた方で、生活保護についての相談、または説明を受けたいと言われた方についての相談件数になっております。

成富牧男委員

だから、逆に言うと、そういうふうに来られた方は、要は口頭も含めてカウントされた数だっというふうに理解していいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

ちょっと、休憩します。

午後 4 時58分休憩



午後 4 時59分開議

中川原豊志委員長

再開します。

お諮りいたします。本日の日程はまだ終了しておりませんが、本日の委員会はこの程度にとどめ、残余につきましては、月曜日に続行したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、残余につきましては、月曜日に続行することに決しました。



中川原豊志委員長

以上で、本日の委員会を散会します。

午後 4 時59分散会

平成28年10月 3 日 (月)

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 西依 義規

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 林 康司

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課担当係長 時田 丈司

市 民 環 境 部 長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市 民 課 長	徳淵 悦子
市 民 課 整 備 係 長	原 隆士
市 民 課 市 民 係 長	大石 昌平
国 保 年 金 課 長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課長補佐兼健康保険係主査	小柳 桂子
国 保 年 金 課 年 金 保 険 係 長	山内 一哲
税 務 課 長	青木 博美
税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長	佐々木利博
税 務 課 管 理 収 納 係 長	豊増 裕規
税 務 課 市 民 税 係 長	槇 浩喜
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環 境 対 策 課 担 当 係 長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

市民環境部関係議案審査

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

30日に引き続き、健康福祉みらい部関係の審査を行います。

本日は、決算関係資料の151ページ、保健衛生費関連の質疑から進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、質疑をされる方はお願いいたします。

国松敏昭委員

2点ほど。

おはようございます。

お尋ねをしたいと思います。まず1点目でございますが、156ページ。アスベスト健康調査委託金ということで、金額は95万8,560円。金額的に多い、少ない、わかりませんが、以前、私もこのアスベストの健康というか、認定のことで、御相談を受けたケースがありまして、この推移、どのような推移になってきているのか。

また、委託されているということは、当然、病院等があると思いますが、具体的な今の取り組みを教えてくださいたいと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

アスベストの健康診断につきましては、平成18年度から国の委託を受けまして、うちのほうで健康リスク調査っていうのをやっております。

その1期が平成18年から平成21年、2期が平成22年から平成26年、それで、平成27年度からは試行調査という形で国の委託を受けて実施をいたしております。

まず、1期と2期の調査につきましては、一般環境経由による石綿曝露、つまり、石綿関連工場が基里のほうにございましたので、その周辺に住んである方のうちで石綿を吸ったかもしれない、吸ったようだと思われる方の中で、健康被害が考えられる方を対象にX線の検査とCTの検査を行っております。

当初は300人以上の受診者がございまして、その中には全く石綿の所見がない方、精密検査の必要な方っていうのがいらっしゃいまして、精密検査の必要な方は、大体5%から6%、受診者のうちの5%から6%いらっしゃいました。

それで、石綿関連の病気に関しましては、一番ひどいのが中皮腫っていうがんなんですけれども、今まで受けられた方の中では中皮腫の疑いの方が1名出られております。その疑いっていうのは、確定診断のためには精密検査をしなくちゃいけないんですけれども、御高齢

のために、その検査はちょっと拒否なさいまして、診断がつかないまま、中皮腫疑いという状況でございます。

平成27年度からは、国が一定の、今まで知見が得られたことから、今やっております肺がん検診との連携方法でございますとか、対象者、検査頻度、事業に要する費用などを検討する調査に切りかえまして、平成27年度からは、平成26年度までの調査の中で、所見があった方、石綿に関する所見があった方のみを対象とするようにということでございましたので、一応、うちのほうの今までの検査の中では、所見があられた方が平成27年度対象者、89名いらっしゃいました。

そのうち、受けられた方が26名で、健康管理手帳をもらわれた方が4名、この方はもう対象から外れてしまうんですけど、それと、亡くなった方が1名いらっしゃいました。

それと、うちのほうの調査ではなくて、肺がん検診のほうを受けられたりとか、結核の検診を受けられたりとか、あともう病院で、自分がかかりつけの医療機関で受けられた方がございましたので、平成27年度の対象者のうち、56.2%の方は何らかの形で受診をされているという状況でございます。

以上です。

国松敏昭委員

詳しく状況報告も兼ねていただきまして、ありがとうございました。

それで、この委託、アスベスト健康診断の業務委託料ちゅうのは、これは、お医者さんへの委託料ですか。ちょっと中身をもう少し、ちょっと特化して教えてほしいんですが。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

委託料の中には、病院でX線検査等、CT検査を行っていただいておりますので、その委託医療機関が平成27年度は3カ所ございました。

久留米大学病院と弥生が丘鹿毛病院、それから、今村病院というところで、こちらのほうでレントゲンCT検査を受けていただいた分の委託料が95万8,560円、それから、このCTとX線をデータ化して国のほうに報告を上げなくてははいけませんので、それをデータベース化する委託料が13万4,784円になっております。

以上です。

国松敏昭委員

いろいろお話すると長くなりますので言いませんが、なかなか認定が厳しい方もおられて、随分困ってある方もまだ現実にいるわけございまして、やはりもちろん、専門の市内の病院もあるとは思いますが、それ以上に、もうちょっと、本当の専門医というのも、何らかの形で、きちっと判定っていうか、検査されるような、そういう流れにならないかなという

のを常に思っているんです。それはまた個別、もしくは違う形でお聞きしたいと思いますが。

いずれにしても、これ、まだまだ表面に出ていない人たちの状況もあるということは認識されていると思うんで、それも加えて、しっかり予算獲得をしながら、よりの確なる対応をしていただきたいということも申し述べまして、終わりたいと思います。

次は240ページでございます。

定住促進は、こっちの担当やなかつかな。違う。違うね。最近、区割りが変わってるから、すいません。

この件は結構です。

樋口伸一郎委員

おはようございます。

2点、お尋ねをいたします。

決算書の、まずは154ページ。あわせて、主要施策の成果説明書の49ページをお願いいたします。すいません、40ページです。

1点目なんですけど、この上限額10万円の助成っていうのはわかるんですけど、大体いろんな種類によってかかってくる金額が違うと思うんですけど、大体幾らぐらいに対しての上限額10万円なのかっていうのを。一概には言えないでしょうけど、ちょっと例があれば、お示しいただければと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

御存じのとおり、不妊治療にはいろいろな治療がございまして、一応、助成している治療の内容としては、そこに書いております顕微授精、体外受精、人工授精を対象にしているんですけども、うちのほうに申請された方で、一番低額の方は5万円から6万円から、高額な方は、やはり75万円とかですね。そういう領収書を持って見えています。

一応、県のほうからも助成金が出ておりますので、県のほうにも申請をされ、そのあと、うちのほうにも申請をされているという状況になっておりまして、うちのほうが一応、上限を10万円としておりますけれども、助成の平均額といたしましては、9万327円になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ちなみにこれ、県の上限とかあれば教えていただきたいんですけど。おわかりですか、県はどれぐらいですか。

白山淳子健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長

県の上限額でございますが、県も年度内に3回と回数が決まっておりますが、25万円から

35万円の上限額になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ大体30万円、高額で半額手前ぐらいの助成があるということで理解しました。

それで、これ、平成26年、一番下のほうに実績として平成26年度、平成27年度、助成人数だけ見れば42人から58人ということなんですけど、これ、もうちょっと前からの推移でいくと、上がってはきているんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

この不妊治療助成事業が平成26年度からの事業でございまして、平成26年度からの数字になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

効果のところの子育てしやすい環境をつくったってあるんですけど、実際、子育てしやすい環境につながった部分っていうのは、この数値からどういうふうに認識をされてあるかっていうところを聞きたいんですけれども。しやすい環境の部分についてですけど、お願いいたします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

不妊治療につきましては、先ほど申し上げましたように、とても高額な治療費がかかって、もうちょっと治療を続けたいけれども、もうお金が続かないとか、よく言われるのが、お金の切れ目が治療の切れ目って言われることもございますので、その中で、少しでも、こういうふうに費用を助成することによって、治療を継続していただくとか、治療を始めようと思っただけに、助成人数もふえておりますので、それにつながっていると思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

実際、減ってはいないので、グラフを書けば、右肩に少し上がってるということで数字が出ているんですけど、あと出生数を伸ばすというか、現状、少なくとも現状維持に保つていうのは、創生総合戦略の中でもあったとおり、子育てしやすい環境というのは明文化されていますので、ここの部分に関しては、鳥栖市がその部分、力を入れていくのであれば、この決算を見て、この昇り率とかを見ながら、来年度以降、取り組んでいって、ここは減らないように最低していかないといけないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の質問に移ります。

成果の説明書を41ページ、開いたまま、決算書のほうでは156ページの下から3段目――備考欄のですね、予防接種委託料、定期予防接種事業ですね事業名は。こっちの成果の説明書のほうでお尋ねをさせていただきます。

これも、3番目の効果のところなんですけど、これ、三種混合等含め、過去3年間ぐらいで激減している、減っているところがあると思うんですけど、その経緯を御答弁いただければっていうのとあわせて、これ全体数でいけば、何か平成25年、平成26年、平成27年、減っているように感じるんですけど、その辺の御見解をお願いいたします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

まず、効果についてでございますけれども、ここに書いてあるそれぞれの疾病が発生したっていう統計が、なかなか全部は上がってきませんで、今、ちょっとわかっているのは、平成26年度から始まりました水痘、水ぼうそうの予防接種でございますけれども、これが平成25年までと比べて、やっぱりかかっている人数が激減したという統計は、もう半分以下、前年度の半分以下にはなっておりますので、やはり、これは予防接種の効果があったと考えております。

予防接種人数が減っているっていうことだったと思うんですけども、ちょっと三種混合の予防接種と不活化ポリオの予防接種につきましては、この2つの予防接種を合わせた四種混合っていうワクチンが出ておりまして、三種混合と不活化ポリオにつきましては、もう今後、製造がないということで、4種混合のほうに移行していくということで減っております。

それから、2期ジフテリア等につきましては、一応、小学校6年生ぐらいが対象になっておりますので、その年の児童の数によって、ちょっと増減がございます。

あとの予防接種につきましては、今、少しずつ出生数が減ってきておりますので、下のほうの予防接種は、生後2カ月から始めるんですけども、そもそもの対象者がちょっと減ってきているっていうことで、接種者数も少なくなっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

出生数については、先ほどの部分とか合わせながら取り組んでいくことで、何とか減る率を減らしていけばっていうところなんですけど、全体的に効果があらわれて、接種を打つ必要がある方が減ってきているっていうことであれば、効果が出ているということで認識をさせていただきます。

これ、三種混合が四種混合に将来移行した場合とかは、もうそれなりに予防もできて、移行もできている部分っていうのは、金額とかも効率のよい運営ができるし、減ってくるということで理解しとってよろしいですね。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

終わります。

成富牧男委員

151ページ、152ページの保健衛生総務費の給料のところの説明で、15名プラス5名の計20名とかあったと思いますけど、そこんところ、もう一度、済みませんが。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課が15名、それと、国保年金課が5名分の人件費になっております。

成富牧男委員

その中の保健師さんっていうのは、どうなっていますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課に11名おります。

成富牧男委員

それで、ここでその他、いわゆる嘱託の方は幾ら、予算上はここではないというのはわかりますけど、何名いらっしゃるんですか、このほかに。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

嘱託は、管理栄養士が1名と（「保健師」と呼ぶ者あり）保健師はおりません。

成富牧男委員

私は、なるべく話が戻らんように聞きたいんですが、これは部長のほうにお尋ねしたいんですが、健康福祉みらい部の中で、11名の正規の保健師さん、これは全部——間違っていたら訂正してください、保健センターにいらっしゃるかと。

一方で、高齢障害、こちらのところには、保健師さんが、いわゆる業務としての保健師の仕事に携わっている人は1人もいないということになるんですか。

もしそうであれば、それ何か、私、物すごく、ある意味偏っているっちゃうか、健康増進のほうに、物すごく重点的にしてあるなって言い方もできるんでしょうけど、だけどゼロはないよなっていうのが、ずっとあるんですね。

そこんところは、何か方針めいたのがあるんでしょうか、鳥栖市に。

詫間 聡健康福祉みらい部長

ただいまの成富委員の質問でございます。

保健師の配置については、先ほど坂井課長のほうが答弁しましたとおり、健康増進課に配

置をされております。

そういった中で、社会福祉課の配置についてという御質問だと思いますけれども、平成26年まで、保健師を配置した経緯等もございます。しかしながら、社会福祉課における業務に対しまして、障害福祉係等での配置だというふうに私の記憶ではあっております。

そういった中で、一般的な事務増加関係と、あと専門職の関係等ございましたけれども、平成27年度からは、健康増進課のほうのみという配置にいたしております。

そういった意味を含めまして、社会福祉課での配置をした経緯等を踏まえまして、今後の事務、職務に対する置き方を考えながら、事務的な職務等が多いということでの配置を現在行っているのではないかという私の認識ではございます。

そういった中で、専門的な職務の関係については、健康福祉みらい部全体的な捉え方で今後は対応していけるものというふうに認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

なんか、今のお答えではよくわからなかったんですけど、もう少し、もちろん健康増進は、別に子供だけにやっておられるわけじゃないっちゃうのはわかります。

わかりますけれども、きょうの新聞報道にもありましたけど、やっぱり包括なんかの仕事が、もっともっと国としてはふやしたいということ、そういう中で、やっぱり保健師さんていうのは、いないっちゃうのはあんまりじゃないかっていうのをちょっと思いましたので。

これは以上です。

もう1点。次は、次のページの154ページですね。

ここに妊婦・乳児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診っていうのがあります。この乳児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診、それぞれこういった節目……、1歳じゃなくて1歳6カ月なんですね。5歳じゃなくて3歳なんですよ。

だから、その乳児健診、1歳6カ月、3歳児っていう、その意義っていいですか、何でその年齢でやるのか、というのが1つ。

もうまとめて言いますね。

あと、ちょっと数字的なものもゆっくり教えていただきたいんですけど。

総数が幾らで、その中で、例えば、経過観察とか、要精密とか、いろいろあると思うんですけど、その中身、何人受けて、対象者が何人で、そのうち何人受けて、その結果はこうだったと。そういうところ、その2点ですかね。お願いしたいと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診につきましては、母子保健法で検診をする時期

ってというのが決められておりました、1歳6カ月児健診は、一応、うちのほうでは、1歳7カ月になる月に全員に行っているわけでございます。

このころになりますと、言葉ですとか、運動の発達、歩きですとか、そういうところを異常があるかないかっていうか、元気で健やかに育ってあるかっていうことを見るために、1歳6カ月児で健診を行っております。

3歳につきましては、同じように、言葉、運動の発達、それから人とのかかわりですとか、そういうことを見る時期に、これは3歳0カ月から3歳11カ月の間で行うようになっていふようになっておりますので、うちのほうでは3歳7カ月のときに実施をいたしております。

それから、実績でございますけれども、乳児健診につきましては、一応、無料の健康審査票をお1人2枚ずつお渡ししておりますので、ちょっと実数ではなくて延べになりますけれども、一応、1,502枚交付をいたしております、そのうち1,355件の方が受けていただいております。受診率は90.2%でございます。

そして、そのうち要精密になられた方が14件、要医療が51件、治療中の方が20件ということでございます。

それから、1歳6カ月児健診につきましては、対象者が755名、受診児が729人で受診率が96.6%、要精密の方が18名、要医療が6名、治療中が40名ということでございます。

それから、3歳児健診につきましては、対象者が810名、受診者が788名、受診率が97.3%、要精密が45名、要医療が5名、治療中が48名というふうになっております。

この1歳半健診と3歳児健診の治療中につきましては、健診を受けられたときに、皮膚疾患でありますとか、風邪とか、ちょっと具合が悪くて病院にかかっているとかいう方がほとんどでございます、あと、要精密、要医療につきましては、歯の検診も一緒に行っておりますので、そちらのほうで要医療になられたりとか、あと、まだ1歳6カ月でしたら、独歩ができてないということで、専門の機関のほうに御紹介をしたりということがございます。

以上です。

成富牧男委員

実際、7カ月って言われましたけど、いわゆる1歳半健診、そして3才児健診の中で、今、言われたの、要精密、要医療、治療中の3つに分けてあるんですかね。違う。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

すいません、要観察をちょっと言うの忘れておりました、要観察もあります。（「ありますよね、要観察は。それぞれ、ちょっと言ってください」と呼ぶ者あり）1歳半健診が434名、それから、3歳児は471名、になっております。

成富牧男委員

それで、1歳半とか3歳児健診、こういうふうに勧めがあるのは、例えば、乳児健診ではわからない、まだその子供の発達の度合いの中で顕在化してこない、例えばダウンの人なんかは、生まれたときに大体わかりますよね。今、それ以上にわかるような、ちょっと、どうかちゅうのがありますけど。

そして、1歳6カ月じゃないとわからない、表に見えにくい、そして、3歳になっていないと、そういうのが見えにくい。

そういうことで、というふうに理解いたしましたけれども、今言われた一番多い経過観察。1歳半で言うところの434名、3歳健診で言うところの471名。この要経過観察というのは、私の理解では、必ずしもおかしいとまでは言えんけど、まさに要経過観察っていう意味だと思いますが、これは当然、保護者の方には伝えるわけですよ。

それで、伝えて、この方たちが、あと、要経過観察……、その前に、要経過観察っていうのは、次の機会というのは、いつあるんですか。

要経過観察して、この対象者の人が、例えば、特に3歳児とかは、要経過観察になりましたと。その後、あげん言いよったばってん、大丈夫やったねとかいうのは、それぞれ随時ですか。そこんところ。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

要経過観察の理由っていうのも精神面と身体面とございまして、おしっこの検査もいたしておりますので、その時に、例えばたんぱくが出ていた、潜血が出ていたって方は、うちのほうで毎月育児相談を行っていますので、そこでもう1回再検をして、そこで確かめるっていうのもございます。

それであと、精神面で発達障害の疑いがある方とか、知的なおくれが疑われる方につきましては、うちのほうで毎月すすく子育て相談会、それから、臨床心理士相談会、3歳児心理相談会というのを専門家の方に来ていただいて相談を行っております、そのときに御本人と保護者の方に来ていただいて、専門家による発達障害の早期発見、早期療育につなげるようにしております。

成富牧男委員

その後のフォローもやられているというふうに理解したんですけど、そこから例えば保育園とか、幼稚園とか、そこら辺につなぐ、いわゆる地域の、むしろあっちの社会福祉課の話やったかもしれませんけど、そこら辺との、あえて簡単な言葉で言うと連携と申しませうかね。そこら辺はどういうふうにされているんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

一応、今言いました3つの相談会につきましては、就学前の方も対象にはなりますので、

幼稚園とか保育所に通ってある幼児の方も参加をいただいているところがございます。

うちのほうも1歳半、3歳児健診っていう、その1回だけの面接でそういうことを見るもんですから、なかなかそういう疑いがある方が見えなかったりもするので、そのときは、幼稚園とか保育所のほうから情報をいただいて、うちのほうに健診でお見えなる時に、より注意をして観察をしたりとか、もう真っすぐ、この3つの相談会のほうに御紹介をしたりっていうふうに、そちらの園とは連携をとっております。

成富牧男委員

だから、問題は、保育所にも幼稚園にも行っておられない方とか、そういう方の問題もありますよね。

だから、今後ぜひ今、障害のほうにお願いしていますが、私たちが絵で見れるような、簡単に言うと、鳥栖市の地域療育システムみたいな、そういうやつを、もう準備していただいているようですが、次の、何かしかるべき機会に、そういうのを示していただいて、社会福祉課、どっちになるのかわからんけど、また、当初予算になるのかどうかわかりませんが、御説明いただければなというふうに思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかはございますか。

じゃあちょっと、一つ二つ、よかですか。

まず、予防接種のところで、金額的に大きいんで、割合的には少ないのかもしれないですけども、不用額が900万円ほどあったというふうに思っております。

156ページ。予防接種委託料関連の委託料のところですけど、不用額が約950万円出ておりますけれども、ちょっと主な要因をお教え願いたいと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

主な要因といいますか、これは接種者数が見込みよりも少なかったっていうことになるんですけども、一応、接種予定者っていうのが、対象年齢の数と前年度の実績から算定をしているんですけども、結構鳥栖市には転入転出が多うございまして、転入で入ってきた方の対象年齢は、全部対象者のほうに入れて計算をしているわけなんですけれども、それがちょっと見込みと、多いところでは200名ほど違っていたということがございます。

この予防接種の結果っていうのが、国保連合会を通してうちのほうに返ってくるんですけども、それが2カ月おくれで返ってくるもんですから、ちょっと3月補正を上げるときには、10月分の接種までしか把握ができていまして、あとの半年分が、上手く見込めなかったということで、こういう950万円という不用額を出してしまいました。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

接種をしなくてはいけない対象者の方が接種をされなくて、それで少なくなったということじゃなくて、見込み数と実際の数違ったというふうなことです。

思ったのは、やっぱり接種しなくちゃいけない方が接種をしなくて、ほったらかしにされたんでこれだけふえたということであれば、接種の勧奨をどうされたのかというふうにお聞きしたかったですけれども、そういうことではないということによろしいですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

対象者数につきましては、転入された方はもう転入前のところで受けてこられる方もいらっしゃるるので、その把握がうまくできなかったことと、対象者数の中に入っているけど、もう転出してしまった方っていうのがありますので、ちょっとそこら辺の差し引きがうまくいきませんでしたけど、それでも一応、90%を超えた接種率は確保いたしておりますので、鳥栖市にいらっしゃる方のほとんどが受けていただいていると思っております。

中川原豊志委員長

わかりました。

もう1点。主要施策の成果の説明書の中の43ページ、健康マイレージ事業なんですけれども、ここに効果と事業の実績というふうに書いてあるんですけれども、これも五、六年ぐらい前からですか、事業が実施されたかなというふうに思っているんですけれども、すごくいい内容だと思うんですけど、当初、参加数というのがすごく少なかった。

1,100人か1,200人かぐらいかなと思っているんですけど、平成26年、平成27年の大人の方が2,000名を超えてきているというふうなことで、徐々にふえてきていると思うんですが、平成26年度から子供版というのができて、子供の数がすごくふえたことによって、参加者がふえているように見えるんですけれども。

まず1つが、この子供版をつくられた理由が1つと、それから、このマイレージ事業は、今後この2,100名、平成27年度参加されていますが、どのぐらいまで希望としてはお持ちなのかっていうのを、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

子供のマイレージ版を平成26年度から始めましたけれども、今、健康増進課で取り組んでおります生活習慣病の予防というところで、大人の方にいろいろお伝えすることも大事なんですけど、やっぱり生活習慣というのがなかなか変えられないということもございまして、生活習慣病予防に一番大事な食というところを、もう子供の時代から食生活が大切なんだよっていうのを伝えていく、それから、子供を通して、若い年代の親御さんたちにも食

生活の改善ということを取り組んでいただこうということで、平成26年度から子供版を、学校のほうの御協力をいただいて、開始をいたしました。

それから一応、当初の参加者の目標値といたしましては、鳥栖市の人口の1割ということで、7,000人を見込んでおります。子供も合わせてってということでございますけれども。

それで、平成27年度、2,100名ってということですので、これからしばらくは鳥栖市の人口もふえていくってということでございましたので、成人版に関しましては、2,300名まではふやしていきたいなと考えております。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

特に成人版については、健康増進の中で、運動機能とかそういったものを結構入れていらっしやったというふうに、自分で何をするかを決めていいんだけど、こういう運動だとか、そういったものを継続してやっていきたいなというふうなことを目標にしてくださいというふうになっていると思うんですが、これについて、例えばスポーツ振興課と連携をした事業とか、取り組みというのが今後考えられるのかなど。

ぜひ、そことも連携してほしいなというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康づくりっていうと健康増進課って皆さん思っいらっしやると思うんですけども、健康づくりっていうのが、うちだけではなくって、もちろんおっしゃいましたように、スポーツ振興課でありますとか、例えば皆さんがウォーキングをしていただくための歩きやすい道づくりということであれば、建設課等々とか、そこら辺も全部、全庁挙げて健康づくりには取り組んでいかななくてはいけないと思っております。

今回、リニューアルしましたマイレージのカードにつきましては、全庁から健康づくりに関する事業っていうのを募集いたしまして、その各課の事業も、それに参加すればポイントがつくってというふうなことにしておりますので、これを継続して、全庁的に健康づくりに取り組んでいけたらなと思っております。

中川原豊志委員長

ぜひ、そういった形で全庁的にやっていただきたいというのと、できれば子供の数を入れないで、大人の数で、当初の目標だったら7,000人を達成するためにどうしたらいいかというのを検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

ほか、ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、引き続きまして、決算書関係でいきますと、233ページからでいいですか。

文化芸術振興課関係、233ページから、分けますか、一緒にいいですか。文化事業と体育スポーツ振興と。一緒にいいですか。

では、スポーツ振興課、文化芸術振興課関係で、233ページからスポーツ振興課関係までを含めました245ページの災害復旧費の上のところまでになろうかと思いますが、よろしいですかね。

では、その文化振興費からスポーツ関係のところの体力づくり推進事業、体育施設費まで含めましたところで質疑をお願いします。

その前に、ちょっと資料の提出がございますので、お待ちください。

〔資料配付〕

失礼しました。資料のほうが、先般、資料の提出を求めていた分でございます。

それでは、質疑のほうをお願いいたします。

成富牧男委員

中身の質問から、簡単なのからいきます。

234ページの報酬、4万円の予算に対し、2万2,800円ですよ。6の文化振興費の報酬。備考でいうと、市民文化会館運営審議会委員報酬。

これの、審議会の目的と委員の数、開催回数、そこら辺。4万円しか……、もともとの予算が少ないのに不用額が1万7,200円も、ていうか、私は勝手にそう思っているんですけど、ちょっと、人数と報酬単価にもよりけりで、ああ、そうかっていうのもあると思いますので。

今、申し上げた点についてお答えをお願いします。

村山一成文化芸術振興課長

ただいまお尋ねをいただきました234ページの報酬についてでございます。この報酬につきましては、市民文化会館運営審議会の委員の報酬でございます。市民文化会館条例の第16条のほうに定めております運営審議会を開催するための報酬でございます。審議会委員については、定数10人以内となっておりますが、現在の委員数は7名でございます。

したがって、7名分の報酬、単価5,700円でございますが、計上をいたしておりましたが、3月に開催をいたしました審議会の委員の出席が4名ございましたので、決算書のおりとなっているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今のお答えに対して、開催ってというのは、制限、年に1回ということ、なんか決められているのか。予算からいうと決められとるごたっです。ごめんなさい、決められているっっちゃうことですね。

それと、内容は会館の運営を審議すると。

例えば、平成27年はどういう話がされて、それが平成28年度にどういう提言ていうかなんか知らんけど、そういうのを具体的に教えてください、平成28年度にどう反映されたかっていうか、そこんところ。

村山一成文化芸術振興課長

文化会館の運営審議委員会の目的といたしましては、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査、審議するというもので、条例に定めております。

平成27年度につきましては、特段の諮問事項はございませんでしたので、文化会館に関する利用状況、あるいは事業の御報告をさせていただき、それについての外部評価と申しますか、外部からの御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

本来は諮問をせんといかんわけですね。その目的は、諮問するというんで。だけど、そういう内容はなかったと。しかし、御意見をいただいたと。

特段、ここでわざわざ言わないかんようなやつはないんですか。その運営についての御意見、御意見をいただいたって言われたんで。

村山一成文化芸術振興課長

意見の主なものに関しましては、市民文化会館の利用数が例年に比べて少ない傾向でございましたので、どういった理由なのかということ。

また、消防設備などの定期点検がきちんと確実に改善されているのかといったことについてのお尋ねをいただいております。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

次のページ、続けていいですか。

中川原豊志委員長

どうぞ。

成富牧男委員

235ページ、236ページの賃金ですね。これ、当直職員と言われたですか。すごく珍しいな

ちゅうか、すごいなっていうか、いろいろ思ったんですけど、今ごろ、警備とかそういうのが多い中で。

具体的にどういうものを、この当直の、当直職員さんっていうからには、嘱託職員さんか何かですか。業務内容か、「業務内容」と呼ぶ者あり）それについて教えてください。

村山一成文化芸術振興課長

市民文化会館の開館時間につきましては、条例上、9時から22時となっております、当然、夜間の利用をなさる方がいらっしゃいます。

以前は、市職員により、夜間業務のほうも担当しておりましたが、経費等も勘案いたしまして、現在は、その夜間の時間帯を嘱託職員のほうに委嘱しております。

内容につきましては、チケット等の販売以外の全ての通常職員が行います業務の部分を、夜間行っているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

夜間というの、ちょっとついでに言って欲しかったっちゃけど、時間帯、何時以降の分かって。

村山一成文化芸術振興課長

失礼いたしました。

18時から22時まででございますが、後片づけ等もございますので、現在の勤務時間は16時30分から22時30分といたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

この職員の方ちゅうのは、一定の、例えば3年とか5年で入れかわっているんですか。それとも、そうじゃないんですか。

村山一成文化芸術振興課長

5年に一度、嘱託職員の方の採用試験を公募により行っております。

ちなみに、平成27年度に、公募によって選考された方を現在、雇用しております。

以上でございます。

成富牧男委員

公募については、それまでやっていた人は資格はないという考え方でいくんですか。

平成26年度までやって、再びその公募には応募できないという条件ですか。

村山一成文化芸術振興課長

5年を超えますと、法令上、正職員となりますので、5年を……、失礼しました。以前、

雇用いたしました方も、採用試験を受けていただきまして、同じ方を採用しております。

以上でございます。

5年間採用して、また試験を受けていただいて、同じ方が現在、嘱託職員として勤務されております。

成富牧男委員

だから、一応、期限5年度くるけど、次回、公募しますから、そんなときには、同じように受けていいですよってということで、その人が引き続きなつちゅうことですか。

村山一成文化芸術振興課長

おっしゃるとおりでございます。

成富牧男委員

私は、今言われたことについては、そういうこともあろうかと思しますので、それなりに賢明な方法では――厳正にやられたっていう前提ですけど、いろいろやってもらう立場としては、一番なれている方ちゅうのは、やっぱり実際、その部分が非常に大事です。

だからといって、ほかの人もちゃんとできるよ、応募できるよっていう条件というのはそれなりにいいんじゃないかなとは思いました。

それで、引き続き。今度は逆の、236ページの市民文化会館管理業務等委託料の中には、ホール委託なんかも入っているんですね、舞台照明とか、そういう委託料。ここは、以前は随契でずっときているような話を聞いてますけど、今でもそうですか。

村山一成文化芸術振興課長

ただいま御質問をいただきました件につきましては、舞台の運営、舞台照明等の運営を行う委託業者ということで、現在も同じ業者の方に委託をしております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと誤解のないように言いたいんですけど、今の業者、受けてある方がつまらんとか、そういう意味で聞いているんじゃないんで、先ほど、ちょうど当直職員については、皆さんに、ほかの方にもして、そこも含めて応募する機会を与えて、その中から引き続き同じと選んだちゅうことですよ。

ところが、これやったら、随契っていうことであれば、この随契もかなり長いでしょう。名前はいろいろ変わるとるかもしれんけど、長い期間されているっていうふうに聞いていますんで、ほかの業者の方が入ろうにも入れないですよ。

そのところは、私は、舞台照明とかは可能だというふうに認識しているんですよ、随契の理由には必ずしも当たらないというふうな認識です。

この人じゃないと、よくある、ここの舞台になれてあるからとかいうのは、理由にならな
いと、よく御存じでしょうけど、全国ツアーとかやるときには、全体を動かす場合もあるで
しょう、そういう照明さんも含めてね。

だから、そういうのが理由にならんという前提でお尋ねしているんですけども、これは
あんまりやりとりしたくないんで、今後ですね、随契じゃない方法を考えられたらどうかと
思うんですけど。その結果、今んところが選ばれれば、それはそれでいい。だから、いわゆ
る一般競争入札でないところのプロポーザルとか。

いろいろ方法はあると思いますので、そういうのも含めて、ほかの業者さんが参入できる
余地をつくるという意味で言っているんですけど、いかがでしょうか。

村山一成文化芸術振興課長

委員がおっしゃる趣旨については、理解をいたしましたけれども、現在の業者につきまし
ては、ステージの利用者の方々からのさまざまな御要望、あるいはその御要望に対して円滑
に舞台を行う必要がございまして、特に地元の文化団体等からも、現在の業者は信頼を得て
おりますので、現在の委託業者のほうに随意契約でお願いしているところでございます。

成富牧男委員

当然、そういう声があるのはわかります。わかりますけど、一般的なことからいけば、や
はりほかの方の参入機会を確保するという事、委託の質を確保するという意味でも、私、
それは大事なことだと思っておりますので、それこそ、よそのホールのところの実態も調査
されて、今後、検討していただければなとも。これは回答は要りませんので、お願いしたい
と思います。

一応、ちょっとこれで、私は切ります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

いいですか。（「休憩しよう。幾つか、まだあるけん」と呼ぶ者あり）

では、ほかの質疑もあるかと思いますが、休憩します。

午前10時58分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時9分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き質疑をお願いします。

樋口伸一郎委員

順番によかですか。

まず、決算書の242ページからお尋ねをいたします。節13の委託料のところなんですけど、まずは委託料の一番上の地域交流推進事業委託料ということで、サガン・ドリームスさんに委託料を出されているっていう御説明をいただいたかと思っております。

あわせて、246ページにも、スタジアムネーミングライツ企業としてサガン・ドリームスさん。サガン・ドリームスさんがいろいろ支出のところ出てくるんですけど、このサガン・ドリームスさんの歳入と歳出で市のほうが把握をされている部分の資料等があれば、いただきたいんですけども。

歳入、歳出なんですけど。決算書のまではないんですよ。この支出の全体把握ができるような、サガン・ドリームスさんに出している金額とか、それを。

古賀達也スポーツ振興課長

サガン鳥栖の運営につきましては、株式会社サガン・ドリームスが運営をされておりました、株主総会等を行なわれておりました、その際の資料の中には、収入、支出の分の資料はございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

それは、開示することはできますか。我々が見ることっていうのはできますか、その資料。ホームページ等のことをおっしゃっているんですかね。

古賀達也スポーツ振興課長

サガン・ドリームスのホームページには、その分の資料というのは、載せていらっやいません。（「載せていない」と呼ぶ者あり）はい。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

じゃあその、サガン・ドリームスさんと鳥栖市の絡みで、市が出している、サガン・ドリームスさんに出している総額というのは、もうこれだけっていう認識でいいですか、もうこれ1個だけと。中身は、委託事業の中身っていうのは、把握されていないということですか。

古賀達也スポーツ振興課長

サガン・ドリームスに対しては、樋口議員から御案内ございました地域交流推進事業とネ

ーミングライツの企業特典事業、それから、244ページの節13. 委託料の一番下、巡回サッカースクール委託料50万円、これについて、サガン・ドリームスのほうに、市としては委託しているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この交流推進事業っていう中身はわかんないですか。

古賀達也スポーツ振興課長

地域交流推進事業委託料につきましては、ことしの3月12日の市民デーに伴います冠スポンサーの協賛金の部分での支出でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この程度でとどめておきます。ありがとうございます。「全部終わった」と呼ぶ者あり)切っていいです。「全部、一遍に言わんね」と呼ぶ者あり)

じゃあ、続けてまいります。

決算書の244ページをお願いします。一番上ですけど、スポーツ大会出場費補助金で、空手、バドミントン、ボクシング等で、間違っているかもしれないですけど、四十数名分で10団体程度でしたかね、御説明いただいたかと思うんですけど、こちらのほうも、中身がわかる書面がいただきたいです。

古賀達也スポーツ振興課長

資料として提出をっていうことでしょうか。

中川原豊志委員長

できますか。

古賀達也スポーツ振興課長

今、手持ちにはありますけれども、後ほどでよろしいでしょうか。

中川原豊志委員長

では後ほど、本日中にできましたら、お願いいたします。

樋口伸一郎委員

よろしくお願いいたします。

続きまして、済みません、246ページに行きます。節15ですね、目の3、体育施設費の中の節15. 工事請負費のところをお願いをいたします。

この市民庭球場改修工事ですね、4,276万円というところで御説明をいただいたんですけど、これ、もう少し細かく御説明をいただければと思うんですけど。約4,000万円の内訳、内容っていうのをですね。お願いします。

古賀達也スポーツ振興課長

市民庭球場の改修工事でございますけれども、平成26年度から継続して実施を行っております。平成26年度は、北側の4面の人工芝化を行っております。平成27年度は南側4面と練習用コート4面を芝生化したところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

てことは、これ、平成26年からかかってきて、平成27年度分がこの額ということになりますよね。それ、合計したら大体どれくらい、足せばわかるんですけど、ここでできないので。総額幾らぐらいかけてされたんでしょうか。

古賀達也スポーツ振興課長

基本的には、同じような金額でございますので、2つ合わせて8,000万円程度の事業費だというふうに思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

これ、8,000万円ぐらいかけて、平成27年度この4,200万円をかけられているんですけど、かけられて、その効果っていうか、そうしたの、かけたことによって、見られた効果というのがあれば教えていただきたいんですけど。

古賀達也スポーツ振興課長

市民庭球場につきましては、使用者数等が約倍近く、平成26年度、平成27年度を比較いたしますと、ふえております。

ちなみに、件数でいきますと、平成26年度が2,164件の利用に対しまして、平成27年度が4,008件。

人数にいたしまして平成26年度が1万7,235人が、平成27年度は3万1,334人というふうに、約倍ぐらいにふえているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

効果は出ているものと理解させていただきました。

次の質問にそのまま入ります。

主要施策の成果説明書のほうで、95ページをお願いいたします。あと2点です。

すいません、95ページ、飛ばします。利用者についてお尋ねしようかと思いましたが。

96ページで最後の質問です。96ページに、このスポーツセンター整備事業のことなんですけど、一番下の効果のところについて、設計業務については、平成27年度内を完了を予定していたがってということで記載をされておまして、この事業費が980万円ということになっておりますが、これは経費の一部を翌年度に繰り越したってというのが記載があるんで、この部分をかけて、以降かかってくるものとして認識をしてよろしいでしょうか。

平成28年度にも、またこの設計業務についての金額はかかってくるっていう考え方でよろしいですか。

古賀達也スポーツ振興課長

6月議会に繰越明許費の計算書ということで御報告をさせていただきました。平成28年度に繰り越しを、残りの部分については、したところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

間違いなかったですね。

そうしたら、同じ質問なるので、これ最後にしますけど、やっぱりこの今の時期にこれっていうところであると、開業日に合わせて、実質的に着工して、竣工していくのは非常に難しいかなというふうに思うんですけど。改めて、その部分に関して、ちょっと御所見を伺えればと思うんですけど、いかがでしょうか。最後です。

古賀達也スポーツ振興課長

(仮称)健康スポーツセンターの整備事業につきましては、当初の予定といたしましては、平成27年度に設計、それから、平成28年度、平成29年度に施工というような形で、平成30年度の開設を予定して計画をしていたところでございます。

設計に当たりましては、いろんな意味での御意見等を伺いまして、市民への、利用者へのアンケートであったり、パブリック・コメントの手続きをとったりしたことによりまして、基本設計等について時間がかかったところでございます。

なお、工事につきましては、当初、12カ月、1年程度が必要であろうということで予定いたしましたけれども、現実的には、1年と2カ月、14カ月程度で完成することができるということで、時期的には、平成30年度中の開業については、今後のスケジュールによりますけれども、可能であるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ちょっと今、御答弁の中にもあったんですけど、本来であれば平成27年度に完了して平成28年度、平成29年度で着工して、施工しながら、平成30年度という計画だったかと思うんですけど、この効果のところに書いてある説明を踏まえて、平成29年度からそれをやるっていうことで考えれば、必然的に平成29年度、平成30年度に施工して、平成31年度になるっていうふうな単純計算です。

だけど、もともとその業務で間に合ったら、平成29年度の開業も検討できたんじゃないかなと思いますし、平成30年度の開業に向けて14カ月程度で間に合うっていう御見解をお示されるのであれば、今後のスケジュール等でこの本委員会に対しても説明がつきますように検討しながら、多分その部分というのは、議論の争点にもなってくるところかなと思います

ですから、できるだけその縮めた分とその根拠が結びつくように、ちょっと検討していたきたいというのが1個あります。

それと、やっぱり物理的に間に合うっていうのはわかるんですけど、余りに突貫にすることで、やっぱり手抜きがあったり、落ち度が後々出てきたりしたら、その部分というのは原因にもなってきたかねんので、やっぱそのあたりもよく踏まえて、委員会であつたり議会に説明ができるように取り組んでいただければということで、改めて質問させていただいた次第です。

以上で終わります。

中川原豊志委員長

答弁はいいですね。（「はい、もう答弁はよろしいです」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

なるべく簡潔に質問したいと思いますので、簡潔な答弁をお願いします。

歳入のところでは50ページ。

ここでは、大きく2点。

1つは、59ページの、区分でいうと保健体育使用料ですね。保健体育使用料ということは、この部の管轄でいいということによろしいですよ、その前提で聞きます。

これ、見ますと、予算額が1億628万9,000円。それに対して、調定額というよりも、調定額と収入済額、一緒に、1億2,481万4,022円。予算よりも大きく収入、調定額イコール収入済額がやっぱり1,800万円ばかりかな、多いわけですよ。

これって何で……、これ、本来から言うと予算をもう少し、幾ら何でも、補正かなんかで

ふやしとかないかんやったってということはないですか。

これは何で、こういうふうにしかならなかったのであればならない、いや、それは無理ですよって、こういうふうですからって話でもいいですから、お答えをお願いします。

古賀達也スポーツ振興課長

大きく保健体育使用料のところで調定額が予算額よりも上回っている点につきましては、スタジアムの広告等の特別使用料の部分かと思います。

これにつきましては、まず、大きくはスタジアムの常設看板の使用料でございますけれども、大口のスポンサーの方が、今シーズン、2016シーズンの2月から1年間の広告看板ということで、2,000万円程度の収入があったところでございます。

これが、シーズンが2月の途中からということになりますので、それについて、当初予算、補正に間に合わなかったという実情がございます。

また、あとホームゲームにつきまして、具体的に決まりますのが、年を明けて1月下旬等に日程等が固まりまして、その状況によりまして、その分の通常スタジアムの使用料について、見込みができなかったために、大きく予算を超えた収入済額が発生しているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

続いて、その上の社会教育使用料、備考欄でいうと市民文化会館使用料と定住・交流センター使用料。これは、先ほど別の質問したときにちょっと言われてあったんですけど、平成26年度から比べると、このいずれも収入、減っていますよね。これって何か、想定内でこぼこはあるんですよってということなのか、何か特別にあったのか、一時使われない期間があったとか、そういうことなのか。

あわせてちょっとお尋ねしたいんですが、これ、何か別の件では聞いたんですけど、減免の関係についての管理をどのように、具体的に言うと、本来やったらこれだけ入ってくるけれども、減免でこれだけ額があったので、これになっておりますとかいうのが出てくるのか。

出てこなければ、それはそれで、今後よろしく申し上げますということになるんですけど。

とりあえず、要因、200万円ずつぐらい減っていますけど、その要因。特になかなら、なかでもいいですよ。

村山一成文化芸術振興課長

ただいまの御質問でございますが、市民文化会館の使用料、また、定住・交流センターの使用料については、前年度に比較して、御指摘のとおり減額しております。

理由といたしましては、市民文化会館につきましては、舞台機構の工事、特に絞りどんちょうの関係の工事を行いましたのと、トイレの洋式化工事を大ホールのトイレのほうで行いましたために、都合約1カ月間、大ホールのほうが利用できなかったことが大きな減少の要因というふうに考えております。

また、定住・交流センターにつきましては、1月から3月の利用申し込みのほうが例年に比べて減少いたしましたために、減額したものと考えております。

以上でございます。

すいません、失礼しました。

減免に関しましては、現状、ちょっと件数、金額等、把握しておりませんので、ちょっと今お答えしかねるところでございます。

成富牧男委員

減った理由っちゅうのはよくわかりました。

定住・交流センターは、1月、3月何で減ったのかということが欲しかったんですけど、それはいいです。

それから、減免については、そんなに難しい、管理するのが難しいことではないと思うんですよね。決算かなんかが終わった後、それこそエクセルかなんかでずっとポチってしていけばいいわけでしょうから、ぜひこれ、やはり管理する上では、こういう結果だけでよかたいいじゃなくて、本来入る額はこれだけと。

ところが、そのうち減免で全額免除、半額免除とか、その2つかな、そういうのがそれぞれ何件で、こうなりましたっちゅうやつを出せるように、やっぱりならんといかんのやないですかね。

それはそれ、以上です。

そして、あと、先ほどいただいた資料に関して質問したいんですけど、まず、この資料の説明をお願いしたいと思います。

村山一成文化芸術振興課長

それでは、文化事業協会の決算関係の資料といたしまして、A4サイズのを2枚配付させていただいておりますが、その御説明を簡単にさせていただきます。

まず、A4の縦の分でございます。平成27年度鳥栖市文化事業協会の決算でございます。

まず、収入のほうでございますが、欄でいきますと、真ん中に決算額②とございます。こちらの列のほうをごらんいただきたいんですが、まず、委託金といたしまして1,322万円。これは市からの委託料でございます。

2番目の事業収入でございますが、これはチケットの販売による収入でございます。

3番目の会費でございますが、これは文化事業協会の会員制度でございますilex会員の会費収入でございます。

4番目が雑収入となります。合計3,996万6,764円となっております。支出につきましては、報償費から賃金、共済費、また最後、負担金でございます。

特に、最後の負担金でございますが、これはチケットの買い取りなどの支出でございます。

それから、支出の部の一番右側の列でございます。説明とございます欄のそれぞれの科目ごとに事業費というのが出てまいります。こちらのほうが、実際に市民文化会館を使いまして、文化事業を行った事業経費の欄になります。

これに関連いたしまして、2枚目の横になっている資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

2枚目の資料は、文化事業協会が行いました事業の収支でございます。

左側でございますとおり、1番から22番までの事業として主なものを行っております。

収入とございます欄の1番下、2,328万8,230円は、先ほどの決算の資料の中の2番目の事業収入と同額となりますので、こちらはチケット収入ということになります。

支出の内訳といたしまして、報償費から負担金までをそれぞれ計上いたしまして、支出総額は2,700万9,374円となりまして、収支はマイナス372万円ほどになります。

こちらのそれぞれの支出の部の報償費から負担金につきましては、先ほど縦の資料で御説明いたしましたとおり、説明欄の事業費とありますところに、それぞれその該当額が入ってくるということで御理解いただきたいと思っております。

また、決算の縦の資料のほうの最終の収支でございますが、単年度で500万円ほどの黒字となっております。

ただし、平成26年度に事業の赤字がございまして、その分を差し引きまして、256万3,848円を次年度に繰り越しているところでございます。

説明は以上でございます。

成富牧男委員

本当はちょっと、文化事業の内容なんかいろいろ提案もしたいところもあったんですが、ちょっと集中して、ずっと私がお尋ねしている総計予算主義、全ての予算を上げるときには、全ての支出を歳出のほうにして、全ての歳入は収入に全部上げなさいというのが、地方自治法の210条の規定、大原則だと理解しております。

ところが、鳥栖市の場合はそうじゃないと。

それで、前の3月議会のときの、前の部長の回答は、いろいろありました。

だけど、最終的には、他の自治体を調査いたしますとかいう趣旨で終わっていたと思うん

ですよ。

それで、そのことについて、その後、これ本来、他の自治体のことに左右されてどうこうする話じゃないと思うんですね。

この総計予算主義、210条をどう理解するか。

それで、私がずっと言い続けているのは、また行ったり来たりせんようにしたいのは、総計予算主義からいうと違うんじゃないかと。つまり、支出はあるけど歳入のほうが見えないんですね。

何でかっていうと、文化事業協会の収入になっているから。これは、もう1つのフッペルピアノコンクール委託料についてもそうでした。しかし、それについては、もうちょっと別では聞きません。

この市文化事業委託料のことで絞って聞きますと、そういうふうになっています。

だから、実際は1,322万円の決算が出ていますけど、それ以上の2,700万9,374円ですか、それだけの事業をやっているわけですね。予算上だけ見ると、1,322万円の仕事をして、事業をしているんじゃないかってしか見えてこないわけです。

それで、具体的にそういうことになるんじゃないかということで、鳥栖市で、文化芸術振興課のほうで、いわゆる総計予算主義をとらない理由、根拠、法的な根拠について、もし今までどおりということであれば、お示しください、というところで終わっていたと思うんですけど、その事についてお答えください。

村山一成文化芸術振興課長

文化事業協会の委託料についてのお尋ねでございますが、3月議会におきましても、委員の御質問、ございましたので、その意見を踏まえまして、近隣の類似施設のほうを調査をさせていただいたところでございます。

調査の経過といたしましては、指定管理のところにつきましては、指定管理料委託料として支出、また同じような文化事業協会組織をつくって補助金を出しているところ、また私どもと同じように、委託料を支出して計上されているところ、また直営でそれぞれの使用費目のほうに予算を計上されているところと、さまざまございました。

私どもといたしましては、文化事業の全体を文化事業協会に現在、委託をしておりますわけでございます、市からの委託料以外の収入、支出については、受託事業者のほうに委ねているという状態でございます。

私どもの実情からいたしますと、このやり方によって柔軟に事業に対応したほうがよりよいのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今の中には、いろいろ言われましたけど、全然、私が求めたその根拠は何ですかと、つまり、今の前提としては、引き続き今のやり方でやっていきたいというのが含まれていたと、そういうことでいいですね。

今のままでやっていきたいということなんでしょう。

村山一成文化芸術振興課長

これまでどおり、市が自主的に開催をいたしております文化事業の運営、あるいは開催に関する必要な事務事業に関する経費に対して、委託料を支出しておりますという考え方で変わりはございません。

成富牧男委員

わかりました。

ごめんなさい。結局、根拠はないけれども、今までどおりやってまいりますということだと思えるんですね。

私、やはり公務員たるもの、市役所の仕事ですよ、そういう根拠もなしに、前の部長なんかかなりひどいことを、議事録を改めて見ると言っておられますよね。

例えば、市と文化事業協会の契約にそういうのをうたっておればいいのでしょうか、っていうことは、そういうのは、今もうたっていないんですね。チケット収入は文化事業協会のものにしていいですよっていうのは、それさえないんでしょう。どうですか。

村山一成文化芸術振興課長

そのような文言は契約書の中にはございません。

成富牧男委員

だから、そういう意味でもおかしいやないですか。例えば、その委託料、受託者の収入にしていいよっていうふうにしたとしても、その根拠は最低つくらないかんやないですか。私はそれ、つくってほしいとは言いませんよ、それそのものが間違っってるって言っているんですから。そんな感じでいいんですかね。

それともう1つ言うならば、さっき、このやり方のほうが自由にできますと言われましたけれども、平成27年、欠損分を補ったって言われましたよね、平成26年度の事業の赤が出た分。

決してそうじゃないですよ、そういう形で、スムーズにうまくいくじゃなくて、私に言わせれば、逆に収入した2328万8,230円と、委託料で出とる1,322万円、この分を歳出をして、例えば、もう具体的に出とるからわかりやすく言っていますけど、これを歳出に上げて、そして、収入は収入で、適当な、この2,300万円になるかどうかは別として、丸めた形で出して

ですよ。

そしたら、その収入の多い少ないにかかわらず、こちらの歳出のほうに事業規模の予算を組んでおけば、わかりますよね、事業規模の予算を組んでおけば、こっちが下がろうが——上がるほうはよかばってん、まさに平成26年度、そうですね。

平成26年のごとなっても、構わんでよかっちゃうと言い過ぎかもしれんけど、こっちの歳入に関係なく、この予算4,000万円近い規模の3500万円、それぐらいの規模の予算であればできるやないですか。そっちのほう融通がきくっちゃないですか。赤、歳入は心配せんでいいけん。わかりますかね。どうですか。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前11時45分休憩



午前11時47分開議

中川原豊志委員長

再開します。

詫間 聡健康福祉みらい部長

文化事業協会の関係についての事業収入、並びに事業費として計上していることに対するお答えをいたします。

今回、質問いただいている分につきましては、総計予算主義という考え方の御意見もちょうだいしたところでございます。

今決算委員会の中で、例えば、市のほうからの委託事業、並びに補助事業の関係全般的な中身について、私どもの健康福祉みらい部についての御審議もいただいております。

そういった全体的な意味からしまして、まず、この文化事業協会に関係のところでございますけれども、文化事業協会の中での事業としての中での位置づけ、自由度がありながら、事業を進めておくというふうな中身等もあったところがございます。

実を申しますと、文化事業協会の中でも、総会なり幹事会等の中でも、決算関係、審査関係、決算報告等もなされた中で、こういった事業協会の決算項目、今回提出をさせていただいたわけでございます。

その中で、適正に事業を進める中で、本市としての事業委託という形での事業協会での位置づけというふうに思うところでございます。

総計予算主義の関係、以前から私のほうにも御指摘をいただいたところでございまして、例えば、その総計予算主義の中での適用除外の中での指定管理の関係、そういったことも十分把握はいたしておるものでございます。この事業協会の中でも、委託という中での予算計上をいたしておる中で、内容的には、指定管理に似たような制度での事業運営をなされておるものと認識はいたしておるところでございます。

今後こういった予算執行の中で、今回御審議いただいた中で、先ほど文化芸術振興課長、答弁いたしましたけれども、委託料として計上して、こういった事業の中身の決算報告をしたところでございますけれども、他市の事業関係との調査報告等もさせていただいたところでございます。いろんな、県内の中でも指定管理を導入する部分、自主事業やっている部分、委託料のまま計上をしているところでございます。

私どものほうといたしましても、調査研究している段階でございますけれども、現時点におきましては、文化事業協会の現在の収支のあり方、鳥栖市における決算のあり方については、今後こういった形で進めていく方針ではございますけれども、改善すべき点等があれば、その分調査をしながら、本市の中の委託料関係、補助金関係についても調査研究をしてまいりたいと思っておるところでございます。

十分な回答になっておるとは思いませんけれども、お時間等をいただきたいということで、適正に対応をしてみたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

結局、根拠はないということ、お示しにはなりませんでした。

それで、あと1つは指定管理者制度と利用料金制度は、直接はリンクしておりません。ですよね。利用料金制度では指定管理者制度ができる前からありました。だから、それは違うと思います。

それと、前回の当初予算のときにもちょっと話題になりましたけど、1つの方法として、補助金っていうやり方ができないのかどうかちゅうのも考えられていいのじゃないかと思えます。

それから、もうちょっと質問はやめておきますので、ちょっとこちらの要望なり指摘なりさせていただきますと、ここ、文化事業協会には賃金が出ていますよね。事務局職員給与、それから嘱託職員賃金、就業規則等の整備、そういうのもきちっとやっておかないと、いざというときに、例えば退職金の話とか、そういうことでいろいろ、要らん摩擦が出ていけ

ないんで、そういうやつは、やはりきちっと整備されておくべきではないかと思います。

そして、とりあえず、そういうところでとどめたいと思いますけれども、委託料だからどうのこうのとか言っているわけでもないし、それから、強調したいのは、文化事業協会が悪い、中身がどうやろかねとかいう意味で言ってるのでは決してありませんので。

むしろこの問題は、市役所の問題で、文化事業協会の事務局長をしている課長のやっぱりリーダーシップの問題、そういう中身だと思いますので、これは、引き続き私はきっちりさせていきたいなと思っております。

だから、ピアノコンクールのほうも、特にピアノコンクールは前の部長がいみじくも言われたとおり、補助金でやりよったときもあったと。委託料にしたのは、鳥栖市が関わらないかんという姿勢を示すためになって言われましたよね。だから、そういう補助金の選択肢もあるということ。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、質疑ございますか。

国松敏昭委員

ちょっと1つは、聞きなれない言葉で、238ページの鳥栖アートジャンクション補助金の40万円の中身について、ちょっと済みません、事前に聞くべきかと思ったんですが。それを第1点、教えてください。アートだから、何か芸術かな。

村山一成文化芸術振興課長

鳥栖アートジャンクション補助金につきましては、こちらの団体が行っておられます能楽事始めの上演に関しまして、会場使用料、印刷代等を補助したものでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

主催者はどういう方ですか。主催者っちゅうか、それをやる人。

ちょっと今んと、最初のほうがようわからんやったけん。

村山一成文化芸術振興課長

能をなさってある方の団体でございます。

国松敏昭委員

そして、これは、市の県とか国のつながりはないわけですか。

あくまでも、その能の何か、そういう市内でやっておられる方の集まりっち、ようわからんけど、そういうもんですかね。

村山一成文化芸術振興課長

市内の能なさってある方の団体でございまして、特に青少年に能を教えられたりといったような活動をされてあるというふうにお聞きしております。

国松敏昭委員

しつこいようですが、これは今年度初めてですか。それとも、もうずっと例年、経緯があるわけ。

村山一成文化芸術振興課長

すいません、正確に何年度からというのは記憶しておりませんが、以前からであったと思います。

国松敏昭委員

私だけがこの言葉を知らなかったかどうか知りませんが、やっぱりよく把握して、補助金、その辺はきちっと中身を精査っていうか、きちっとやってもらうべきなんじゃないかなど。誰が見てもきちんとその活動っていうか、そういうものに使われてるということを答弁できるようにしていただきたいということだけ言っておきます。

次、いいですか。

1点ですけど、236ページの市民文化会館のトイレ洋式化改修工事費、169万5,600円と、それに関連して、トイレの関係ですから、240ページの定住・交流センター及び都市広場の同じくトイレ洋式化改修工事費123万2,280円と。こういうことで、今、決算書に出ておりますが、この中身について、どこまで、どういうふうにしたのか。まず、それをお聞きしたいと思います。

村山一成文化芸術振興課長

まず、市民文化会館のトイレの洋式化でございますが、大ホールにございます和式トイレ、男子トイレの分を2基、それから、女子トイレの分を6基、合わせまして8基分を、今回洋式トイレに改修をしたものでございます。

また、サンメッセ定住・交流センターにつきましては、1階の女子トイレを1基、3階の女子トイレを1基、それから、都市広場にございます屋外トイレ、男性1基、女性1基、2基でございます。

合わまして、全部で4基分を洋式化をいたしました経費といたしまして支出したものでございます。

国松敏昭委員

ありがとうございます、答弁は。

今、小・中学校のトイレの改修のことも話題になっておりますが、市民文化会館及び定住促進が関連した、そういう施設のトイレ改修は、これで全部終わりなんではないでしょうか。それと

も、まだ残っているのか。それ、聞けますでしょうか。お答えできますか。これで完全にトイレの改修が終わったのかということ。

村山一成文化芸術振興課長

今回、文化会館につきましては、8基分の洋式化をいたしましたけれども、全体のトイレに見ます洋式化の率というものが、現在63%でございます。

まだ完全に洋式化をやっているわけではございませんので、今後もそういったことを検討しながら、進めてまいりたいと思っております。

また、定住・交流センター内につきましては、現在35.7%、洋式化をいたしております。

また、屋外の都市広場につきましては、今回初めて洋式トイレを準備したところでございますので、まだまだ率的には低い状況でございます。

ただし、100%洋式化すればいいということではないという御意見もちょっとございまして、その辺を考慮しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

国松敏昭委員

上手にお答えいただきましたが、それで、その辺のこともきちっと、今後の計画に盛り込む、予定があるのか、今現在、そういう今言うように和式を幾つ残し、洋式化にあとはするとか、そういう今後のトイレの施設として一番大事ですよ、ある面では。

その辺の計画、もしくは構想というか、そういうのはありますでしょうか。

村山一成文化芸術振興課長

特に今後につきましてはのトイレの洋式化についての具体的な計画は今持ちませんが、平成27年につきましては、佐賀県のほうでなさってありました身近なユニバーサルデザイン推進事業の助成が若干ございましたので、そちらを活用させていただいて、洋式化を進めたところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

時間も迫っておりますが、1点だけ要望をさせていただきます。

今、まず、この庁舎を含めて、公共施設のセットでの見直し計画ということで、全庁舎挙げて、担当部署がもちろん中心になって行われていると思いますが、本当に、ただ耐震性だけなってるからいいんじゃないかと、お金のかかるとは言いながら、やはり本当に市民がきちっと使えるような、いろんな、トイレだけじゃなくて、いろんなことに予算も出ておりますが、その辺はきちっと見直しをしていただいて、本当に施設が機能を果たせるように、1日も早くなるように今後、進めていただきたいということを要望して終わります。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

柴藤泰輔委員

1点だけお願いします。239ページ、240ページの目7. 定住・交流センター費の中の節15. 工事請負費の中の、備考で言いますと一番上の定住・交流センター1階南東監視カメラ取替工事費について、4点、合わせてお尋ねします。

まず、今回取りかえたカメラが固定式なのか、可動式なのか。

それと、画素数。

2点目、今回の箇所を含めて何カ所あるのか。

3点目、その箇所がどの方向を監視しているのか。

4点目、その保存期間を合わせて教えてください。

村山一成文化芸術振興課長

まず、可動式か固定式かということですが、固定式でございます。

それから、画素数については、申しわけございません、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えできません。

また、方向につきましては、設置しているところの四方を監視するようになっておりまして、事務室のほうのモニターで見られるようになっております。

保存期間でございますけど、すいません、そちらにつきましては、手元に資料持ちませんので、お答えできません。申しわけございません。

すいません。カメラの総数でございますが、全部で20台でございます。

柴藤泰輔委員

20台ある。わかりました。

じゃあ今度、個別に資料をいただきでよろしいですかね。（「委員会に出してもらわんと」呼ぶ者あり）それか、委員会で提出すること、できますかね、委員長。委員会資料として。

恐らくスタジアムで1回、資料をいただいたことがあります。同じようなカメラの位置とかがあると思うんですけど、そういった図面が。

中川原豊志委員長

カメラの数、それから、保存期間、（「画素数もあったでしょう」と呼ぶ者あり）うん。

村山一成文化芸術振興課長

では、資料として御提出をしたいと思います。

中川原豊志委員長

最終日でよか。（「はい」と呼ぶ者あり）あす、最終日の前までをお願いします。

ほか、ございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。

oo

中川原豊志委員長

それでは、執行部準備のため休憩いたします。

午後0時5分休憩

oo

午後1時7分開議

中川原豊志委員長

再開します。

まず、審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

橋本有功市民環境部長

それでは、平成27年度決算審査に当たりまして、一言御挨拶と環境部関係の概要を申し上げます。

本委員会では、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の3議案の御審議をお願いいたしております。

平成27年度決算審査に当たりましては、市民環境部所管の市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び環境対策課の5課の予算執行状況につきまして御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

市民環境部では、市民協働推進や国際交流、男女共同参画に関する業務、戸籍関係や旅券等の業務、国民健康保険や年金に関する業務、市税に関する業務、環境衛生、一般廃棄物処理、リサイクルの推進に関する業務など、日常生活に関わりの深い業務の執行に当たっております。

これらの業務を執行いたします組織及び職員体制につきましては、平成27年度におきまし

ては、市民協働推進課12名、市民課18名、国保年金課13名、県後期高齢者医療広域連合への派遣1名、税務課30名及び環境対策課13名、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣3名となっております。

まず、一般会計でございますが、歳入では市税、諸証明手数料、各種国庫委託金、県負担金補助金、県民税徴収等委託金など、合計126億7,763万7,425円でございます。

また、歳出では32億4,385万6,156円ございまして、一般会計全体に占める割合は約14%となっております。

主なものといたしましては、家屋全棟調査委託料、後期高齢者医療費の療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、塵芥収集運搬委託料、資源物分別コンテナ収集運搬委託料などでございます。

次に、平成27年度国民健康保険特別会計につきましては、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金共同事業交付金など、総額83億3,459万4,392円、歳出は、総額95億1,924万9,418円となっております。主なものといたしましては、保険給付費後期高齢者支援金等、介護給付金共同事業拠出金などでございます。

最後に、平成27年度後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は、後期高齢者医療保険料繰入金、総額7億2,518万292円、歳出は、総額7億2,372万1,095円となっております。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

以上、決算の概要について申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

ではこれより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

青木博美税務課長

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について、市民環境部関係分について、歳入の主なものを説明させていただきます。

まず、51ページ、52ページをお願いいたします。

款1. 市税全体としましては、昨年度と比較いたしますと、収入済額で2億7,600万8,358円減収となっております。

徴収率が96.1%と、0.5%の増となっております。

徴収率の内訳といたしましては、現年課税分の収入済額で3億93万8,704円の減、徴収率99.1%で、対前年度0.3%の増となっております。

滞納繰越分の収入済額で2,493万346円の増、徴収率で26.7%、対前年度5.5%の増となっております。

個別の税を昨年度と比較いたしますと、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年課税分につきましては、約6,661万円の増となっております。

増額の主な理由といたしましては、納税義務者の増に伴うものであります。

次に、節2. 滞納繰越分につきましては前年比で154万円の減となっております。

次に、目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、対前年度比で現年課税分の収入済み額は約3億4,349万円の減となっております。

法人市民税の減額の主な理由といたしましては、売り上げ減少による減益、円高による減益、税率の変更による減などとなっております。

次に、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1の現年課税分につきましては、調定額で土地課税分が地価の下落などにより対前年度比で1.8%の減少、家屋課税分が3年ごとの評価替えにより、2.5%の減、また、償却資産課税分は3.7%の増となっており、収入済額といたしましては2,071万4,361円の減となっております。

次に、目2. 国有資産等所在市町村交付金の現年課税分につきましては、鳥栖市内に国、県が所有している固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金で、収入済額は対前年度比で7万9,200円の減となっております。

次に、項3. 軽自動車税の現年課税分につきましては、収納済額は対前年比約541万円の増となっております。

次に、項4. 市たばこ税の現年課税分につきましては、全国的には喫煙者が減少しておりますが、収入済額の対前年比は164万7,947円の増、比率で0.2%の増となっております。

次に、項5. 都市計画税の現年課税分につきましては、収納済額は対前年比で1,094万8,233

円の減となっており、滞納繰越分と合わせました徴収率は97.6%となっております。

次に、項6. 入湯税につきましては、収入済額は対前年比46万4,100円の増となっております。

次に、主要施策成果の説明書22ページをお願いいたします。

市税の適正賦課及び徴収率向上事業として、市税の適正賦課、徴収率の向上の取り組みについて御説明いたします。賦課業務に当たりましては、条例、その他法令を遵守しながら、適正かつ公平な賦課を行うとともに、事務の効率化に努めました。

徴収業務では、初期滞納者への早期催告、納税指導を行い、高額納税者への納税指導の強化を図るとともに、財産調査を徹底し、差し押さえを強化することで、収納率の向上及び税負担の公平性の確保に努めております。

以上でございます。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、決算書の57ページ、58ページをお願いいたします。

ページの中ほどをごらんください。款14. 使用料及び手数料について御説明申し上げます。まず、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料のうち、備考欄の3行目でございます。まちづくり推進センター使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入でございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

目3. 衛生使用料、節2. 環境衛生使用料のうち、一番上にあります斎場使用料につきましては、平成27年度の斎場利用622件のうち、市外者の有料使用23件分の使用料で、昨年度と同額となっております。

以上です。

徳淵悦子市民課長

同じく、59ページ、60ページをお願いいたします。

下のほうでございます。

款14. 使用料及び手数料、項2. 手数料、目1. 総務手数料のうち、節1. 総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料2万1,933件及び臨時運行許可手数料758件分でございます。

以上です。

青木博美税務課長

同じく節 2. 徴収手数料についてですが、督促手数料は、はがき等での督促による100円の手数料であり、納税・所得証明手数料及び評価証明等手数料は、1件当たり300円の手数料であります。

以上でございます。

徳淵悦子市民課長

同じく61ページ、62ページをお願いいたします。

税務課の下のところでございます。目 1. 総務手数料のうち、節 3. 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料 1 万 5, 186 件、住民票証明手数料 3 万 6, 371 件及び身分証明書などの諸証明手数料 1, 075 件分でございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じページでございます。

目 2. 衛生手数料のうち、節 2. 環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済証票や新規登録時の鑑札の交付手数料などでございます。

続きまして、その下の節 3. 清掃手数料のうち、備考欄の 1 行目にありますごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。

また、その下の、廃棄物処理依頼手数料は、2 トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集と小動物死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

以上です。

徳淵悦子市民課長

65ページ、66ページをお願いいたします。

下のほうでございます。款 15. 国庫支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格により、日本に中長期間在留する外国人の住民異動等に係る事務委託金でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

次のページ、67ページ、68ページをお願いいたします。

目 2. 民生費委託金のうち、節 2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

次に、款16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金のうち、上から 2 行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその 4 分の 3 を負担するものでございます。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

同じページでございます。

下のほうでございます。項 2. 県補助金、目 1. 総務費県補助金、節 1. 総務管理費県補助金のうち、備考欄 2 行目の身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金につきましては、町区公民館等のトイレ洋式化工事に対し、県が助成をするものでございます。

その下の消費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対しまして、県が助成するものでございます。内容といたしましては、消費生活相談員 1 名の人件費と研修費などが対象となっております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

71ページ、72ページをお願いいたします。

目 3. 衛生費県補助金、節 2. 清掃費県補助金につきましては、備考欄 3 行目になりますが、不法投棄監視カメラの借上料や不法投棄の撤去費用、警告看板製作費など、不法投棄防止啓発事業等に対する県補助金で、補助率は10分の10でございます。

以上です。

青木博美税務課長

次に、73ページ、74ページをお願いします。

下のほうでございますけれども、項 3. 委託金、目 1. 総務費県委託金、節 2. 徴税费委託金につきましては、県民税を市県民税として市民税と一緒に徴収いたしますので、納税義務者 1 人当たり 3,000 円を県民税徴収委託金として県より受け入れたもので、納税義務者 3 万 4,247 人分の県民税徴収委託金、並びに県税分の過誤納金等の還付金であります。

以上でございます。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

75ページ、76ページをお願いいたします。

款17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 1. 財産貸付収入、節 1. 土地貸付収入のうち、備考欄中 4 行目の、廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約 4,900

平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。

以上です。

青木博美税務課長

次に、79ページ、80ページをお願いします。

款21. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金、節1. 延滞金につきまして
は、納税遅延による延滞金として徴収したものでございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

同じくページの一番下になります。

項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、次のページ、81ページ、82ページの節1. 民生費受託収入のうち、2行目の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る人件費や物件費などの経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次のページ、83ページ、84ページをお願いいたします。

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、備考欄の下のほうでございます。まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおけます自動販売機や電話料、コピー機使用料などの収入でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

次のページ、85ページ、86ページをお願いいたします。

上から6行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人件費相当分、平成26年度療養給付費の確定に伴う精算による返還金及び後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る経費の一部を、広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

楨原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく雑入のうち、備考欄の中段よりやや下にあります衛生雑入のうち、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封への広告掲載料でございまして、1社1枠20万円で1年更新となっております。

その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入は、本市から同組合へ派遣している職員3名

の人件費相当分を受け入れたものでございます。

次の、平成26年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金精算金につきましては、平成26年度分の組合負担金の確定に伴う精算金でございます。

以上で、市民環境部関係の歳入についての説明を終わらせていただきます。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

決算書109ページ、110ページをお願いいたします。

一番下の行でございます。款2．総務費、項1．総務管理費、目10．市民協働推進費から順次御説明をさせていただきます。

次のページ、111ページ、112ページをお願いいたします。

まず、目10．市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8．報償費につきましては、弁護士等によります法律相談の謝金、国際交流アドバイザー協力者への謝金、男女共同参画懇話会の委員謝金などが主なものでございます。

次に、節9．旅費につきましては、平成27年度は、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業によりまして、ツァイツ市を訪問する年でございましたので、これに要する派遣旅費が主なものでございます。

節13．委託料につきましては、消費生活相談員によります消費生活相談業務委託料、男女共同参画啓発事業委託料などでございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内76町区に対します自治会活動費補助金、まちづくり推進協議会に対します補助金及び県補助金を活用いたしましたさが段階チャレンジ交付金などが主なものでございます。

次のページ、113ページ、114ページをお願いいたします。

目11．まちづくり推進センター費の主なものについて御説明をさせていただきます。

節7．賃金につきましては、まちづくり推進センター職員34人の賃金でございます。

節8．報償費につきましては、まちづくり推進センターの一般教養講座、放課後子ども教室事業の講師謝金が主なものでございます。

節11．需用費につきましては、各地区まちづくり推進センターの光熱水費や修繕料が主なものでございます。

節13．委託料につきましては、各地区まちづくり推進センターの施設管理運営委託料、旭まちづくり推進センター調査設計委託料及びまちづくり推進センター運営委託料が主なものでございます。

節15．工事請負費につきましては、まちづくり推進センターのトイレ洋式化改修工事と麓

まちづくり推進センター屋根改修工事が主なものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、町区公民館等のトイレの洋式化を対象といたしましたトイレ洋式化推進事業費補助金、町区公民館等の新築改修などを対象にいたしました公民館類似施設整備補助金が主なものでございまして、公民館類似施設整備補助金につきましては、元町公民館の建てかえなどが主なものでございまして、6町区の公民館の整備に対しまして、補助金を交付させていただいたところでございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

115ページ、116ページをお願いします。

項2. 徴税费、目1. 税務総務費の主なものにつきまして御説明いたします。

節2. 給料、節3. 職員手当及び節4. 共済費につきましては、税務課全職員30名中28名分の人件費でございます。2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

このうち、職員手当等の特殊勤務手当につきましては、賦課事務従事者手当として、市民税係8名、固定資産税係9名の職員に月額1,000円を支給しております。

徴収事務従事者手当につきましては、納税交渉、納税相談、差し押さえ等の手当として、管理収納係10名の職員に月額5,000円を支給しております。

次に、目2. 賦課徴税费の主なものにつきまして御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、滞納整理指導員報酬でございます。国税OBの方による徴収担当職員に対する滞納整理事務及び差し押さえ物件の換価、公売に関する指導等をお願いしております。

節7. 賃金につきましては、窓口繁忙期の事務補助及び確定申告、当初賦課に係る事務補助職員賃金でございます。

節11. 需用費の主なものとしましては、消耗品費はトナーや偽造防止用紙等であり、印刷製本費は市税口座振替依頼書等であります。

節12. 役務費の主なものにつきましては、通信運搬費では納税通知書、督促状等の発送に要する郵便料、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料及び差し押さえのための預貯金調査手数料等の経費でございます。

117ページ、118ページをお願いします。

節13. 委託料の主なものにつきましては、固定資産税システム委託料は、システム関連機器の保守点検委託料であり、固定資産評価業務委託料は、土地下落等に伴う課税の適正化を図るため、佐賀県不動産鑑定協会に委託しているものであります。

家屋全棟調査業務委託料でございますが、主要施策の成果説明書23ページをお願いします。
この業務は、市内にある全ての建築物について、課税台帳と比較し、課税漏れ、取り壊しなどを調査し、公正で適正な課税を行うためのものがございます。事業期間は、昨年9月から本年12月までとなっております。

続きまして、また117ページ、118ページをお願いします。

節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、固定資産税の課税のための家屋及び土地評価システムの賃借料及び地方税電子申告支援システム等の使用料などがございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会負担金、地方税電子化協議会負担金及び各種協議会等の負担金でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、市県民税、固定資産税の更正に伴います還付金及び法人の確定申告に伴います市税の還付金でございます。

以上でございます。

徳淵悦子市民課長

同じく117ページ、118ページと、引き続きで119ページ、120ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から119ページ、120ページの節4. 共済費につきましては、市民課職員18名分の人件費でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、偽造防止用紙、トナーなどの消耗品費、戸籍届書や窓あき封筒などの印刷製本費、法令等の追録代等でございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、戸籍総合システムの借上料でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

少し飛びまして、決算書の137ページ、138ページをお願いいたします。

一番下のところでございます。款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目6. 後期高齢者医療費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣いたしております職員1名分の人件費でございます。

節7. 賃金から次のページ、139ページ、140ページの節13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る人件費や物件費などの経費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期

高齢者に係る医療費に対する公費負担分であります。市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

その下、はり・きゅう助成金につきましては、はり・きゅう施術料として、後期高齢者1人当たり1回につき1,000円の助成をするものでございます。

節28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金につきまして、佐賀県後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

少し飛びまして、決算書の149ページ、150ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項4. 国民年金事務取扱費、目1. 国民年金費の節2. 給料から節4. 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員3名分の人件費でございます。

次のページ、151ページ、152ページの節7. 賃金につきましては臨時職員の人件費でございます。

節11. 需用費及び節12. 役務費につきましては、国民年金の事務処理に要する経費でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、157ページ、158ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項2. 環境衛生費、目1. 環境衛生総務費、節13. 委託料のうち、備考欄2段目になります残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃などで発生したしゅんせつ残土の収集、運搬をするための委託料でございます。

続きまして、目2. 斎場費のうち、節2. 給料から節4. 共済費までは、斎場担当職員1名分の人件費でございます。

次に、節11. 需用費のうち、主なものといたしましては、備考欄一番下の燃料費につきましては、火葬に要した灯油代でございます。

続きまして、159ページ、160ページをお願いいたします。

備考欄1行目の光熱水費は火葬に要した電気料などでございます。

また、2行目の修繕料につきましては、火葬炉内の耐火物張りかえや、火葬台車の修繕などに要した費用でございます。

次の、節13. 委託料のうち、備考欄1行目の、施設運營業務委託料につきましては、平成26年度からコスモ株式会社へ火葬炉の運転や受付業務など、施設の管理運営全般を業務委託したことに伴うものでございます。

また、施設管理委託料につきましては、火葬炉や電気設備などの保守点検業務や草刈り業務の委託が主なものでございます。

次の、節15. 工事請負費につきましては、炉前ホール及び待合ホール通路の内壁改修工事に係るものでございます。

続きまして、項3. 清掃費、目1. 清掃総務費、節2. 給料から節4. 共済費までは、環境対策課職員10名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣職員3名分の人件費でございます。

また、節19. 負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基西部環境施設組合の建設負担金や管理運営などに対する負担金でございます。対前年比で、次期ごみ処理施設関係分の建設負担金が約1,749万9,000円の増、逆に、熔融炉の燃料となるLPガスの価格下落等で、管理運営費が約490万8,000円の減となっております。負担金総額といたしましては、対前年比で1,255万3,000円の増となっております。

続きまして、目2. 塵芥処理費、節11. 需用費のうち、備考欄1行目、消耗品費は、市指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

次に、節12. 役務費の主なものといたしましては、市内指定販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございまして、手数料は販売代金の10%となっております。

続きまして、節13. 委託料のうち、主なものについて、備考欄の1行目、指定袋配送等委託料は、作成した指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

その下の塵芥収集運搬委託料は、各家庭から排出される燃やせるごみの収集運搬に係る委託料でございます。

続きまして、161ページ、162ページをお願いいたします。

同じく委託料でございしますが、備考欄一番上の粗大ごみ収集運搬委託料は、家庭で不要になったたんすやベッドなど、粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

その下の資源回収指導業務委託料は、衛生処理場内資源物広場での利用者への分別指導や、補助業務と、回収した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

その下の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、空き缶や空き瓶など、資源物の回収に必要なコンテナの各町区への配付業務及びコンテナで回収された資源物の収集運搬業務に係る委託料でございます。

次の、廃棄物特別処理委託料につきましては、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集のほか、不法投棄の回収、町区の清掃活動等で出たボランティアごみなど、臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

続きまして、節14. 使用料及び賃借料につきましては、市内4カ所に設置している不法投

棄監視カメラのリース料でございます。

続きまして、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、5行目になりますコンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置、整理、町内の美化活動を行っていただく町区に対して、世帯数に応じて奨励金として支出しているものでございます。

また、資源回収奨励補助金は、新聞、段ボールなどの古紙類や古繊維類を自主的に回収している市民団体等に対しまして、その回収量に応じて補助するものでございます。

その下の電動生ごみ処理機購入費補助金につきましては、各家庭で購入する電動生ごみ処理機に対して最大2万円を補助するもので、14件に補助をいたしております。

続きまして、目3. し尿処理費、節2. 給料から節4. 共済費まではし尿処理場の職員2名分の人件費でございます。

節11. 需用費のうち、備考欄の2行目の燃料費につきましては、主に脱臭用のA重油代でございます。

次の光熱水費につきましては、主に機械設備の運転にかかる電気代でございます。

次の修繕料につきましては、攪拌プロアや破砕機など、機械設備の修繕に係るものでございます。

続きまして、163ページ、164ページをお願いいたします。

備考欄の一番上、医薬材料費につきましては、し尿等の処理工程で投入する硫酸バンドやメタノール、苛性ソーダなどの薬品代でございます。

下の節13. 委託料のうち、備考欄の1行目の施設管理委託料につきましては、管理棟の清掃及び警備自動ドア保守点検業務等に係る委託料でございます。

また、塵芥特別収集運搬委託料は、し尿処理過程で除去したし渣等の収集運搬業務に係る委託料でございます。

その下のし尿処理業務委託料につきましては、し尿処理に係る機械設備の運転管理業務の委託料でございます。

その下になります、下水道投入施設整備基本計画策定委託料につきましては、し尿等の収集量の減少及びし尿処理施設の老朽化に伴いまして、し尿等の下水道へ投入し処理する新たな施設を整備するための基本計画策定に係る委託料でございます。

その下の精密機能検査委託料につきましては、し尿処理負荷及び処理機能を評価し、必要な改善点や整備内容等に対する指摘がなされるもので、廃棄物処理法に基づき検査が義務づけられておるものでございます。

続きまして、項4. 環境対策費、目1. 公害対策費の主なものについて御説明いたします。

節13. 委託料のうち、備考欄の一番上の水質汚濁測定委託料につきましては、大木川など主要9河川及び工場排水などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

次の大気汚染測定委託料につきましては、市内3カ所で行っております窒素酸化物や降下ばいじんの測定に係る委託料でございます。

その下の自動車騒音測定委託料につきましては、市内主要路線の自動車騒音常時監視に係る委託料でございます。平成27年度の測定につきましては、九州縦貫横断両自動車道の4カ所となっております。

以上で、平成27年度一般会計決算認定に係る市民環境部関係分、歳入、歳出の主なものについての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後1時48分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後1時58分開議

中川原豊志委員長

再開します。

これより質疑を行います。

まず、先ほど申しました市民協働課から税務課、市民課関連のところからの質疑をお願いいたします。

国松敏昭委員

118ページです。

先ほど118ページの、賦課徴収費の中の家屋全棟調査業務委託料ということで、8,500万円ですね。2年にわたって1億3,500万円ということで、主要施策の成果説明書にもありまして、お答えいただきまして、ちょっと、これだけ見てもよくわかりませんので、趣旨はよくわかります。それで、どのような効果があったのか。

それが1つと、それから、効果の中に、未評価家屋の件数、それから、調査の進捗状況で、

旭地区を除く地域……、まだ100%じゃないですよ、これやったら。今後のその辺の取り組みもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

再度、重複した点があると思いますがね、答弁に。あると思いますが、それも踏まえて、効果の状況と、この未評価家屋の件数の取り組み。この辺、ちょっと下のほうの説明をよろしくをお願いします。

青木博美税務課長

家屋全棟調査業務でございますが、繰り返しもあります、昨年9月から本年12月までを事業期間として調査を行っております。

市内の全ての建物対象に、課税台帳との比較ということで、未登録家屋や、取り壊し家屋の有無を調査するものでございます。

現在のところで解体されておりました家屋は現時点で849棟ございまして、その中で課税対象が566棟ございます。その分については、順次還付をいたすようにしております。

それと、未調査家屋につきましては、6,800棟ほどございまして、最終的な見込みとして7,000棟ぐらいになるだろうということで見込んでおります。

金額的なものも出てきますけれども、やはりこの事業の目的としましては、本来課税すべきではない取り壊された家屋の確認と、本来課税すべき、しかし未登録なっているものについて、きちんと課税をするということによって、固定資産税、都市計画税の公正で適正な課税に資することが一番の目的だと考えております。

以上でございます。（「それで、下のほうは、効果のところ、ちょっとこれ、どういう意味かな」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

ごめんなさい。ありがとうございました。

それで、次は、調査の進捗率の1次、2次調査を実施して、76.6%（旭地区を除く地域）のうち、旭地区がまだ残つとることですか。そういう意味で、そのことの説明と、次に、第3次調査という形に入るのか、もうこれで終わりなのかという質問です。

青木博美税務課長

旭地区を除くっていうのは、3月28日現在での進捗状況でございまして、市内全地区一度はもう調査を一旦終えております。

それで、一部まだ不在等による連絡つかない未調査等というものがまだ一部残っておりますので、今後、そういったところを対象に調査を進めていきます。

以上でございます。

国松敏昭委員

でしたら、最終的にどのくらい残って、それをどういう形で取り組まれるのか。ちょっと再度、ごめん、よく理解できなかつたんで。

青木博美税務課長

今、申しましたように、全地区、一応回っております、新たな建物があつたところに対しては、評価をいたしまして、先週から事前のお知らせということで、調整が早く済んだ分、順次、郵送でお知らせをしております。

それと、未調査分については、再度調査をいたしまして、評価をして、またお知らせするという手順で進めていくものとしております。

以上でございます。

国松敏昭委員

ありがとうございました。

そしたら、いつ最終的にこれ、再調査が終わって、処理が終わるんでしょうか。いつまでに終わるかということですね、この事業が。

中川原豊志委員長

調査が終わっていない件数とかがわかればそれと、それがいつまでに終わるのかということだと思いますが。

青木博美税務課長

まだ調査が終わっていない件数は253棟でございます。

事業の期間としては、12月15日までに全てを終わるところで今進めております。

中川原豊志委員長

いいですか。（「まず、とりあえず」と呼ぶ者あり）

ほかは。

成富牧男委員

ごめんなさい。

主要施策の成果の説明書の前のページ、22ページですね。

賦課業務に当たっては、適正かつ公平な賦課作業に努めるとともに云々と書いてありますけれども、個人市民税の場合、個人住民税の場合は、結局、付加する材料がないといかんわけですよ、税金をかけるために。

それで、申告してない人とかは、今はどういうふうにされているんですか。全部申告……、なかなか基準とか難しいと思いますけど、どういうふうにしてやられているのか。

例えば、所得税の出る人やったら、税務署からの資料とかも回ってくるんでしょうけど、問題は住民税の場合は申告せんでよかとかあるんですか。所得税の場合は申告せんでよかと

かあるでしょう。住民税の場合はどうなんですかね、そこんところ。所得税との違いも含めて何か説明してもらったほうがわかりやすいと思いますけど。

青木博美税務課長

まず、所得税につきましては、申告されますと、その情報が市のほうに来ますので、それをそのまま使います。

住民税に関しましても、所得があれば申告していただかなくてはいけないものですが、前年申告があつて、ことし申告されていないというようなことに関しましては、市のほうから申告のお知らせという文書でお出ししております。

成富牧男委員

それであっても申告しちゃう人には、去年申告しちゃったばつてん、所得あつたばつてんが、ことししちゃうごたつですわねつては言えますよね。そういう意味でしょう、さっきのは。

それで、ただ、ずっと漏れる人、なんか特別の何かやって……、例えば、そこら辺を洗い……、それこそさっきの全棟じゃないけど、申告書が出ていないところ、とにかく、違いつちゅうのは、所得税のほうは自分の判断で、まさに自己申告するわけでしょう、私は自分で自主計算したら、所得は出ません、だからしませんとか。申告納税制度ですよ、申告して自分で納める。

ところが、住民税の場合は、役所のほうでそういう申告も含めた課税資料でもって賦課するわけでしょう。地方税法にしたがつて賦課するわけですね。

そこに違いがあるんで、苦労されているだろうつていう前提で言っているんですよ。漏らしようがとかいう意味じゃなくて、どういう努力をされているのかなつていう意味です。

青木博美税務課長

確におっしゃるとおり、申告されないと、こちらでわからない面というものがあります。

ある意味、そういったものを防止するために、給与等の支払い、これは、おととしぐらいから全国的にやっておりますけれども、給与の支払報告とか、そういったものを含めたところで、特別徴収の義務化とか、そういったところでの報告漏れを少なくするような努力はいたしております。

ただ、1つわからないのは、自営業でされて、全くこっちからつかみようがないという面は確かにございます。

成富牧男委員

一方、例えば、申告せんとこのやつは出ませんよとか言うて、申告させておられるつていう部分ももちろんその補完的にはありますよね。いろいろ、何か手当をもらつたり、何かあ

るときに、ということですよ。それはそれで結構です。

それと、合わせてここに、特殊勤務手当で賦課職員に対して2,000円出ているというのがありましたよね、説明の中で。徴収に対してっていうのは、結構聞きますけど、賦課事務に対してちゅうのが、へーって思ったんですけど、何に着目して特殊勤務手当っていうふうにされているのでしょうか。

青木博美税務課長

ちょっと、はっきりしたところを確かめておりませんが、これは思うに、重要なところと申しますと、個人情報を取り扱っての計算というようなところでございますので、そういったところでの手当になるかと、ちょっと考えますけれども。

成富牧男委員

個人情報を使ってちいうのは、ほかのところもいっぱいあろうし、基本的には電算で計算するわけでしょうから、税務だけが特別な話じゃないんじゃないかなと私は思うんで。

特殊勤務手当っていうのがさっき言ったように賦課事務にあるちゅうのは、結構この近辺多いんですか。それ、わかりますか。まとめて、今多いのでしょうか。

それで、今後はもうとにかく、きっちりこういうやつは、こういうふうに聞かれ、しかも説明されたから、説明の中でわざわざ言われたから、そういう分についてはもう、きっちり答えを出せるようにしとかんと、職員も困りますよね。

議員も何かいろいろ、政活費とか言われて……、とにかく、政活費の説明、私たちもせないかんわけですけど、この勤務手当についても、特殊勤務手当やったら、やっぱりこういうふうに、しかも、何度でも言いますが、言われたわけですから、説明されたわけですから、説明されたからにはきちっと答えられるようにしておってほしいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

その件については、別に求めんでよかですか。（「何か一覧表のようなものがあれば」と呼ぶ者あり）

もし、先ほどの質問で、答弁できるであれば、委員会終了まで結構ですんで、回答をお願いしたいと思います。

ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

歳入もよかですか。

中川原豊志委員長

よかですよ。

樋口伸一郎委員

51ページと52ページから、ちょっと順番にいきます。

市税のところなんですけど、御説明の中で、滞納繰越分というのが節々に出てきたんですけど、この滞納繰越分の近年の金額までは要らないんですけど、推移っていうのが、上がっている下がっている、ふえている減っているでいいんで、概要を御説明いただければと思うんですけど。前年度比は先ほど御説明いただいたと思うんですけど。

青木博美税務課長

主要施策成果の説明書22ページをごらんいただきたいんですけども。

一応、ここに3年分ですけれども、滞納繰越分として載せておりますが、平成25年度、平成26年度、平成27年度にかけましては、繰越分は減少をいたしております。

樋口伸一郎委員

前もって言うちょっと嫌らしいですけど、大体減ってきているっていう感じで認識してもいいですか。3年分はありますけど。

青木博美税務課長

最近は減少をしております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それで、この滞納繰越分に対しての決算をずっとここ近年を見ながら、今後この滞納繰越分についての取り扱いというか、対応っていうのはどのように、さらに減っていくにこしたことはないのかなと思っておりますので、その辺の御所見をお伺いできればと思います。

青木博美税務課長

滞納繰越につきましては、当然、減らしていくべきものですが、まず、今取り組んでおりますのが、滞納をふやさないというところで、初期滞納者を、まず年度内に督促とか差し押さえとかによって、極力減らしていくということをまず考えております。

それと、既にもう滞納になっているものにつきましても同様に、きちんと催告とかを送りまして、呼び出しとかかけて、本人さんの状況に応じて、例えば、とても払えないものっていうのは、落としていくなり、ちょっと厳しい方でも、分割すると、分割納付とかですね。

そういったところでの努力をしていただくというようなところで、少しずつでも減らしていくという努力をしております。

樋口伸一郎委員

おっしゃられたように、多分、その年度内でまずはきっちり払ってもらおうというのが確かに優先だと思うんですけど、そうしながらも、先ほど言われたように、滞納に対して、今ま

でやっていなかったような検討とかも含めて、そのあたりも考えていただければって
いうのは思っております。

それと、先ほどの御答弁の中に、差し押さえとかそうした、取り立てって言うと悪い言い
方になるかもしれないですけど、そうした方っていうのが市内に、ひどい方と言うたらいか
んですけど、やっぱり実際、存在するんであれば、どのような事例があるのかなと思って。
細かいことですけど、御答弁できますか、ここは。

青木博美税務課長

ちょっと、事例っていうのは申し上げにくいんですけども、今、差し押さえをしている
人が特別珍しいものではないわけなんですよね。きちんと収入がありながら払われないとか、
預貯金はあるのに払われないとか、という方に対しては、もう支払いがおくれた方に対して
は、まず預貯金とか、資産の調査をいたします。

その結果として、ちょっと生活費までは押さえられませんので、それを除いた部分での差
し押さえが可能な方についてはもう差し押さえを進めております。

ほかに預貯金等があれば、そういったところでは、差し押さえを積極的に進めるようにし
ているので、こういった、ここ何年かの滞納繰越分の減少をできていると思っております。

樋口伸一郎委員

先ほど御説明の中にもあったんですけど、個人事業主さんとか、それは法人市民税とか、
そっちの企業になるんですけど、脱税ってまでは言えんですけど、何かぎりぎりのところで
こうやって、経費で全部落として、自分の税金を払わなくていいようにしている方とかも、
ここで把握するのはできないでしょうけど、いるかなっていう、ゼロじゃないかと思うんで。

その辺の、脱税ではないけど、払ってないみたいな方とかが対応が難しいやろうなと思
いますんで。ちょっとその辺も、できるだけその年度、納めていただく方々に納めていただ
いて、なおかつという部分はまた取り組んでいていただきたいと思います。

じゃあ、51ページ、52ページに関しては以上ですけど、次のページ行っていいですか。

2つ目は、58ページをお願いします。

款14の項1、目1の節1. 総務管理使用料ですね。まちづくり推進センター使用料の歳入、
使用料があるんですけど、ここのまちづくり推進センターの使用料っていうのは、使用をし
て、収入っていう言い方で適切かわかんないんですけど、得る分と、実際センターを使用し
ても要らない分というのがあると思うんですけど、その各地区ごとのセンター使用料の内訳
とかがわかれば。わかればというか、使用料があるかと思うんですけど、そうした書面とい
うのはあるんでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

各地区のまちづくり推進センターの使用料の件数及び金額につきましては、把握はしております。

樋口伸一郎委員

すいません、今すぐじゃなくてもいいので、これ終わるまででもいいので、書面を、細かい中身も知りたい、使用状況というんですかね、各地区の。ですから、御用意いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

中川原豊志委員長

資料の提出要求ですが。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

使用料の件数と金額、細かい状況というのはどういった項目といえますか、内容で。

樋口伸一郎委員

今、ここに載っているのは、まちづくり推進センター使用料ですけど、これが鳥栖地区であったり、旭地区であったり、弥生が丘地区であったり、いろんな地区に分かれて、各地区から上がってきて、センター使用料として上がっているのかなという認識をしておりますので、その内訳になる部分っていうのがわかれば。内訳というか、使用目的とか、その使用について得た金額とか。

わかる範囲の書面で。わざわざつくっていただく必要もないかなと思いますので、この積み上げた根拠のわかる内訳の書類があればいただきたいと思っております。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

各地区の使用料の状況につきましては、資料にさせていただきますと思います。

中川原豊志委員長

委員会の最終日でいいですか。（「最終日で」と呼ぶ者あり）じゃあ、委員会最終日までをお願いします。

成富牧男委員

今の中に、樋口議員がちょっと言われた、減免した分がわかるやつがあれば。わからなければもういいですけど。

現時点、例えば、文化会館の後も同じような質問をしたんですけど、減額したり免除したりした件数と、その金額とかがわかるわかるんですか。わかればそれも。わからなかったら、いいです。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

使用料の納付をいただいた分と、それ以外の分の件数、金額につきましては把握いたしておりますので。もう1点、その分は、あわせて御提出させていただくようにします。

中川原豊志委員長

お願いします。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それでは次に、歳出のほうから2点ほどお尋ねを、お尋ねというか、ちょっと教えていただきたい部分ですので、よろしくお願いします。

117ページと118ページで、まずは、備考欄の一番上の枠の、上から3段目なんですけど。

いつも聞いている感じなんですけど、佐賀県不動産鑑定協会のほうに委託をされている評価業務の詳細を教えてくださいたいんですけど。

中川原豊志委員長

固定資産評価業務。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

固定資産評価業務の委託料につきましてですけれども、固定資産というのが3年に一度、評価替えというのがございます。

それで、この分については、土地の価格、土地の評価っていうのが、土地の下落によって毎年下落修正っていうものをおこなっております。この業務の中では、毎年の評価、今回のこの業務の中では、毎年下落について下落率を出してもらうのを不動産鑑定士協会のほうにお願いしているという形になります。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうですね、年々下落していく感じかと思うんですが、評価の内容っていうか、下落していった細かい内容というのは、もう把握されているっていう認識でいいとですよ、市のほうも。委託されているんですけど、その委託された、評価された中身っていうのは、もう市のほうでも理解をされているということですかね。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

評価調書というのが上がってきますので、それによって、その土地がどれだけ下落しているかっていう調書がございまして、それで把握しております。（「了解です」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

すいません、それでは次にいきます。

同じページの節19の負担金、補助及び交付金のところです。

上から3段目、これ、歳入でたばこの税金、先ほど聞いたページにもあったんですけど、この68ページの3段目の、鳥栖地区たばこ販売対策協議会負担金ってありますけれども、この販売対策協議会は何をされているんですか。

青木博美税務課長

たばこ販売対策協議会は、たばこの販売を促進するためにいろんな商品をつくりまして、販売店へ供給されたりとか、のぼりとか、景品用のライターとかをつくられたりしております。

それと、ほかにもたばこに対するイメージアップのために、年に、ちょっと覚えてませんが、数回、例えばスタジアムとか何カ所かで、組合員による清掃活動などがされております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

理想的な御答弁だったと思うんですけど、販売促進であったり、何かたばこのイメージアップっていうのは、今の社会情勢において、たばこが、もう吸うところもなくなっているような状況で、販売促進とかイメージアップっていうのは、どういう感じで……、スタジアムのことも言われたんですけども、何かあるんですか、鳥栖市で把握されてる部分で、イメージアップ。いや、もしそういうのがあれば、私も喫煙者なので、今後、そういった運動もせないかんかなと思いましたので。何かあれば、教えていただきたいんですけど。

毎年、この額をずっと、のぼりとかそういった活動に対して、ずっと固定みたいな感じで払っているんですか。

青木博美税務課長

この金額につきましては、前々年度のそれぞれの売上額の0.25%ということで算出しております。

それともう1つ、確かに今おっしゃるように、たばこに対して今は悪いイメージ、マイナスというところはありますけれども、やはり市税としてかなりのものがありますので、そういった面もありますけれども、やっぱり税アップというところもありますので、確かに難しいところですが、主要な税となっておりますので、こういったことをしております。

以上です。

樋口伸一郎委員

先ほど、歳入のところでも、結構主要な税の額が歳入として上がっている感じだったので、システムとしては、その前々年度でしたかね、歳入を受けて0.何%というパーセンテージで、この額を算出して、払いながらこうサイクル描きながら、たばこの税も歳入で入れなが

らっていうところですよ。

だから、減ってもらっては困るけど、歳入を減らしながら、こっちもふえたほうがいいってことですよ、理想としては。

青木博美税務課長

確かに、こういった補助なく、そのまま販売が促進されれば——税収面からするとですね、いいのかもしれませんが、やはりどうしても、個人の業者さんっていうこともありますので、ずっとこういったことを続けています。

それと、ここ何年かで、一度この決算の比率も落として、改正とかしておりますので、そういうところで、本当に必要な、見合った金額ということでの支出に努めております。

以上です。

樋口伸一郎委員

すいません。

そうしたらこれ、個別に売られているたばこ屋さんに対してののぼりとかに最終的に分配されているような感じでイメージしていいんですか。

いいんですね。

じゃあ、それを踏まえてなんですけど、たばこを、余りここを大々的にたばこ税、たばこ税と言っちゃうと、健康増進とかの意味合いでは、すごい反対を食らうかもしれないので、水面下でやらないかんような感じを受けながらも、ここは市税の歳入としてある部分なので、ちょっと教えていただきたくて質問しました。

ちょっとこれ、答弁要らなくなっちゃいましたので、終わります。

柴藤泰輔委員

済みません、この主要施策の成果の説明書で質問をいたします。

15ページになるんですけど、これ事業内容6つあるんですけど、ここの中から6つ質問いたします。

まず、(1)の市民活動支援補助金、これ何年前から実施していたか、まず教えてください。

中川原豊志委員長

1つずつ。(「はい」と呼ぶ者あり) 1つずつね。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民活動支援補助金につきましては、平成21年度から補助金を創設して、補助させていただいているところでございます。

柴藤泰輔委員

そうしたら、平成27年度で7年目ということですけど、これ、効果として市民活動団体を

育成・支援することができたというふうに書いてありますけど、この立ち上がり支援とかで、まず、NPO団体とか、そういったボランティア団体の支援をされていると思うんですけど、その後の効果、成果とかは調べられているんでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

立ち上がり支援ですとか、活性化支援ということで補助メニューがございますんですけども、ことフォローというのが、それぞれの団体のアフターフォローという全ての団体につきまして、今のところ、ちょっとできていない状況でございますけれども、こちらのほうにつきましては、補助金制度の見直し等を、今年度、またいたしました。

その際に、各団体にアンケートを取りまして、どういった形で活動をされておられるか、その活動が今も継続しておられるか否かというものも合わせてお聞きしている中では、それぞれの団体、まだ事業継続をされておられる団体がほとんどでございます、それと、2回、3回ということで、3回まで補助を使っていたりするんですが、再度また補助を利用するというふうなことも計画をされているという話も聞いておりまして、補助金、一定の推進には寄与しているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

余りこう、ボランティア団体の一番、やっぱり長続きしない理由に、まず資金面と、それと人材が不足して行って、やめられるというところも多いでしょうけど。やっぱりその補助金に頼り過ぎると長続きしないということがありますんで、そこら辺も含めて、いろんな御指導をいただければと思います。

続きまして、(2)の市民活動センター補助金で、利用者数が1万4,551人とありますが、これは年々ふえてるんでしょうか。お尋ねします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖市民活動センターの利用者につきましては、平成27年度が1万4,551人ということで、前年と比べますと、若干ふえております。

前年、平成26年度が1万4,484人。

その前の年になりますと、1万2,958人ということで、これはかなりふえてきているのではないかと考えているところでございます。

市民活動センターが平成19年度からございまして、初年度19年度につきましては、4,352人ということで、かなりふえてございます。

皆さんにも、市民活動センターがあるということ、それと活用につきまして、かなり周

知が進んできているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

最後、(5)のNPO法人の認証団体で新たに1団体の認証、それと、2つの団体が解散してありますけど、その解散理由がわかれば教えていただきたいんですけど。

天野昭子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長
平成27年度に解散された団体が2つあります。

1つは、解散理由については、もう活動を最近長らくしていないという理由になります。

もう1団体につきましては、同じように活動の継続が難しいという理由になります。

以上です。

柴藤泰輔委員

済みません、活動の継続が難しいって、やっぱり資金面の件で難しいということですか。

天野昭子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長
資金面というよりも、ここ数年もう活動をされていなかったという理由になります。

中川原豊志委員長

いいですか。

もう少し詳しく。わかりますか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらのほう、解散の届出等は市のほうにいただくんですけども、その詳しい内容、理由につきましては、こちらのほうでは今のところ、把握はさせていただいていないところがございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

今はもう県のほうから鳥栖市で認証の受け付けとかはされるようになっていきますんで、やっぱりその認証をした以上は、もし解散されるときは、解散の理由も詳しく今後、聞いていただくように要望いたします。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかは。

国松敏昭委員

ちょっと1点。

さっきの樋口議員のとの関連したもので。ちょっと確認ですが、決算認定資料の11ページと12ページの件です。

市税収入の決算説明資料。これだけ単独で見れば、ある面では、徴収率も上がってますし、繰越分もふえてきておると。

それで、徴収率も繰越入れて96%ということで、努力はされているとは認識します。

ところで、上と下みればいいんですけど、12ページの、その後の欠損適用状況別内訳でございしますが、上の段の合計で9,716万6,200円ということで、不納欠損額、これ、落とすわけでしょう。昨年が9,012万円、これ、700万円ぐらい違うですよ、平成26年度と比べて、この不納欠損額は。もちろん、件数が大きいから、その辺の変動があったと思うんですが。

何を聞きたいかっちゃうと、取り組み内容が前年とどう違ってきたのか。

さらには、この徴収率の類似団体かどうか知りませんが、県内の市町村は知りませんが、この徴収率に対する考え方、その辺も合わせて教えていただきたいと思います。

まず、700万円の食い違い、そういうの中身についてと、要するに、徴収率の今後の捉え方。

青木博美税務課長

不納欠損ということですがけれども、まず、どういった対応しているかからちょっと説明をさせていただきたいと思いますけれども。

まず、滞納者に対しましては、督促状、催告書などをお送りしまして、まず、自主的な納税ということで納めていただくということを促しております。

それから、事情があればということで、納税相談によって納税指導をいたしております。

その中で、いろんな分割納付とかございますけれども、市役所にも相談に来られない、納税もされないというような場合については、預貯金、給与、不動産等の財産調査を行いまして、差し押さえ等の滞納処分をしております。

納税指導や財産調査によりまして、滞納処分をすることができない、財産がない場合とか滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどの場合には、滞納処分の執行停止としております。

また、滞納処分の執行停止に至らない滞納者につきましては、預貯金、給与などの調査を行いながら、催告を行っております。

また、その間も滞納の解消に向けまして、分割による納付なども行っておりますけれども、それでもなお状況が改善しない場合には、5年での時効ということになりまして、不納欠損ということになります。

ですから、今回の不納欠損、5年での時効がふえておりますけれども、一番は、資産等あ

れば、差し押さえをいたします。

収入状況とか、見込みがないということであれば、滞納処分の執行停止と。

それで、その中間の、どうにか納められるだろうというところで分納をしていただいたり、収入の状況等、調査をしながら、納めていただいている中で、5年間、過ぎてしまった場合には、5年での時効ということになりますけれども、この分が平成26年と平成27年にかけては、ちょっとふえているというようなことをごさいますて、全く何もしないまま5年を迎えているというようなものではございませんで、そういった、それぞれの個人に応じた納税をしていただいたりしております。

こちらは、今後も財産調査とかの納税指導をきちんとしていきまして、徴収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

国松敏昭委員

また、両方とも答えの中に入っとらんけんね、今の。私の質問は、入っているわけ。

ちょっと、中身というか、デリケートな面があると思いますが、ちょっと参考までですけど、個人、例えば、個人の家族の滞納、大きいのが、事業主が、例えばぼんと何人かおられて、その人が税金の滞納が大きいとか、その辺の、鳥栖市の場合は、流入人口とか事業主も結構ふえてきていると思うんですよ。

そういうことで、一市民の滞納、もしくは従来のおられた方なのか、事業主の滞納の方が多いのか。その辺の概要でいいですから、鳥栖市の状況からいって、例えば、いや、そうじゃないですよというのものがあれば、その中身についてどういう状況なのか。

そして、それに対してどういう対策を打ってあるのか。聞くところによると、国税のOBの専門職の方も見えとるという話も聞くじゃないですか。その辺がお答えできたら、教えてください。

青木博美税務課長

確かに流入人口とか多いんですけれども、特にそういった自営業者の方が目立って多いというふうには考えておりません。

確かに流入、流出、出て行かれる方が多いんで、鳥栖市の特徴としては、一部、例えば国保税を滞納したまま転出されたとか、そういったところでの市外にいらっしゃる方への請求ってというのは、一部多いのかなという感じがいたします。

それと、国税OBの方には、もちろんそういったどういったところで、差し押さえの仕方とか、判断をいつも重要なときには仰いで、参考にさせていただいております。

以上です。

国松敏昭委員

いや、お答えあっているのですが、国保税の話ではなかとですよ、国保税は後から出てきますので、またお聞きしますが、従来のこの市民税の、今あるじゃないですか、個人市民税、法人、固定、それから、今回はこの状況を見ると、軽自動車税が去年が39件あったのに、71件じゃないですか、不納欠損の件数が。去年のを見てみてもらえばわかるように。ちょっと調べたから言いよるんですけど。そういうことで、確かに、件数が多いし、軽自動車税なんかは倍近くなってきていると。

この辺、やっぱシビアに見て対応しなくちゃいかんということで、今質問しよるわけですけどね。

そういうことで、再度、ちょっとお答えはあったかと思うんですが、徴収率の対応を今後、その辺も踏まえて、国税庁のOB職員の方のアドバイス、もしくは、何らかの御指導のもとで今までの取り組みどおりやっていくというのか、目新しいことをやろうとされてるのか。その辺が聞けたら、教えてください。

先進地はもっと上がっているところ、あると思うんで。

青木博美税務課長

特にことし新しいことっていうのは考えておりませんが、今やっております資産の調査等を進めまして、納付の強化とか、差し押さえの強化によりまして、徴収率の向上を図っていきたいと考えております。

成富牧男委員

主要施策18ページ、それと、決算書の114ページのまちづくり推進センター講座運営委託料。

いくつかお尋ねしたいんですが、まず、まちづくり推進センター講座運営委員委託料40万円、ここの委託料と、ここの使用状況とか、講座教室の開催状況とか、そこら辺の関係をまず。

私の感じでは、うわ、たった40万円で全部しよんしゃっとかいなと思うたもんやけん、いや、そうじゃないですよっていうのがあれば、それも含めてお願いします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センター講座運営委託料といいますのは、その講座の講師さんへの謝金につきましても、市民協働推進課のほうで支出をしております、各講座の先生方ですね。講師の方への謝金につきましても、市民協働推進課のほうで支出をしております。

その講座を実施していきます中で、ちょっとした材料といいますか、消耗品等がございます。そちらのほうを、実際講座を企画、立案して運営していくのは、各センターのほうに任せしておりますけれども、そういった消耗品代等の支出をしてもらうための委託という形でご

ございます。それが、40万円というのが8センターございますので、それで40万円ということになります。

以上です。

成富牧男委員

消耗品のおたくはこれだけ、これだけっていう、そういう何か……、何ですかそれ、委託っていうのの意味がいまいちわからんやっただけですけど。消耗品っていう話がちょっとピンと来とらんもんやけん。それと委託の関係がようわからんです。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

申し訳ありません、消耗品といいますか、その講座で使う、いろいろ、例えば用紙でございませうとか、クラフト工作とかする場合はと、その糊でございませうとか、そういったものに充てるための経費になります。

成富牧男委員

ちょっと、今のもよくわからない。委託料って書いてあるけんわからんとですよね、何で委託料なのかなと思って。

それで、委託先はどこですか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

委託先は、各地区のまちづくり推進センターのセンター長に委託をしているような状況でございませう。

成富牧男委員

センター長と委託するんですか。センター長は職員でしょう、身分は、市の。ちょっと今んとは、全然答えがわかりませう。

まず、委託って、何で委託を、それが委託っていうのがわからんかったけど、今んとでますますわからんようになった。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センターで講座を開催いたしますときに、その材料費とか材料を購入する必要がございませうですけども、その際に、それぞれ8カ所あって、講座の回数もこちらに挙げております。年間八百数十回、開催をしております。

そういった中で、その講座に関わる材料のそれぞれ細かいものが多々あるんですけど、それを購入するというようなときに購入がしやすいというのは語弊があるかもしれませんが、そういった形で各センターのほうでの購入をするために、各センター長との委託をさせていただいているということでございます。

成富牧男委員

基本的に全部わかりませんが、特に最後の委託できるんですか、センター長に委託できるんですか。通常いう委託のイメージと、私のイメージとちょっと違うんですけど。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

まちづくり推進センターの講座等につきましては、先ほども宮原課長のほうから説明をさせていただきましたけれども、各まちづくり推進センターで、それぞれいろいろな工夫を凝らして講座のほうを開催をしていただいております。

それで、それぞれのセンターでいろんな講座の準備等を円滑に進めていくために、それぞれのまちづくり推進センターにおいて、経費のほうの執行をできるだけスムーズに行うように、委託という形をとらせていただいているという状況であります。

実際、嘱託職員ということになりますので、委託という形で今現在、事務手続を進めているところではありますけれども、ちょっとそれ以外に円滑な事務手続をとる方法が今のところございませんので、今回、決算のほうにお示しをさせていただいているとおり、センターへの運営委託と、こういうふうな形をとらせていただいているところでございます。

成富牧男委員

どうですかね、もうちょっとやっぱり、今はこれかなって言われてましたけど、とにかく、嘱託職員、センター長に対して委託というのは、やっぱりちょっといいのかなって感じがしますので、ぜひ平成29年度の当初予算までに、内部でもよく検討されて、しかるべき費目のほうに持っていきなり——必要であるということは理解しますので——そういうふうにされたらどうかと思います。特に答弁は要りませんので。

それであと1つ、実は、ちょっと今のような答えが出てくるちゃ思ってなかったんですが、あと1つ。

ずっと気になっとなら、ちょっと私も片棒を担いだんで、文教常任委員会やったかな、文教と厚生が一緒になってたとき、ありましたよね。

要は、公民館という文字がないんですよ、ここは。鳥栖、なくなったんですよ、公民館。

一時、併設していますという時期があって、公民館が落ちて、今の、前面にまちづくり推進センターが出てきたわけですけど、この講座中の、私もいまいわからんところ、あるんですけど、その公民館の、もしここん中にまじってあるとすれば、公民館事業がどれで、どういう事業で、一覧表があれば、それこそ一覧表出していただきたいんですけども、公民館事業がどれで、どれがまちづくり推進センターの講座、もしそういうのがあれば、講座、教室なのか、そこんところ。まずは考え方だけでも聞かせていただきたいんですよ。

何か、生涯学習課にちょっとお尋ねした時に、いや、それはなんとか事務委託ということ

で、こちらのほうに委託しているんですという話もあったんで、それも含めて、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、御質問いただきました公民館事業としての講座、まちづくり推進センター事業としての講座というような分け方はいたしておりません。

それぞれ講座、教室を開催をしておりますが、地域の方々の御要望ですとか、御意見を伺いながら、各まちづくり推進センターの職員のほうで企画立案をしながら、もちろん生涯学習課の社会教育の関係の御指導を受けながら講座をつくってきておりますので、そういった区分というようなものは行ってはおりません。

成富牧男委員

今の話では、向こうから何か企画のごたつとは持ってくるんですか。

向こうっていうのは、ごめんなさい、生涯学習課のほうから。

御指導を受けながらちゅうのはどういうことですか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

社会教育の中にこういった事業もございます。

各市民の方の教養講座、一般講座、ありますけれども、そういった形の考え方というものにつきましては、生涯学習課のほうとも会議を開く場がございますので、そういった中で、こういった講座のほうの方向性、大きな方向性といいますか、そういったものにつきましては、御意見をお伺いするというございます。

実際講座を開く、その講座の講師の方をお願いをするとか、そういったことにつきましては、現在ところ、各まちづくり推進センターの職員のほうが行っているというふうなございます。

成富牧男委員

本当は生涯学習課に対して言わんといかんことかもしれませんが、一応、まちづくり推進センターの看板が1つになった時点では、ちゃんと公民館事業は残りますよっていうことを言われたんですよね、条例改正のときも。

だから、今見るとそこんところがだんだんもう条例上出てこんもんですから、非常に気になっているんで、それこそ、こっちから言うなら、よかとね、あんたたちは、ちゃんと公民館事業ばきちっと……、それこそ御指導でよかけん、してくれっていう、そこんところはぜひ、社会教育法はまだ生きとるわけやし、よく死に法、死に法とか言われますけど、生きていますからね。ぜひ、その役割も担っていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長、あと1つ、ごめんなさい。

これ、聞いたかもしれんけど、まちづくり推進センターの使用についてお伺いしますけど、まちづくり推進センターは利用の何日前から利用申請ができるっちゅうのは、なかったんじゃないかなって記憶していますが、ありましたかね。

あるならいいっちゃけど、それがなければ、例えば2年さかのぼっても3年さかのぼってもいいのかとか、通常、例えば公立文化施設なんか——そうじゃなくてもでしょうけど、ホールやったら1年前からとか、もしくは公立、いわゆる役所関係、公用の関係やったら、先押さえができるごときですよ、通常。そういうのも基本的に規定にうたっているはずなんですよ。

ここについては、そこら辺はどういう規定の仕方をしていきますかね。その利用の何カ月前から利用申請をすることができるっちゅうところについて、ちょっと確認したいんですけど。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

まちづくり推進センターにつきましては、条例上はいつからっていうか、何日前までに使用申請願を提出してくださいというような規定は設けておるところではございます、5日前までにとすることで規定を設けております。

何日前からってということになりますと、条例、例規のほうには、今のところ規定はしておりませんが、ほかの鳥栖市の施設貸館等を行っているような施設の運用に準じて、主には1カ月前から、現在、使用申請の提出を受け付けているというところの状況でございます。

成富牧男委員

どうですかね、これはもう私の意見ですけど、やっぱり借りることができるかできんかっていうの、先押さえされたってなってしまうですよ、場合によっては。

そうすると、せっかく使いたかった方の権利がある意味侵害されるわけですから、そういうものについては、私はやっぱり条例上明らかに、運用やなくて、条例上明らかにしておくべきではないかなという意見、考え方を持っています。そうしないと、さっき言ったように実害が出る可能性もあるということです。よかと思えば、もう借りちゃったとか。

それからついでに、今、当面そういうふうには、1カ月前からと言われたかな、ホールとか諸室関係なくですか。すいません。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

部屋の区分に関係なく、一律に、受け付けについては、1月前からということ運用しております。

成富牧男委員

今から先、だんだん活発になればなるほど、市民の利用したいっていうのがなければなるほど、トラブルの種になるかもしれませんので、逆に1カ月前ていうたら、逆に1カ月前の根拠はどこあるとやって、これは、うちはもう先押さえとって、それから、例えば講師の人とかにお願いしたいとか、いろいろあると思うんですよね。

それはもう、市民文化会館なんかは、そういうことって結構ありますよね。ホールやったら、それこそ1年以上先押さえしとかないかんとかいうじゃないですか。

それと同じで、そのときに、みんな平等に、情報を知った人が勝ち、例えばさっきの1カ月でも、情報が全部に知れわたってけばいいですけど、それがどうかちゅうのは。

とりあえずは、今、1カ月であれば今でもそれなりに情報は流してあるんですけど、ぜひ1カ月って今されとるやつについては、とりあえずはきちっと広報していただきたいということですよ。

しかし、それについては、さっき言ったように、根拠どこあるかって言われたときに、私は、もうおかげで約束しとった講師とか何とかをもうキャンセルせないかんとしたって、もう当然、あいておると思っとなつて。

いろいろなる可能性もありますので、私はきちっと条例で規定した方がいいと思いますので、ぜひ、ほかいろんな言われたように、諸室ことも、ここの推進センターだけじゃなくて、ほかのいろんな公共施設の関係もありましようから、そういうのも含めて、それから、よく言うところの他市町のこと調査されて、私はトラブルを避けるためにもきちっとされた方がいいということをおし上げておきます。

樋口伸一郎委員

成果説明書でいいですか、17ページをお願いします。

決算書で言うと、111ページ、112ページなんですけど、112ページのまちづくり一括補助金とまちづくり推進協議会補助金のことが説明書の17ページに書いてあるかと思うんですけど、この目的が、まちづくりを推進すると、地区の状況に応じたまちづくりを推進するというところで、決算額が出まして、効果として書かれてあるのは、まちづくりに関する意識が高まってきているっていうことなんですけど、まさに高まってきているはずなんですよ、これですね。

高まらなければいけないっていうか、もう高めるためにやったって言うところだと思うんですけど、実際、現地の各地域の推進協議会によっては、実際のところ、本当、申し上げにくいんですけど、温度差があるのも現実ですし、一括補助金を各地区にいただいているので、その補助金に応じて何かをやらないといけないという考え方も一部あるみたいで。

実際、このあたりは、設立準備会という年度から、設立しまして大分、数年たつんですけど

ど、このあたり、もうそろそろ数年たったところで、実際各地区によっては、すごい機運が高く、モチベーションが高く、どんどんやっているところもあるかと思うし、一方では、まだなんか、させられている感が悶々でやっているところもあるかもしれません。

ですから、ここ数年たって、もうこの決算をきっかけにじゃないですけど、何かそうした、本当に現地の状況、推進協議会の各地区の状況っていうのを検証されたりしたのかっていうのを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

どのように把握を今、されていますでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

各地区のまちづくり推進協議会への補助金でございますので、その実績等につきましても実績報告等をいただいておりますし、各地区のまちづくり推進協議会の総会のほうにも御出席をさせていただいております。

その中で、こういった活動をされておられるか、もちろん、そのそれぞれ、全て私が行っているわけではございませんけれども、各地区には担当がございまして、その担当につきましては、そういったまち協の会議等には部会、役員会ともに御出席をさせていただいております。

また、市のほうでそういった事業につきまして、お手伝いができるようなこと、要請があったりとかする場合につきましては、それぞれの担当課のほうとの連携をできるように、連絡役といいますか、調整も行っているところでございます。

活性化といいますか、推進をしているのかというような御質問でございますけれども、それぞれ、私も総会はそれぞれ各地区にまいりましたけれども、いろんなその団体の方々が一堂に会されて、知恵を出し合っているといたしますか、ここで各地区の状況に応じたというのは、それぞれの、こちらからこれをやってくださいというようなことではなくて、各地区の中で考えておられて、これをやっていこうというのを決められて、各地区の目標、目的を受けて、それぞれ事業を取り組んでおられるということで考えている、協働推進課としては、そういったふうに受け取っているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

もう本当、仰せのとおり、まさにおっしゃるとおりだと思うんですね。地域の中で、こちらから何をしてくださいますと、地域の中で、この地域で何ができるかということで事業を提案してやっていただけるのが一番理想的なんです。

しかし、本当、言いにくいんですけど、やっぱり補助金が先行して、何かせないかんって

いう考え方も一部あるかもしれないので、そうしたところの実際の声っていうか、総会等でそれをぶつけるのってなかなか難しいと思います。

だから、細かい範囲でアンケートまで言うとあれなんですけれども、ちょっと検証できるような、地域ごとの状況を知って、本当になくしていくっていう考え方ではなくて、本当にまちづくりを推進するための目的で、意識が高まっていくことにつなげるためには、そうした機械的になさっている意識っていうのは、やっぱり変えていかないといけないかなと思うんですよ。

地域にこのお金は補助してますけど、これを地域で何かできることに役立ててくださってというところまでは、本当、合っていると思うんですけど、じゃあその先の、地域が、あるけん何かせないかんじゃなくて、もちろん理想ではやろうよやろうよって言って、意識が高まっていくのが理想かと思うんで。

そのあたり、今後は工夫が、各地区の状況を知って、取り組んでいくのがすごい大事じゃないかなっていうふうに考えているんで。今後の課長の所見っていうか、お聞きできればと思うんですよ。

その所見が、やっぱりその地域で何かをみずからやってほしいっていうのは、本当、理想だと思うんで、それをどうやって今後浸透させていくか。

完全に浸透させるっていうか、本当に、今はもう、ぶっちゃけ話ですと、させられている、させられてやっているまちづくり推進協議会じゃなくて、みずからがやっている推進協議会に本当にしていくためには、やっぱり今後、そこがより一歩前に進めば、そうした否定的な声も少なくなるかなと私は思っているんで。

そこら辺、課長の御所見があれば、賜りたいと思っていますけど、いかがでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

やらされている感がということで、今お話がありましたけれども、市のほうから各地区のまちづくり推進協議会のほうにこれをやってくださいとか、こういう心構えで、というようなものではないというふうに考えておまして、それぞれの地区で課題となることを探していただいてということなんですけど、そういった機運が高まるためには、皆さんそこに御参集といいますか、参加いただくことが大切かとは思っております。

それで、参加していただく方を、より多く集めていただくために、まちセンのほうでもいろんな講座ですとか、そういった教室ですとか、そういったものを通じまして、その地域での活動につながるような講座、教室のほうを工夫しながら開催できたらということでは考えております。

具体的にまだ、どういった講座というのが、それぞれの地区でそれぞれに充実してあるわ

けではございませんけれども、そういった参加をいただく、ひいてはの先々担い手となっていただけるような方々を見つけ出すというようなことができるような講座につなげていければということで、講座の企画、立案を考えていきたいと思っているところでございます。

樋口伸一郎委員

これにつきましては、もう本当、よろしく願いますということで、やっぱりまちづくりに関する意識を地域の方々に高めてもらうっていうのが一番大事かなと思うんで。

その課題を見つけてもらう、そのものがさせられている感じがある人とかもおられると思うんで、やっぱりその辺は、もう誰かに任せるじゃなくて、議会も行政も一緒になって、その地域の方に働きかけていくのが大事なことかなと思って、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

以上です。終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、ページ数、137ページの後期高齢者医療費、並びに149ページ国民年金事務取扱費の国民年金費、この2つやったかな。この2項目についての質疑を受けたいと思います。もうこの2つだけですんで。(発言する者あり) 2ページですから。

137ページから139ページ、140ページの後期高齢者医療の分と、149ページからの国民年金費、137ページの広域高齢者医療費。

国松敏昭委員

ちょっと気になって、138ページ、137ページ老人福祉センター費。

この中で、需用費の中で燃料費、光熱水費、修繕費等がありますが、これは……、「後期高齢費」と呼ぶ者あり) 後期高齢、ここは違うと。そう、ごめん。この辺っちゅうこと。

中川原豊志委員長

6番の後期高齢者医療費。

国松敏昭委員

ここは違うと。何か、わからんもんね。「6からですよ」と呼ぶ者あり) はい。

中川原豊志委員長

もう項目が少しなんで。

国松敏昭委員

そうしたら、140ページの1番はよかつちやろ。

中川原豊志委員長

140ページの一番上のほうですね。

国松敏昭委員

負担金、補助及び交付金で、はり・きゅう助成金があるじゃないですか。171万8,000円、1回1,000円の助成って。

これの今の状況。12分の1、これは補助すつとかな、そういう意味やろ。今の進捗状況がどういうふうに移ってきているのか。

前からこれは聞きよったんですよ。聞きよったちゅうが、こういうのはあると伺っていたんですが、今どういう状況下にあるのか。

吉田秀利国保年金課長

はり・きゅう助成費の事業についてでございます。

これは、後期高齢者の分でございますので、75歳以上の方を対象に、はり・きゅう施術を受けた方に対して1,000円の助成をするというような制度でございます。

それで、「利用者、利用者が何名で。係長に任せんの、後ろの。吉田さん、後ろにちゃんと」と呼ぶ者あり）利用の仕方としては、施設利用券っていうのを発行しております。これが1枚で30回受けられます。

30回で足りない方については、2枚目ということで、1年間に60回受けられると、助成を受けられるという形になっております。

この発行件数が、後期の方につきましては、平成27年度は170件、利用券を発行いたしております。

それから、2枚目を申請された方につきましては、17件、170件のうちの17件ということで、約1割の方が2枚目をと。

ですから、年間で1,718回受けられておりますので、1人平均大体10回程度、年間10回程度の御利用があっているということでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

それで、この利用できるはり・きゅう施術というかな、何件あって、実際に、この171万8,000円が適正かどうかよくわかりませんが、今後のそういう、PRの状況、また、いや、もうこのままで行くよというのか。その2点について教えてください。

意味わかりますか。

吉田秀利国保年金課長

午後 3 時 29 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

まず、先ほどの国松議員の質問におきます、はり・きゅう施設の数についての答弁ができるそうですので、まず答弁のほうをお願いします。

吉田秀利国保年金課長

先ほどの、はり・きゅうの鳥栖市内の施設の数ですけれども、きょう現在で16施設になっておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、続きまして、決算関係資料の157ページ以降、環境対策課関係の質疑を行います。

樋口伸一郎委員

決算書の158ページをお願いします。

項の2の環境衛生費の目1. 環境衛生総務費、その中の節13. 委託料の中です。

備考欄の下の欄の、御説明をいただいた残土処理委託料の部分なんですけど、もうこれ、各町区って言われたかと思うんですけど、その各町区の細かい状況っていうと長くなるかもしれないので、各町区の状況と、その残土処理を今どのように町区が行っておられるかを教えていただきたいと思います、まずは。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

各町区の溝等、側溝ですね、溝掃除といいますか、そこから発生した残土の収集運搬をお願いしておる分でございます。

それで、各町区でじゃあ何件というか、町、どの町がして、どの町がしていないということとは、ちょっとここでは申し上げられませんが、依頼件数といたしましては、年間で195件。今回、平成27年度につきましては、451万6,578円ということになっております。

これについては、平日と休日の収集運搬ということでありまして、一応単価契約をしております、2トンダンプ1時間当たり幾らと、4トンダンプ1時間当たり幾らというようなことで、ある程度、うちの課、担当職員のほうが、事前に発生量とかを区のほうにお聞きをいたしまして、それで業者のほうに委託して、収集をしていただいております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、その委託業者さんのダンプ単価っていうか、そうしたものを事前に調べて、残土の処理を行っているっていうことですね。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ダンプと、あとは人ですね。それにつく人の分の人件費ということで積算をされて、作業時間を掛けて、それで後から請求があるということになっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

もう少し詳しくなんですが、その処理の方法というのは、もう業者さん任せなのか、それとも指定が、どこどこに持って行って、どこにいつていうのがあるのか教えてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

残土処分につきましては、鳥栖市の残土処分場が、今現在、鳥栖市斎場の南側のほうに設置をしております、そちらのほうまで運んで、残土をおろすというところまでが業務となっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

その残土の処分場なんですけど、今おっしゃった場所なんですけど、情報によっては、結構もういっぱいいっぱい、もうそろそろ捨てられなくなるんじゃないかっていうような情報も一部聞き及んだことがあるんですけど、その処分する場所としては、まだずっと今後、先の対応が可能なんでしょうか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

確かに、残土処分場もかなり容量的にいっぱいになってきたということで、もうそろそろ次の場所を探すようにしなければならないというふうには思っております。

樋口伸一郎委員

これは、まだ具体的にはわからないかと思うんですけど、町のほうにもそうしたは情報は一部、わかられている方はわかられているみたいなので、そうしたことも市のほうは検討しながら、今、対応されていますよっていうのは、説明ができればいいかと思うんで、ぜひともよろしく願いをいたします。

そのままいいですか、移ります。

同じく、ごみ関連なんですけど、162ページをお願いします。

これも、まずはもう少し詳しく教えていただきたいっていうので、お尋ねになるのか、ち

よっと教えていただきたい部分です。

このページは、節の19番の負担金の中の備考欄です。まずは、備考欄の下から3段目ですね、591万円のコンテナ収集・美化活動推進奨励金。町区内っていうところまでちょっと説明を聞いたんですけど、そこから先、ちょっと聞き漏らしてしまったので、詳しい説明をお願いいたします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナの配置とか、町区のほうにお願いしております。配置をしていただいて、回収、整理をしていただくということ。

それと、もう1つは、周辺の町内の環境美化活動と、要は、していただいている町区、町区については、全町区でしていただいておりますので、もう全町区に対して交付しておる奨励金でございます。

具体的には、世帯当たり240円、平成27年度は2万4,637世帯、にということで交付をしておるところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。理解できました。

ここでちょっとお尋ねなんですけど、そのコンテナ配置ということで御答弁いただいたんですけど、仮にこの町内で、家とかが建っているところが今、各地、地域であるんですけど、そうしたところで、地域の声として、コンテナの配置場所が新たに必要になってくるとかいう御意見等とか、地区からの要望というか、そうしたのが上がってきた場合っていうのは、この金額をふやしながら対応していくっていう認識でよろしいんですか。

それとも、そこはまた別に、今ある部分以外の部分に関しては、どうなっているんでしょうか。お願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

コンテナ収集箇所をふやすことについては、私どものほうと町区のほうで話し合いをさせていただいて、必要であれば設置数をふやすというのは可能かと思えます。

ただ、この奨励金につきましては、もう世帯数で行っておりますんで、箇所がふえたからといって、その奨励金がふえることはございません。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

世帯数ですね。そうしたら、大体新しく住宅地ができていようところは、それに応じて世帯数がふえていくってことで、世帯割、大体そのコンテナの個数っていうか、世帯割というのが大体あるんですか。

何世帯に1個ぐらいだろうとか、そういうのはなく、地区の状況に応じて、何世帯だからっていうのは関係なく、もう何カ所と。それとも、大体何百世帯に1つぐらいやろうとかいう、その基準があるんですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

何世帯に1カ所という基準はございません。

ただ、町区の御希望をお聞きした中で、今のところは設置場所を決めておるということでございまして、1町区に2カ所あるところもありますし、3カ所あるところもありますし、1カ所ところもあると。

収集の曜日についても、月に1回のところもありますし、月に2回されているところもあるということで、その辺については、もう町区のほうに一応、お任せをしておると。

ふえれば、それだけ作業する方がふえたりとかしますんで、その辺については、町区の区長さんあたりと話をさせていただいているというところがございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そして、その世帯あたりでお支払いをした後は、自治会にある程度任せながら、やっているということで理解ばさせていただきます。

そのままいいですか。

3点目は、次のページの164ページをお願いいたします。

これは、節13、2つあるので、目3のし尿処理費ですね、節13. 委託料です。備考欄の下から2段目の精密機能検査委託料のところでお尋ねなんですけど、御説明の中で、改善等を出すという言い方でいいのかわかんないですけど、この精密機能検査によって、改善が必要とされたような項目が出てきたのであれば、それを教えていただきたいんですけど。

お尋ねをいたします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、し尿処理施設の中には機械設備がかなりいろいろ入っておると。

そうした機械について、もうそろそろ補修が必要ですか、そういう御指摘をいただいております。だから、躯体についても、ひび割れがあったりとか、そういうところで補修をしたほうがいいのか。そういうことで御指摘をいただいております、それが、すぐになのか、

なるべく早くとか、そういうふうなことで、一つ一つについて、御指摘をいただいております。

樋口伸一郎委員

わかりました。

ということは、これは委託料として189万円がありまして、仮にそこで改善項目が出てきて、修繕とか改修が必要になってくる分に関しては、また別の工事費用とかで上がってきて対応していくっていう考え方でいいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

し尿処理費用につきましては、修繕料として、その前のページの161ページ、162ページでございます。

節11の需用費の中で修繕料154万4,420円ということで、その中で修繕を行っておるということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この流れとしては、平成27年度の決算で189万円の委託料が出まして、もしそういうのがあったら、次の平成28年の決算の修繕料で、平成27年度の改善項目としては挙がってくるような考え方でよろしいんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

これは、現状を把握するというのが最大の、し尿処理施設の今、設備がどうなってるかという現状を把握するということと、これを修繕するのか、今やっておるのが、それとも新たなし尿投入施設を建設しようということで準備をして、昨年度、基本計画を策定したということでございます。

だから、今の考え方でいきますと、この分は、できるだけ簡単な修繕をしながら、次のし尿投入処理施設のほうに移行していくというふうに考えております。

最低限の修繕は行いますけれども、それ以上の大規模な修繕等はやらなくて、新たな施設というふうなことで今のところは考えておるところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今の御説明でよくわかったんですけど、新たに建てるっていう部分はわかりやすいんですが、逆に、すぐに必要とされる分については難しいと思いますし、委託の結果によって変わってくるけんが、当初で見込んでくのもなかなか難しいことかと思うんで、そこは、出てきたら、補正等組みながらすぐ対応したりする場合もあるし、ちょっと金額が張ってくるよう

であれば、もう来年度当初に回すってというような考え方でいいんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

終わります。

成富牧男委員

160ページの一冊下、塵芥収集運搬委託料。

これは、委託料そのもの話もしたいところですけど、ちょっと時間があんまりないんで、それはまた次の機会に譲るとして、実際、地域の皆さんから聞く話で、例えば、よく存じのように、うちの近くやったら、1つのごみ置場のところまで、こうして持っていかないかんですたいね。お年寄りの方が、こうしてこうしながら、1回置いて、またこう持っていきよんしゃるですたいね。

私んところも多分、100メートルぐらいはあるかな。一輪車で最初は持っていきよったけど、もう今持っていきよらんから、一輪車なしで。そんな感じです。

片一方で、例えば私が鎗田とかからずっとおりてくると、ぼんぼんぼんと自分の、それこそ玄関口に置いて、本町のところもそうですよね、古野からずっと。結構、そういうところもありますよね。

あれはやっぱりうらやましがられるわけですよ、うちの地域の人たちからすると、よかねって。

あれはどういうふうな、基準っちゅうか、どこでもやったらそういうふうな、物理的にっちゅうか、神辺、私の近くの場合は、収集車が入りきらんとか、くぐりきらんとかいう話があったんですけど、それも場合によっては、大型なのか中型なのかにもよりますよから。そこんところ、どういうふうな切り分け、考えてしてあるんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

原則としては、5戸から10戸程度ぐらいに1カ所ぐらいを、うちとしてはお願いをしておると。

しかしながら、もともとは、各世帯、自宅の前に置いて収集を、前していたのを、そういうふうな拠点回収をするようになったということでございます。

なぜそういう中で1軒か2軒で運んでおるのかということでございますけれども、その辺の経緯というのは、私も個別的に存じ上げてはおりませんけれども、なるべくその当時、拠点ということで、町区と話をしながら設置場所を決めておったということで、その分につい

ては、うちのほうもできるだけその拠点回収ということで、なるべく収集活動は減らしていきたいというふうに考えております。

その分と、新設については、もう1戸とか2戸での収集はできるだけしないということと、あとは、パッカー車が入るか入らないかということを確認して、入らない場合には、ちょっと離れた場所に置いていただくようなことをもって、対応させていただいておるといことです。

成富牧男委員

いずれにしろ、実際そういう問題、今、言ったようなのがあります。

そしたら、結局、あと1つはこう言われますよね。そこの区のほうにお願いしているんだからってよく言われますけれども、そうしたら、そういう目の前に、玄関口に置いたようなところは、区が、うちはしきらんよって言うたからそういうふうにしたというようにも、そうじゃなくて、まだ、さっきの話からいえば、そういう個別のところにおいておく方法から、一定のところ置くやり方に変えていく中で、まだなかなかそうならんというふうに、とりあえずはとととって……、確かに、どっか場所ば探せっていったって、なかところも、物理的に確保できないところがあるなっていうのも理解できるんですよ。

しかし、うちの近くの人たちに言わせると、よかねと、私はふうふう言うて朝持っていくよつとにというのがあるんですけど。

そこで、一つお尋ねしたいのは、これ、福祉のほうの、私がかつてよく言っていた、助け合い、そういうのもなんか考えているようですけど、助け合いで持って行ってあげるとかいう話もあるんですけどね。

例えば、可能なところは、パッカー車の委託先の人たちが、少し足を伸ばしてとってあげるとかいうのは、ケース・バイ・ケースで可能だっっちゃうことですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

高齢化社会ということで、私どもとしても、今後、その辺というのは考えていかななくてはいけないということで、社会福祉課と現在、ふれあい収集についてちょっと検討しております。

まだ、現実的に実施がいつということはちょっと言えませんが、今、モデル地区をつくって、ある程度、対象者を絞った中で、実施をしたいということで、今協議中でございます。

いろいろ課題もありますんで、その辺、整理した後に、できればなるべく早い時期、来年度とか、早い時期にふれあい収集、一部ちょっとやってみるというようなことは、今、準備をしておるところでございます。

以上です。

成富牧男委員

さすがですね。よろしく願いしておきます。

以上です。

国松敏昭委員

1点ですが、162ページ。

塵芥処理費、備考欄で言ったら5行目の不法投棄防止パトロール委託料ということで、これもだいぶん何年になるかわかりませんが、この実態、状況がどのようにされているのか。予算30万5,640円の根拠はどうなっているのか。

わかりますか、場所は。162ページよ、右側です、決算書の。

今、質問いいですかね、不法投棄の防止パトロールの委託料。これ、もう何年になるか知りませんが、どのように今、なっているのか。また、どういうところに委託されているのか。具体的に教えてください。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

何年かというのは、私も手元にはお持ちしておりませんのでわかりませんが、今現在は、にしけいという警備会社のほうに委託をしております。

基本的には、週1回、夜間を中心に約6時間程度、巡回をさせていただいておるということでございます。

それで、報告を毎月いただいておりますということでございます。

以上です。

国松敏昭委員

すると、もうこのにしけいに全部、この金額で委託して、前、スマイルとかそういうタクシー業界とかにいろいろされとったということも聞きましたけど、それはないわけですね。このにしけいさんだけ。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

現在はパトロールの委託料につきましては、にしけいだけでございます。

国松敏昭委員

それで、中身なんですけど、その辺の報告内容はどのようになっているのか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

毎月1回、週1回で月4回ということで、パトロールしたルートですね、ルートも市内を変えて回っておりますので、4回のパトロールのルートと、あと、そのときに発見した不法投棄物についての報告をいただいております。

それと、不法投棄物があった場合については、うちの職員のほうが回収に行きまして、処理をしておるといような状況でございます。

国松敏昭委員

その不法投棄っちゅうのをどこまで……、見るのがね、目視で、例えば、かつて河内の奥のほうに冷蔵庫とか何か捨てたというケースがあったわけですが、その辺はなかなか難しいところだと思うんですけど、限度がね。

その辺で、最近どういう不法物が発見されたのか、わかれば教えてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

1つはもうこのパトロールと合わせまして、ある程度、永吉とか、山浦とか、立石とか。あそこらへんの区長さんを不法投棄の監視員さんということで委嘱を県のほうがしております。そうした不法投棄が多い地域でございますけれども、そういう地域については、区長さんからの通報とかもありまして、それに対応して、不法投棄物を回収しておると。

回収するものについては、当然、電化製品であったりとか、最近では、オーディオであったりとか、テレビであったりとかというのがありますし、そのほかにも、クリーニングをしたような衣類の大量投棄とかがあったということでございます。

国松敏昭委員

もう一遍。

かつて、墓石とか何か、そういうのを不法投棄でもう何年も前ですけど、あったわけですが、随分問題があったわけです。墓石を久留米のほうからか江島の山の中に捨てたとか。

本当に今、鎮静化しているかどうか知りませんが、そういうこともあったということも伺っていますし、鳥栖市内では、罰則がないんですよ、県の条例しか、はっきり言って。その辺がどうか知らんけど。

そういうことで、人口がふえているし、いろんな意味で、事業がいろいろ多角化してきているし、再度、強化する何か手だてを取ってもらったらいんじゃないかということをお願いして、何かお答えがあるんやったら、お聞きしておきたいと思います。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

対策といたしましては、不法投棄の監視カメラがございまして。今、市内4カ所で、ダミー2カ所、本物が2カ所ということでしております。

今回、リース料で、また平成28年度上げさせていただいておりますけれども、これについては、移動カメラですね、監視カメラの移動できるやつをリースで借りて、頻繁に起こる場所とかに設置をしたいということで考えております。

それと、そのほかにも、ダミーカメラ、移動式のダミーカメラを設置できるように考えて

おりまして、一応、そうしたことで、できるだけ不法投棄が減るように考えております。

それと、もう1つは、広域の不法投棄連絡協議会というものもございまして、そうした中で、福岡県南、佐賀県東部ということで、全部では13団体、福岡県9団体と佐賀県4団体の13団体でつくっておりますそうした協議会の中で、いろんな情報交換をしております。

同じような事例があつたりとかいう場合には、連携をしたりとか、情報提供したりとか。

そういうことで、そうした不法投棄の抑止についての連携を図っておるというようなことで、こうしたものも図りながら、少しでも減らしていきたいというふうに考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ声あり）

中川原豊志委員長

ほかはございませんか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

〇〇〇

中川原豊志委員長

では、執行部準備のため、暫時休憩します。

午後3時56分休憩

〇〇〇

午後4時2分開議

中川原豊志委員長

再開します。

議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題と

いたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

決算書の257ページ、258ページをお願いいたします。

歳入のほうからです。

説明をさせていただきます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税及び目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ現年分と滞納繰越分であり、収入済額は、全体といたしまして、平成26年度より約5,000万円、3.2%の減となっております。これは、被保険者数の減少及び被保険者の所得水準の低下等により、減収となっております。

次のページ、259ページ、260ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金につきましては、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について、国が100分の32の定率で負担するものでございます。

同じく項1. 国庫負担金の目2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療の発生による市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にして、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する高額医療費共同事業に対する国の負担金であります。

なお、この高額医療費共同事業の負担率は、国4分の1、都道府県4分の1、市町村2分の1となっております。

また、事業は都道府県を単位として国保連合会において実施されております。

次に、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金のうち、節1. 普通調整交付金につきましては、全国の市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するために、また、節2. 特別調整交付金については、普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情を考慮して、国が交付するものでございます。

次に、款4. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところで御説明しました高額医療費共同事業に対する県の負担金であり、県の負担率は4分の1でございます。

同じく、県支出金の項2．県補助金、目1．財政調整交付金のうち、節1．1種調整交付金につきましては、市町村国保の財政を調整するため、主に療養給付費等に充てられ、また節2．2種調整交付金につきましては、市が実施する人間ドック、脳ドック審査事業等の保健事業などの経費に充てられるものでございます。

次に、款5．療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度に基づき、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次のページ、261ページ、262ページをお願いいたします。

款6．前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の方を対象とした被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための、前期高齢者医療制度に基づくものであり、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払基金から交付されるものであります。

次に、款7．共同事業交付金、項1．共同事業交付金、目1．高額医療費共同事業交付金につきましては、国庫負担金、県負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に基づきまして、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象に、80万円を超える部分の100分の59が国保連合会から交付されるものでございます。

同じく項1．共同事業交付金の目2．保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保の財政の格差を調整して、均衡を図るため、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、レセプト1件当たり80万円までの医療費を対象として、80万円までの部分の100分の59が国保連合会から交付されるものでございます。

次に、款9．繰入金、項1．一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県が4分の3、市が4分の1の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れ及び保険税軽減対象となりました一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合で補填する保険者支援分の繰り入れからなっております。

さらに、法定内の繰り入れとして、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る事務費繰入金や、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目し、国の財政措置が講じられる財政安定化支援事業繰入金などの繰り入れを行っております。

また、その他一般会計繰入金につきましては、平成19年度以前の累積赤字を解消するための繰り入れを平成21年度から行っております。平成27年度までの累計で2億9,000万円を繰り入れしております。

次のページ、263ページ、264ページをお願いいたします。

款11. 諸収入、項3. 雑入、目2. 一般被保険者第三者納付金及びその下の目3. 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故に係る18件の第三者行為納付金でございます。

次のページ、265ページ266ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の節2. 給料から節4. 共済費までは、国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

節13. 委託料の第三者行為求償事務委託料につきましては、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付につきましては、損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会へ委任して行うものでございます。

また、共同電算処理業務委託料は、医療機関からのレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に対して委託しているものでございます。

次に、目3. 医療費適正化特別対策事業費のうち、次のページ、267ページ、268ページの節13. 委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため、請求内容に疑義のあるレセプトについて、縦覧点検などの2次点検業務を委託して実施し、再審査請求を行うものでございます。

項3. 運営協議会費、目1. 運営協議会費につきましては、国民健康保険の運営に関し、必要な意見交換や審議などを行う鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

次に、款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費及び目2. 退職被保険者等療養給付費につきましては、一般被保険者、退職被保険者等が医療機関の窓口で自己負担分を支払った残りの医療費分を保険者が支払う額でありまして、いわゆる現物給付分でございます。

次に、目3. 一般被保険者療養費及び目4. 退職被保険者等療養費の主なものは、柔道整復師による施術や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対する保険者の支払い額でありまして、いわゆる現金給付分でございます。

次のページ、269ページ、270ページをお願いいたします。

目5. 審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の1次審査や、保険医療機関への支払い事務を国保連合会が代行するものでございます。

次に、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費と、目2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、1カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。

次に、項4. 出産育児諸費、目1. 出産育児一時金につきましては、被保険者の出産1人

につき42万円を支給する出産育児一時金に要する経費でありまして、支給実績としては、平成27年度で46件でございました。

次のページ、271ページ、272ページをお願いいたします。

次に、項5．葬祭費、目1．葬祭費につきましては、被保険者の死亡により、1人につき3万円を葬祭を行ったものに支給するものであり、支給実績としては103件でございました。

次に、款3．後期高齢者支援金等、項1．後期高齢者支援金等、目1．後期高齢者支援金及びその下の目2．後期高齢者支援金関係事務費拠出金につきましては、支払基金へ拠出いたします後期高齢者支援金及び病床転換支援金、並びに事務費でございます。

次に、款4．前期高齢者納付金等、項1．前期高齢者交付金等、目1．前期高齢者交付金及びその下の目2．前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、支払基金へ拠出いたします前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

次のページ、273ページ、274ページをお願いいたします。

次に、款6．介護納付金につきましては、介護給付及び予防給付に要する費用に充てるため、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を各保険者が支払い基金に納付するものでございます。

次に、款7．共同事業拠出金、項1．共同事業拠出金、目1．高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の国県支出金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

目2．保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の共同事業交付金のところで御説明いたしました保険財政共同安定化事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

次に、款8．保健事業費、項1．特定健康診査等事業費、目1．特定健康診査等事業費につきましては、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられておりまして、これらの事業の実施に要する経費でございます。

主なものといたしましては、節7．賃金につきましては、集団特定健康診査及び特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師などの資格を持つ臨時職員の賃金でございます。

次のページ、275ページ、276ページをお願いいたします。

節13．委託料の特定健康診査委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び集団健診を県医師会、また、データ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項2．保健事業費、目1．保健衛生普及費のうち、節13．委託料の医療費通知作成

委託料につきましては、被保険者に自己の健康管理や医療費に対する関心を高めていただき、適性な受診による医療保険事業の健全な運営に資するため、年6回の医療費通知作成の経費、また、後発医薬品差額通知作成委託料につきましては、ジェネリック医薬品の普及のため、被保険者にジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担軽減額の数値作成の経費であり、いずれも国保連合会へ委託をいたしているものでございます。

目2. 療養費、節19. 負担金、補助及び交付金のはり・きゅう助成金につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成するものであります。

目3. 健康推進事業費のうち、節13. 委託料につきましては、疾病の早期発見、早期予防のための人間ドック及び脳ドックの委託料であります。

次に、款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金のうち、次のページ、277ページ、278ページの目3. 償還金、節23. 償還金、利子及び割引料の国庫負担金返還金につきましては、平成26年度に国から交付されていた療養給付費負担金などの交付額の精算により返還するものでございます。

次に、款12. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金につきましては、平成26年度決算に伴う赤字分を平成27年度予算から繰上充用して補填したものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ございますか。

成富牧男委員

資料は後でもいいんですけど、主要な施策の成果98ページにある事業内容のところに書いてあります2行目の初め、がの後、国保事業の運営は、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者の加入割合が高いということと合わせて、保険者1人当たりの調定額の低下、ここら辺がわかる鳥栖市の具体的な、何か数字的なデータがありますか。

何かこの経年、2年、3年か4年、5年かわからんけど、そういうのがあればいいなど。

吉田秀利国保年金課長

まず、被保険者の所得水準が下がっているということでございます。額的には、ちょっと調べればわかるんですけども、平成26年度の1人当たりの調定額が10万6,000円程度でございます。

それで、平成27年度につきまして申し上げますと、10万5,000円ということで1,000円ちょっと下がっております。

税率等は変更はあっておりませんので、単純に所得水準が下がったことにより、1人当たりの調定額が下がったということになるかと思っております。低所得者の割合が多いうことでございます。

これは、軽減世帯数が多いということで、国が国保を支援する財政支援の中に地方交付税の算定がございます。この中にも、低所得者が多いということで、その割合に応じて交付されるものでございまして、この部分も、鳥栖市のほうはいただいているということで、これ全国的にはございますが、保険者から見ると、国保の被保険者については、低所得者が多いということになるかと思えます。

以上でございます。

成富牧男委員

それで、例えば、今言われたようなやつ、国民健康保険なんかで出される指標なんでしょうけど、1人当たりの所得っていうかな、それが、今度は国保の中で見た場合、どれぐらいかちゅうのは出るんですよね。国保だけ、よそと比べてじゃなくて。国保の中の平均所得っていうか、モデルぐらい、出し方はいろいろあると思いますけど。

吉田秀利国保年金課長

所得についてが、いろいろでございますので、保険税を算定する段階での所得控除後ですかね、所得率を掛ける段階での標準所得額っていうのでは、1人当たりは出ます。

成富牧男委員

それは、いやきょうやないですよ、この何年かのは出るんですか二、三年でも。

吉田秀利国保年金課長

県のほうが毎年、国保の事業に関するそういう資料を毎年、ちょっと1年おくれではございますが、そういうものが出されておりますので、その中に、そういう所得の平均というか、そういったものの資料がございますので、それをピックアップすれば過去数年にわたって把握することはできます。

成富牧男委員

ぜひ、出していただくように、結局、一般財源からの繰り入れ、法定外繰り入れの話に通ずる問題だと思うんですよね。結局、払いたくても払えないような層がかなりおるっていう意味で。

だから、そういう資料の意味で、ぜひその所得の水準の話、出していただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

中川原豊志委員長

この委員会中に必要ですか。

成富牧男委員

この委員会中に無理せんで出るって言われれば、出していただきたい。無理せんでいいんですよ。そんなに無理やったら、別に、今回は望みません。

中川原豊志委員長

後日でもということによろしいですか。

吉田秀利国保年金課長

ちょっとかかるようでございますので、申し訳ございません。（「じゃあいいです」と呼ぶ者あり）（「いつまでばきちつと言うとかやごて」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

いや、今委員会では、私は求めません。求めなくていいです。出ればと思っただけ。

それと、ちょっとちゃんと読めば載っとうろうがって言われそうですけど、今、ずっと説明いただいた中で、したがってのところですよ、結果、これまでの累積赤字がこれだけあって、今回の単年度ではこうでとか、そこら辺のまとめの部分をもう一度。

どっか載っとうとでしよ、ごめんなさい。（発言する者あり）そっち、載っとうろう。（「それば聞こうと思っただけ」と呼ぶ者あり）ああ、そう。もう何ページの読んでくださいって言われてもいい、わかるなら。

できればもう、せつかくこの場ですから、そこの結論の部分だけ言っていただければと思います。

吉田秀利国保年金課長

今年度の決算状況につきましては、歳入の総額といたしまして、83億3,459万4,392円でございます。

それから、歳出の総額につきましては、95億1,924万9,418円でございます。

ですから、歳入、歳出差し引きをしますと、マイナスの11億8,465万5,026円ということになっております。

それで、この額には、前年度繰上充用額、平成26年度以前の累積赤字も含んでおりますので、その前年度繰上充用額を差し引きますと、単年度収入といたしまして、マイナスの6,044万322円となります。（「それはどっか書いてあるのかな」と呼ぶ者あり）（「ここに載っとうろうにつちゅうとはある」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

資料は。（「資料としては」と呼ぶ者あり）（「監査委員の」と呼ぶ者あり）（「ちゃんと出とる」と呼ぶ者あり）資料、ございますか。

吉田秀利国保年金課長

監査委員のほうから出された鳥栖市歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書の43ページに載っております。

成富牧男委員

ありがとうございました。

結構です。

国松敏昭委員

関連というか、私も御質問したかったところです。

毎度、大事なところがございますので、重複する点もあると思いますが、ただいまおっしゃったように鳥栖市の歳入歳出決算及び基金の云々という意見書で、鳥栖市監査委員の、この69ページ、ちょっと真ん中付近ですが、はい、むすびというところの、69ページの真ん中に。

ちょっとあえて大事な項目でございますので読み上げてさせてもらいますが、今後、国民健康保険事業運営の広域化が予定されていることから、引き続き効果的な保健事業や医療費適正化対策、更には、保険税の収納率の向上を図るなどの最大限の自助努力が必要と思われる。また、制度そのものが抱える問題点について抜本的な改善がなされるよう国を初め関係方面に対しての更なる働きかけが望まれるところであると。

要約してこういう形でおっしゃっておりまして、この中身でございますが、それで、今、国保特別会計、赤字11億8,000万円と。

これをどうするかということと、それに対する、ここにも書いてありますように、この中身について、そのとおりだと思うんですが、じゃあ具体的にどういうふうな取り組みをされているのかお尋ねをしたいと思います。

吉田秀利国保年金課長

まず、11億円からの累積赤字でございます。

この累積赤字については、本来であれば平成30年度の都道府県化までに解消すべきというふうにはなっておりますが、鳥栖市の場合、11億円という多額な累積赤字でございますので、なかなか平成30年度までの解消というのが難しいということで、本年度当初予算のほうでも御説明いたしましたけれども、平成28年度から毎年1億円ずつを一般会計から繰り入れ、ここ十数年で解消していくというような形での解消を目指していきたいというふうに考えております。

また、次に、保健事業と医療費適正化等の取り組み状況についての御質問だったかと思っておりますけれども、現在、鳥栖市においては、保険者に義務づけられております特定健康診査、

これを大きな柱として生活習慣病予防のため、生活習慣病は予防ができる疾病でございますので、そういった予防をすることで将来的な医療費の抑制を図っていくというふうなことをやっているところでございます。

また、これ以外につきましても、人間ドック、脳ドックの実施であったり、ジェネリック医薬品等の差額通知の発送であったりといったことで、将来的な医療費の抑制につながるような事業を積極的に実施しているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

すいません。

それで、それは医療面からだと思いますが、私がここであえてこの中、細かく言うわけはありませんが、医療費適正化の問題の対策だと今のはお聞きしているんですが、国保年金課としての対策、また取り組みについて、お答えいただきたいと思います。

中川原豊志委員長

いいですか。

答えられますか。

吉田秀利国保年金課長

国保税の収納率の関係につきましては、収納率がことしで92%ちょっとということで、昨年より約0.7ポイントほど上昇して、ここ数年、わずかではありますけれども、上昇傾向にはございます。

ただ、そういった中で、県全体から比較しますと、低いほうでございますので、今後もその収納率を上げるということに対して取り組んでいくようなことを考えております。

具体的に申し上げますと、収納率だけを考えれば、収納率を上げることで収納額をふやすということが本来、目的ではございますけれども、なかなか収納率を上げるっていうことで、分母のほうを、実際、国民健康保険っていいますと、社保に入ったり、国保にも会社勤めしたり、やめたりという方、そういう方もございます。それで、異動が頻繁にあっております。

そういった中で、本来、社保に入っている方についても、届け出をしないと国保に入ったままというふうな形で、そのまま国保の資格を有して課税されるという事で、分母のほうかふえるということになりますので、そういった方を積極的にこちらのほうから勧奨をして、分母のほうを抑えるというふうなことを、今まではやってきておりませんですけども、収納率を向上させるっていうことから、そういったことも必要かなということを考えております。

今後ともそういった、分母のほうを減らすということも一つ考えておりますし、また、実

際の収納につきましても、滞納処分であったり、持っている方、悪徳、悪質な滞納者については、差し押さえをしたりとか、そういった形で、極力収納率を上げるような努力を今後も強化していきたいと考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員

言葉だけじゃなくて、実際の、本当にどうなっているかっていうのを聞きたかったんですよ。

かつて僕も総務のほうの担当で、常任委員長させていただいて、国保税を2年にわたって上げたケースがあるんです。

それは、上げるには上げるだけ、やっぱりちゃんと努力すると、当時の部長、佐賀市が95%か96%だったんですよ。95%、96%、ここまで持っていくから了解してくれと、そういう意味のやりとりをした覚えがあるんですよ。

それは確かに厳しいのはわかった上で私も言っているんです。だから、その取り組みの中身をもっと具体的に、本当にどうやっているのか。だから、そこを聞きたかわけですよ。

だから、本当に一番厳しい問題、鳥栖市の財源の中で一番、ここを解消すれば財源も生まれてくるんですよ、いろんなことが政策として、いらんこつばってんが、打てるんですよ。この庁舎の問題にしる、何にしる。それがもうほんと、重々わかっている。

だから一番、逆言えば大変な部署であり、いかにそれをきちっとやっていただくと、すごく本市としても、助かるというふうに思うんですよ。

それで、そういう事例は逆に勉強されたのか、その後、そういう先進地の。それをまず聞きたいんですが、参考にされようとされておるのか、もしくは、そういう分野できめ細かなそういう事例も引っ張って、取り組んであるのか。

それをお答えいただきたい。

中川原豊志委員長

答弁は。

青木博美税務課長

収納率上昇のために、まだ具体的なことはありませんが、「ちょっと、大きい声で言わんとわからん」と呼ぶ者あり）収納率を上げるために、佐賀市と小城市のほうに視察には行っております。

それで、そういったところをまた含めまして、ほか、必要であればまたいろんなところを研究しながら、今後、収納率の向上に向けて努力していきたいと考えております。

当然、今、行っております財産調査、そういったところが中心となるかと思えますけれど

も、そういったところも、今回、うちのほうで初期滞納とか、高額滞納とかにグループを分けまして、そういった対応の効率化、効率性を高めるなど、そういったところでも既に取り組んでおりますので、今後、あらゆる方法を通じて、徴収率の向上に努めたいと考えております。

国松敏昭委員

もう大体、どういうふうなことをされるということは、考えてあると思うんですが、いずれにしても、最大限に、まず収納率を上げるとか、自己でできるようなことはあると思うんですよ。

そすと、今言うように、高額医療をどうするのかとかも、大体、どの辺にどう手をつけて、それをやり切る。いい方向に持っていく。

そうすれば、かなりその辺は、もう一遍に上がらなくてもね、改善できると思うんですよ。

だから、これは昔は国保税課のほうで、収納はやっておった、今、税務課のほうに移転したんでしょう。やっぱその辺、連係プレーをやりながら、まず、収納率を上げる。

そして、これは国の社会保障だって今、40兆8,000億円から、来年42兆円になるとか、いろんなことも報道されて、確かに、医療費は上がってきているし。だけど、上がってきているとは言いながら、それはやっぱり適正にそれに対応していかないかん。

当然、高額医療の問題も、どういうふうにしたらそれが抑えられるのかとか。

そのような、それぞれの知恵を出しおうて、やっぱりやっていかなければ、赤字出ています、頑張りましたけどできません、で終わってしまっただけはどうしようもないと思うんですよ。

これはもう、全国的なもの、我が市だけではないということは、もう私も認識しておりますが、そういうことで、もっと本当に、具体的に、その先進地も今、小城市と佐賀市に行かれたという話ですが、いいところは、やっぱまねし、いいところはやっぱりきちんと、取り入れてやっていかなければ、先に、いい方向に向かっていかないということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

今、徴収率を上げるというのは、それなりに大事なことだと思うんですね。

ただ、それこそ一言で言うと、徴収率に構える余りに、血も涙もないような形になっては、それはもうだめだと思うんで。

さっき言われたとおり、そもそもが低所得者を中心につくられておる国保会計ですからね。

それで、1つだけ聞きたいのは、これ、共産党議員団ではずっと言っていますけど、そもそもは、もちろん実際の努力も要りますけど、国がかつて2分の1やったのを、今、32%と

か言われましたかね、医療費のって言っていたのが、今は給付費のか何かになっているんですかね。そこの違い。

だから、もっとやっぱり、国がお金を削るんじゃなくて、出すという方向、必要だと思うんですが、自治体からもいろいろ、市長会とかで出してあるんでしょう、そういう要望っちゃうのは。それだけ確認しときたいと思います。

吉田秀利国保年金課長

国の負担金の割合につきましては、市長会、町村会等から、現行の形を上げていただくような話は随時、出てはおります。

また、それ以外にも、何らかの形でシステムの改修とか、法的な改正があったときの改修あたりについては、現行は調整交付金という5割の中から、振り分けていたものを、別枠として、それとは別の補助金という形での別枠としての交付にしていだけないかなどの要望等は、九州内各所も、全国的にもそういう意見のほうはあっているっていうことでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今、あっているってことじゃなくて、鳥栖市も入ったところが市長会、九州市長会とか全国市長会とか、鳥栖市も加入した、その総意として出しておるということでしょうか。出してあるそうですみたいに今、聞こえたんで。

吉田秀利国保年金課長

そういうことです。県内の各市が集まっている都市国保の協議会、その上の九州の都市国保協議会、そういった中で、私たちの中でそういった意見を出していると。

よその団体も同じように出してあるということで、そういう意味合いでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

橋本有功市民環境部長

済みません、もう時間もございませんけれども、今、国保の関係につきましては、国松議員のほうから、また、成富議員のほうからもいろいろ御指摘いただいております。

我々も、赤字もございますし、ただ一方で、制度的な部分の改革も必要だという部分で、

今度、改革もされますけれども、それはそれとして、要望もしてまいります。

ただ、行政としても汗を流しながら、歳入、歳出、医療費の適正化、収納率の向上ということでは、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

では、質疑を終わります。



議案乙第28号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第28号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

決算書の285ページ、286ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款1. 後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の76.9%を占めており、平成26年度と比較しまして、374万2,000円、0.7%の減となっております。

内訳といたしましては、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料、節1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料徴収額でございます。

目2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収納額でございます。

次に、款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費などの後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費、また、窓口端末実費負担金、被保険者証郵送料などに対する佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担につきましては、それぞれ一般会計から繰り入れを行うものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分について、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款４．繰越金につきましては、平成26年度の決算が歳入総額 7 億1,968万3,475円、歳出総額 7 億1,826万6,083円で、歳入、歳出差し引き額が142万2,484円の黒字決算でありましたので、同額を平成27年度予算に繰越金として計上したものでございます。

次に、款５．諸収入、項２．償還金及び還付加算金、目１．償還金、節１．保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付が発生したものを県広域連合から受け入れたものでございます。

２ページめくっていただきまして、289ページ、290ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出では款２．後期高齢者医療広域連合納付金、項１．後期高齢者医療広域連合納付金、目１．後期高齢者医療広域連合納付金、節19. 負担金、補助及び交付金の保険料等負担金が、歳入総額の99.7%を占めておりまして、平成26年度と比較いたしまして、615万5,000円、0.9%の増となっております。

この負担金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入の一般会計繰入金で御説明いたしましたところの、一般会計から繰り入れしました広域連合に対する共通経費負担金及び低所得者の方の保険料軽減分を補填する保険基盤安定負担金などを佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

いかがですか。よろしいですか。

国松敏昭委員

すいません。

歳入のところで、286ページでございます。

一番上の後期高齢者医療保険料の中身、ちょっとよく勉強していない面もありますが、不納欠損と収入未済額が出ているじゃないですか。何が要因でしょうか。要因ば教えていただけますか。

委員長、わからんならあとからでもよかけん。

中川原豊志委員長

答弁は大丈夫ですか。

吉田秀利国保年金課長

還付未済額のことをやったですか、収入未済額。（「不納欠損額と収入未済額、その辺の中身ば知りたいって話」と呼ぶ者あり）収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差

し引いて、不納欠損分をまたそこから差し引いた額が収入未済額ということになっております。（「説明書はなかとかな」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

この中身、原因。（「原因があろうもん、数字が出ている以上。わからんなら後。時間の関係で」と呼ぶ者あり）答弁できますか。

青木博美税務課長

件数、内訳をちょっと今、手元にはございませんけれども、執行停止と不納欠損、これは一般の市民税とかと同じですけれども、執行停止をかけて3年になるものですね。

それと、5年経過して不納欠損という形のものになります。（「ちょっと委員長、後日でよかけん、きちっと答えば」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

答弁できますか。

青木博美税務課長

そうしたら、後日まとめて報告をさせていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

では、委員会最終日までに、よろしいですか。

委員会最終日までに。

青木博美税務課長

わかりました。提出いたします。

中川原豊志委員長

採決前までにちょっと報告をお願いいたします。

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あすは現地視察を予定しておりますので、委員の方は10時出発になっております。それまでに集合をお願いいたします。

以上をもちまして、本日は散会いたします。

午後 4 時54分散会

平成28年10月 4 日 (火)

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 西依 義規

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

スポーツ振興課長 古賀 達也

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 徳渕 悦子

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 青木 博美

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

報告（市民環境部市民課、環境対策課）

「マイナンバーカード申請が簡単にできる証明写真機」の設置について

セアカゴケグモ関連の対応について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前9時57分

現地視察

市民文化会館大ホール舞台機構改修工事

至 午前10時34分

〰〰

午前10時51分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

自由討議

中川原豊志委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託されました議案を含め、議員間で協議したいことがございましたら、発言のほうをお願いいたします。何かございますか。どうですか。

今回はなしでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、自由討議を終わります。

暫時休憩します。

午前10時52分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時13分開議

中川原豊志委員長

再開します。

議案審査中に委員からは提出の要請がございました追加資料について、執行部から提出をいただいております。お手元に配付をしておりますが、まず、こちらの資料の説明を執行部のほうからお願いしたいと思います。

まず、こども育成課のほうからよろしいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

お手元にお配りしておりますこども育成課の資料について説明をいたします。

資料左半分に、小鳩園、白鳩園、下野園、鳥栖いづみ園、各園ごとの定員等を記載しております。

それで、右側のほうに、この4つの保育園の合計を記載しておりまして、右下のほうに保育士の配置基準と設備の基準、子供1人当たりで何平米必要という設備の基準を参考までに上げております。

まず、左半分の上のほうの小鳩園をごらんください。

①の施設定員につきましては、施設の設備の基準に照らし合わせた場合の定員でございますけれども、いわゆる箱としての保育園に受け入れが可能な定員というのが施設定員でございます。

②の認可定員といいますのは、県の認可を受けた定員でございますして、年齢順に記載しております。

③に現入所児童数を挙げております。

一番右側の欄が、定員に対して、入所児童数の差ですね。これを挙げております。

それから、右側のほうの公立4園合計、こちらのほうの欄の一番右側に、参考までに8月末現在ではございますが、入所待ちの待機児童数の数を入れております。ただ、この入所待ちの待機児童数は、公立保育園のみではなくて、全体でございます。私立の入所待ちも含めたところの全体数で挙げているところでございます。

説明は以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

せっかくでございますので、質疑ありましたらお受けいたします。

樋口伸一郎委員

すいません、幾つかちょっとお尋ねをさせていただきます。

まず、設備基準なんですけど、これ3歳から5歳っていうのはもう、余りないんですか、基準が。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

2歳以上は、全て同じ基準となっているところでございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、施設定員というのは、その施設のキャパだと思うんですけど、その施設定員を踏まえて、この表の認可定員の数を割り出した算出根拠っていうか、があれば教えていただきたいです。

例えば、現在のニーズに合わせてこの数を出したとか、現状、数によって、今、市内にいる子供の数の現状とかを踏まえたとかですね。そうした根拠があれば、その認可定員の算出した根拠をお尋ねさせていただきます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この認可定員につきましては、その保育園の創立当初の定員とは違ってございまして、そのときのニーズに応じて見直しをそれぞれかけております。増築をしたりして、かけているところではございますが、ここ近年は、この認可定員の見直しはかけておりませんので、それぞれの園の定員は10年前とか20年前に認可を受けたときの数になっております。

ただ、鳥栖いづみ園につきましては、鳥栖園といづみ園を合わせたときに、この225名の定員にしておりますので、比較的新しい数字ではございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この認可定員を、右側の公立4園の合計で、入所待ちに関しては、市内保育所全てということだったんですけど、この右側のほうを見ると、認可定員と現入所数っていうところが、大体ずっと0歳、1歳、2歳、3歳ぐらいまでは近い数字なんですけど、やっぱ4歳、5歳が現入所数と認可定員がかなり違うので、ここお尋ねなんですけど、認可定員、仮にですけど、この見直しをすることで、入所待ち待機児童とかの受け入れ可能となる範囲が広がったりっていうのはないんでしょうか。ちょっとそういった考え方もしてみたんですけど、御所見を伺います。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この認可定員につきましては、ここに上げてあるそれぞれの年齢段階で、一応定員ということで決まっておりますけれども、これはこの枠の中全体で移動ができますので、ある程度は、実際は3歳、4歳、5歳児の定員の中に入っているんだけれども、0歳、1歳の部分を若干こっちのほうにカウントするというのは可能でございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。

多分、にしても、4歳、5歳の差が、結構、34人とか、もう学校では1クラス分ぐらいの誤差もあるので、やっぱ、それがなかなか行にくいところに保育士不足とかの原因があるんじゃないかなというふうに認識できるんじゃないかなあと考えていたんですけど。

仮に、そうした年齢差による人数で、今、この数が妥当だと考えた場合に、今度は施設定員を見たときに、キャパの問題で先ほど増築とかされながらっていうのもあったんですけど、この年齢の高い部分、4歳、5歳とかの児童の使用する教室は、施設定員から見れば、まだあいているような状態で見ることがも可能かなと思うんで。

そうした、あいているような教室があれば、そこに補うことで、また入所待ち児童の解消には少しつながるんじゃないかなと思うんですけど。

今度、施設定員から見た場合の現入所数——キャパから見たときの、についてはどういうふうに、お考えでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

確かに、3歳、4歳、5歳児については、この表から見ると随分開きがあるじゃないかというふうにとられるかもしれませんがけれども、それでは、例えば0歳、1歳、2歳、この分多く入れるとすれば、ここ1年、2年はそれでいいかもしれませんがけれども、例えば、頑張って2歳児41名、入所待ちがあるので、これ全部、入れたとすると、来年度はこの3歳児が41名プラスの今の人数になりますので、何年後かには、全部受け入れができない、3歳、4歳、5歳児を全部受け入れができないというようなこともあり得ます。

ですから、まずその点はよく見きわめをしながら、入れていかなければならないということと、あと、面積だけで見るとまだ入れられそうではあるんですけども、この辺は、例えば5歳児の部屋がスペースがあいているからといって、じゃあ0歳児とか1歳児をそこに、スペースの区切りはするかもしれませんがけれども、そういった子供たちを入れられるかどうか。

その辺もございますので、できるだけ優先順位を守って、入れながらも、いろんなほかの保育に支障がないような形で、バランスをとりながら入れているというのが現状でございます。それともう1つは、確かに、保育士の確保がなかなかできていない状況ですので、保育士の確保が1人でも2人でもできれば、もう少し入れることは確かに可能でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

説明いただいたとおりで、ごもっともな現状だと理解しておりますけれども、先ほど言わ

れたように、この今の2歳児40名が上のほうに上がっていけば、必然的に上の数はふえるっていうのも本当におっしゃるとおりかと思うんですけど、今、平成29年度に向けて私立の園が建ってますよね。そこの今度、運営状況を考えると、最初はこの上のほうの数は少ない現状で始まると思うんですよ。

それで、始まった0歳、1歳、2歳の小さい子がまた上に上がってくると思うんで、その辺のバランスというのは、入所待ち待機児童、御説明にもあったとおり、市内保育所全ての数がせっかく出ているんで。やっぱりそのあたりの最初の運営は、逆に年長児童に近づくにつれて数が少ないような状況でやっていくので、公立保育所としても、公立の担いとして補える部分が、そうした施設だけ見れば、スペースに3人でも入れるスペースがあれば、その辺を補いながら、私立保育所の3歳、4歳、5歳が補える部分については協力していただくとか、そういった考え方でちょっと進めていただければなと思いました。

今回、定例議会の中で決議も出ていますので、やっぱりその中には、公立の部分と私立の部分も両方書いてありましたので、決議を踏まえて、今後の取り組みを行ってほしいなと思ひまして、質問をさせていただきました。御答弁はこれは大丈夫です。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

国松敏昭委員

ちょっと、私が頭悪かけん理解できないのか知らんけど、今の話では、結局、ずっと1年ごとに繰り上がってくるから、単年度だけで対応したら、ちょっと大変だという話に聞こえたんです。

それで、一番の原因は、その施設のキャパの問題なのか、保育士の問題なのか、それとも、運営する側のやりくりが難しいのか。その辺がちょっと、この数字だけ見たら随分、対応できるんじゃないかなという、そういうふうな、ニュアンスがあるわけですけど。

その辺の見解は、どういうふうに理解したらいいのかなと思って、確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

第一義的には、保育士の確保がまず必要かと考えます。

例えば、保育士を1人増員することで、0歳児がさらに3人、預かることは可能になりますが、この基準からいくとですね。

しかしながら、お預かりしているのは朝7時から夕方7時まででございますので、その辺のシフトの組み方も関係してまいりますので、0歳児3人に対して、保育士が1人いれば

大丈夫という話ではございませんので、その辺は、今いる保育士の人数と絡めて、1人必要なのか、2人必要なのかというのが必要になってきますけれども。

キャパにつきましては、比較的、私立も公立保育園も、認可定員よりは少し余裕のある形で施設をつくっておりますので、その辺の受け入れは、現時点では、キャパだけで申し上げますと、可能なところも出てくるかとは思いますが。

国松敏昭委員

大事な話ですので。申しわけない、これはもちろん公立ですけど、じゃあ私立のこういう状況は、資料は持ってあるんでしょう。こういう資料は出ているんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今、準備はしておりませんが、私立についても、この認可は県の認可を受けておりますので、同じような書類は、数字は上げることは可能だと考えます。

国松敏昭委員

何ば言いたいかわちゅうと、もちろん、ずっと視察をさせていただいて、私立の保育園では対応できないのを公立でカバーするとかということで、そういうもろもろの課題を一つ一つクリアすることによって、逆に対応できるというような方法はないのかということで質問しよるわけですよ。

例えば、だから、はっきり言うと、白鳩にしろ、小鳩にしろ、下野にしろ、そういう施設を大きくしたり、要するに保育士バンクの中を通して、保育士を確保するとかちゅう、これは金が要ることですよ。本来は、民間にずっと今、シフトしておるのはよく理解するんですけど。

そういうことで解決できるのかなという、もちろん、今おっしゃっている保育士の問題、それから、そういうシフトの問題、今、課題もずっとおっしゃっていたところですが。

どうしたら、入所待ち待機児童が228名、これ全部ということですが、新しく今度は全部、3園、私立ができるという話ですが、そういうのを踏まえて、これがどういうふうに解消できるのかという観点から、今、御質問しているんですが。

そういうことで、根本的な解決方法は、やはり保育士と保育士に伴うシフトの問題だけなんでしょうかね。ちょっとそれ、聞きたいです。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

非常に短期的なことでは申し上げれば、保育士が、それこそ1人でも2人でも確保ができれば、より多くの子供さんを受け入れられるということになります。

ただ、先ほども、樋口議員のほうから御説明がありましたように、新しい保育園が3カ園、開所を予定しておりますし、また、市内の幼稚園が認定こども園への移行を少しずつ考えて

おられまして、現在は、布津原幼稚園のみでございますけれども、今さらに2カ園が予定をされているところでございます。

今後、この市内の幼稚園の認定こども園への移行はまた進んでいくものと思われまので、この辺の状況を見ながら、対応していかなければ、将来的にどこも定員割れをするというような状況も考えられるところでございます。

成富牧男委員

ちょっと私、この表の見方、さっき説明は施設定員、認可定員、ありましたけど、この施設定員っていうのは、最初のイコール認可定員だったんでしょうか。そういうふうに理解していいですか。じゃない。そこんところがようわからんのですけど。

施設定員と認可定員というその言葉の定義っていうか、そういうのを教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

施設定員というのは、あくまでもその建築するときの広さ、面積、こういうもので計算をすれば、定員はこれぐらい入れることが可能であろうという数字でございます。

ただ現実的に、この施設定員いっぱいいっぱいに入れると、恐らく保育としては、非常に子供の数が多すぎ、一定の面積に対して、子供の数がかなりぎちぎち入るような形になるのではないかと私どもは考えております。

成富牧男委員

今の説明は、だから、国はここまで最低基準でよかて言いようばってん、そいやったらやおいかんよということで、やはりそういう環境、保育の環境を考えて、余裕を持った定員にされたっちゃうことでいいですか。

私もそういう意味では、そういうことであれば、それぞれよく配慮された認可定員に、特に0歳、1歳、2歳、一番上の小鳩園で言うと、かなり余裕を持っている。

だから、そういう意味では、今、政府がちょっと2割増しじゃなかった、25%増し、定員の、「20%です」と呼ぶ者あり）20%やろ。20%を詰め込んでもいいっていうのはとんでもないということになりますよね、そういう立場から言えば。改めて申し上げときます。

それで例えば、さっきちょっとわかりにくいのが、保育士さんを確保すれば、第一義的には保育士確保の問題ですと言われましたけど、仮に、仮にですよ、小鳩園に照らして、その現瞬間のこの表で、保育士さんは何名必要だとかいうのは、やっぱり出ないんですか。出てこないんですか、これでもって。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

もうこの数だけで見ると、1名ふえれば、この21名の分は解消できるかと思いますが、先ほど申し上げたように、それではそのふえた1名が全く休みもとれない、シフトも1人でこ

なさなければならないような状況でございますので、プラスアルファにはなるかと思えます。

成富牧男委員

それは心配されずに、その人たちも含めて、ローテーションがそれで足りないならば、そういう方、短時間の勤務をできる人たちも含めて確保される、それは当然ですよ、と思いますが、どうですかね。

その予算がつくかつかんかは別として、考え方としては、そうすればいいわけでしょう。予算がただどねって問題を横に置いてけばですよ。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

予算につきましてはもう、十分確保しておりますので、むしろ賃金を、保育士確保できなかったために落としてしまっている現状でございますので、比較的、短時間勤務の保育士さんがいらっしゃれば、いつでも雇いたいと考えております。

成富牧男委員

それで結局、私の一般質問につながってくるわけですけども、やっぱり待遇面の問題が一番、それも認めてあったと思いますので、やはり予算がっちゅうのは、私が言ったのはそういう意味ですよ。保育士さんが集まってくるような予算を、やっぱり計上せんとだめだということだと思います。

終わります。

樋口伸一郎委員

すいません。今、その保育士さんの数の問題でずっとお話をされているんですけど、公立保育園においては、嘱託職員をふやして、保育士さんをたくさんふやしても、責任等の問題で担任さんは正規しかできないとかと思うんですよ。

ですから、僕の考えですけど、その数、待機児童の数を受け入れられないじゃなくて、簡単な話すると、正規職員さんが1人でもふえれば受け入れられると思っているんですよ。可能だと思っているんですよ、場所によっては、公立園4カ園ありますんで。

それで、仮に正規職員さん、1人、2人ふやしましたと仮定をすれば、現時点でも受け入れが可能となる児童が、少なくとも少しいるかなっていうふうに思うんですね。

ですから、やっぱそこら辺を、今回の決議を踏まえて、今後、検討していただきたいなというふうに思ってます。それについて御答弁があれば、いただいて終わります。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

正規保育士の配置につきましては、この認可定員の中で、全てのクラスに配置ができるような形で確保はしておりますので、今必要なのは、短時間の勤務をしていただける方、あるいは正規職員の有給休暇とか、そういったときにスポットで入っていただくような職員さん

の数が足りないということでございますので、今のところ、その正規職員の増員については考えてはいないところでございます。

成富牧男委員

本当に1点だけ。今の話、私大きな誤解してたみたいですけど、フルタイムは正規職員で足りているっていう意味ですか、最後に言われたのは。

私はフルタイムの職員も足りていない、その半分半分言われるやつが、半分ちゅうのは、フルタイム職員のうち、半分しか正規職員がいないちゅう意味だと思ったんですけど、さっきの話じゃ正規職員は大体間に合っておりますって言われましたけど、ちょっとそこだけ確認させてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

フルタイムの職員についても正規職員と非正規職員がおります。それで、各クラスにその役割として、保育とそれから管理的な、いろんな書類の作成であったりとか、クラス全体の責任とか、そういう職員については、全て正職員を配置をしているところでございます。

それで、保育の部分だけを担う、保育士の嘱託職員——フルタイムになりますけれども、そういった職員の配置としているところでございます。

その他、スポット的であったりとか、時間を区切った短時間での保育の補助につきましては、日々代替の職員を雇用しているところでございます。

成富牧男委員

質問要りませんけれども、フルタイムの職員が半分しかいないということがわかりました。

中川原豊志委員長

いいですか。

では、続きまして、文化芸術振興課からの報告をお願いします。

村山一成文化芸術振興課長

お手元にお配りしております監視カメラ位置と書きました資料でございます。

定住・交流センターに置きます監視カメラの数とのお尋ねに対しまして、提出をさせていただきます。

図面で1階から5階までの平面図のほうをお示ししておりますが、上が北、下が南というふうに御理解をいただきたいと思っております。

まず、全体の台数でございますが、1階から5階までに20台設置をしております。

1階が、済みません、黒い点で示したところが、カメラのマーク、それから、撮影方向でございます。1階が8台、2階が4台、3階が3台、4階が2台、5階が3台となります。

また、撮影時の有効画素数でございますが、48万画素でございます。

データの保存期間については、資料に記載のとおりでございます。

また、撮影方向に対しまして、10×10メートル、100平米ぐらいの範囲を撮影しているものでございまして、カメラは固定式でございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

これにつきまして、質疑があればお受けいたします。

国松敏昭委員

ちょっとこれ以外の、駅の虹の橋か。あの近くにも犯罪があつてつけたと。そしたら結局、機能しよらんですたいね、期限がどんぐらいの耐用年数か知らんけど。要するに、メンテばきちつとしておらんけんだということ。

それで、この話が出てきて、聞きたいことは、当然、動くものだし、機能するもんだから、この何年間という一つのあれはあるんですかね。

まずその、使用期間っちゅうか、もしくは、メンテが毎年必要とかって、そういう状況はどんなものになっていますか、このカメラは。

村山一成文化芸術振興課長

監視カメラにつきましては、委託業務の中で点検等を行っているところでございます。

一般的に、耐用期間といたしましては、6年から8年を目安にしております。

故障した場合、修理によりますことができましたらば修理で対応いたしますし、交換が必要な場合は、適時交換をいたしているところでございます。

国松敏昭委員

それで、メンテはどんなふうにやっているんでしょうか。きょう文化会館行って。

村山一成文化芸術振興課長

撮影画像等を確認していただきまして、不具合がないかどうかを点検していただいているところでございます。

国松敏昭委員

例えば、カメラごとによって違うのか、一括して半年点検とか、1年点検とかされているんですかという話ですけど。

村山一成文化芸術振興課長

一括して、年に数回の点検をしていただいているところで、「数回」と呼ぶ者あり）ちょっと、数をしっかり覚えておりませんので、申しわけございませんが、2回以上はしていただいていると思います。「年に2回以上。ちょっと、きちつと報告ば出してください」と呼

ぶ者あり) はい。

国松敏昭委員

具体的に。というのは、ほかのところ、先ほど駅の前の話をしましたけど、機能してないんじゃないかとか、もうほったらかしで、ただダミーみたいにもうほったらかして置いとくとかちゅう話も聞くわけですよ。

だから、こういうふうには、もちろん犯罪の抑止力なったり、何かあった場合に対応するための大事なもんじゃないですか、特に今の時代は。

そういうことで、やる以上、大事なことですだから、きちんと作動し、またそれが活用できるようなものにしておかなければいけないからと思って今、聞いているんですよ。

だから、その辺のこともきちっとね、カメラの機能と、またメンテと、それから、交換時期はいつなのかっていうのは、きちっとやっぱ把握すべきだと思うんで、あえて御質問させていただいておるということを認識してください。

村山一成文化芸術振興課長

今後、メンテナンスについてもきちんと把握して御報告できるようにいたします。

国松敏昭委員

それは資料として出していただけるのでしょうか。どういうふうなシステムになっているか、流れになっているか。

というのが、そういう不具合の不安も聞いているもんですから、とにかくやはり目を光らせないと、どうしても忘れがちとは言わないけど、本当の趣旨が逸脱するところが多々あるというふうに私も認識しているもんですからね。

中川原豊志委員長

では、委員会終了後にもなろうかと思いますが、国松議員の質問については、書面にて委員のほうに委員会終了後に提出をお願いするということによろしいですか。

村山一成文化芸術振興課長

御提出したいと思います。

中川原豊志委員長

よろしくをお願いします。

ほか、ございませんか。

では、次にスポーツ振興課のほうからの報告をお願いします。

古賀達也スポーツ振興課長

御依頼がございました平成27年度のスポーツ大会出場補助金の交付一覧表でございます。

10件で44人、79万9,946円を補助金として支出をいたしております。

簡単ですけども、説明とさせていただきます。以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

では、質疑がございましたら、発言をお願いします。

樋口伸一郎委員

資料の御提出ありがとうございます。

この件で1点だけお尋ねなんですけど、これを、できれば複数人数のところは団体さんですね、あと、1人で書いてあるところに関しては、個人をお聞きしていいのかわかんないですけど、その団体さんであったり、選手の出先っていうのがわかればありがたいんですけど。

これは、早急に資料とかは求めませんが、後からでもいただければ、あればいただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

古賀達也スポーツ振興課長

個人での申請であったり、団体での申請というふうになっております。

出場がダブルスであったり個人戦であったり、あと、団体での出場であったりいたしておりますので、申請等につきましては、ございますので、担当部署のほうでお見せすることは可能でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、よかったら御準備をいただいとって、とりに伺いますので。

よかったら、この出先がわかるようにしていただいおけばありがたいですけど、よろしいですか。

中川原豊志委員長

これは、個人情報にもなるかもしれませんので、文書で出すことっていうのは、できる、できないのであれば、もう閲覧をするというだけなのか。その辺の判断だけ、古賀課長、お願いします。

古賀達也スポーツ振興課長

団体等であれば、市長表敬とか、そういう全国大会出場で公開されている部分もございません。

個人等であれば、そういう部分もございますので、できましたら、担当部署のほうで閲覧していただければというふうに思っております。

以上でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

よろしいですか。

では、続きまして、市民協働推進課のほうからの説明をお願いします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

では、平成27年度のまちづくり推進センターの使用状況及び使用料収入額の内訳ということで、お手元に配付させていただいております資料につきまして、御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、市内のまちづくり推進センター本館、分館合わせまして12カ所ございますけれども、施設ごとに利用件数、使用人数ということで、減免がある場合、一部減免の場合、全額減免の場合ということで、こちらの表のほうに示させていただいております。

右手のほうには、そのそれぞれのまちづくり推進センターの使用料収入額の合計額を記載しているところでございます。

簡単ですが御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この件につきまして、質問ございましたら、発言をお願いします。

成富牧男委員

質問というよりも、ちょっと1点ですけれども、ありがとうございます。

こういうふういきちと出ておるわけですね。願わくば、最後の使用料収入額るところに、本来やったら、例えば一番上やったら、どれぐらいあるのかわかりませんが、100万円入るところがとか、減免なしと仮定した場合、幾ら入るのか。そして、減免で幾らマイナスなるとか、そこら辺がわかると、なおいいなと思いました。

それで、ぜひこれは村山課長のほうに、こういうふうに出そうと思えば、きちとしたやつが出るわけですから、文化芸術振興課の使用料、ホール使用料、諸室使用料などについても、こういう形で、次回からは出せるようにしていただきたいと思います。

見とらんっちゃろ、後で見せてもらってください。

以上です。

中川原豊志委員長

答弁、いいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

資料、ありがとうございました。

1点だけ、これ教えていただきたいんですけど、金額等とか人数とかじゃなくて、一番上なんですけど、減免なしと一部減免、全額減免、これの、まず基準ていうか、ラインっていうか、ちょっと教えて、簡単にちょっと御説明いただければっていうのが1点。

その主な、減免なしで対応されている、全部じゃなくていいんですけど、一つ二つですね、減免なしの団体は、例えばこういった団体ですと。

一部減免の団体さんは、例えばこういう団体さんですっていうのを、一つ二つでいいです、例を挙げていただければと思うんですけど。

よろしく願いいたします。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず減免なしと記させていただいてるものにつきましては、さまざまな活動、趣味ですとかのサークルの方々がまちづくり推進センターを御利用いただいております。その方々からの使用料収入ということになります。

それと、一部減免でございますけれども、こちらにつきましては、もともとそのまちづくり推進センターで主催事業で行ってございました講座等がございますけれども、その講座につきまして、一定、その参加される方等が固定をしておりますと、自主的な講座ということで、それぞれのサークルをつくっていただくようなことをしております。

また新しい講座等もその後にまたつくっていくこともできますし、そうした場合に、3年間でございますけれども、30%の使用料の減免ということで御利用いただくというような運用をしておりますので、その方々の分が一部減免ということになります。

あとは、市のほうで名義後援等をさせていただいた後援団体、市の補助金を使って行われている事業等につきましても、一部減免の対象となって——その場合は半額なんですけれども、一部減免となってまいります。

全額の減免といいますのは、例えば、市が共催をさせていただく、それと市が委託をさせていただいているところと、もう1つは、市が主催ということで行っている事業等にまちづくり推進センターを利用した場合に全額減免となります。例えば、特定健康診査など、まちづくり推進センターのほうで行いますと、こちらにつきましては全額減免という取り扱いを行っているところでございます。

以上です。（「もう1個は、1つずつで、主だったものでいいので」と呼ぶ者あり）

主な団体といたしましては、先ほど申し上げました自主的なサークルに移行されておられるところにつきましては、鳥栖のまちづくり推進センターで編み物教室というのをされておられまして、そちらのほうは一部減免という対象になっております。

あと、鳥栖北のまちづくり推進センターにつきまして、男の料理教室同好会というのをされておられまして、そちらのほうも一部減免という形で対応させていただいているところでございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

最後に確認で質問は終わりますけど、この一部減免のところ、30%軽減、50%軽減があるということなんですけど、大まかな考え方としては、先ほど挙げていただいた編み物教室や男の料理教室でしたかね、そういったものは、後々これが定着化することで、サークルに移行していくっていう考え方でいいとですか。

宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

もともとはまちづくり推進センターのほうで主催をしていた講座がございまして、参加者の方がある程度固定をしてきたと。それで、その講師の先生を中心として、サークルとして自主的に行っていただくべく、引き続き活動していただける団体につきましてということで、そういった減免の対象とさせていただいたところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

いいですか。

では続いて、国保年金課のほうからいいですか。後期高齢者医療の分で。

税務課。口頭だけやろう。

青木博美税務課長

税務課で後期高齢の不納欠損額と収入未済額について説明させていただきます。

まず、不納欠損額でございますけれども、117万9,002円。これは現年課税分と滞納繰越分がでございます。

現年課税分1万6,100円につきましては、件数としては1件。

不納欠損の理由としまして、地方税法第15条の7第1項第1号及び第5項によりまして、滞納処分の執行停止及び不納欠損としたものでございます。

次の2番、滞納繰越分116万2,902円でございますが、これは件数としては97件。

欠損の理由としましては、後期高齢者医療の徴収金等につきましては、高齢者の医療に関する法律第160条によりまして、時効期限が2年となっております。

その時効期限を迎えたものが、時効消滅に伴い、不納欠損となったものでございます。

次に、収入未償額897万849円でございますが、現年課税分405万3,497円が件数としては427件となっております。

滞納繰越分491万7,352円につきましては、件数が263件となっております。

以上でございます。（「どこば言いよとかな。ああ、ここの資料。ページば書きちゃなかつたけん」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

後期高齢者の決算書の。（「286ページ」と呼ぶ者あり）

説明が終わりましたけれども。（「いやいや、だから、きちっと、もうちょっと詳しく。その、見当たっているのはどこやろうかって」と呼ぶ者あり）（「説明したやん。1回説明したやん」と呼ぶ者あり）（「いやいや、だから」と呼ぶ者あり）（「資料ば持って」と呼ぶ者あり）（「資料」と呼ぶ者あり）国松議員が質問されたところでしょう。（「私が質問したところ。その数字は、そこの部分は」と呼ぶ者あり）

再度、ちょっと、よろしいですか。（「ちょっと、休憩して」と呼ぶ者あり）（「この数字が変わったちゅうこと。これは、何の」と呼ぶ者あり）

ちょっと、休憩します。

午後0時休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後0時開議

中川原豊志委員長

再開します。

質疑がございましたら、お受けします。

よろしいですか。いいですか。

あと、資料のほうはございませんけれども、審議の中で特殊勤務手当等の説明ということで、税務課のほうからあっておったと思いますが、よろしいですか。

青木博美税務課長

成富議員から質問がございました特殊勤務手当についてでございますけれども、特殊勤務手当は、勤務内容の特殊性を考慮して支給されるもので、税務手当につきましては、業務内容が実質的に専門職的なものでありますが、給与については、一般の職員と同様でありますことから、勤務の特殊性により支給されているものでございます。

成富牧男委員

そうかいなっていうふうな感じはしました、今の答えで。むしろ、一定期間の拘束時間が恒常的に、例えば半年なら半年、ほとんど土日も含めて出勤せないかん状態が続くとか、そこら辺に着目されとるならまだわかりますけど、今のお話では、ちょっとよく理解できませんでした。だけど、もう答えはいいです。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

何かございますか。よろしいですか。

では、以上で追加資料関係の説明を終わります。

暫時休憩します。

午後0時2分休憩

oo

午後1時7分開議

中川原豊志委員長

再開します。

oo

総括

中川原豊志委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通して総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

私のほうから2点、御尋ねをします。

1点目は、提出いただいた全日本同和会の決算等の資料についてでございますが、あの資料は原本ではないようですけれども、内容的には原本に基づいて、それを忠実にああいう形で所管のほうで作成されたと。

原本どおりってということでよろしゅうございますか。一応確認です。

吉田忠典社会福祉課長

委員会のほうにお出しした資料につきましては、原本に記載された内容を忠実に写しとって、私どもの作成した資料でございます。

成富牧男委員

議員がわかりやすいように打ち直していただいたというふうに理解しておきます。

それで、続けていいですか、もう1点。

中川原豊志委員長

どうぞ。

成富牧男委員

もう1点は、大分やりとりもした、いわゆる総計予算主義の件ですけれども、そのやりとりの最中、ほかの議員からは、もう大概ではっきりせんかいつちゅう声も出ました。半分は私が聞いたと思いますけど。要は、それはもうそのとおりなんですよ。

言っていたように、もう私にしてみれば、平成21年の12月議会以来ずっと、その関連するところでは言ってきました。そういう問題です。

ですから、私としては早く、もうけりをつけてほしいという、それで、皆さんもそうだと思います。

そこで提案なんですけれども、いずれにしろ、この決算委員会というのが、9月定例会の中に組み込まれたのは、次の当初予算、平成29年度予算に反映、なるべく反映できるようにということがありました。

ですから、申し上げたいのは、もうそろそろ決着をつける意味で、ぜひ県とか国のしかるべき担当のところに、個別具体的に検討をする必要がありますと言われると思いますので、この個別の具体的な事例をもって、県なり国のほうに問い合わせをして、3月当初予算のときに、12月でもいいですよ、3月までには少なくとも、こうこうこうで、今までどおりでこうだったので、今までどおりさせていただきますとか、仰せのとおりだったので、もし、万が一そういうものもあるならば、それはそれとして、御指摘のとおりだったので、こうしましたとか。

いろいろあると思いますので、反映できるように、答えが出せるように、3月の当初予算の中でしていただきたいと。

このことについては、1つは文化事業協会の性格をどう捉えるかというのもあると思います。

一つあるのは、文化事業協会の人件費の分だけは、補助金として歳入すれば、それはもう固定するわけですから、不安定になることはありません。そして、あとの分を例えば委託とか。

いろいろ、私が言わんでもやり方は皆さん御存じだと思いますので、ぜひそういうことも含めてお願いしたいと思いますが。一言、部長のほう、お願いしましょうか。

詫間 聡健康福祉みらい部長

成富委員の、総計予算主義の関係についての御質問でございます。

委員御指摘いただいておりますとおり、国、県等の指導との関係等の中でございますけれども、具体的に今年度入りまして、県の市町支援課等との協議等は実際に行ってきたところでございます。

そういった経緯の中で、具体的に総計予算主義に反するのかっていうところについては、まだ結論に至っていないのが現状でございます。

今後、庁内関係部署との協議関係、あと、他市町、県内いろんな状況の調査研究等も必要ということになっております。

委員の御指摘のとおり、今後の予算の計上についてということでございますので、今後、ある程度の見通しを立てられるよう、努力はしてまいりたいというところで御答弁とさせていただきます。

成富牧男委員

わかりました。

結構です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

国松敏昭委員

1点だけです。

民生費全体、監査委員の御指摘もありますが、全体の38.8%、前年比で3.7ポイントの増ということで、これは本当に、本市だけじゃなくて、全国的な課題だと思いますが、民生費が膨らんできていると。

昨年比較しますと、昨年が、平成26年度の決算では、35.1%の予算であったと。そういう

ことで、今後心配されることは、この民生費への対応、今後どのように考え、民生費をどうやって健全なる予算執行の中でお考えなのか。方向性というか、そういうのが持ち合わせてあれば、教えていただきたいし、これ本当に、全国的に、また、もちろん各自治体もそうでございますが、本当にこれをどうするのかは大きな課題だと思います。

もう1点は、国保税のことで御質問しましたように、こういう社会情勢の中で、これはもう、高齢化なればなるほど、また、諸般の事情の中で、大変なこの課題だというふうに私も認識しているし、皆さんもそうだと思います。

そういうことで、その辺も踏まえて、本当に今後の民生費のあり方、方向性、もしくは、どういうことが、どういう展開が必要なのかという、その辺の見解がお聞きできましたら、お答えをいただきたいと思います。

詮問 聡健康福祉みらい部長

国松委員の、民生費の今後の動向についてという御質問でございます。

今決算委員会の中での民生費の占める割合ということは、冒頭の挨拶の中で申し上げたところでございます。

そういった個別的、それぞれの事業のもとでの審査をいただいた中で、予算科目の中、費目の中で扶助費の項目、障害者福祉から児童福祉、児童手当、生活保護、扶助費の関係、トータルしますと40億円にのぼっておるところでございます。

こういった扶助費の伸びでも40億円というふうな予算規模になって決算をやっているところでございます。ここ数年来の本市における予算規模の全体的なもの、おおむね250億円ぐらいで推移をしているものかということで認識しております。

確かに、国の福祉政策の中で、国庫補助、県の補助、あと鳥栖市の単独での予算の構成になっておると認識しております。国におければ2分の1、県におければ4分の1とか。10分の10の補助関係等もありますけれども、確かに本市の一般財源の投入ということが年々ふえてきておるものかなというふうには認識をしています。

その中で、地方交付税等の財源措置等もある中で、一般財源等で賄っているということで、財政基盤の関係の確立が必要なのかなと。

そういった意味で、本市において、市税関係の一般財源等が50%を超えるというふうなところもありますけれども、今後、国の動向の中で、国の施策の中での、こういった民生費の中での扶助費となるかなということでございますので、本市だけでは解決できない面、並びに国、県等の動向を見ながら今後、対応していくということで、健全な財政運営等に努めていかなければならないというふうな認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

橋本有功市民環境部長

国民健康保険につきましては、審査の中でも御説明申し上げましたように、本市はやはり11億円を超える累積赤字があるという点は十分踏まえながら、業務の適正化、それから収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険につきましては、御承知のとおり、全国的な制度の課題でございまして、これについては、平成30年度を目途に広域化ということで進んでおります。

国のほうも、消費税増税分を1,700億円ずつ、合計で3,400億円を回すという形で、国保の恒常的な部分を少しでも補えるような形をとりたいということでの財源の補填を言っていたいております。

制度も含めまして、当然、国のほうも、今後このまま広域化が順調に進むような形で、見直しも含めて、検討をさらに進めていただけるのではないかと考えております。

自治体である鳥栖市といたしましても、鳥栖市としての課題もございまして、それらをなんとかクリアできるように鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、総括的にございましたら。

よろしいですか。

私のほうから、じゃあ1点よかですか。

今回の決算関係、いろいろ議論させてもらったんですけども、結構、内容的には、委託されている業務というのがかなり多くあったかに見受けられまして、老人福祉費の中でも食の自立支援とかでお話をさせてもらったんですけども、委託先等が固定化しているところに随契で出されているところもかなりあったかなというふうに思います。

環境のほうにもあろうかと思えますし、そういったところにつきましては、どうしてもそこに固定化する必要があるというのもあるかもしれませんが、やはり公募的に入札をすとかいう方法できるところも、本当はもっとあるんじゃないかなという感じがします。

ですから、今後につきましては、そういったところについて、やはり公正に公募をかけて、入札をすとかいうふうなことができるようなところについては、柔軟な対応をしていただきたいというふうに要望をしておきたいというふうに思います。

ほか、ございませんか。

樋口伸一郎委員

1点だけです。

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

まず、議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、認定することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がございますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分につきましては、認定することに決しました。



議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について採決を行います。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第27号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定については、認定することに決しました。



議案乙第28号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

てというのが、左側の表面のほうを見ていただきますと、まず通知カードがございまして、その下の部分に申請書、申請される方のデータ等が入っております。

それで、切り取り線のすぐ上辺りにQRコードが載っておりますけれども、このQRコードを証明写真機の読み取り機にかざすことで、マイナンバーとは異なります23けたの数字、申請書IDというものなんですけれども、これがJ-LISに送られて、その数字からJ-LISが申請者を判断するというものでございまして、マイナンバーが送られるっていうことはございません。

申請者IDにつきましては、通知カードの下の切り取り線のやや下あたりに申請者IDという23けたの数字があるかと思っておりますけれども、そのデータが送られるっていうことでございましたので、おわびして訂正させていただきます。

申しわけございませんでした。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

質疑等ございますか。よろしいですか。

では、次に、先日、鳥栖市内で発見されておりますセアカゴケグモ関連の対応報告を行いたい旨申し出がっておりますので、お受けしたいと思っております。

まず、資料の提出をお願いします。

〔資料配付〕

ありがとうございます。

では、資料に関しまして説明をお願いいたします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

鳥栖市内で発見されました、特定外来生物に指定されておりますセアカゴケグモにつきまして、委員の皆様も報道等で御承知のことと存じますが、発見状況等について御報告申し上げます。

佐賀県が去る9月28日付けでプレスリリースしておりますこの資料に基づきまして、御説明を申し上げますけれども、資料の一番下の県内の発見状況についてごらんいただければと思います。

このうち、鳥栖市内におきましては、平成22年2月に成虫1匹が発見されました後、しばらくその発見の報告はありませんでしたが、昨年4月にJR貨物構内の側溝から発見され、それが本年度に入りまして、8月には姫方の鳥栖流通業務団地内の会社敷地から成虫10匹と卵のう17個が発見されたのを皮切りにいたしまして、その後、同団地内で別の会社敷地から

も数回にわたって確認をされております。

9月23日には、市内の集合住宅の排気ダクトから2匹が発見され、住宅敷地からの発見ということで、これは県内で初めてということでありまして、県のほうがプレスリリースをしたところでした。

また、今回は保育所ということから再度プレスリリースがなされたところでございます。

具体的に報道がありました市内の保育所とは、原町の市立保育所、白鳩園でございまして、職員が園舎北側にあります屋外洗い場でセアカゴケグモ1匹を発見いたしました。

このため、環境対策課及びこども育成課の職員におきまして、園舎周りや園舎建物内の調査をいたしましたが、ほかにセアカゴケグモは発見されておられません。

市では、白鳩園の保護者の皆様に対し、セアカゴケグモ1匹が園舎敷地内で発見されたことをお知らせするとともに、ほかの市内の保育所、幼稚園及び小・中学校に対しても情報提供を行いまして、注意喚起を行ったところでございます。

また、これまで基里地区や鳥栖地区の発見場所周辺の住民の皆様に対しましては、注意喚起のチラシを回覧するなどの対応とったところでございます。

今後のセアカゴケグモに対する対応でございますけれども、福岡市の例でいきますと、毎月千数百匹という数のセアカゴケグモが発見をされておりますことから、福岡市においては、もうプレスリリース等を行わず、ホームページ上で発券場所や発見した数を知らせるとともに、対処法などを紹介するなどの対応をとっているようでございます。

特定外来生物を担当する県の有明海再生自然環境課、並びに鳥栖保健福祉事務所では、鳥栖地域においては、かなりの広範囲にセアカゴケグモが定着している可能性が高いというふうな見方をしておきまして、今後、プレスリリースのあり方や注意喚起の広報等につきましても、検討していくということでございますので、鳥栖市としましても、県と合わせて情報交換をしながら、今後は情報発信をしていきたいというふうに考えております。

以上で御報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、御質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

樋口伸一郎委員

質問というか、お願いごとといいますか、御提案になるんですけど、私も考えていて、鳥栖市の中でも結構、ゴキブリを例にしちゃいけないと思うんですけど、もうこれだけの事例があるということは、多分、見えないところまで数えよったら、想像できないくらいは広がっているっていう考え方も持っていたほうがいいのかなど、個人的には思っていました。

それで、御提案なんですけど、子供が通う学校とか、保育園とかいろいろな場所で、ちょっと一部の先生方とかにもお聞きしたんですけど、情報交換であったり、出てきた場所の情報の提供とかはもちろんのことなんですけど、例に挙げてみますと、遠足等とかに行ったときに、子供たちを連れて行くじゃないですか、いろんなどころとかに、これ一例なんですけど、その場所で、仮にそのクモに刺されましたとかのもう刺された上での万が一の想定もしたほうがよくないかなっていうふうに考えていたんですね。

例えば、じゃあ刺されましたってなったときに、その子供たちをまずどうするのか、どこかの病院に連れていくのかとか、場合によっては、緊急を要する場合に、まず学校の校長先生に連絡しようとか、間違った判断がないように、もしも刺された場合の、子供たちによっては、虫が好きな子って、ついついこう、冷やかしに行ったり、さわったりする子もいるかもしれないので。

そうした万が一刺されたときの子供たちの対応、まず先生に言うとかであったり、まず先生方の一番先にとるべき行動とか、また、学校の対応とか、もしくは行政側の対応であったりっていう、簡単なマニュアルでもいいんで、何か鳥栖市としてまずできることっていうのを想定の中に入れて、今までは注意喚起っていう御説明あったんですけど、それに刺されたときの啓発とか、そういったのもあったら、万が一のときの対応もスムーズになるんじゃないかなっていうふうに考えていましたので。

それはちょっと御提案として、この場を借りまして申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども。そのあたりについて、ちょっと御所見等伺えればと思います。

質問は終わりです。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

こういう場所で発見されましたというのと合わせて、実際にかまれたときの対処方法とか、かまれたときの症状などについても一応、小・中学校のほうとかには情報の提供はしております。

これだけ生息しておるといようなことが、この卵のうと書いてありますけれども、この卵のうに200から400匹ぐらいのクモが入っていると、実際のところですね。だから、かなりの数があるんじゃないかなろうかという話でございます。

そうしますと、各学校には、そういうことで情報提供をしながら、その対処方法についても、定期的に、情報の提供をしていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ぜひ、できる範囲で、今現在のところはできる範囲になりましようけれども、それで取り組んでいていただきたいと思います。

例えば、公立保育所4カ園持っていますので、そこであったり、小学校であったり、できるところであれば、連携している病院であったり、対応可能かどうかというところも含めて、検討していただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。（「こい、場所はどこかい。ここまで書いとるなら、全部具体的に言うてんか」と呼ぶ者あり）

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

場所については、ちょっと民間会社については言ってくれるなというようなことでございます。

この集合住宅については、具体的にはつばさ鳥栖と。藤木町のつばさ鳥栖が、去る9月23日、24日に発見されたところがつばさ鳥栖でございます。

あとは、ちょっと流通業務団地内の会社ということで、御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。（「大体、どこかわかろうたい、こりゃ。どこの会社こっちゃい」と呼ぶ者あり）

質問ですか。

一回休憩します。

午後1時37分休憩



午後1時44分開議

中川原豊志委員長

再開します。

議案外の報告でございますが、以上で終わります。



鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊞

